

令和2年第1回定例会会議録目次

会期日程	.....	1
第1号（3月5日）（木曜日）		
1. 開 会	.....	5
1. 開 議	.....	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	令和2年度施政方針説明	6
1. 日程第 6	一般質問	17
	<b>広 田 勉 議員</b>	17
	教育について	
	水耕栽培について	
	農業施策について	
	介護政策について	
	施政方針について	
	（尚学校教育課長、福教育長、高城農林水産課長、 高岡町長、豊島介護福祉課長、福耕地課長、 政田企画課長、新田住民生活課長、亀澤建設課長、 茂岡社会教育課長）	
	<b>木 原 良 治 議員</b>	43
	ふるさと納税について	
	教育行政について	
	新庁舎建設について	
	（政田企画課長、高岡町長、尚学校教育課長、 福教育長、幸野副町長、向井総務課長）	
	<b>是 枝 孝太郎 議員</b>	57
	教育振興と子育て支援について	
	農業振興について	
	社会資本整備事業について	
	鹿児島県町村振興について	

(尚学校教育課長、福教育長、高岡町長、  
豊島介護福祉課長、福耕地課長、亀澤建設課長、  
政田企画課長)

1. 散 会	73
--------	----

第2号(3月6日)(金曜日)

1. 開 議	77
--------	----

1. 日程第 1 一般質問	77
---------------	----

幸 千恵子 議員	77
----------	----

新型コロナウイルス肺炎対策について

受精卵センターについて

新庁舎建設について

クリーンセンターについて

地球温暖化問題について

町道の白線について

(安田健康増進課長、向井総務課長、

茂岡社会教育課長、尚学校教育課長、

新田住民生活課長、福教育長、豊島介護福祉課長、

高岡町長、高城農林水産課長、幸野副町長、

亀澤建設課長、政田企画課長、福耕地課長)

勇 元 勝 雄 議員	121
------------	-----

子育て支援について

庁舎建て替えについて

金見ソテツトンネルの整備について

アマミノクロウサギ被害の補償について

農政について

町有地の管理について

(高岡町長、安田健康増進課長、尚学校教育課長、

茂岡社会教育課長、向井総務課長、幸野副町長、

秋丸地域営業課長、亀澤建設課長、

高城農林水産課長、高岡町長、向井総務課長)

竹 山 成 浩 議員	145
------------	-----

商業振興について

定期航路の欠航・抜港について

依存症について

東天城クリニックの今後について

東天城中校舎建て替えについて

(秋丸地域営業課長、高岡町長、亀澤建設課長、  
向井総務課長、尚学校教育課長、政田企画課長、  
安田健康増進課長、茂岡社会教育課長、  
芝花徳支所長)

植木厚吉議員 ..... 159

サトウキビ生産の現状について

(高城農林水産課長、高岡町長、福耕地課長、  
向井総務課長、茂岡社会教育課長)

1. 散会 ..... 170

第3号(3月9日)(月曜日)

1. 開議 ..... 174

1. 日程第 1 議案第 4号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定に  
ついて ..... 174

1. 日程第 2 議案第 5号 徳之島町出産祝金支給条例の制定について ... 175

1. 日程第 3 議案第 6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制  
定について ..... 177

1. 日程第 4 議案第 7号 徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償条例の廃止  
について ..... 178

1. 日程第 5 議案第 8号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例につい  
て ..... 179

1. 日程第 6 議案第 9号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する  
条例について ..... 180

1. 日程第 7 議案第 10号 徳之島町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例  
について ..... 181

1. 日程第 8 議案第 11号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正  
する条例 ..... 182

1. 日程第 9 議案第 12号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例につ

		いて	183
1. 日程第10	議案第13号	総合整備計画の一部変更について	184
1. 日程第11	議案第14号	過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	185
1. 日程第12	議案第15号	徳之島町町道の認定について	187
1. 日程第13	議案第16号	徳之島町町道の延長の変更について	187
1. 日程第14	議案第17号	令和元年度一般会計補正予算（第5号）について	188
1. 日程第15	議案第18号	令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	208
1. 日程第16	議案第19号	令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	209
1. 日程第17	議案第20号	令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	210
1. 日程第18	議案第21号	令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	211
1. 日程第19	議案第22号	令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	213
1. 日程第20	議案第23号	令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	215
1. 日程第21	議案第24号	令和2年度一般会計歳入歳出予算について	216
1. 日程第22	議案第25号	令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	216
1. 日程第23	議案第26号	令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について	216
1. 日程第24	議案第27号	令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	216
1. 日程第25	議案第28号	令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について	216
1. 日程第26	議案第29号	令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	216
1. 日程第27	議案第30号	令和2年度水道事業会計歳入歳出予算について	216

1. 日程第 28	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	219
1. 日程第 29		議員派遣の件	220
1. 散 会			220
第 4 号 (3 月 13 日) (金曜日)			
1. 開 議			223
1. 日程第 1	議案第 24 号	令和 2 年度一般会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 2	議案第 25 号	令和 2 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 3	議案第 26 号	令和 2 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 4	議案第 27 号	令和 2 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 5	議案第 28 号	令和 2 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 6	議案第 29 号	令和 2 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 7	議案第 30 号	令和 2 年度水道事業会計歳入歳出予算について	223
1. 日程第 8	議案第 31 号	副町長の選任について	231
1. 日程第 9	陳情第 2 号	東天城中学校「新校舎」建設促進についての陳情書	233
1. 日程第 10		委員会の閉会中の継続審査の申し出について	234
1. 日程第 11		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	234
1. 閉 会			235



# 令和2年第1回徳之島町議会定例会

## 会期日程



令和2年第1回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和2年3月5日開会～令和2年3月13日閉会 会期9日間

月	日	曜日	会議別	日程
3	5	木	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○令和2年度施政方針の説明 ○一般質問（広田・木原・是枝）3名
	6	金	本会議	○一般質問（幸・勇元・竹山・植木）4名
	7	土	休 会	
	8	日	休 会	
	9	月	本会議	○条例・補正予算等審議・採決 ○令和2年度当初予算上程（特別委員会設置、付託） ○各常任委員会
	10	火	委員会	○予算審査特別委員会
	11	水	委員会	○予算審査特別委員会
	12	木	休 会	
	13	金	本会議	○委員長報告 ○閉会



# 令和2年第1回徳之島町議会定例会

第1日

令和2年3月5日



令和2年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和2年3月5日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 令和2年度施政方針説明

○日程第 6 一般質問

広田 勉 議員

木原 良治 議員

是枝孝太郎 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから令和2年第1回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番宮之原順子議員、10番是枝孝太郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から、令和2年1月分、令和2年2月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は、事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。  
これで、諸般の報告を終わります。

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

##### ○町長（高岡秀規君）

主な詳細につきましては、お手元に配付してありますので、主なものを申し上げます。

12月18日から12月19日、令和元年度鹿児島県奄美地域離島航空路線の協議会に出席、1月4日から1月の6日、公明党の奄美ティダ委員会に出席。その際に、国保会計、無電柱化、ギガスクールについての意見・要望をしております。

1月の17日から1月の18日、令和元年度第2回鹿児島県離島振興協議会臨時総会に出席、離島緊急医療意見交換会及び謝恩会に出席。

1月の29日から1月の31日、台風発生時等における離島の物流に関する対策会議に出席、第14回B I S T R O下水道推進戦略チーム会合に出席、徳之島町子ども・子育て会議視察研修に出席。

2月の12日から2月の15日、第5回奄美保健医療圏地域構想調整会議に出席、市町村長会、その他の各種会議に出席。「SDGs未来都市徳之島」キックオフシンポジウム、東京にて行っております。出席しております。

2月の19日から2月の24日、鹿児島県町村ICT・IoT利活用推進協議会先進地視察研修会に出席、令和元年度鹿児島県の浄化槽セミナー、その他の会議に出席しております。第8回、とくの島観光・物産フェア、東京都にて開催され、出席しております。

以上で、行政報告を終わります。

##### ○議長（池山富良君）

これで、行政報告を終わります。

#### △ 日程第5 令和2年度施政方針説明

##### ○議長（池山富良君）

日程第5、令和2年度施政方針説明を行います。

##### ○町長（高岡秀規君）

令和2年度の施政方針を申し上げます。

令和2年第1回徳之島町議会定例会の開催にあたり、町政に臨む所信を申し上げるとともに、令和2年度徳之島町一般会計予算案及び特別会計予算案、関連議案を提出し、町民の皆様方並

びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年度の一般会計予算案の総額は、歳入及び歳出それぞれ95億2,930万円となっており、前年度と比較いたしますと30%増となっております。歳入歳出の主な事柄といたしましては、町民の交流・防災拠点の中心となる新庁舎建設事業、若い世代の定住促進・集落活性化に向けた花徳第二団地の建設事業、多世代間の交流・住民の健康増進を推進する亀津児童公園遊具設置事業、家庭における子育て支援とした出産祝い金の支給等になります。

それでは、第5次徳之島町総合計画に掲げる「人と自然が輝きみんなで紡ぐきらめきのまち」の実現と地域のさらなる発展に向け、総合計画内の6つの基本計画に沿って、令和元年度事業実績及び令和2年度の事業施策を申し上げます。

まず、令和元年度事業実績及び令和2年度事業施策。

1、人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくり。

農・畜産業の振興。

島の主幹産業であります農・畜産業の振興に向け、農業形成の安定と高度化を目指してさまざまな施策を展開して農家の所得向上に努めます。

新規就農者の支援につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する青年や経営開始直後の新規就農者に対し、経営が確立するまで総合的な支援を引き続き行います。

農業者の高齢化や後継者不足による人と農地の問題については、話し合い活動による新規就農者の確保、地域の中心となる経営体の掘り起こしや農地中間管理機構の活用促進を図り、人・農地プランの実質化に向けた関係機関・団体とのさらなる連携を強化、重点地区での計画的な取り組みを推進することで農地の有効利用に努めます。

また、高齢化が進む中で、徳之島では農作業受委託組織が確立されておらず、適期管理が行われていないことから、組織を立ち上げるとともに、事業を活用した機械等の導入を図ることで、省力化と単収の向上に努めます。

サトウキビの生産につきましては、病虫害対策といたしまして、ツマジロクサヨトウ被害に対する増産基金が発動されたことから、肥料や殺虫剤等の購入費助成事業を実施しております。令和2年度においても、サトウキビの病虫害対策に取り組み、予防・早期発見に努めてまいります。

平成30年産のサトウキビの収穫実績では、収穫面積1,114ヘクタール、単収4,074キログラム、生産量4万5,367トンとなりました。令和7年産目標生産量を7万692トンを目指し、各種支援事業の継続による生産拡大を目指します。

鳥獣被害対策事業では、イノシシやカラスによる農作物被害の低減を図るべく、捕獲圧の向上に努めるとともに、捕獲従事者の不足・高齢化対策といたしまして、新規狩猟免許取得者の方に助成を行うほか、ICTを活用した捕獲機材を導入するなど、効率的な有害鳥獣駆除・捕

獲に取り組みます。

園芸の振興においては、北部地域に建設した研修施設において、現在2名が研修しており、トマトを一部店舗で販売するなど、園芸に必要な技術の習得支援を図っております。令和2年度では、ICT・IoT等を活用した先端技術の実証等を行い、農家の抱える問題の解決方法を検証していくとともに、市場ニーズの把握と消費者の消費動向を調査し、生産と販売の拡大に努めます。

柑橘等におきましては、農業生産物の安心・安全を目的に、国の植物防疫法に基づき、柑橘類の重要病害であるカンキツグリーンング病の被害軽減と未発生地域への蔓延を防止し、感染樹の伐採等により令和4年度末までの根絶に努めてまいります。

畜産の振興におきましては、鹿児島大学共同獣医学部との連携強化を重ね、町内の畜産農家の繁殖牛に優良血統受精卵を移植し、生まれた子牛を自家保留または販売することにより、繁殖雌牛の維持及び優良雌牛の増頭を図ります。このほか、優良雌牛の維持や増頭を行う畜産農家に優良雌牛自家導入事業等の助成を行い、畜産農家の所得向上に努めます。

土層改良や畑かん施設整備を行う農業の基盤整備事業では、10地区において県営畑地帯総合整備事業を実施することで、水利用効果を最大限に活かした収量と品質の安定化を目指していきます。

農業水利施設の保全事業といたしましては、施設の老朽化による突発的な故障を防ぐため、施設及び周辺機器の更新を第一神嶺地区・第一花徳地区の2地区で実施いたします。

農地水環境保全対策では、多面的機能交付金事業を町内10組織で引き続き実施いたします。地域が創意工夫を凝らし、生態系や美しい景観を良好な状態で保全し、地域共同による農村環境の保全活動や地域資源の適切な保管理により、集落を支える体制の強化を図ります。

地産地消推進については、幅広い世代を対象とした食文化継承の推進や日本型食生活の普及促進、農林漁業体験を通じた食や農業への理解促進、地域の農産物等を活用したイベントの開催及び食育の普及促進を図るため、食育アドバイザーによる講演会を開催いたします。

林業の振興について。

林業の振興に向けては、県産材の利用を促進し、森林の保全に対する町民の意識の醸成を図ることを目的に、木のあふれる街づくり事業を活用した木製品の整備をいたしました。令和2年度におきましても、町内各小学校を対象に県産材の机、椅子を整備いたします。

水産業の振興について。

離島漁業の再生に向けて、集落協定に基づき種苗放流、藻場造成、アサリ再生、お魚祭等への出店等、漁場の生産力の向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを支援いたします。

海洋環境の保全にあたっては、サンゴの天敵でありますオニヒトデの重点的な駆除を実施し、

モニタリングによりサングの生息状況調査を実施いたします。また、現在進めていますサングの移植につきましても、継続することでサング礁の回復、海洋環境の保全を図ります。

商業の振興について。

地元中小企業の経営支援を目的とする商工会育成事業やプレミアム商品券の発行に対する助成を継続することで、消費者の購買意欲向上による島内消費拡大を図ります。

企業支援では、先端設備導入計画の認定を2事業者が受けたことで、税制面や金融面での支援措置を活用できることとなり、設備投資に結びつきました。引き続き、先端設備導入計画の認定を支援し、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業等の補助金申請に結びつくよう努めてまいります。

このほか、農林水産物等輸送コスト支援事業の対象品目に加工品が加えられたことにより、焼酎などの輸送費の軽減が図られました。引き続き、事業者の生産拡大・販路開拓となるよう、輸送コスト支援事業を推進いたします。

観光の振興について。

観光の振興におきましては、豊かな自然環境の保護と活用の両立を図るための基本施策となる観光振興基本計画の策定に取り組みました。令和2年度におきましては、観光振興基本計画に基づく観光地整備や附帯設備の修復・改修を行い、観光客の満足度の向上を目指します。

受け入れ態勢の充実に向けては、奄美群島広域事務組合及び島内3町が連携をし、エコツアーリズムの推進及びエコツアーガイドの育成に継続的に取り組みます。

北部地区の観光振興に向けては、ジビエカフェとうぐらを拠点とする体験型観光ビジネスといたしまして、農業体験等のアクティビティ開発に取り組みました。令和2年度は、新たな観光ビジネスのモデル地域であります金見地区をバックアップするとともに、持続的な活力ある集落づくりを実現するための施策を推進し、北部地域の産業支援や雇用増大に努めます。

令和元年度の北部地区におけるにぎわいの創出では、母間地区で実施した第2回東天城祭り、手々地区を中心としたミュージカルキャンプや夏の短期留学等の都市農村交流事業を実施いたしました。令和2年度は、花徳地区で行われる東天城祭り等の地域主導で行われる行事を支援するとともに、都市農村交流事業を先導して取り組んできた北部シマづくり推進隊の起業化に向けた活動を支援いたします。

新たな産業創出と雇用の確保について。

徳之島町総合食品加工センター美農里館では、農家の所得向上と雇用確保に向けて、島内で生産された材料を活用した特産品の製造と販売に取り組んでいます。今後の販売促進に当たっては、既存の取引先との連携強化を図り、九州、関東、関西地区で開催される物産展等や商談会での営業活動を積極的に行い、販路拡大に努めます。

地方創生推進事業では、地域再生計画「島の生業創出とみらい創り人材育成計画」に基づき、

島内外企業・大学生・高校生による共創を進め、対話による地域課題解決・魅力発揮に取り組みました。大学生と高校生の連携による地域活性化プロジェクトの創出や、Webデザイン等のクリエイティブ分野での外貨獲得が可能な仕組みを構築するなど、新規分野での事業化を推進しています。令和2年度では、「第2期徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、持続可能な開発目標であるSDGsの達成やSociety5.0の推進について、横断的に押し進めます。

首都圏の大学との連携では、域学連携事業として、武蔵野大学等との連携による関係人口創出を目的とした学外学修プログラム「徳之島プロジェクト」を実施します。長期農業体験及び法人のブランドステートメント作成、人と自然の関係性をライフヒストリーから描き出す「SDGs未来都市『徳之島』海と山と生きるシマの文化取材フィールドワーク」に取り組みます。

地域おこし協力隊事業では、北部のシマづくり推進隊、手々地区ふるさと留学センター館長及び環境教育分野3名のバックアップを行い、令和2年度から起業型地域おこし協力隊を配置し、若い世代のUターン起業を目指します。

心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくり。

健康・医療の充実について。

国保健康事業では、平成30年度より開始した国民健康保険制度の見直しによる県内の統一の方針に伴い、令和2年度に徳之島町が県へ納める納付金が前年度より増加します。町としましては、増額する医療費の削減に向けて、定期健診受診の呼びかけを行うとともに、健康な体づくりの推進や重症化予防等、あらゆる事業を通して医療費の適正化を図ります。

徳之島町の特定健診受診率は平成30年度が36.9%であり、年代別では特に40歳代の受診率が低く、65歳未満の死亡割合が県内でも高く、健診未受診者が重症化するケースがあります。また、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合が全国・県と比較して高いことから、対象に応じた効果的な受診勧奨を実施するなど、楽しく健康になれるよう、行動変容を促す仕組みづくりを推進いたします。

私たちの健康を左右する食生活では、生活習慣病の予防の観点から、徳之島町食育推進計画をもとに、町民の意識を高め、食生活の改善や地産地消等の食育を通して、心と身体が健やかになれるよう、食育関係組織と連携して取り組みます。

子供から高齢者まで、健やかに過ごせるまちづくりに向けて、食と運動、地域のつながりづくり等を総合的に進め、各組織や関係団体で行っている取り組みを展開させることで、より多くの町民が主体的に健康づくりに取り組めるまちづくりを推進いたします。

高齢者福祉の充実について。

高齢者福祉充実にあたっては、長寿健診や医療データに基づいた訪問指導を積極的に行い、重症化予防や適正受診等の促進を図るとともに、75歳以上の後期高齢者となる方々を対象とし

た健康づくりを開催するなど、高齢者の健康意識の実態把握に努めました。

令和2年度においても、高齢者一人一人のきめ細やかな実態把握に努め、生涯現役のまちづくりを目指し、地域特性に応じた健康づくりを強化します。

包括的支援事業では、医療・介護関係者の連携体制の充実や各種ボランティア・認知症サポーターの養成を実施し、高齢者の方が認知症や医療介護が必要となった場合でも、安心して住み慣れた地域での生活を続けていく事ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

障がい者福祉の充実について。

平成30年度に作成した「障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」の運用では、令和2年度が最終年度となるため、目標の達成を目指すとともに、障がい者を介護する家族等の心身の負担軽減を図ります。また、各協議会との連携・協力を継続し、障がいのある人もない人も共に生きる島づくりの推進に努めます。

子育て支援・児童福祉の充実について。

子育て支援では、従来の母子保健事業に妊娠・出産包括支援事業を加え、安心・安全な出産ができるよう、さまざまな支援を行っております。開設2年目を迎える子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から出生・子育て期に至るまでの途切れのない支援体制の構築を目指し、子どもの健やかな成長と保護者支援のために各種事業を展開しており、産婦健診・産後ケア事業の導入など、妊産婦が安心・安全に出産を迎え、産後も心身ともに安心して過ごせるよう支援いたします。また、医療機関等との連携強化を図り、地域でのよりよい支援体制の検討と構築に取り組みます。

全身の健康保持に重要な役割を果たす清潔な口内環境の維持にあたっては、歯科保健事業といたしまして、乳幼児期からの生涯を通した歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により心身ともに健やかで心豊かな生活ができるよう、フッ化物洗口の普及啓発等の各種事業を実施いたします。

少子化対策事業では、出産時の負担軽減及び家庭における良好な子育て環境の整備を目的に、令和2年度より出産祝い金の支給を開始いたします。

豊かな自然と安全安心な生活が調和する環境社会づくりについて。

自然環境・生態系の保護・保全について。

自然環境の保全に向けては、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した海岸の美化等をはじめとする環境保全、国立公園内または周辺地域の外来種駆除など、さまざまな施策を行っております。

学校教育における総合的学習の時間を活用した環境教育では、学校周辺に流れる河川に生息する生き物と水質を調べることで、子どもの頃からの環境保全意識の啓発を図るなど、人材の

育成に取り組んでいます。令和2年度では、取り組む学校を増やすとともに、周辺の住民との協同による河川を中心とした環境保全に取り組みます。

平成28年度より実施していますノラネコのTNR事業では、これまでに2,000頭を超えるノラネコの不妊去勢手術を行っており、希少種のモニタリング結果にその効果が現われてきました。しかしながら、放し飼いや不適正な飼養により、希少種の捕食被害も未だに発生していることから、引き続き適正な飼養を呼びかけ、希少種の保全を図ります。

本年7月には、日本で5番目となる世界自然遺産登録が期待されていることから、その価値を後世へと引き継ぐべく、自然体験イベントや世界自然遺産シンポジウムを開催することで、地域住民の自然保護に対する意識の醸成に努めます。

循環型社会の推進について。

大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで限りある資源を有効に活用するため、ごみ減量化の啓発活動や関係機関との協力体制の確立を図り、生ごみの堆肥化等ごみの減量化・資源化を推進いたします。

リサイクルの促進では、海上輸送費の助成を行い、リサイクル率を高めるとともに、不法投棄の発生防止に努めます。

地域防災の充実について。

多種多様な災害が発生する中、地域は自分たちで守るという隣保協同の精神と連帯感に基づく地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要となっており、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成、強化を図ります。

現在のアナログ式防災行政無線が令和4年11月末をもって使用できなくなることから、デジタル式防災行政無線の整備に向けて取り組みます。また、防災メールの登録促進を図り、関係機関と連携しながら総合的な防災体制の確立、自主防災組織の育成強化及び防災意識の向上に努めます。

交通安全の推進について。

交通安全対策については、関係機関と連携した交通安全対策の推進や街頭指導を行うなど、交通安全意識を啓発するとともに、災害共済制度への加入促進や通学路等における歩行者の安全な通路の確保、ロードミラーやガードレール等のハード面の整備、交通安全教室などのソフト面での強化に努めます。

防犯体制の充実について。

犯罪のない安全・安心で明るく住みよい地域社会づくりのために、警察署や防犯協会、自主防犯ボランティア団体等との緊密な連携を図りながら、防犯意識の向上のために普及活動を行います。

消費者被害防止では、鹿児島県消費者行政活性化補助金を活用した啓発資料の全戸配布や弁護士相談会を開催するなど、消費者被害の未然防止を図っています。消費者の安全と安心を確保するため、消費者行政の機能を維持します。

誰もが快適に暮らし続けられる、人に優しいまちづくりについて。

道路・交通網の整備・充実。

社会資本整備事業を活用して、火葬場ゆくい堂までの道路の改良工事、亀津中央線の調査・測量・設計、橋梁長寿明化計画に基づく橋梁の補修工事を行いました。令和2年度においては、亀津中央線のカラー舗装等の道路改良工事、亀津19号線の道路拡幅工事のための用地買収や建物補償、老朽化が進む橋梁の必要に応じた改修工事を行います。

住環境の充実について。

公営住宅整備事業では、花徳2団地の木造平屋1棟2戸の新築を行いました。令和2年度では、木造平屋2棟4戸の新築を行い、子育て世帯が安心して快適に生活できる住宅の確保を図ります。また、尾母2団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟2戸の非現地建替事業、内千川住宅の鉄筋コンクリート造2階建て1棟4戸の現地建替事業を行うなど、世代のニーズに対応した住宅の整備・住環境の向上を図ります。

公営住宅等ストック総合改善事業では、亀徳九年母団地1棟6戸・港ヶ丘団地1棟6戸の外壁改修・給水管取替工事を実施し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、長寿明化を図ります。

上下水道の整備。

上水道事業では、安定した水道供給のため、亀徳第2浄水場の場内整備を行いました。

簡易水道事業においては、花徳・南部の配水池築造、轟木地区・金見地区での配水管の布設替え、山地区での導水管・配水管の布設替え及び山第2浄水場と手々浄水場の場内整備を行いました。令和2年度では、浄水場事業と簡易水道事業の統合により、南部から尾母までの送水管の布設替えを行うほか、共木屋原のステンレスタンクから亀津南区の高台までの配水管の整備事業を計画し、亀津浄水場の更新に向けた取り組みを推進いたします。

下水道事業では、亀津中央通りをはじめ4区域において管路工事を行うなど、下水道の使用可能区域を拡大しています。引き続き、周辺区域の整備を進め、下水道整備による快適な生活環境づくりや河川の汚濁防止に努めます。また、地方創生事業を活用した前処理施設の建設では、令和2年度末の運用開始を目標に整備を行います。

思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくりについて。

学校教育の充実。

本町の全般的な教育の推進については、令和元年度に総合教育会議等で策定した徳之島町教育大綱及び教育振興基本計画に基づき、具体的に取り組めます。

学校教育の充実にあたっては、学校施設の環境整備として、小学校4カ所、中学校4カ所への空調設置等を行うほか、長寿明化計画策定に向けて学校施設の点検・診断評価を行いました。令和2年度においても、段階的な空調設置を行い、快適な学習環境の整備を図ります。

令和2年度から始まる小学校におけるプログラミング教育必修化に向けては、プログラミング学習が円滑に進むよう必要教材の整備を行い、児童や教員のプログラミング学習を支援することで知識と技能を深めました。令和2年度では、必要教材の整備や外部講師の派遣だけではなく、研修会等を開催し、教員の指導力向上に取り組みます。

I C Tを活用した指導法改善推進事業では、北部地区の4つの小学校をつなぎ遠隔合同授業を行ったほか、タブレット端末の導入や学習支援ソフトの活用など、子どもたちの主体的な学習姿勢や多様な学習形態から学力の定着を図りました。令和2年度は、政府主導のG I G Aスクール構想において、校内L A N整備や1人1台のコンピューター端末整備など、I C T環境整備が加速することが予想されることから、町内全域において、I C T活用による情報活用能力の育成や確かな学力の向上に努めます。

幼小中学校再編については、引き続き、学校再編検討委員会で子どもたちに望ましい教育環境を提供するという観点から、総合的な検討を行います。また、合宿型のふるさと留学制度として、手々地区ふるさと留学センターへの留学生の受け入れを継続し、小規模校の児童減少を解消するとともに、地区の活性化を図ります。

家庭教育の充実について。

家庭教育での学習の充実を図るため、学士村塾・向学塾等の学習の機会を設けており、学士村塾では120名、向学塾では141名の児童生徒の自学自習定着と学力向上を図りました。令和2年度には、学士村塾でも一部プログラミング学習を取り入れるほか、向学塾での遠隔授業システムを用いた学習を取り入れ、きめ細やかな学習環境の整備を図ります。

家庭教育の支援といたしましては、家庭教育支援員の配置や各学校での家庭教育学級の開設により、保護者の相談の場、学習の情報を提供してきました。地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を目指し、地域と連携した学びの機会や家庭教育支援に取り組みます。

青少年健全育成の推進について。

青少年育成では、青少年育成町民会議において、青少年が健全に成長していくための地域づくりを推進しています。「早寝・早起き・朝ごはん」「ボランティア清掃等への参加」「スマホ等の適切な使用」の3項目に取り組み、青少年の健全な育成に努めます。

中学生及び高校生で組織されたジュニア・リーダークラブでは、子どもたちの資質向上のための研修や交流活動等を通して、地域活動を自主的に行う未来のリーダーの育成に努めています。

令和元年度より実施している首都圏での大手企業等への訪問や職場体験を行うインターンシ

ップ教育では、都市部での生活や職業学習等の経験を通して、将来設計や進路選択を具体的に考えるなど、子どもたちの視野を広げる機会を設けました。令和2年度は、関西圏での大手企業等への訪問や職場体験を行い、活力に満ちた若者の育成に取り組めます。

国際交流事業では、中学生をアメリカ合衆国へ派遣し、現地大学等での語学研修やホストファミリーとのふれ合いを通し、広い視野を育むとともに、異なる環境下での生き抜く力を育てました。将来的には海外留学や英語学習に興味のある町内在住の高校生を対象に、海外語学研修プログラム事業を展開することで、将来の町の重要な人材として、大きな夢に向かい挑戦し、夢の実現に向け努力する学生を育成します。

スポーツアイランド推進事業では、町内の体育施設でのスポーツ競技の合宿やキャンプの誘致を実施しており、空手道やバレーボール選手による教室や講演会を開催いたしました。現在、スポーツ合宿が冬季に集中していることから、夏季における合宿等を誘致することで、多種多様な種目のスポーツ振興を推進いたします。

芸術文化活動では、子ども芸術鑑賞事業として、小学校4年生以上を対象とした劇団四季「こころの劇場」を実施し、普段見ることのない舞台芸術を体感することで、創造性と心の豊かさの育みに寄与しています。中学生においては、文化庁の文化芸術による子どもの育成事業を活用した音楽・演劇・舞踊・伝統芸能といった幅広い分野の芸術鑑賞を行います。

生涯学習・生涯スポーツ活動の推進について。

令和2年10月3日から第75回国民体育大会かごしま国体・第20回全国障がい者スポーツ大会かごしま大会が開催されます。本町においても、8月17日に炬火リレー、8月22日にデモンストレーション競技してふれあいグラウンド・ゴルフ競技を開催します。両イベントを通じて、町民が大会の果たす役割やスポーツの意義について考える機会づくりを推進するとともに、生涯スポーツの機運醸成を図ります。

公民館講座では、年々受講生が減少傾向にありますが、令和2年度においては、新規講座の開講・町ウェブサイト等を活用した広報活動を行い、町民の生涯学習の意欲向上を図ります。

郷土文化の継承・活用について。

文化財の保存・活用については、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用し、沿岸・水中を含めた埋蔵文化財分布調査を実施するほか、町指定文化財を新たに1件指定しました。令和2年度からは、新たに2年間、学校や地域等と連携しながら、島口に関する調査や普及活動を実施します。

郷土資料の収集等については、文化財保護審議委員や町民等と連携し、さらなる資料の収集・保管に取り組むほか、体験学習講座や企画展の開催を通じて、文化財保護に関する理解を深めます。

町誌編さん事業では、2023年3月までに通史編、地域編、自然編、その後に町誌の簡易版を

刊行することを目標に、集落住民への聞き取り等の調査を開始しています。引き続き、全専門部会を開催し、進捗状況の確認や内容の再検討を行うとともに、集落調査等を継続します。

みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくりについて。

男女共同参画社会の推進。

町が率先して女性職員の活躍を推進するため、「特定事業主行動計画」を策定し、女性職員が働きやすい環境を整えることを目標に取り組んでいます。また、令和2年度においても、鹿児島県から任命された男女共同参画推進員と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

行財政運営の効率化。

住民サービスの根幹をなす自主財源の確保においては、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の賦課及び法人税、たばこ税の申告納税を促進し、各種町税の公平公正な賦課に努めます。

徴収業務では、納期内納付の推進や納税意識の啓発活動、納税機会の拡大を図ります。また、納税者の公平性を保つため、滞納処分の強化にも取り組みます。

ふるさと思いやり基金推進事業では、昨年度に引き続き、本町出身者を含めた全国の皆様に、本町の想いと魅力ある特産品を積極的にPRしました。令和2年度も、徳之島町の事業に賛同していただき、徳之島ファンの増加を図ります。

むすびに。

「地方にこそ、チャンスがある」。

世界に誇る生物多様性を育む地の利を生かした特色ある施策を展開するには、皆様の協力が不可欠であります。町のさらなる発展には、この島に暮らす私たち一人一人が先見の明を持たなければなりません。先送りでは、次の世代への責任を果たすことができません。

失敗を恐れるのではなく、信念を貫き、仮に失敗をしたとしても、取り組みが無駄だったと考えるのではなく、何が足りなかったかを精査し、再起する姿勢を持ち続けなければなりません。

成功事例を作るには、独創的な発想だけではなく、謙虚に粘り強く続ける忍耐であると私は考えます。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催の年に、人類共通の財産である世界遺産の仲間入りを果たす徳之島を、輝く次の世代に引き継ぐため、皆様、ともにスタートを切ろうではありませんか。

令和2年度の町政に全力で取り組み、学び、暮らし、働き、集う全ての人が、自助・共助・公助・近助の中で、個性と創造力を発揮するまちづくりの実現に向け、町民の皆様、議会の皆様のご指導、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます、令和2年度の施政方針といたしま

す。

○議長（池山富良君）

以上で、施政方針説明を終わります。

しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第6 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第6、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許可します。

○11番（広田 勉君）

おはようございます。

ある人が言っておりましたが、昨年の暮れの除夜の鐘は107回だったと。あと1回はレバノンからゴーンと来たと。日本の法務大臣もなめられたもので、いまだ逮捕できずにいると。ゴーンの件もそうだけど、12月議会で私は言いましたが、ここへ来て、ようやく秘書3人が逮捕された。連座性で代議士もやめざるを得ないと思うけども、もう何カ月も過ぎていると、このような調子では大変です。政府がこのような体たらくですから、我々、地方議会がよほどしっかり頑張らなくちゃいけない時代になったと、気を引き締めて頑張りましょう。

11番広田勉が、通告の5項目についてお尋ねいたします。

まず、教育行政についてでございますが、着工をするまで何回もお聞きしますと通告してありますので、お聞きいたしますけども、今回の施政方針に学校再編成検討委員会とありますが、恐らく東天城中学校は関係ないと私は思っています。東天城中学校と山小学校に関して、12月議会からどのような進展がございましたか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

東天城中学校の校舎建て替えにおきましては、12月の27日に学校のほうでPTA、地元の有識者が集まり、準備委員会で協議をいたしたそうです。あと1月23日に新庁舎建設基本計画検討委員会を開催し、現在の場所に老朽化が進む校舎の早期建築をとということで決まり、また、2月の7日に町長、議会議長、教育長のもとへ陳情書の提出がありました。2月26日に第2回目の校舎新築基本検討委員会がもたれたと聞いております。

教育委員会としましても、当局と協議して、建設推進委員会の設立、基本設計などを進めていきたいと思ひます。また、山小学校につきましては、現在、学校教育課で策定を進めている学校施設の劣化状況等を把握し、中長期的な改修・整備を計画的に行う学校施設等長寿明化計画に基づいて検討していきたいと思ひています。

○11番（広田 勉君）

今、東天城中学校が現在の場所というのは、その校舎がある場所なのか、その一角なのか、そういう具体的な話はないよね。

○学校教育課長（尚 康典君）

今、聞いているのは、現在の場所と聞いているんですけど、実際、今ある校舎の場所というか、今ある場所を利用してつくるということで、多分その詳しい内容はまだこちらのほうには来ていませんので、ちょっと理解できていません。すみません。

○11番（広田 勉君）

創立以来50周年までに、今の校舎は3回水に浸かっているという状況でありますので、恐らくあの場所につくることはないと思ひ、あのところに。場所というか、今現在ある校舎があるところにはつくらないと思ひます。とにかく、もう少し進められないかなと思ひますよ。その両校の状況を一番知っておられる尚課長と福教育長がおられて、その進捗状況は少し遅いんじゃないかな。例えば、基本設計なんかは、ぱぱぱぱと頼めばできるはずなんですよ。例えば、どこそこにすればどうなのかとかね、いろいろありますので、そういったもの等もつくってさえおけば、後はどういうふうにして予算を組み立てるかは、それは町当局との交渉になると思ひますけども、やっぱり基本設計とか、そういったものに対して、早急に進めていく状況をしていただきたいと思ひただけだね。

○学校教育課長（尚 康典君）

今、議員がおっしゃったように、基本設計は早目に進めていかないと、本当に困っていますので、東天城中学校は建設するという方向で進んでいますので、早い段階で基本設計とかをして、場所の選定も今、中学校の校舎新築基本計画検討委員会のほうから陳情書も上がってきていますので、また、そちらのほうとも協議して進めていきたいと思ひます。

○11番（広田 勉君）

今の状況でいくと、70周年記念も迎えざるを得なくなるような状況ですけども、以前、植木議員も写真を提示しながら建て替えの必要性を訴えた。また、あすも竹山議員のほうから具体的に建てかえの必要性を示すと思ひるので、具体的な御答弁を、私にはいいですから、次にお願ひします。

次に、以前、亀津中学校で給食費未納問題の検討委員会がありましたけど、今は給食未納は改善されて、なくなっておるのかどうなのか、状況はいかがでしょう。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

3月3日現在におきまして、令和元年度分の未納額が7名で金額にして15万6,000円、過年度分の未納額が4名で金額にして10万9,297円あります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大体この原因はわかりませんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

すみません、原因のほうは、ちょっと把握はしていないんですけど、すみません。

○11番（広田 勉君）

私は前PTA会長をしていたもんですから、その監査をやっていたんですね、給食費の。それで、ずっとその中で対策をどうするかと、校長先生なんかとずっと進めながらやってきた経緯があるもんだから、小学校から払わない子は中学校も払いません。大体そういうけいれつになってきているんですね。

だから、それは意識の問題だなあというふうに思ったりするんですけども。学校納入金等マニュアルとか、こういうのも宮崎市の市教が出したりしているんですけどね。

7名というのは、非常に少なくはなっていると、当時から比べると。当時はものすごい額だったんです。校長先生に、自分も一緒に回りましょうかと。家庭訪問しましょうかと言うたこともあるんです。それぐらい数が多かったんですよ。それで、7名という、すごく努力しているなというふうに思っております。

しかし、この解決方法として、最近では児童数も減っているので、給食費を自治体の歳入として扱って、公会計に移行を検討してはどうかと。今、移行する自治体は、平成28年度には小中学校の4割に増えてきておると。中央教育審議会が昨年、未払い金の督促を初め、給食費の徴収管理は学校以外で担うべき業務であると打ち出したと。そして、これを受けて、文科省は、昨年7月31日付の通知で、学校給食費の公会計化の取り組みを一層推進するように求めてきているはずなんです。ですので、本町も学校事務の軽減等を考えると、この公会計を取り入れてもいいんじゃないかと思うんです。いかがでしょう。

○学校教育課長（尚 康典君）

今、議員がおっしゃるとおり、文科省のほうからも、全国の地方公共団体に公会計化を推進するよという通知も来ていますし、また、働き方改革の中でも、教員の業務負担の軽減に向けて行うよと言われていていますんで、その学校給食の公会計化につきましては、システム化の予算及び、また業務の人件費等も含めて問題もあり、実際、準備期間も二、三年必要かとは思いますが、財務、電算のほうとも協議して、今後、調査して進めていきたいと思ってい

ます。

○11番（広田 勉君）

恐らく教材費の未納なんていうのは聞いていないですか。

○教育長（福 宏人君）

詳しい数字については、ちょっとあれなんですけど、給食費とともに、教材費の未納についても、各学校での実態としてあります。

ただ、就学支援員も含めて、家庭的にどうしても、先ほど意識の問題というのもございましたが、それについては、各学校でその未納については、いろんな督促をお願いしたり、そういったような取り組みをして、各学校とも年々減っているような現状です、児童生徒数が今減っておりますので。今後これにつきましても、教材費については、経験上、1学期、2学期払えない分はもう3学期にまとめて払うとか、そういう保護者の実態等もいろいろございますので、また保護者のそういったものも含めて、未納がないように、また進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

以前旅行会社におった関係上、修学旅行なんかをする場合、金をまあまあ、徳之島のほうは全額補助で修学旅行に行けるんですけど、名瀬なんかは、全額父兄負担ですので。6年生の子が持ってこない子がおって、それを、あんたは持ってこないから来るなど言えんもんだから、先生が立てかえて行って、ずっと持ってこないと。それで6年生の担任にはなりたくないというふうな風潮が、ずっと以前はあったんですね。

そういったこともありますので、この給食費に関しては、非常に努力して7名ということで、亀徳4名、いや、小学校。（「いや、亀津中です、全部」と呼ぶ者あり）亀津、全部。わかりました。すみません。

ほとんど未納は亀津小中学校だった、当時はね。そういったことで、公会計のほうになるべく移行していく方向で、ちょっと検討していただけたらというふうに思います。

次に、奨学金貧乏というのは、聞いたことはございませんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

現在、教育委員会が管轄する奨学資金は、高校生が対象の一般奨学資金と月額1万円と農業大学と、あと大学の農林水産学部の大学生を対象にしている特別奨学金の月2万円とかがあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今、都会でも、若い方なんかが大学へ行くのに奨学金をいっぱいいただいて、いざ卒業したものの、就職が非常に、両極端なんですよね、金をいっぱいもらえる職業と、もう生活ぎりぎりの職業というふうなことで、ぎりぎりの職業の人たちが非常に多くて、この奨学金が返せないというふうな人たちがいっぱいいらっしゃるかと。

今の徳之島町の、今、言われた高校の対応をされている、そして医学部今、対応されているんですけども、この制度をもう少し拡充して、国内外の難関大学や大学院まで対象に入れて、向学心のある子供たちの応援を考えられないかということなただけ。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

教育委員会といたしましても、向学心のある子供たちがいることは、本当に町はうれしいことでもありますし、応援もしてあげたいと思いますが、それでも予算も伴うことでありますので、奨学金の運用に関しては、教育委員会と町当局とも協議して、検討していきたいと思えます。

#### ○11番（広田 勉君）

ぜひこれを進めてもらいたいと思うんですよ。それで、去年の2月、平井鹿児島大学の副学長がゼミの大学院生8名、徳之島に連れてきて、私はちょっと島の案内をしたんですけども、その8名中6名が中国人で、日本の国立大学で日本人はたった、まあまあこのゼミだけの関係だけだね、8名のうち2名しか日本人はいないと。あと6名は中国の方々が一生懸命勉強していると。やっぱり中国が伸びるというのは、ようわかります。世界中に留学生を出している。韓国も世界中に留学生を出している。

沖縄が復帰する前、同じように沖縄から国費留学生というのがあって、各日本の医学部のほうに大部の方々が在籍していたと。いまだ沖縄の医療レベルは高いのは、その後の医師研修をアメリカに渡ってほとんどやるととか、そういったことで沖縄の医療レベルは非常に高いんです。鹿大の大学に行くと、ほとんど台湾、韓国、中国の人たちがすごく数が多いというふうなことです。日本人ももっともっと勉強してもらって、もっと向学心を持っている子供たちに対しては、全て応援してあげて、勉強できる体制をつくってもらえたらなあと。

山口県の萩市は、幕末にイギリスに渡って勉強した伊藤博文など、長州五傑にならって、海外でも活躍できる子供を育てると、返還不要の奨学金、これは難関大学ですよ、もう誰でもじゃないですよ。奨学金を毎年130万、入学準備金30万支給しています。

やねだんという鹿屋の集落がございますんですけども、私は何年前、あそこへ行ってきたんですけど、やっぱりそこでも、やねだんの子供たちが大学へ行く場合は、やねだんの奨学資金を、100万ぐらいじゃなかったかな、支給しているんですよ。それで、最近ちょっとちらっと聞いた話では、奨学金をもらって生活をしているんですけど、鹿児島に戻ってきたら、奨学金

を返さなくてもいい制度があるやに聞いているが、そういう話、聞いたことはありませんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

今、うちらがやっている農業大学の農林水産学部の大学生対象事業は、自営農家として島に帰ってきて3年従事した者は、返済を免除という形にはなっています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

とにかく全部で応援してあげて、明治維新のとき、大体奄美の連中というか、龍郷の人達は、大体200人ぐらい東京で留学というか、勉強をしておったというふうな記録があるんですけどね。やっぱりそれぐらい一生懸命みんながしたものだから、島のお偉い方がいっぱい出ているというふうに私は思っているんですけども。

そういう意味で、とにかく人材をいかにつくるか。この奨学金制度なんかは、非常に応援してあげて、難関大学なんか通った人には、そういうふうにしていただくというふうな制度を早急につくっていただきたいというふうに思います。

次に、水耕栽培についてですが、当初の目的、運営はどのような計画、企画でしたでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

水耕栽培を行っている植物工場についてですが、当初計画の目的は、障害者、高齢者の就業と雇用の創出及び水耕栽培によって得られたデータの収集、普及を目的としています。

運営については、障害者雇用を目的としていることから、町内にある社会福祉関係施設及び障害者の雇用が可能な会社から公募し、運営主体を決定しております。

応募者の状況に応じ、障害者就労支援A型、B型、就労移行サービスも応募可能として募集し、将来的には、障害者就労支援A型を目指すこととしておりました。技術指導については、役場職員とともに運営主体において、人員を確保し、安定的な指導体制を構築することとなっています。

施設につきましては、運営主体には有償または無償で長期貸与し、運営主体において維持管理することとなっております。

生産物は、島内向けの、特に葉物を中心とした生鮮野菜で、販売先は島内のスーパー、宿泊施設、給食提供施設等々と企画されております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今、これA型を目指すと書いていますが、これ最初から何型と決まっておったんじゃないかなかったですか。

○農林水産課長（高城博也君）

当時の資料を見ますと、A型を目指すという、公募のほうは、そういうふうな形でしているということでもあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大体、今、生産として、どれぐらい葉物がつくられておるのか。

○農林水産課長（高城博也君）

中心はハウレンソウになります。水菜等も生産して、出荷しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

量は。

○農林水産課長（高城博也君）

量は、ちょっと待ってください。

○11番（広田 勉君）

じゃ、その生産されているその量、そして、その売り上げ、そういうのは全部あると思うんですけども、私が以前聞いたのは、向こうで団体がつくったら、それを役場職員が売るというふうな形態があると聞いていたんだけど、それはそのままよろしいんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

2番目の質問でよろしいですかね。今どのような運営形態で、当初の計画どおりかということについてお答えいたしたいと思います。

現在、業務委託のほうは、障害者就労支援B型の形態でやっております。現在は令和2年度実績で年間7トン、189キロをやっておりまして、売り上げにつきましては、平成30年度実績で年間227万7,325円となっております。

これに関しては、植物工場の作業スタッフ数も利用者数も、日によって変動があるということで、現在、委託先のあまみ徳之島絆ファームに植物工場の施設管理業務を委託しておりますが、人数のほうは、支援施設のスタッフ及び利用者は約10名程度が利用しているということがあります。

当初の平成30年度までは、町が率先して関与して、一緒になって販売のほうもやっておりました。なかなか町のほうで進める中で、やはり民間の主体性を取り入れて、積極的に営業、販売を促すということで、やはり委託先と協議した結果、売り上げに関しては、どうしても利用者さんのほうに還元したいと、そのまま売り上げが伸びていけば、賃金として全て利用者さんに還元するというふうな意向がありましたので、できれば施設管理維持に関しては、役場等が保障して管理していくと。営業に関しては、売り上げに関して、伸びれば利用者さんに還元で

きるわけですから、そういった意味も含めまして、31年度、令和元年度からこの収益等のものを向こうのほうでやっていけるように、現在は営業、販売等も運営主体のほうにお任せしているところであります。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

そうしましたら、作りから売りまで全部一括して委託されておるといふうな受け取り方でよろしいですね。

そうすると、平成25年度に植物工場本体管理等ということで4,951万あまりでつくり、それからずっと来ているんですけども、資料がなかったから、ちょっと見ていないんだけど。それで、31年度に当初予算で委託料が360万、事業費等を計上して、さらにことしの当初予算を見ると、委託料が420万、60万も上がったわけ、31年度より、去年より。31年の決算はまだ9月ですから、どうかかわらんけども、開設からこの役場の支出と売り上げの収支、どのようになっているのか。それで、31年度、そして令和2年度、当初予算には、収入予測ちゅうんかな、大体これぐらい売り上げが入るだろうというふうなことを、前の分は書いてあったけど、これには書いていない、31年度のものも書いていないし、これも書いていないけども、完全に向こうに移行したのかなというふうに思っておるんだけど、その辺どうでしょうか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、委託先と協議の上、令和元年度の委託料は420万、これは以前、議会のほうでもご説明したように、そのときには勇元議員さんのほうからご質問があつて、このままで委託料がなるのかというふうな話がありましたので、それも含めた協議した結果、420万に補正で引き上げております。現在、当初で420万で計上したのは、令和元年度、平成31年度の現状の委託料であります。

その委託料には、30年度までは町の収入となっていた売り上げを、令和元年度より受託者の収入ということとしておりますので、令和2年度の当初予算には収入を計上してありません。

その理由としては、先ほど説明したように、民間のメリットを生かした経営と営業で、単価や生産品目累計の見直しを行い、販売量の増加を図ることで売り上げを伸ばし、それを直接収入として障害者雇用に反映し、運営の安定を図ろうと、委託先と協議を行い、計画したところであります。

今後、建物の維持管理に係る修繕や火災保険料、台風等のための重機・機械借り上げなどをはじめ、町がサポートしていきたいと考えておりますので、細かく委託先と協議を重ね、運営の安定に努めたいと思っております。

年間委託料を払う段階で、令和元年度からなんですけれども、四半期ごとの支払いによって

報告はその都度受けておりますので、そのときに委託先と常に協議を重ねて、何が不足しているか等をやった上で、運営の安定に努めたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

当初ね、こういう物をつくるという副町長からの説明を受けたときに、非常に利益は上がるんだというふうなことで我々はお聞きしているんですけども。

去年もことしも420万を委託料としてあげて、いつまで、これはあげるわけですか、永遠に。

○農林水産課長（高城博也君）

委託料については、運営を保障するというふうな形で、この施設がもうできてしまっているわけですから、固定経費というふうな形で捉えて、420万である程度、そのまま行くことになります。売り上げに関しては、民間のほうに、こういうふうなアイデアを、こうやって累計の見直しとか、そこら辺をお願いしましたので、伸びていくと。雇用者のほうに関しては、利用者さんに対しては、その伸びた分に関しては反映されるというふうな方向をとる意味で、今回、令和元年度よりそういうふうな形にしております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

いま一つわからんですけど、物がある、頼む、作ってくれと、420万渡す、はい、わかりました。物をつくりました。できました。売りました。収入が入ってきます。商売や、向こうも。役場はずっと420万、毎年毎年、頑張ってくださいと、金をあげて。どこかちょっとおかしい、違うかな。

○農林水産課長（高城博也君）

それは、固定経費というのは、電気代とか、そこにかかわる光熱費等々、もろもろに420万かかるということで。そのもうけ分に関しては、あちらのほうでやっていただくというふうな形で、それを雇用者のほうに反映するという、賃金のほうに反映するということです。

ですから、あの施設にかかわる固定経費、ずっと続けていく、運営をやっていく形でやる分に関しては、町のほうで、以前質問があったときには、やりましょうというふうな形でやっておりますので。もし万が一、売り上げが伸びて、そういうふうな形であれば、そのときにまた協議を重ねていく必要があるのではないかなと思っておりますけれども、現在やはりものが障害者施設ということで、支援施設というふうな形をとっておりますので、町のほうとしては、手厚い形で委託を進めていきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

どうも私は納得できないんですけど、名瀬のこのレントがやっているこのコンテナも、この間行って、いろいろお話を聞いてきました。ここはレタスだけ、つくっているのは。電気代はも

のすごく要ります。経費がすごくかかっています。それで、大体1株150円で売れたら何とか行けると。しかし、150円でどうも売れそうにないみたいなことを言っていたんですね。それですと難儀していると。完全なる密閉型でLED照明をつけて、冷暖房完備で、毎日大体80個ぐらい栽培して出荷しているようなことをおっしゃっていました。2人でやっています。天候、台風がこようが何しようが生産できますし、虫の影響もないから、しかも無農薬でもあるし、安心して非常にいいんだけど、やっぱりコストが高くつくというふうになっているわけですね。

徳之島町においても、あれだけしても、やっぱり電気代とか、いろいろ要ると思うんですよ。私も昭和五十七、八年ぐらいかな、協和発酵というのが1本の木からトマトが1万個取れるという水耕栽培のキット、前も議会で言いましたけどね、10万でキットを買って、それでトマトは安いからメロンにしようかと、高級マスクメロンをつくったことがあるんですけども、非常に、やっぱり味のものは、ちょっと素人には難しい。物の外郭は非常にきれいなんだけど、味的にはちょっとやっぱりだめでしたけども、肥料の度合いによるからね。

それで、私も否定はしないんだけど、やっぱりきちんと町の補助でやっていきますが、ただ、雇用されているから、金を出していいんだと、そういうことではないと思うんですよ。それで、日本施設園芸協会によると、植物工場の設置数は平成31年には392カ所と増えてきておられるわけですよ。だから、やっぱりもう少し考えるべきじゃないかなと思うんですけどね、どんなもんでしょう。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

その点につきましてお答えする前に、その障害者施設のことにに関してなんですけれども、まず、現在、B型をとっておりますことから、B型の支援事業ということで、中に通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供というふうになっております。

また、A型については、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結というふうになっておりますので、現在、B型、普通に雇用契約を結べない方たちが利用している。A型のほうは、雇用契約、通常の就労に結びつくというふうな。要は、A型に向かって、目指して頑張るということで、A型のほうでなったときには、初めて委託料の話がやはりできると思っております。現在、B型で続けている間は、やはり普通に雇用ができない状態、今、ほかの民間等で受けれる作業がない場合に関してというふうな方たちが利用されておると聞いておりますので、そういった意味でなっていくものだと思います。

先ほどの質問ですけれども、それについては、現在、植物工場は就労支援B型事業として民間委託され、管理運営されております。就労支援事業は、先ほど説明したようでありますけれども、このことから、今後も植物工場では就労継続支援B型事業として、障害者の就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓

練を行う場所として位置づけ、管理運営を引き続き委託していきたいと考えております。

そのため、安定した運営と維持管理を図るための協議を今後も委託先と進めていくと。当面の間は、やはりB型支援でやって、A型を目指しながらも、B型をサポートしていくというふうな形で考えております。

#### ○11番（広田 勉君）

そこで食い違いが出ておったね。私は、最初からこのA型でいくというふうな話を聞いておったもんだから、A型でいっているだろうと、目指すというから、目指すというのは、一番最初の予定は目指すだったのかなと、さっき聞いてね。いまだにB型であるということですので、そこでちょっと認識が違って来るんですけど。A型でやっているとびっくり思っていたんですよ。それで、おかしいなってずっと思っていましたのでね。それで、とにかくA型を目指すということは、いつ頃とか、そういうふうな目標とか、そういうものは持って。もう5年以上になりますよね。

#### ○町長（高岡秀規君）

当初、あれをスタートさせるときに、A型にするのかB型にするのかということで、各関係者と実は協議をもちました。そうすると、実際に必要なのはB型であるということでした。それはなぜかと言いますと、当然、御存じのように、仕事というものはなかなか見つけにくいということがありました。A型でも、その当時は1カ所しかなかったですね。もし仮に、今の施設でA型に移行すると、恐らく赤字幅が増えるかもしれないというふうに考えております。

今はB型の支援制度の単価自体が変わりましたので、今後の事業者がB型支援で応募してくる人を全部受け入れると、当然、委託費が増えてくるということが予想されますので、今後はその事業者と何名の雇用をしながら維持管理をしていくかによって、委託管理費についても少し差異が出てくるだろうというふうに思いますので、今後は売り上げをいかに伸ばしていくか。そして、今、作物の限定についても、しっかりと意見交換をしながら、売上額を増やす方向でまずは検討してまいりたいというふうに思います。

#### ○11番（広田 勉君）

この五、六年で二、三回は秋丸で見たことはあるんですけども、品物を。ここ何年かずっと見たこともないし。ほとんど売り切れているのかなと、生産が追いつかないのかなと思ったりするんですけど、それで置いていないのか、売り切れているのか、そのどの辺かな。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

植物工場における販売方法は、従来どおり島内の店舗において行われています。

また、植物工場は、施設の規模とともに、障害者雇用施設提供のままで、生産力にも限界がありますが、その辺は御理解いただきたいと思います。

しかしながら、以前と同様、販売は、ここに載っている状況では、11店舗で従来どおり販売

されているという状況であります。

○11番（広田 勉君）

当初から何店舗で販売するという話は聞いているんですけど。じゃ、その店舗に行って、なかなかお目にかかれないのよ、貴重品かどうかわかりませんが、なかなかお目にかかれないのよ。課長は何回見たことがあるか。

○農林水産課長（高城博也君）

個人的な感覚で言いますと、やはり水耕栽培で管理されているので、優良品だと認識して、人気がある品だと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

A型を目指したら赤字が出るというふうなことですけども、やっぱりいろいろ考えていかなないと、毎年毎年420万円ずっと出して、その設備費を出していかざるを得ないような状況というのは、やっぱりそれは大変なことだと思うんですよね。最初の五、六年、10年ぐらいまではしょうがないとしても、答弁は要りませんが、しっかり見とってください。

次に、農業施設の農業政策についてですが、施政方針の中でも、移住・定住者向けにどうのこうのという話もありましたけども、龍郷町なんかは、お試し住宅を2棟つくってあるわけやね、移住・定住の、来てすぐじゃなくて、少しお試しというかな、そういったものもできたりしているんですよね。もし、徳之島町に農業で移住したいと、もし来られたとすると、どんな作物をつくって、どれぐらいの規模でやれば飯が食えますよと御指導をされるのかなと思って。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、移住者がどの程度の生活水準を目標としているかによります。生活水準によって累計は変わりますけれども、現在、島内で農業に取り組むことであれば、担い手を目指していただいているという状況で、要は、担い手ということは、認定農業者を目指していただく。

その中で、経営基盤促進基本構想というのがあります。それで認定農業者の位置づけがなされております。これに関しましては、年間農業所得、主たる農業者1人当たり所得が335万を目指し、年間労働時間が農業者1人当たり2,000時間の水準で考えております。

これは、本町農業生産の相当を担う農業構造を確立していくことを考えておりますので、いわゆる認定農業者として、ただいまそういうふうな形で推進していくこととなりますけれども、まず、相談を、現実はまだ大幅に離れておりますので、そこら辺に関しましては、農林水産課のほうに技術職等で相談にのる方もいらっしゃるの、大いに相談していただければなと思っています。基本的には、現在、導入されている作物を相談にのるというふうな形でございます。品目によってかなり面積が上下しますので、また詳しくご説明をするためには、資料を後日提

供いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○11番（広田 勉君）

とにかく移住・定住、これは世界遺産になってくると、農業じゃなくても、移住する人たちが若干名出てきます。これは屋久島で、去年ちょっと屋久島をずっと回っておったら、カフェとか、そういった喫茶店をやっている方々が結構いらっしゃってるんだけど、やっぱり問題もいっぱいあるわけよね。それで、地域になじまない、地域と断絶する、自分は自分らだけでやっていくとか、そういったこともいろいろありまして、問題もいっぱいあるんですけども。

簡単に移住・定住とって、ビッグダディとかおられている、テレビで有名な。あの人が海士町に家があるから、募集して行ったんですよ。しかし、海士町は、あなたは要りませんと切ったんです。それはよくわかりますんですけど。

そういったことで、いろんな人がそういうことをすると来もする。しかし、その中できちっと選ばないといけない。この間、テレビでもやっていましたけども、東京都の奥多摩のほうで、ただでいいから住んでいいと。お金をもらって、みんな住んで、子供たちも三、四時間かけて通学しているというふうなことがありましたけども、非常にそれでも前の都会におったよりは快適だということで、一軒家を提供する町もあるわけよね。

それで、いろんな方策はあると思うんですけども、徳之島町のほうは、そこまでは考えていらっしゃると思うから、積極的でもないし、考えておらんとするけども。特に新規農業者、今、何名かずっと毎年おられるんですけども、この方々はどんな作物で飯食っていつているのか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

一般的には、サトウキビに肉用牛、バレイショ等の露地野菜を組み合わせた経営となっております。

また、肉用牛の価格高騰などで肉用牛専門が増加しており、主に親元就農であることが多くなっております。

ちなみに、過去5カ年の24名の新規就農者のうち、13名の新規就農者が次世代人材投資事業等を利用して活用しております。主要品目といたしましては、サトウキビが9件、肉用牛が6件、露地野菜が6件、露地果樹が1件、施設果樹が1件となっております。その中で単一経営は6件、サトウキビ2件、肉用牛4件となっております。複合経営は18件となっております。

また、新品目への取り組みが見られるものについては、アザミが3件、キャベツ3件となっております。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

サトウキビ、ジャガイモ、最初に言うたということは、それは主かなというふうに思ったりもするんですけども。去年の12月議会でもありましたけども、そのキビ価格は、今のままではキビ産業は崩壊すると、37年間変わらぬキビ価格に対して、生産資材、人件費は二、三倍上がっており。消費税率までアップしていると。もうキビ作ではやっていけないと、農家の方が嘆いていらっしゃるんですよ。その所得向上にはどのような指導をされているのか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、2月のサトウキビ生産対策本部定例会企画会において、令和元年、2年期のサトウキビ見込みは、当初、徳之島町で5万3,362トン、3町で16万8,739トン見込まれておりましたが、2月19日の現在の徳之島町においては、5,361トン減の4万8,000トン、3町においては9,739トン減の15万9,000トンの生産見込みの下方修正がなされました。自然災害がない年で生産量減少は農家にとって非常に厳しい現実かと思われまます。生産量の減少については、さまざまな要因があるとまず考えられますが、今年期産に関しては、イノシシによる鳥獣被害が拡大していることが一つの要因ではないかなと考えられます。実際に農家からの被害の声が役場等にも非常に多いということでもあります。町といたしましては、この鳥獣被害の対策に向けた予算を検討しているところでもあります。

また、現在、増産基金事業病害虫対策として、国の補正事業等により、肥料や収用機械作業等の助成も行っているところで、所得向上には、まず単収を上げることが最も重要ではないかと考えております。栽培農家が畑のこういう状況を把握しながら、適期管理での作業を行うことが何よりも大切だと考えておりますし、今後も適期管理については、栽培暦等の配布などにより、啓発を促していきたいと思っております。

今のところ、こういうふうな形で単収を引き上げるのがまず先決ではないかなと考えておりました。いろんな経費が、人件費というのは、どこら辺で人件費が多くなっているかというふうな問題に対しては、ここ20年間ぐらいは余り変わっていないんじゃないかなと思っております。経費のほうは。人件費としてかかるのであれば、手かさぎの時代のほうが、まだかかっているというのであれば、作業管理委託の作業費等がかかっているのではないかなと考えておりますけれども、まずは単収を上げることが肝要かなと思っております。

以上です。

その指導に関しましては、優良種苗の確保と適期管理、肥料等の投入を町とサトウキビ生産対策本部のほうでは、率先して指導しております。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

非常に明快なお答えではあるんですけども、ある農家の人に言うたんよ、単収を上げればい

いじゃないのと、どうして上げるのと。ハーベスターがぐっと固めてある地面、畑、そこから簡単に上げられるものじゃないよと。肥やしもなかなか最近効かないと、地力が弱っておるといふうなことから、いろいろあって、おまえら、議会は農業をしておらんからわからんから、そう言うんだというふうに言って、手厳しく言われたんですけども。私、27号がどうねというふうなことも言うたことがあるんです、キビで。それを進めたらどうですかと。そしたら、いや、どうのこうのという話があって、まだだと。当時、沖縄も全部27号に変わっておったんですけど、まだ徳之島なんかは、キビの8号で大体進んでおった状況ですからね。それで、気候とか、そういったものによって、いろんな種類が、いいところと悪いところとあるんですけども、徹底して、地力を考える、そういった指導とか、そういったものも必要じゃないかなと思うんですけどね、どんなものでしょう。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

地力のほうは、非常に大切だと思っています。以前、議会が始まる前にも、いろんな方と話ししましたけれども、20年前の県の指標によると、例えば、春植え等、新植をするとき、堆肥の投入指導は反当たり1トン程度で、現在は2トンを投入するというふうになっておりまして、なおかつ、また間で株出しの管理の中では、堆肥等も施肥するような指導になっています。以前はそういうふうな形で、これはもともと機械化の関係で、今までハカマ等を切り取ったのが農地の中に自然還元されていたものが、根こそぎに持っていくというふうな形で、やはり有機物の投入が、地力がここ二、三十年間で弱ってきているのは確かであります。

ですから、指導のほうも、指標のほうも変わってきておりまして、それに準じてやるのが肝要かなと思っていますし、先ほど言ったように、ハーベスターに関しては、ハーベスターが当初入ったときは、大型のハーベスターが入ってやっておりましたが、今は改良されて小型ハーベスターとなっております。また、キビ農家に関しましては、キビ、肉用牛関係に対しては、それなりの管理作業、馬力のあるものを導入されておりますので、それをうまく使って、なおかつ適期の管理が、肥料等に関しては必要じゃないかと。

恐らく個人的な意見なんですけれども、ここ地力を伸ばすためには、相当な期間を要するものだと考えております。pHとか、そこら辺の問題じゃないと思いますね。やはり3年間分の今まで堆肥を投入してやっていたのを、ずっとそれが積み重ねて土地がつくられていたのを、今ここまで弱ってきていますんで、まずは土づくりから、まず原点に戻ってやらざるを得ないんじゃないかなと考えております。

#### ○11番（広田 勉君）

しかし、その地力の件に関しても、堆肥なんかを入れたらどうねという話をしたら、やっぱりまた怒られた。今までなかったアサガオが最近すごく増えてきたと、花徳なんかね。花徳のアサガオは見えなかったのに、ものすごくふえてきたと。だから、その堆肥に関しても、少し

はやっぱり町としても、完熟堆肥に対する努力をやっぱり指導すべきじゃないかなというふう  
に思います。ちょっと時間がない、あと1件だけ。

T P Pがことしの1月より施行されました。肉の関税が大体10%引き下がり、来年もさらに  
引き下がっていきます。農家を守る対抗措置として、どのような施策をされているのかどうか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

町単独でT P Pの施策というのは講じられておりません。

しかし、国・県の事業を使ってやっております、その県に対しましては、T P P発効に伴  
い、農業でのどのような施策が講じられたかという、平成27年、T P P発効を見据え、国に  
おいて総合的なT P P対応政策と関連政策大綱が策定、政策を明示してあります。これは令和  
元年12月に改訂されましたので、まず施策事業というわけじゃありませんけど、ポイントをお  
知らせしておきたいと思います。

まず、1つ目としましては、中小・家族経営に配慮して、創意工夫を最大限発揮できる環境  
を整備する事業。これに関しましては、産地パワーアップ等、畜産クラスター事業等が入りま  
して、中小・家族経営の使い勝手がよくなるよう、要件の見直しをするというふうな形でやっ  
ております。

2番目に、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化、総合的に推進というふう  
な形で示しております。

3番目に、スマート農業技術の実証品目を拡大し、中山間地域や被災地での導入を支援。

4番目に、幅広い世代から多様な担い手が新規就業、定着しやすい環境整備。

5番目に、新たな司令塔のもと、輸出に対応した施設整備、知的財産保護の推進というふう  
になっておりますので、施策、細かい事業につきましては、多種多様にありますので、また資  
料をお渡しいたしますので、ここで説明すると何時間、半日ぐらいいただければ一つ一つ説明  
いたしますけれども、そういうわけにもいかないの、資料を提供いたしたいと思いますので、  
御理解いただきたいと思います。

#### ○11番（広田 勉君）

わかりました。

#### ○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

#### ○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

次に、介護政策についてであります。介護保険は、身体上または精神上著しい欠陥があるときに必要とすると思うが、膝が痛い、腰が痛い、思うように生活ができず介護を必要とし、身体上の欠陥であっても、痴呆症の精神上の欠陥の方が、介護適応検査の査定がちょっと高いように思えるんですけども、同じ介護を必要とするんだけど、精神上はしっかりしている人は、なかなかこの査定が低いように思えるんだけど、どんなものでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

介護での査定というか、審査は介護保険組合で行っておりまして、審査会員は48名、そのうちに医療関係者が21名、福祉関係者が21名、あと保健関係者が6名ということで、48名の方が審査員になっておりまして、これが合議体に分かれてまして、8合議体ありまして、その中で6名、1合議体6名で審査が行われております。

まず、介護が必要だと思われる御家族の方が町の包括支援センターに相談に来ます。介護の申請を行います。町といたしましては、介護保険組合に申請書をあげるんですが、その中で、申請と同時に主治医の意見書の作成、あとは介護保険組合から調査員が申請者宅を訪問して調査を行います。

その調査が済みますと、認定システムといいまして、これは全国共通の判定システムですので、これで一次審査を行います。一次審査を行いまして、先ほどの審査会に来ています。

その審査会、先ほど申しましたように、医師もおりますので、身体上の関係とか、そういうところを十分に医師の判断もあると思いますので、ただ膝が痛いとか、そういう関係ではなかなか適用外になる場合もありますけど、一応システムを導入して、そういう関係ちゃんとやっているんで、適切な審査が行われているものと思います。

○11番（広田 勉君）

適切にされているとは、私も思いますんですけども、どうしてもひとり暮らしとか、そして身体的にはいざり回って、歩いて生活しているような方とかもいらっしゃるんですけども、むしろそれよりも痴呆が入っている人が、すぐ介護度が上に上がるとかありますので、やっぱり身体で生活の不便な方々の介護、介護というんか、応援というんかな、支援なんかも非常にきめ細かくできるようなものに、そのうちなっていくだろうとは思ってはいるんですけど、少し考えておいていただきたいなと思います。

特に、ひとり暮らしの多いところなんかでは、何があるか年いったら何があるかわかりませんので、幾ら体が健康でも、何かあるかわからんということありますので、よろしく願います。

それで、老人福祉法は、特別養護老人ホームを福祉の処置を行う収容の場として位置づけた

ものであると、65歳以上で身体上または精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを収容するとされている。特別養護老人ホームですね。

特別養護老人ホームの措置には、経済的要因は課されていない、貧富に関係なく寝たきり老人の処遇は、その家庭の精神的、肉体的負担が非常に重く、ひいては老人自体の精神的負担が非常に大きい、このことから経済的要件をつけないことが重要であるとされておるらしい。

ことしの4月の特別養護老人ホームの待機者は全国で32万6,000人いらっしゃるらしい。そして3年前よりは6万人減っていると、減っているらしいんですけど、依然として施設の不足はあると。

しかし、5年前より新規入所の条件が非常に厳しくなりました、要介護3以上でなければならなくなったんだと、それで、鹿児島県は何年か前にベッドを1,130床、増床して、特に、伊仙町の仙寿の里なんかも20床増えたはずで。

しかし、それでも今、鹿児島県は3,133人待機しているというふうになっておるんですけども、今現在、徳之島での待機者は何人ぐらいですか。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

本町にある施設が2施設ありまして、徳寿園が今、待機者というか、申し込みをされて入所をされてない方ということで、徳之島町の方が14名、あと南風園が41名ということで、55名の方が入所を待っておられるようなところですよ。

入所申し込みをされても、体調が悪くて入院中とか、御家族や御本人がどうしても、家で暮らしたいということで、訪問介護とか、そういうものを利用して過ごしたいという方もおられるので、全部が全部待機というような形じゃないと思いますけども、一応55名いらっしゃいます。

#### ○11番（広田 勉君）

以前もこれを出したんですけど、県のほうも特養のベッド数が不足していないと、死亡、退院していくとベッドがあくんですけど、じゅんぐりじゅんぐり回すと年間で全部入り切るはずだと、そういうふうな、ずっと以前、回答いただいたような感じするんですけども、医療と介護は全国一律なんですよ、支払い査定が。

ということは、都会より地方のほうが、雇用、建設コストが低くて、施設の運営はしやすいはずというふうに私は思うんですけども、今後、都会でも高齢者が増え、施設希望者が増えるはずですよ。そして島のほうでも、徳之島以外の施設に入っている方も何名いらっしゃるということで、都会の本土の人達も暖かいところを希望する人たちも入所ができるよう、特別養護老人ホームのベッド数をふやす要望をできないかと。

そして高齢化に対処できる、この体制づくりができないかとお願いなんですけど、どういう考

えでしょう。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えします。

議員がおっしゃるように、県がベッド数を決めているような状況で、奄美圏域ということで県が決めているベッド数が、大島奄美圏域で1,030なんですけど、今、特養が20施設ありまして、ベッド数が1,040ということで、議員がおっしゃるとおり、県はベッド数は足りているというような状況だと思います。

また、特養の利用が増えますと、今後、多分介護保険料のアップとか、そういうのにもつながると思うんですけど、令和2年度に第8期の介護保険計画とか、高齢者計画がまた策定されますので、その中で、委員の皆さんとか検討しながら、増床とかそういうものがないのか検討していきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

徳寿園が14名、南風園が41名と、恐らく重複しているかも知りません。それはあえて重複しているだろうと私は思いますんですけども、しかし、特養となると、料金的なもので、非常に魅力を感じますので、我々は。

ぜひ、このベッド数をふやす方向を考えるべきじゃないかなというふうに思いますので、なるべくもう足りているというふうに思わずに、他町村の施設にも入ってますので、島の人が大和村の施設に入っているし、瀬戸内町のほうにも天城の人が2人入っていたりしていますので、とにかくそういう人たちが帰ってこれるような体制づくりというのはすべきじゃないかなと、そしてあと本土の人が暖かいところに入ってみたいというふうな人がおられる可能性もありますので、ベッドさえあれば、十分あくことはないと思いますので、そういう体制で、お願いします。

次も少しありますので、これはこれで終わります。

次に、施政方針についてであります。19日に提出したものですから、施政方針演説を見なかったものだから、その中で、先ほどもキビのトン数の話をされてましたけども、令和7年産目標生産量7万トンというふうにありましたけども、これは反何トンで計算してあるんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町でお答えいたしたいと思っております。令和7年産反収の目標は夏植えて7トン700キロ、春植えて5トン400キロ、株出しで5,176キロ、面積の目標は夏植えて160ヘクタール、春植えて302ヘクタール、株出しで794ヘクタール、合計1,274ヘクタールで計画しており、これは平成27年度新たな振興計画目標面積というふうな形で、サトウキビ生産対策本部、3町そろっての

計画は整っておりますので、一番最終年度でこのような目標を立てているということであり  
ます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

次に、狩猟免許の件ですけれども、狩猟免許のほうからいきます。新規狩猟免許取得者の方  
に助成を行うというふうにありますんですけれども、助成ってどんなことでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

新規狩猟免許取得者への助成内容といたしましては、令和2年度から狩猟免許のほうには、  
狩猟免許受験手数料並びに狩猟免許講習会費。徳之島でやる場合には必要ないんですけど、旅  
費も、もろもろがまず狩猟免許にかかる経費。

それと、狩猟者登録、狩猟者登録手数料並びに狩猟税、これらのもろもろの経費に関して、  
2分の1相当額で、なおかつ2万5,000円を上限として、今期から助成を考えており、狩猟者  
の人数を増やそうというふうな考えであります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

前回の議会で7頭とっても、まだ赤字だという答弁がありましたんですけれども、それこそ  
狩猟免許は取るんだけど、組合には高くて入れないどうのこうのという話、前聞いたことあっ  
たんです。

それで、その組合に入らないと、今度またとっても補助がもらえないというふうなこと  
でしたので、その辺は今はないんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

登録費用、会に入るのを含めた形で、それを経費としてみるかみないかは、これからまた  
猟友会とも話をしながらやりますので、現在のところ、今のところはこういうふうな形で積み  
上げ計算して、上限を2万5,000円としてやっていこうと考えております。

なかなか免許を取る経費がかかるということで、農家の方々新たな資格を取るとする方々  
からお話を聞きましたので、こういうふうな措置をして、まず人を確保するというふうな形  
で考えております。

○11番（広田 勉君）

せっかく徳之島で受けはしたものの免許も取ったのに、登録はしなかったという方が結構  
いらっしゃったように聞いておるもんですから、やっぱりそういうことがないように、とる人  
が多ければ多いほど、ハブもそうだし、ちょっと値段上げたら、みんながとり出したら大分減  
ったという実感がありますので、イノシシのほうもそういう実感を得られるような、あれで願

いします。

大原のあの辺歩いとると、農道から五、六匹たたとって走って歩きますので、ああいうのがないような状況をつくっていただきたいと思います。

それと、8ページの下のほうですけども、先端技術の実証等を行い、農家の抱える問題の解決方法を検証していく、この農家の抱える問題というのは、どういったものがあるものでしょうか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

農家の抱える問題の解決方法ということは、まず、園芸の関係になりますけれども、防除等を高齢化、少子化による労力不足でなかなかできないということもありますので、IoTという、要するにドローン等を使った防除も、今後検討して実証をしながらやっていきたいというふうな考えであります。

#### ○11番（広田 勉君）

4ページのほうなんですけども、第一神嶺地区・第一花徳地区の水利施設の更新というふうなことを書いていますけども、どういったことをされるのか。

#### ○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

この農業水利施設の保全事業なんですけども、畑総事業で整備しました畑かんの水利施設、これは長寿命化を図るための事業になります。

ただいま、第一神嶺地区と、昨年より第一花徳地区を行っているんですけども、第一神嶺地区は神嶺ダムの管理棟内の機器等の改修、それから第1ファームポンドの除塵機の整備、末端施設へのポンプ場の整備等を行っております。

次年度、令和2年度につきましては、管理棟本体の一部改修を計画しているところであります。

第一花徳地区につきましては、花徳地区の畑かんの水源となります川内頭首工、それからファームポンド等々の改修設備を計画しております。本年度は計画とその機器資材の製造を発注しているところであります。

令和2年度からはその機器の設置、それが終わりましたらファームポンド等々の改修に当たっていく計画であります。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

何年か前にずっと日照りが続いて、どうしても水がほしいときに、花徳のところは下のほうは出るんだけど、上のほうが出なかったと、恐らく泥がたまっとったんじゃないかと推測はするんだけど、その辺のことは聞いたことないですか。

○耕地課長（福 旭君）

花徳の今、畑かんにつきましては、ただいま申し上げました川内頭首工から水源をとります。轟木の先の小っちゃな川なんですけど、干ばつとなりますと、その水量も若干減ってきますので、使う量と入ってくる水の量でやっぱり差がでてきますので、若干皆さんに御迷惑をかけている状況ではないかと考えております。

当初、もう一つ亀田頭首工というのもあったんですが、そっからあげますと、電気代がすごくかかるといことで、水管理組合の運営が厳しいといことで、現在はそっからの水を持っていくことは行っていないので、ただいま川内頭首工だけから取水しているため、夏場干ばつがくると、若干皆さんに御迷惑をかけている状況になっております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

必要なときに、必要に出るようにひとつお願いします。

5ページのほうなんですけども、種苗放流、藻場造成、アサリ再生とありますが、どこでどのように計画されたのか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

計画ですんで、予定の変更はまたあるかと、可能性はありますので、その辺は御承知願いたいと思います。

種苗放流、藻場造成等の内容につきましては、種苗放流につきましては、スジアラの稚魚300匹を購入予定、11月中旬に2,700匹を母間沖漁業集落の方々にて放流、令和元年度には母間小学校の子供たちと放流しており、今回も子供たちの放流を学童体験として考えております。

シラヒゲウニの種苗を4月に配布予定、3町にて4,500個を準備する次第でありますので、届き次第3町に振り分けて、中間育成をへて放流予定として、時期はまだ未定となっております。

藻場造成といたしましては、山漁港と南川漁港にて、漁場に8個沈め、藻場造成を行う予定としております。

あと、アサリ再生につきましても、山漁港にてアサリの稚貝を育成する予定と現在なっております。

○11番（広田 勉君）

次に、7ページのほうなんですけども、大学等との連携による関係人口創出とあるんですけども、最近準住民とか、この関係人口とか、いろいろ新しい言葉が出てくるんですけど、この関係人口とは。

○企画課長（政田正武君）

関係人口とは、移住した定住人口でなく、観光に来た交流人口でもない、特定の地域に継続にかかわるものです。本町においては、人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していることから、関係人口と呼ばれる本町以外の人材が地域づくりの担い手となることを展望しております。

過去5年間に武蔵野大学から198名の学生、教職員が長期農業の体験、歴史、文化の体験など、学外学習に来町し交流を行っております。

このような交流を強化し、地域外の人材が地域の担い手となることを期待します。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

この人口は数えることはできない、税金とか、よくありますでしょう、土地がこれだけ広いからとか、そういうものには換算できないですね。

次は、先ほども課長のほうからありました、策定した「障がい者計画」の運用がことしが最終年となりますが、最終年の検証と、この策定は今度また何年先まで。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

これ3年に一遍ということ、平成30年に策定されまして、令和2年度が最終年度になっておりますので、また、自立支援協議会等関係機関で、第5期なんですけど、実証はこれからされるような状況なんですけど、その中で、第5期の課題といたしましては、サービスの質的向上とか、基盤整備とか、そういう課題がありましたけど、サービスの質的向上の中では、障害者の日中移動支援の実用とか、あと障害者、特定疾病の患者の皆さん、あと障害児の島外の医療機関にかかわる旅費助成とか、そういうものは確実に伸びてきているような状況です。

あとは障害者の家族の高齢化とか、そういう問題も出てきておりますけど、その問題については、まだ、未解決な部分がありまして、今後次期介護福祉課長に取り組んでいただければと思っております。

あと、相談支援体制ということなんですけど、これもあちこちそういう施設というか、事業所ができておりまして、日々相談の関係が上がってきておりまして、福祉の向上に役立っているのかなと思います。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

3月の最後の最後までお疲れさまでございます。よろしく申し上げます。

次に、10ページですけども、猫2,000頭の不妊去勢手術をしたとありますけども、これ全体の何%ぐらいのが2,000頭になるのかな。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

お答えさせていただきます。

こちら平成28年度から本年の元年度の1月31日現在で、2,260頭を目標に事業を行っております。

実績は2,267頭でございます、目標達成が100%、100.3%です。到達しております。

以上でございます。

#### ○11番（広田 勉君）

去年、沖永良部に行ったときに、ウサギがいっぱいおったんです。家にウサギを飼っているわけ、しばらくして行ったら、ほとんどいなかったもんだから、どうしたのって言ったら、どっかあげたみたいなこと言ったんだけど、また次行ったら、またいっぱいおるわけ、子供を産むのはすごい。誰かがクロウサギを増やすために、ウサギを轟木に毎日連れていったというばかな人がおったんだけど、とにかく猫もそうですけど、ウサギも結構増えていくもんですから、やっぱり少し気をつけていただきたいと思うんです。

だから、一回沖永良部から伊仙の保育所、犬田布の保育所にウサギ連れていくというから、絶対雄、雌は連れていくなよと注意したんだけど、そのときは雄だけでしたから、安心して、雄、雌連れていったら、繁殖率はすごいんです、ウサギは。

ですので、猫も結構油断していると、さーと増えてきますので、今後またぜひ油断せんようお願いします。

次の生ごみ堆肥化とありますけども、生ごみを堆肥化って、基準を設けてするのか、どういった意味でしょう。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

本年、生ごみの堆肥化につきまして、建設課に御協力いただきまして、下水道との混合による試作堆肥の実証をお願いしております。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

建設課のほうで、下水道汚泥と生ごみと、あと南国パワーの堆肥で、肥料づくりの実証実験を行っております。（「どこで」と呼ぶ者あり）南国パワーの倉庫1間借りてやっております。

それで、生ごみ対策なんですけど、建設課といたしましては、徳之島町の生ごみをどうしようという考えではなくて、私たちの汚泥をどうしようかという話であって、私たちの汚泥と生ごみを全部処理できるわけではございません。

私たちは私たちのほうで、こういう御時世ですので、建設課のほうでも、ちょっとでも生ごみを削減できる、軽減できるものがあればということで実証実験を行っているところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

循環型社会の推進の中に書いてあるから、こりゃいいことするなというふうに思ったから聞いてみたんですけど。

それともう一つ、亀津白久線が今回3,000万の予算、19号線が7,500万の予算で道路建設を予定されておるみたいですが、白久線というのは、この両方とも場所はわかりましたけれども、19号線の工事着工ですが、これお願いがあるんだけど、しやすい中学校のどこじゃなくて、しにくい中央線のほうから始まったほうが、非常に後々楽なのと、小学校、中学校の通学路に対する間は、向こうからだんだんしていくと、だんだん厳しくなってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ19号線の始まりを旧県道のほうから始める方向でお願いできんかなと、予算が足りなければ、町長と相談しながら。

そのほうが、後々楽と私は思うんですけど。通学に対しても非常にいいんじゃないかなと、素人考えですけど、どんなものでしょうかと思って。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

私どもといたしましても、片方から進めるのがいいんじゃないかと考えておりますが、この事業につきましては、建物補償、土地購入等ございます。そこから買えばいいんですけど、現在予算もありますけれど、前の議会でも報告いたしました、総事業費が4億2,000万となっております。

工事費に1億円、建物補償、土地代に3億2,000万円ということで、その割り振りがあります。一気に事業をしたいんですが、この事業を進めることによって、建物補償と土地購入にお金をかければ、建設工事ができないということで、それはいけない。

だから、予算を考えながら、建物補償とか考えながら、私ども交渉しているところでございます。

今年度予算及び来年度予算で土地を、その規模にあった土地を購入して今、いっているところであります。その計画でいきますと、広田議員の考えどおりにはいかないとは思いますが、土地購入を進めて、契約できればそこから始めていきたいと、こちらの建設課サイドのほうでは考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

あの辺の人は、毎年台風が来ます。自分らの家もいつ手放すか、それによって補修の度合いが違うわけ。台風とか、対応とか、いろいろ。

ですので、やっぱり難しいところからしていったほうがいいんじゃないかと、私は思いますから、要望はそのようにしておきますので、御検討のほどよろしくをお願いします。

次に、14ページに、引き続き学校再編検討委員会とありますが、どこをどのように再編するのでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、いただいた再編につきましては、再編委員会の中で話し合いを持たれているところなんですけど、学校は現状のままという形で、今進めています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

再編検討委員会と書いてあるから、あれと思ったんだけど、学校はそのままということですね。

○学校教育課長（尚 康典君）

すいません。

スケジュール的に申しますと、前1月30日、日曜、再編検討委員会を開きまして、今年度。今月の25日にそちらの教育委員会で答申案の協議で、その後25日に再編検討委員会を開いて、答申案の内容を検討していきます。

そして、4月末に定例委員会で、答申書の内容を決定し、5月に町長を通し、6月議会に町長より議会の報告をしていただきたいと思いますと考えています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

再編成に関してはもう終わっているとばかり思っていましたので、あれと思ったんですけど。

次の、新規の公民館講座ということになっているんですけど、どのようなものが想定されているのか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

今現在、新規のものについては、皆様方に3月下旬から4月にかけて、新しいものを今募集をしております。

今、大体38講座ありますので、新しく今のところ問い合わせが来ているのが二、三ありますので、今度の公民館運営審議会において、これを採用するかどうかについては、その中で審議をして決めていくという方針で今やっております。

今は、ほとんど新しい、最近では新しいものがほとんどですので、昔のいろんなものがちょっと廃れてきて、皆さん新しいものに走っています。ダンスとか、いろんな形で、身体を使ったもの、特にそういうものとか、あと最近では、レザーゲーミングといいまして、皮製品でか

ばんをつくったり、そういうものにも趣向が多く出ております。

それから、木工製品とか、そういう日曜大工的なものも非常に講座の人数としては、多くなっているのが現状であります。

以上です。

#### ○11番（広田 勉君）

いつでしたか、山のほうでいろいろ実演と販売、この間されとったんですけども、その中で竹細工をぜひ見てみたいという方が大分いらっしゃったんです。そういったものなんかもいいんじゃないかなと、以前、島口もあつたんだけど、なかなか人がおらんかったと、受ける方がいらっしゃらなかったというふうなこともあつたみたいですけども、島口に関する調査や普及活動も、やっぱりどっか専門職がおられるんじゃないかなというふうには思うんですけども、きのう、おととい、島口の岡村先生ところちょっと寄ったら、フランスから大学院生が1人来られておって、琉球語を学びたいんだけど、安座間口を一生懸命やっていたというので、安座間口できるのって言ったら、少し話おつたんですけども、もう三、四年ぐらい、フランスから二月ぐらいずつ通ってきておるらしい。日本の大学には在籍してなくて、フランスの大学の大学院から島口を習いに来ておると、へえと思ったんですけど、やっぱりそういうふうな非常に文化的なものが、フランス語で論文を書くのと聞いたら、日本語で書くようなことも言ってたし、この島口を書けるのって言ったら、岡村先生が言うには、彼は書けますというから、すごいなというふうに思いましたけども、そういったものなんかもありますので、こういう島口のほうなんかも、ぜひ気にとめて、課長、お願いしたいと思いますので、これで私は終わります。

#### ○議長（池山富良君）

お疲れさまです。

しばらく休憩します。2時25分から再開します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

#### ○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

#### ○12番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

新型肺炎、新型コロナウイルスの感染が一日も早く終息するようお願いながら、12番、木原が一般質問を行います。

3項目です。事前に通告しております。ふるさと納税について、教育行政について、新庁舎

建設について、3項目事前に通告しておりますので、担当者の方の簡潔な答弁を求めます。

最初に、早速質問に移ります。

ふるさと納税について伺います。

昨年の3月も一般質問をさせていただきました。平成20年度に、このふるさと納税がスタートして、そのスタート時においては、徳之島町へのふるさと納税が5件、金額にして28万の金額からスタートしております。

11年が経過し、現在のふるさと納税の実績を伺ってまいります。そして、また、一点、一点、質問席のほうで伺ってまいりますので、よろしく申し上げます。

#### ○企画課長（政田正武君）

ふるさと納税の今年度の実績についてお答えいたします。

令和元年度2月末現在のふるさと納税実績については、寄附件数2万9,422件、寄附額6億2,106万7,278円となっております。昨年の2月末と比較して、寄附件数で1.23倍、寄附額で1.35倍と伸びている状況でございます。

#### ○12番（木原良治君）

昨年から、昨年度30年度に比較して相当ふえている、金額にしても1億6,000万ぐらい上がっています。件数にしても6,000件ぐらい上がっている。この要因を一応伺い、そしてふるさと納税の返礼品は寄附額の、調達額の30%以内で、なおかつ地場産業の品物を返礼品として使いなさいという、総務省からの通達がちゃんと守られているのか、そしてこの要因は一体どのような要因でここまで伸びているのか、どう分析しますか。

#### ○企画課長（政田正武君）

徳之島町ふるさと納税については、本年度も多くの皆様からふるさと納税をいただいております。まずはそのことについて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本町のふるさと納税寄附額が伸びた要因を考えますと、本町ふるさと納税では、SNS等を活用し、フェイスブックや、ツイッターで、タイムリーに情報を発信しています。

また、GCF事業や外国語キフフォームの開設など、他の自治体に先駆けた取り組みを積極的に行っています。

特に、ふるさと納税の使い方について、寄附者様へわかりやすく丁寧にお伝えすることも力を入れており、ふるさと納税実績報告書の送付や年賀状での活用事業の紹介、町の公式ホームページや広報誌への掲載など取り組んでいます。

こうした本町のふるさと納税の取り組みに対して賛同していただける皆様から寄附をいただいております。そういう方がふえてきていると考えています。

また、ふるさと納税室の職員が一体となり、おもてなしの心でしっかりとアフターフォロー、丁寧な対応を心がけているものも要因の一つだと考えております。

また、ふるさと納税返礼品の件でございますけれども、30%、本町の地元の返礼品を30%の範囲内で返礼品としてお送りしています。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

30%の調達額の返礼品ですけど、それにはもろもろの手数料が相当経費がかかり、またインターネット等含めての9%近い手数料が支払われている。

そういうのも含めて、経済効果、返礼品を送ることによって、地元の方々に対する経済効果というのは、先ほど、現時点での経済効果というのはどれくらいの試算でしておりますか。

#### ○企画課長（政田正武君）

先ほど、お答えしましたとおり、寄附金額の約30%が返礼品として、地元事業者を支払われており、本年度は寄附額約6億円の30%でございますので、約1億8,000万が地元の返礼品業者や農家さんに支払われております。返礼品事業者約60者、農家さんが20戸。

また。返礼品を配送する配送業者やふるさと納税業務で発生する消耗品や印刷等も地元業者様に依頼しており、直接的には寄附金額の約40%以上が地元へ還元されており、経済効果も大きく、残りの寄附金についても、ふるさと思いやり基金事業を執行することに、間接的に地元経済へ貢献できているのではないかと考えております。

#### ○12番（木原良治君）

経済効果というのは、先ほどのふるさと納税の基金を活用することによって、これがさまざまな分野に、7事業ありますけど、そういう効果も相当あると思います。

先ほど、G C Fという事業がありました。このG C F、簡潔に説明していただいて、その効果も述べていただけますか。

#### ○企画課長（政田正武君）

徳之島町ふるさと納税では、さまざまな先進的な取り組みを力を入れております。

ただいま、御質問ありましたG C F事業についても力を入れております。本年度も2つのG C F事業を行い、多くの方の御支援により、目標金額を達成しております。

G C Fはガバメント——政府、クラウド——民衆、ファンディング——資金調達の略であり、本来各自治体が抱えている課題は広域的な課題でもあり、国が行うような大きな問題解決につなげることを目標とした造語でございます。

各自治体が抱える具体的な課題に対して、その趣旨に賛同された皆様の御支援をいただき問題解決につなげていく取り組みとなっております。

#### ○12番（木原良治君）

G C F、簡潔に言えば、国が行うべき事業等を、それぞれの自治体、徳之島町が民間から資金を調達して、それで役割を果たしていく、そういうのがG C Fと受けとめています。

それには、2つ事業がありましたね。徳之島高等学校の子供たちの夢実現プロジェクトとたんかんのクロウサギの被害等に対応するプロジェクトです。

この効果は出ましたか。出ていますか。

#### ○企画課長（政田正武君）

本年度行いました2つのG C F事業は、徳之島高校の支援事業として、離島高校生の夢応援プロジェクトと自然環境保護事業としての奄美のクロウサギとトモダチプロジェクトの2事業でございますけれども、クロウサギのプロジェクトに関しましては、奄美のクロウサギによって、たんかんの幼木に被害が出ている母間地区のたんかん農家の皆さんと協力して、自然保護と農業の両立を目的としたプロジェクトを立ち上げました。

目標金額135万円で、全国の皆様に寄附を呼びかけましたが、最終的な寄附額は208万3,277円、支援人数158人の温かい御支援をいただきました。

この事業につきましては、アマミノクロウサギがたんかんの幼木に被害を及ぼさないように、ネット等を幼木の周りに設置し、効果を現在検証しているところでございます。

離島高校生の夢応援プロジェクトでは、徳之島高校と連携し、高校生の学力向上を目指したプロジェクトとなっております。離島という地理条件から、資格試験や部活動の遠征等で島を離れる機会も多く、授業理解のおくれなどの課題が出てきました。

高校生みずからが学びたいときに学べる環境をつくるために、動画教材等を活用した自学自習室を整備し、放課後に学べる環境を整備いたしました。このことによって、子供たちが自主的に勉強して学力も向上したのではないかと考えております。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

このG C F事業の2つのプロジェクトの事業は、今後も続けていくんですか。

そして、これは県立高校ですね、徳之島高校、町が別なこの事業で助成をする、別な事業等でもふるさと納税の基金を使って支援できる余地はありますよね。これは単年度事業でいくんですか。これまたずっとこれからもある一定の目標を設定して、ここまであと何年間、この事業を進めていくと、こういう目標ありますか。

#### ○企画課長（政田正武君）

現段階では、今年度の単独事業だと考えておりますけれども、アマミノクロウサギのプロジェクトに関しましては、目標金額を大きく上回る寄附金をもらっていますので、来年度以降もまた事業に活用してまいりたいと考えておりますけど、基本的には単年度で行いたいと思います。

#### ○12番（木原良治君）

徳之島高校生の支援に対して、単年度でいいんですか。別の新たな支援策というのは、プロ

ジェクトというのは、何か考えているのか、考えてないのか、現時点で。

○企画課長（政田正武君）

現時点では新しい事業というのは、まだ考えておりませんが、高校とか、そういういろいろ課題のある事業とか、そういう補助事業とかならない場合には、相談してよりいい方向へとこの基金を活用していきたいと考えています。

○12番（木原良治君）

昨年度はふるさと納税の基金活用事業で3,000万ぐらいでしたっけ、今、令和2年度の予算をこれから審査に入りますけど、そこでは1億500万余り、相当増えていますね。

この中でも、少子化対策、1,500万近く、新たにですよ、そして高齢者健康、高齢者、子供の健康増進事業にも遊具ですか、2,900万と。3,000万から1億500万まで基金活用事業が増えた。

これを予算化して計上したというのは、どういうこの予算がここまで通ってきたんですか。これ審査誰がしたんですか。

○企画課長（政田正武君）

この基金事業に関しましては、ふるさと思いやり活用推進協議会において、各課から提案された事業を審議し、事業を決定しております。

また、この事業につきましては、補助事業とか、そういういい補助事業がない場合に限り、各課から提案された事業を審議しております。

そのため安易にこの基金を活用して事業を行わないように、ほかに補助事業はないか、検討してから決定することとしております。

○12番（木原良治君）

数字を振り返って見れば、平成28年度が、1億3,000万余り、こっからぐわっと伸びてきています。はっきり言って、これから3億5,000万、4億8,000万、6億2,000万。ここまできたわけです。

今度、一度どっかで、冷静に振り返ってクレーム処理とか、商品の開発等、新たな目標に向かって、一度どっかで歯どめかけないと、危険性もあるんです。万が一です。

そういうのも、6億2,000万いきましたね。令和2年度はどれくらいかわかりません。志ですから。

冷静に商品とか、リピーターの方々に新たなお礼を込めて、もう一度、考えの切りかえとか、そういうの考えてますか、これは町長でいいです。

○町長（高岡秀規君）

恐らく今、昨今問題となっているふるさと納税返礼品に、少しくレームと申しますか、品質に問題があったということの意見だろうと思いますが、今後、品質改良につきましては、今担

当が常に監視、管理、意見交換をしております、そしてまたさらに常に新しいものにチャレンジするということをしております。

やりながら考えるスタイルこそが、ふるさと納税に一番ベストなやり方なのかなというふうに思いますので、今後もふるさと納税がほしいからといって、安易に返礼品を選ぶのではなくて、しっかりふるさと納税にふさわしい返礼品なのかどうかを、しっかり吟味をした上で、商品については心がけていきたいというふうに思いますし、クレームについてもしっかり誠意を持って答えいきたいというふうに考えております。

#### ○12番（木原良治君）

次に行きます。

教育行政について伺います。

令和2年度、来る4月の各小学校、中学校の新生見込みの数を伺って、それぞれの学校の生徒数の今後の推移を伺います。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

今年度の、令和2年度の新入生は、小学校で109名、中学校で73名の予定であります。また令和2年度の児童生徒数としては、小学校で629名、中学校で306名の合計935名の予定であります。今年度より小学校では12人減ります。中学校では28名減少し、合計で40名減る予定であります。

しかしながら、今後5年間の推移で見ますと、現在、令和元年度は975名であり、来年度はちょっと大分減りますが、その後は少しずつ増えて、5年後の令和7年度には974名の予定で、今年度と同数の数字となる見込みであります。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

一応、令和2年度は若干、生徒数が、4月、少なくなる見込みであるけれども、今後5年間の推移をしたときには小学校で650名近いの数字は確保できると、見込みだと、そして中学校では320名前後の確保、合計で970名前後の数。相対的には余り増減はないということを受けとめてよろしいですか。

若干上下はあると思いますが、相対的な数というのは変わらないと。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

今、木原議員がおっしゃったように、今の予想を言いますと、令和2年度が、さっき言ったように、小中学校合せて935名で、令和3年度は961名、4年度が967名、5年度が970名、6年度が974名、7年度も974名という推移になっていますので、実際、今現在と変わらない状況になると予想しています。

○12番（木原良治君）

なぜ生徒数を聞くかというのと、先ほど、広田議員のほうにも答弁がありました。生徒は例えば1名でも小学校、中学校はこのまま現在の学校は存続するという、先ほどの課長の答弁がありました。存続の考えていくと、学校再編は。

学校再編計画検討委員会の中でも、いろいろもまれたと思いますけど、現段階では、先ほどの課長の答弁では、現在の小中学校のままで、今後学校の存続を図りながらのもとで、計画は進めていくというのと受けとめていいんですか。

○教育長（福 宏人君）

それでは、木原議員からの御質問ですけど、まず、児童生徒数につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後5年間の推移を見るとほとんど変わらないと、5年以降も急激には児童生徒の減少はないというふうに考えております。

それをもって、今現在の再編検討委員会が行われておりまして、先ほど課長のほうが答弁いたしました。この児童生徒数を見ながら、これから最終答申案というようなことを、検討委員会の中で論議をしているところです。

まだ最終答申になっておりませんが、一応議会のほうには、6月をめどに町長から内容が示されると思いますが、今段階の方向性としていたしましては、まず、現在の小中学校をもとに、そのままの形で、今後、例えば、小中一貫教育でありますとか、それから、GIGAスクールも含めて、ICTも入っておりますので、そういうもので学校間をネットワーク化するというのと、それからここには幼稚園のあり方もありまして、北部の幼稚園については、こども園も含めて、さらに推進に向けて進めたいと。

主に3つの柱ですね、検討委員会の中では、今論議をされているところであります。

以上であります。

○12番（木原良治君）

平成24年に学校再編の計画委員会がスタートしております。大体2年かけて平成26年に答申がありました。その当時は、小中学校の一貫教育等が全国的な流れの中で、我々議会も九州のある学校に小中一貫校の視察研修まで実施しました。

しかし、その後ICTの普及やら遠隔授業の普及やら、それぞれの学校にいても、一貫教育の場が設けられるということで、現在きているんだらうと思います。

それを生かして、学校の存続をそのまま実施しながら、新たに東天城中学校の建設は別の問題としてやっていこうと、そういうぐあいに捉えていいんですか。

○教育長（福 宏人君）

再編計画については、先ほど、議員がおっしゃるとおり、平成24年度に答申をいただいて、その後これを答申という形にもっていくために、今、検討委員会ということで、長く時間がか

かっておりますが、そういった時代の流れとか、そういった教育のあり方も含めて、例えば現施設そのままでも、施設分離型の小中一貫校ですとかですね。

国のほうも新たな小中連携の教育のあり方、それから先ほどのICTも踏まえて、そういったようなことから、現状のままでも教育内容をさらに高めて、少人数の学校とかいろんなメリットもありますし、デメリットもあると、そういったような対応をしながら、新たな教育を推進していくというようなことで、東中の建設につきましては、この再編計画の中から、まず建築というふうになっておりますので、今後北部の中で例えば、東中に近隣のもし中学校が集まるとしたら、東中の学校でも十分対応できるというような見通しを持って、進めているところでございます。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

やはり、学校の存在がそのまま地域の活性化に不可欠であり、そういった流れが学校は存続するのだろうかとかという、地域民の一番の懸念することだろうと思います。

ですから、6月に町長が我々議会に報告するということです。逆算していけば、4月に、町長のほうに最終答申がなされるということですから、もう来月です。

骨格はもうしっかりと骨太はあると思います。それぞれの小学校8校、中学校は6校、これがちゃんと存続すると、特認校含めて、ふるさと留学生徒等含めて、学校は存続すると、なおかつこれと別に、東天城中学校は建て替えるには、将来の東中、山中、手々中のことも含めてつくるという、そういう解釈でいいですか。

#### ○教育長（福 宏人君）

今、木原議員から確認ありました。そういうことを、再編の検討委員会の中では話し合いを進めているところです。

今後のスケジュールなんですが、第2回の検討委員会、3月25日に持ちまして、その中で、最終案の内容の決定、それから、教育委員会の中でもさらに検討委員会で決まったものを決定して行って、5月に高岡町長のほうに答申をいたします。

そして、町長のほうから6月に議会のほうへ報告と、こういったようなスケジュールになっています。

よろしく申し上げます。

#### ○12番（木原良治君）

そういった流れの中で、やはり町当局と話し合いを進めなければならないと思います。

実際に亀津中学校の跡には、東天城中学校がくるのではないかという期待感があって、東天城の議員の方々もそれぞれの一般質問等でありました。

そうした流れの中で、今度は新庁舎の建設が入ってきました。新庁舎の建設の後だろうとい

う期待感を持って、それで、東天城地区の議員の方々一般質問なされていると思います。

ですから、今回の新庁舎建設は、もうことしの令和2年度にスタートするとした場合、1年後に、2年後、実際には、新庁舎完成した後は、東天城中学校のほうに移る計画等も進めなきゃ、こないし、または絵に描いた餅のような形になるんですけど、これは執行部はどなたか、答弁できますか。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

今、教育長のほうからも話がありましたが、トータルで今、計画しているのは、庁舎の後に東天城中学校の建設をする予定であります。

今後は、再編の答申を受けて、子供たちが条件が不利にならないような教育環境を整えべく努めてまいりたいと思います。

○12番（木原良治君）

4月の最終答申が町長に出され、町長から我々議会のほうに6月のほうに出されるとき、もう一度、その答申を我々議会も、一応検討し、また議論しながら、今後の学校再編等を含めて、東中の問題含めて一般質問に入りたいと思います。

今回のこの問題は次回の答申を見て、また話を進めていきたいと思います。

2番目の郷土教育に名誉町民等の歩みの活用等を伺うものです。

これは、本町の今日まで発展に寄与された方々の中でも、本町の名誉町民条例に該当し、なおかつ歴代の議会の同意を得てこられた名誉町民の方々の、それぞれの分野で活躍された方々を、条例のほうでも顕彰するということがうたわれておりました。

今回、何でこれを取り上げたかという、一昨年徳洲会の前理事長、徳田虎雄前理事長が顕彰する記念館がオープンしました。これを受けて、こういった顕彰のあり方に対して、教育委員会、執行部、どのように考えていますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

徳田記念館の活用につきましては、今年度、副町長のほうからも一応提案があり、教育委員会といたしましても、町の名誉町民である徳田虎雄氏の功績は、郷土の先人として学ぶ意義が非常にあるということで、町校長会で、小学校の社会科見学や中学校の郷土研究等に活用してほしいとお願いしたところであります。

2月の28日に亀徳小学校のほうで、3、4年生が研修に行く予定でありましたけど、昨日の新型コロナウイルスの影響で、実施ができなかったです。

以上です。

あと、来年度は各小学校の教育課程のほうで、3、4年生の社会科授業の一環として実施す

るように、組まれています。また、学士村塾や向学塾、ジュニア・リーダーでも学習の一環として実施していきたいと考えております。

#### ○12番（木原良治君）

この件は、副町長のほうにお尋ねしますが、歴代の議会の場において名誉町民の方々、いろいろ慰労会含めて、政治家、そして法律家、スポーツ界、ありとあらゆる方々が名誉町民として、議会で同意を得られています。

こういった方々の顕彰をそれぞれ、今後、町史の編さんも今進められていますけど、どのように後輩の方々に、郷土の偉人に学べということを訴えていけますか。そういう考えは、お伺いします。

#### ○副町長（幸野善治君）

去年の12月に龍野定一先生の顕彰を郷土資料館と図書館が共催で、図書館のロビーで約1カ月間にわたって掲載して、写真、それから各種資料、書等を展示してありました。

先ほど、学校教育課長が答えたのは、徳田記念館の活用方法ですが、やはりことしは教育委員会のほうでも、これは活用法を詳細にわたって、各小学校組むということで、今、聞いております。

また、資料館等、図書館等においても、随時名誉町民の中から選んで、私たちの島のために尽くされた先輩たちを選んで顕彰しなければならないという計画は持っているようです。

またこれからも、これを強力に応援していきたいと思えます。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

課長、今回、コロナウイルスの影響の件で、徳田虎雄顕彰記念館、延期なっています。コロナウイルスが落ちついたときに、今回、もう一回スタートすると受けとめていいんですか。今後も町内の学校の子供たちに郷土教育の場として活用されるということで受けとめてよろしいですか。

#### ○教育長（福 宏人君）

今回、亀徳小学校では、今、学校休業に入っておりますので、実施できなかったということなんですけど、来年度から各小学校におきましては、例えば、3、4年の社会科の学習の中の、これは学習指導要領の中にありますが、例えば地域の発展に尽くした先人の働きについて学習するところがあるんです。

ですので、来年度、3、4年生で社会科見学というようなものを、全学校で組むんですけど、北部が4校で、亀津、亀徳はある程度規模のあるところは単独です。

ですので、年間の教育課程の中に1回は、そのときにはごみ処理施設とか、図書館とさまざまな施設を見るんですけど、その一貫の中に組み込んで、必ず各学校においては、教育課程に従

って実施すると、そういったことで来年度から全ての学校で実施すると、そういうことの計画になっております。

以上です。

○12番（木原良治君）

次、行きます。

新庁舎建設についてお伺いします。

基本構想のきょうまでにどのような経過で至っているのか、そしてその結果どうなっているのか。きょう時点でもいいですけど。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在のところ、新庁舎建築につきましては、経緯を申し上げたいと思います。

まず、平成31年2月、昨年ですけれども、新庁舎建設プロジェクト委員会により、新庁舎建設基本構想が策定されました。

そして、令和元年9月、新庁舎建設検討委員会により、新庁舎建設基本計画が策定されました。その間、住民説明会や町民アンケート、パブリックコメントなども実施されたところです。

新庁舎建設の基本計画を受け、令和元年12月に新庁舎建築基本設計プロポーザルにより、最優秀の建築設計事務所1社が選定されました。現在、その建築設計事務所を中心に、町民約30人によりワークショップが開催され、住民のさまざまな意見を聴取しているところでございます。

都合4回計画しておりましたが、先ほど、コロナ、あの関係ですね、3回に短縮となりましたが、現在ワークショップを開催しているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

基本構想の中で、一番の課題というか、建設場所が決まるときに、決まりました。そういう経過、町民に対して、どのような丁寧な説明がなされて、決定したと。

一番の大事なものですから、そこを聞かせてください。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一番の問題は建築場所であったかと思います。特に、津波の関係、ここは4メートルの高さでございますので、津波対策をしっかりとするという、これはピロティ方式と申しまして、1階を空洞にするということで津波を防ぐということ。

それから、地震には強い構造、これは国が示した中で一番高い目標を持った構造にするということで、これにつきましては、7月の24から26日に、花徳地区、井之川地区、それと亀津地

区で、住民説明会を行いまして、私の感じとしては、この説明した内容がある程度は浸透したのかなというふうに考えているところでございます。

その後、基本計画を策定した後に、学習センターのほうにおきましても、再度住民説明会を行いまして、こういったことを丁寧に説明申し上げた次第でございます。

以上です。

**○12番（木原良治君）**

場所がいろんな経過を経て、最終的に役場の裏のほうに決定しました。ここが埋立地であるがゆえに、地震のときには、液化現象が起こるのではないかという、そういう懸念のもとで、ボーリング調査等もありました。

その中において、柔らかい地盤があるということがわかりました。これに向けてもちろんとした対応が今なされたと受けとめていいんですか。

**○総務課長（向井久貴君）**

お答えします。

ボーリング調査につきましては、昨年6月行いまして4カ所ボーリング調査しました。やはりその中で、1メートルほどのところに地下水があるということで、弱い地盤があるということで、しかしながら、13メートル、14メートル掘りますと、固い地盤があるということで、そこに基礎くいを打ち込んで、プラスして1メートルの弱い地盤のところは土壌改良といいますか、何かセメントみたいな固いものを、合成して固くするそうでございます。そういった2つの工法をもちまして、しっかりした建物にしていきたいというふうに考えているところでございます。

これにつきましては、実際に設計の段階できると思います。

以上です。

**○12番（木原良治君）**

プロポーザルというのも、もう少し簡潔に丁寧に説明してもらえませんか。

**○総務課長（向井久貴君）**

お答えします。

プロポーザルと申しますのは、今回設計の段階でプロポーザルになったわけですが、種類としては3つございます。

まず、1つには入札です。それからコンペ方式がございます。それでプロポーザル方式の3つがございます。

入札はあくまでも、設計の単価を決めて安いものを選んでいく、コンペといいますのは、設計書をつくってもらって、その設計書が一番いいところを選ぶというのはコンペ。プロポーザルと申しますのは、設計者を選ぶ、その設計者がどういう提案をしてきたか、どういう会社な

のか、どういう構想を持っているのかという、そういう会社、人物、組織を選ぶというのが、プロポーザルでございます。

プロポーザルにしますと、うちのほうからの、その後意見がしやすいということで、プロポーザルに決定したところでございます。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

今回の新庁舎の建設に対して提案の案が一番よかったということで、受けとめます。

そういった中で、この場所で、耐震性、津波性、もろもろ、そして省エネ性、バリアフリー化対応、電力の確保等含めて、16億の予算で新庁舎が建設されると。

その財源に対する内訳と基金が今回、令和元年度5,000万こんど補正できています。そして1億5,000万、合わせて2億の令和元年度の基金積立金が上がってきています。この積立金幾らで、防災・減災対策事業債が幾らで16億、金利が1億ついて、17億、この明細をちょっと述べてください。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

本体が16億円ということで、地方債対象額が約13億6,000万、一般財源、基金が2億4,000万というふうに計画いたしております。

この地方債対象額13億6,000万につきましては、金利分も含めて、今年度7割が地方交付税の措置というふうに考えているところでございます。

基金につきましては、令和元年度、この3月末現在残高5億1,000万ほどございまして、今年度の、令和元年最終に2億を積み立てたいと思っております。ただ、それ以外の、附帯工事というのもございますので、令和2年度も、さらにできたら、積み立てたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○12番（木原良治君）

16億の総工費の中で、基金積立金、庁舎建設、これは確保できるだろうと思います。

そして、防災・減災対策事業債の借り入れに対して、この借り入れというのは、いつ決まるんですか。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

申請につきましては、この5月を考えておりまして、実際の許可といたしますか、同意がおりるのが、ことしの12月、ちょうど着工時期になると思われまして。

以上です。

○12番（木原良治君）

この防災・減災事業債を限度が令和2年度以内に着工しなければ、この起債が、借り入れが認められなくなるんですね。これは確実にこの事業を進めていって、基金もあり、確実にこの事業債が確保できるという具合に受け止めていいんですね。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私も昨年11月に、町長と一緒に県のほうに説明を申し上げたところでございます。そして、どういう経緯か、今後のスケジュール等も丁寧に御説明申し上げたところでございますので、感触としてよかったと感じておりますので、緊急防災事業債につきましては、借り入れができるものというふうに思っております。

以上です。

○12番（木原良治君）

50年後を考えてつくられるものだと思います。そういった中において、やはりこういった庁舎ができるのかという、いろいろなさまざまな意見もあろうかと思ひますし不安もあろうかと思ひます。こういった不安とかに対しても、丁寧に今後執行部なり、議会のたびにちゃんと我々も質問して、事業が確実に推進できるように進めなければならないと。一大事業ですから、これは。50年後を見据えての事業になると思ひます。

そういった中において、徳之島町のシンボルになるこの庁舎、この建設に当たって、地元の業者にやはり地元の活力のためにもこういう大規模なプロジェクトの仕事は可能だと思ひますけど、その考えはどなたから聞きますか、副町長ですかね。

○町長（高岡秀規君）

町の発注工事につきましては、以前より地元最優先ということで考えておまして、庁舎についてもその考えに代わりはありません。

○12番（木原良治君）

町長がもうそういう判断なので、これ以上聞けない。

とにかく50年度、60年後を踏まえて、この徳之島町のシンボルの庁舎ができ、そこで働く職員の方々もプライドをより一層もてると思ひます。職務に専念できると思ひますので、しっかりとこの形成に向けて、頑張ってくださいたいと思ひます。

これで時間になりましたので、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

それでは、しばらく休憩します。3時30分から再開します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、是枝孝太郎議員の質問を許可します。

○10番（是枝孝太郎君）

初めに、2020年令和2年、東京オリンピックパラリンピック鹿児島県国民体育祭の開催が相次ぐ中、他国から新型コロナウイルスの発生で、日本各地に感染しつつあり、非常に危機感を感じる中、奄美群島12市町村長会、議長会で行われた新たな出発が始まりました。鹿児島県24町村会も新たな出発が始まっております。我が徳之島町長の高岡町長が群島市町村会会長、県町村長の副会長として選任されました。町長として鹿児島県、国のかかわりが非常に強くなり、奄美群島鹿児島県のさらなる発展と進化が求められると思います。独自性、独創性を発揮することを期待し、地域住民の幸福追求のために尽力していただきたいと思います。

令和2年度第1回定例会におきまして、10番議員の是枝が4項目について、質問します。執行部並びに所管課長の明快で的確なる答弁を求めます。

1項目め、教育振興と子育て支援について。（1）幼児教育の今後のあり方について伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

近年、幼児教育がその後の学力や運動能力に与える影響や大人になってからの生活への影響に関する研究が進展しており、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いにかかわらず、全ての子供が健やかに成長するよう、幼児期からの質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。教育委員会としましては、今年度国立精神研究所との連携による文字指導の導入と同時に、デジタル教科書を活用した教育の推進に向けて検討していきます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

小学校学習指導要領におきましては、2020年から施行されるプログラミング教育が始まります。それに伴って、幼児教育の振興に当たっても、プログラミング教育の振興が必要だと感じます。

今後、こういった形で、具体的な形で電子教材の活用をやっていくのか。インターネットの各種教材を用いて幼児教育のあり方を推進していくのか。教育長にその方向性をお伺いしたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

是枝議員の質問にお答えします。

まずは、幼稚園の教育につきましては、幼稚園の教育要領ということで、平成29年度に改訂

をされました。同じく保育園の保育指針でありますとか、こども園の教育、保育要領でありますとか、全ての日本の子供たちのそういったような教育にかかわるものが同時改定をされています。今後、幼児教育のあり方については、やはり重要だということで国のほうも重点的に実施をしていくということと、いかに小学校の教育と接続をしていくのかということと、これも幼稚園も保育所も全ての幼稚園教育の中で重要になってきています。

本年度、先ほど町長の来年度の施策のところにもございましたが、今、町長と教育委員とが総合教育会議の中で新たに教育大綱というのを今、策定しております。この教育大綱の中に、この教育大綱は今後5年間の本町の教育のあり方を見据えるというふうにしておりまして、その中にいろんな項目がございますが。その重点の項目として、幼稚園教育と幼児教育における教育の質の向上ということを挙げております。そして、さらにもう1つ、キャッチフレーズが新時代の最先端技術を活用の推進を通した最先端の学びのまちということで、捉えております。

このようなことから、そういったようなICT、IoTいろいろありますが、そういったような今のいろんな教育におけるデジタルの教材とかいろんな教材がございますが、そういったのも幼稚園教育に取り入れて。いろんなやり方が、幼稚園教育もいろんな手法がありますので、その1つとして、子供たちにも取り入れるということと、さらに幼稚園の教諭の働き方改革の中でやはりそういったようなICTで成績処理とか子供たちの状況とかいろんなものも個別的に、そして働き方改革の中で負担軽減もできるということと、そういったことも幼稚園教育に取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

幼児教育における指導計画の作成と幼児理解に基づいていろんな評価をしていかなければならないんですけど、その具体性がなかなか文科省もしっかりとしたあり方っていうのはまず示されていないと。それをいち早く教育長が母間小学校で平成23年に取り入れたような形式でいち早く幼稚園教育にも具体性をICT、IoTの具体性を指導計画をつくり上げて、幼児教育に生かしていき、そしてさらに小学校の3年からコンピューターでローマ字を入力したりという課程もありますので、授業もありますので、それにつなげるためには先手先手で教育を行っていただきたいと思いますが、その具体的な計画を今考えておられるのか、伺いたいと思います。

#### ○教育長（福 宏人君）

本町の公立の幼稚園におきましては、来年度大島郡の教育課程、今、是枝議員が話をされた具体的に教育内容をどうしていくのか、そのことについて本町にある幼稚園が研究発表を行います。そして、2年後、令和3年度には、県の公立幼稚園の研究公開を本町ですということと、それに向けて今、指摘にあった新しい教育のあり方とか方向性も含めて、具体的に幼稚園

とも話しながら、進めてみたいと。

今、先ほど申し上げましたとおり、幼児教育と小学校、中学校、それ以降の教育をいかに結び付けていくのか、その基盤はやっぱり幼児教育にあるということ、そして、本町の強みであるICTとかIoTのそういったような最先端技術を幼児教育の1つの分野として今後も具体的に取り組むように、幼稚園の教育課程も含めて、また検討する必要があるというふうに考えております。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

文科省は指導計画の作成と幼児の理解に基づいて評価してくださいということで、端的に幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピューターなどの情報機器を活用する際には、幼稚園生活で得がたい体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮することとしてありますが、具体性がそこには存在しませんので、我が徳之島町の教育委員会としては具体性を追求していただきまして、さらなる平成23年度の母間小学校のあり方のように進めていただきたいと思います。

それと、町長の具体性的なハードの面で伺いたいと思います。

幼稚園教育におきまして、各幼稚園にインターネット用の各教材の導入、そして電子黒板の導入、Wi-Fiの導入をされるのか伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、早急にWi-Fi環境は整えていきたいというのを思いますが、その間、無線のルーターを使って試験的に私は早さは大丈夫なのではないかなというふうに考えておりますので、今年度の予算にのせてあると思うんですよね、そのルーターですね。それを使って、ある程度のタブレットを使った教育環境は整っていくだろうというふうに思います。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

さらなる新しく進化していくように、どこの市町村よりも頑張っていただきたいと思います。

それでは、次にいきます。

不登校児童生徒の対応等方針について伺います。不登校児童生徒への支援に対してどういうふうに考えておるか伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

令和元年度10月25日に文科省より不登校児童生徒への支援のあり方について、通知があり、それにより学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、フリースクールとの連携やICTを活用した学習支援も出席扱いにしていくという方向性が示されました。教育委員会としましても、これまでの不登校支援に加え、さらに本町にあるフリースクールや関係機関との連携を深めながら、ICTを活用した学習支援、コンピューターとかインターネット、遠隔

教育システムなどを積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

我が徳之島町の教育委員会として、確実にその方向でしていただきたいと思っておりますけれども、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によってはいろんな教育支援センターとか不登校特例校はここにはありませんので、そういったのがもしあればそういったの。今、課長がおっしゃいましたICTを活用した学習支援とか、課長が言いましたフリースクール。ここには公立学校の夜間学校はありませんので、そういった関係機関との連携が必要ですので、現在、フリースクール、NPO法人との連携を今後しっかり政策でやっていかれるのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

今現在、徳之島町にフリースクールの開設はされていますので、そちらのほうと連携をとって今やっているところであります。

○10番（是枝孝太郎君）

教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

今、是枝議員から質問がありました不登校の児童生徒への支援のあり方につきましては、10月25日付けで文科省のほうから出ております。内容につきましては、今、是枝議員のほうから話したことです。

本町におきましても、ここ数年の統計を見ますと、長期欠席者ということでやはり10名前後の長期の不登校傾向にある子供たちがいるということも数値的にあがっております。そういったような子供たちに対して、学校でも中心的にスクールカウンセラーも含めて、学校の担任も含めて、さまざまな対応をとっていますが、なかなかそれでも十分にできないところもあって。今、各関係団体、それから今ございましたとおり、フリースクールとも具体的に連携し、子供たちがどういったような現在不登校状態に陥っている子供たちがどのような教育が合うのか。いろんな多様な中から選択してもらいながら、少しでも子供たちの将来の夢の実現に向けて、進めたいと考えているところでございます。

現在、文科省のほうもそういったような関係のところ、勉強した場合に学校長が認めれば、一応出席という扱いもするとそういったような通知もまいっておりますので、今後教育委員会といたしましても具体的に連携する中で、先ほどございましたとおり、ICTも踏まえたもの、教育支援室の設置等も検討に入れながら、多方面に不登校状況に陥る子供たちの支援を具体的にやっていきたいというふうに考えています。

○10番（是枝孝太郎君）

教育長、しっかり対応していただきまして、各関係機関と連携をとって、1人でも不登校が

いい社会的な生活ができるようにしていただきたいと思います。

次に、働き方改革における公立保育所の今後の対応と方針についてを伺います。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

12月議会の行沢議員の一般質問でも答えさせていただきましたけど、公務員の職場でも働き方改革が導入されております。年休の年間5日以上を取得が義務づけられましたが、正直なところ保育現場におきましては、土曜の保育などがあり、代休取得がやっとの現状です。休みたくても、職員が足りておらず、また産休、育休の取得などからなかなか年休が取れないような状況です。担当課介護福祉課としては、今後も保育ニーズの確保を図るために、退職者の同数補充じゃなくて、子供の数に応じた保育士定数の安定的な確保を目的として、正規保育士の採用が絶対不可欠と考えておまして、総務課とも協議をしているところです。母間保育所に1歳児から5歳児までおまして、5クラスあるんですけど、正規の保育士が4名おまして、うち2名が産休育休を取得しておまして、なかなか再任用の職員、臨時職員、子育て支援員でやりくりしながら保育をしているのが現状です。毎年、県の指導監査があるんですけど、大島支庁からいらしてやるんですけど、その中でも職員の定数が足りないということで、毎年指摘を受けております。へき地保育所においても同じような現状ですので、足りないというような状況ですので、公立保育所、あと年休とれるようなそういう体制ができるには、4、5名の職員の確保が必要かと思われまます。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

それでは、4、5名の職員の確保が必要でなければ、保育所の維持運営がなりたっていけないということで、町長に伺います。今後、どういうふうな対応をしていかれるのでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

実は、これだけの問題にとどまらず、相対的に保育、そしてまた障害者福祉全体的に、実は考えている中の一環であるということでございます。SDGs、皆さん御存じのように、今取り組んでいますが、これは1番の理念は、誰1人取り残さない政策ということなんですね。当然、不登校のお子さんたち、そしてまた障害者も含めて、誰1人取り残さない政策をどうやって打ち出していくかということの一環であります。たまたまICT、IoTで取りましたが、実は徳之島町は以前より、誰1人取り残さない政策に取り組んでいるところでありまして、今後課題になってくるのが人件費でありますとか、その他にかかる経費でございます。この経費がそこまでお金をかけてまでやるのかやらないのかっていうことは、実は議会の皆さん方の理解を得ながら進めなければいけないというふうに考えておりますので、今後はSDGsの基本理念であります、誰1人取り残さない政策を打ち出すためには、議会の予算面を含めてお願いをしながら進めていきます。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかりとした予算確保と雇用形態をしっかりとさせていただきたいと思います。これがしっかりとした雇用形態がなされれば、子育てをしているお母さんたちの働き方にもしっかりとした手助けができます。多様な雇用形態と勤務形態を採用して、例えば、就業時間を10時から職員は仕事をして、子供を持っている親御さんは、その後8時ごろまで預けることができると、そういう仕事の形態のあり方も今後多様的に存在すると思いますので、その点、どういうふう

に今後未来につなげていきたいと思いますか、町長。

○町長（高岡秀規君）

今、国が示している指針っていうものはしっかりともう10年前に今徳之島、奄美全体過疎地域が経験していることですから、今ようやくそれに担った補助事業、政策、制度が整ってきたなというふうに思っておりますので、今まで以上に取り組んでいきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

要望ですので、早急に人員の確保。そして、人員の確保がなされれば、子育てをしている保護者の仕事の形態も変わっていきますので、そしてさらなる経済効果が生まれてきますので、しっかりと行っていただきたいと思います。

次にいきます。

幼稚園と保育所の今後の連携について伺います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

幼稚園と保育所の連携についてなんですが、現在母間保育所では、山幼稚園、花徳幼稚園との3園の交流を図っております。あと、尾母へき地保育所におきましても、亀津幼稚園との交流を図っております。ほかの認可保育所についても、幼稚園と訪問等を行って交流を図っているような状況です。

今後は、幼児教育の平準化を図るために、交流が極めて重要であると考えております。また、町長も議会の答弁におきまして、認定こども園の新設をする場合には、幼稚園部分と保育部分の複合が必要になることを考慮して、さらなる連携を進めるために教育委員会部門ともさまざまな場面で協議を行っていくことが必要だと考えております。

○学校教育課長（尚 康典君）

多分、今の豊島課長とちょっと重複するかもしれませんが、幼稚園のほうもさっき言われましたように、北部の3園では各園に行って交流を行っているようです。また、亀津幼稚園のほうも亀津保育所、尾母保育所と次年度入園する予定の児童の体験交流や情報交換等、また亀津カトリック幼稚園とも次年度一緒に小学生になる子供たちとの交流とか情報交換を行っています。また、亀徳幼稚園でもやっぱり亀徳保育所と次年度入園予定の児童との体験交流や情報交換など一緒に行って、連携をとっています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

具体的にどういったことをお互いされているのでしょうか。職員がどういうふうにして研修を行っているとか、そして幼稚園と保育所が一緒になって1つの施設の中で過ごすのか。近年、共働きがもう主流になっていますので、そういったことも考えながら、これも働き方改革の一環でありますので、勉強の併合、幼稚園の免許、保育所の免許等のこととか、合同研修、お互い共通理解を経て、どうやって幼児を教育していくのかっていうことも考えながらしていただくことが必要ではないかなと思いますけど、教育長の考え、発想、伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

先ほども申し上げましたとおり、幼稚園、保育所、認定こども園ということで今さまざまな教育内容ということ。以前はそれぞれの幼稚園要領とかそういったようなことで決められておりましたが。今回、先ほどとちょっと繰り返しになりますが、結局幼稚園教育は、それぞれ幼稚園も保育所でやっているんですけど、次に、やっぱり小学校なんですよ。全ての子供たちが次は小学校に入るということで、今、保育所とか幼稚園に求められているのは、まず、小学校側は幼稚園、そして保育所の中でどういったような教育が行われているのか、具体的に検証等をして学ぶということ。それから、幼稚園と保育所の例えば先生方であるとなると、小学校で今、自分たちが送り出した子供たちが実際に小学校でどういったような教育を学ぶのかということで、お互いの幼小の接続において、やはり学びが必要だというふうに1番考えられております。ですので、幼稚園の先生方、保育の先生方も小学校の先生方とこういったようなお互いの教育のあり方、具体的な内容について、さらに教育という視点で検証が必要だというふうに考えているところであります。

ですので、現在それぞれ各園での交流保育についても、お互いに具体的に学ぶということで、相互にやっていますけど、そこにやっぱり小学校の低学年のそういったような先生方も研修会に参加させるというようなことで進める必要があるんじゃないかというふうに思っています。具体的には、例えば、井之川へき地保育所、神之嶺小学校の中にありますので、それぞれ今小学校と交流していますし。例えば、母間保育所も母間小学校と交流しています。尾母保育園も相互に交流しているんですね。ああいったようなあり方を今後もやっぱり充実する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

共同保育形態をとりながら、今後幼児教育に携わっていただきたいと思います。これもいろんな形態があると思いますので、研究しながら行っていただきたいと思います。

次にいきます。

2項目めの農業振興について。徳之島用水土地改良区の課題について、今後の対応と方針についてを伺う。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

徳之島用水土地改良区義山事務局長に課題、また対応についてお伺いしたところ、徳之島は離島という立地条件に加え、夏場の干ばつや台風の影響を受け、不安定な農業経営を強いられております。この状況を改善するために畑かん施設のスプリンクラーが整備、導入され、収益の向上に貢献しており、その設備関係を用水土地改良区で管理運営を行っているところです。

課題につきましては、運営面を考えると、徳之島全体の賦課面積の最終目標である3,451ヘクタールに近づけていき、賦課金だけで、用水土地改良区の単独運営ができるよう、賦課面積拡大が欠かせないことだと考えています。

また、対応、方針につきましては、ダム施設及び末端施設の設備の点検等を含む維持管理を徹底し、安定した農業用水の供給を行うことで、受益農地及び耕作者の営農、所得向上の一助となるよう努めていきたいと考えています。

また、以前理事会で取り上げられました土地改良区の事務所について。現在問題となっております小水力発電所のトラブルや末端施設のトラブルについても事務所がダム敷地内であれば、素早い対応やダム施設の維持管理作業が徹底されると考えられるので、ダム敷地内への事務所設置を検討していきたいと考えています。との回答をいただきました。徳之島町としましても、これまで同様、用水土地改良区に協力していくことで、受益農家、耕作者の営農所得の向上に貢献していきたいと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

町長に伺います。

私たち徳之島町議会は1月30日に天城町役場3階の会議室で、徳之島用水小水力発電所の発電機が故障したということをお聞きされました。そして、2月10日に現地視察、10時から。そして、2時から3時半まで徳之島町委員会室でまた天城町農地整備課、そして徳之島町耕地課、徳之島用水土地改良区、そして、メーカーといった経緯を今までやってきております。たった2回の説明で2月の補正充当予定一覧表の中に、町負担1,019万9,000円、3町で3,059万7,000円といった金額が提示されました。ちなみに、その発電機の単価が6,250万円。こういったことから、ただ単に天城町農地整備課がこういった議案を提出してきて、どうにか承認していただきたいという方向で提案をされましたけども、私たちは1月30日にいろいろなメーカーも出席しましたので、そこでいろいろなやり取りもしました。そのメーカーが言うには、そして天城町が中心となっていますので、天城町農地整備課が言うのは、土地改良区の職員に非がある

と。そこで、どうにか金額を提示したと。そして、修理内容が今まで編成、編成してきて4,500万、消費税別で。消費税入れると4,900万円余り。6,250万の単価の発電機が消費税込みで4,900万円。どこからそういう発想が出るのか。そして、これを過失したのが土地改良区の職員3人だということを説明を受けています。そしたら、1月30日に事務局長に本当にそうなのかということのを伺うと、違いますと。私たちはしっかり説明を受けていない部分がありました。どういうことを壊れたかということ、グリースを入れていないことに発端をし、そして熱をもって、ベアリングが割れ、そしてシャフトがねじ曲がったと。シャフトが90度で捻じ曲がるわけがありません、こんなのが。そういう一連の流れで責任をどこに置くか。いろいろ調べていく中、なかなかこれは職員にただ単に非があるのではない。メーカーの考え方、天城町の農地整備課の考え方もあるのではないかなと今、真剣に思っております。

平成29年、西暦で2017年8月8日に農水1名、土地改良区5名、M社2名が土地改良区の職員に取り扱い説明を行ったということをヒヤリングでそういうふう書いてありますけれども、説明資料の中にありますけれども、そのときに本当に5名の職員がその現場にいたのかも確認できる状態でもない。そして、最後、平成29年、2017年9月6日に事業所職員3名、これは農水、農林水産省。改良区職員1名、M社、メーカー2名が、またそういった一連の流れを説明したと。そして、グリースが入っていることを確認したと言いますけど、1月30日の説明会では本当にそこに行って蓋を開けて100%グリースが入っているのか確認したのかとメーカーにも問いただした瞬間に、そこまではしていませんと。その一連の流れで、理事会が令和元年6月4日から令和2年2月28日まで第5回の理事会が開かれました。天城町農地整備課が第1回の理事会に対して、徳之島用水土地改良区理事会に説明した内容が口頭で、安価で修理が可能であると。そして、第2回8月20日、第2回理事会。その他事項でメーカーと天城町農地整備課が今交渉中であると理事会に報告してあります。令和元年9月16日から9月18日、メーカーがその小水力発電所の建屋の中に入ってばらしています。そのばらした機械の破損が確認され、発電機をばらしたら機械の破損が確認され、これが非常に問題である。メーカーがどのような作業の手順方法でしたのか疑問が存在します。そして、令和元年10月20、または23日、または24日、メーカーが機械修理金額、シャフト交換しなければ、3,111万1,000円。シャフトを交換すれば、4,541万1,000円。消費税込みだと4,919万円という金額が提示されたと。そして、天城町の議会には全協開いていただきまして、天城町には令和元年11月8日に天城町議会の全員協議会を開いて、責任の所在は不明、原因究明を優先して、いかに修繕すべき等々の意見があったと。そして、令和元年12月4日、または5日、故障の経緯をまた理事会に説明したと。どういった今、状況ですと。そして、令和2年1月7日、天城町議会全員協議会。ここでもやっている天城町は。私たち徳之島町と伊仙町には何の報告もなしに。全員協議会で前回確認した事項の報告をしたが、どうも単価等は高すぎる、車両費も高い、輸送費も高い。もろも

ろいゝろんな場面で高い。これは工場が群馬県にあるわけです、大きな大手のメーカーですので。あるんですけど、もう1回それはやり直せということで、天城町議会でもそういうふうにな言われたと。これちょっと前後しますけど、12月4日の手前、4日、5日故障の経緯を理事会に説明したということで、令和元年12月5日に改良区1名の職員がその説明を受けていたことが。要は、グリースを入れる段取りはメーカーからちゃんと受けたと。メーカーがそういうふうにな述べたと。そして、令和元年12月5日のMメーカーから3回の聞き取りの際に判明しましたのと。何でメーカーが改良区の職員を事情聴取しなければならない。そこも不思議でたまらない。農地整備課がやるのだったらわかるし、理事会でやるんだったらわかります。ただ、理事会は報告のみ。そして、こういうことがあって、12月5日ですよ。令和元年12月5日。徳之島用土地改良区職員の任命及び服務等に関する規定に従い、処分を受けることとする。ここを覚えてってくださいよ。12月5日にもう書いてありますからね。これをまとめたのは改良区の職員が天城町農地整備課の職員、ここに担当の職員が書いてあるから、精査してあるので。

そしたら、この流れでいって、令和2年1月9日理事会が開催されました。つい最近。議案提出後、30分間その他で土地改良区3名の職員の件、これは平成29年8月8日メーカーからグリースの取り扱いの説明をしっかりと受けたと。理事会でも承認され、そしてそういうふうな説明をされて、職員3名に非があるので、事前にその場で訓告。その場で土地改良区理事長から口頭で事務局長に伝えられたと。このときにしなければいけない令和2年1月9日第4回理事会でこのときに訓告等が伝えられ、処分しなければいけないのに、もはや12月5日にどこでどういうふうにな決まったのか、農地整備課の方々がもはやもう処分ありきだという形でここに書いてあるんですよ、ここ。書いたやつも書いたやつ、本当。

我が徳之島町の土地改良区の職員は本当に事務局長を初め、すばらしい人間です。一生懸命職務専念に従事しています。我が土地改良区の事務局長は自分の部下を一生懸命守ろうとしました。その流れで、町長も2月28日に事務局長からヒヤリングを受けました。午前中に理事会がありまして、昼から私たちは植木議員と一緒に土地改良区の事務所に行ってヒヤリングをしてきましたけど、そのときに町長は天城町農地整備課の課長がその他でいろいろな指摘があった瞬間に、強い姿勢で、我が徳之島町長高岡町長がすごく指摘しているということも伺っております。そして、メーカーに対しても強い指摘でしているということも伺っております。いろいろ我が徳之島町長とのやり取りもさせていただいて、どこに非があるか。どこで間違ったのか。どこで何を隠しているのか。何で4,500万、消費税込みで4,900万、いまさら払ってくれと。そこが不思議でたまりません。

そして、2月10日の日に、前後しますけど、土地改良区理事長にちゃんと理事会で精査もしないで、調査研究もしないで、何で訓告をしたのか。不当労働行為でしっかりせえと、撤退しろということの説明会の中でしてありますので、それを今後徳之島町長としての考えを言って

いただきたいなと思います。

### ○町長（高岡秀規君）

ここで少し整理いたしますが、まず、この故障についての説明が1月にありましたが、そのときは担当者のグリースの補給がしていない、それによって発電の施設が故障したと。全てが土地改良区ミスであるという説明を受けて、実はどういう処分にするかという話し合いがございました。

しかしながら、事前にたまたま僕がなぜ理事会を開くのかということで課長に聞いたところ、実はベアリング等の故障が原因であるということで伺っていましたので、事前に一応は理事会に出席をするので、しっかりと私の関西にいるベアリングの専門家に話を聞いた上で、理事会に臨みました。そして、ある程度のグリースの補給については、疑義があったということで、処分は私なりの考えで案を提出しておりますが、終わり次第、やはりそのグリースアップするだけのトレーニングは必ず必要であったと私は思うと。担当に聞きますと、電気については、しっかりと説明を受けたと。そして、下の発電機については、取説とかそういったグリースアップのプレートに書いてある旨だけを説明を受けているような返答でしたので、これは明電舎が電気関係の専門であって、下の発電機については専門家を呼んでいなかったのかなというふうな疑義が私の中にありましたので、今後は担当だけではなくて、メーカーにも責任があるのではないかとこのことを伝えてくださいということで、事務局に伝えました。そしたら、数日後に一切瑕疵はないということの返答をいただきましたので、これはこのまま四千幾らを安易に認めてしまつては、今後の修理費にかかるものについて負担が大きくなるということの疑義から議会に説明をするように求めました。それが今までの流れであります。

今後は、今プレートに書いてあるということの説明を受けたのであれば、初期の段階で補填をしたのかどうかということが実は担当のほうから間接的に伺ったところ、補填をしたんだけど、出口からグリースが出ていないと。ということは補填していないと私は見ているわけですね。実際に、メーカーがプレートを見なさいと言ったのであれば、プレートに書いてあるわけですから。そのメーカー自体がそれを率先して実行しなければいけないと私は思っています。そこに、まず瑕疵があったと。

そして、1年半以上の稼働があったということなんですが、あれはシールドで密閉式ですから、私は1年半ぐらい動かしてもあそこまで壊れることはないだろうと私は疑義を感じているところであります。しかし、それは証拠がありません。しかしながら、全て証拠がないわけですから、責任の瑕疵は私はあると思っています。これをしっかりとメーカー側に訴えていくべきだというふうに考えておりますので、今後とも議会の皆様方にも御協力得ながら、天城町だけの決定ではありませんので、議会軽視ということにならないように、今後も土地改良区、メーカー側には説明を求めていきたいというふうに思いますが。ただ、残念なことに、天城の

担当はなかなか専門家ではないので、メーカーが言うとおりでとってしまうところにも問題があるのかなというふうに考えておりますので、しっかりとメーカーの責任を追及していくべきだと私は考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

本当よろしく申し上げます。もう一回理事会を開いていただいて、本当にこれを精査していただいて、どこに非があるのか。喧嘩両成敗でお互いに非があるんだったら、訓告の解除も私はお願いしたいと思っております。町長、申し上げます。

○町長（高岡秀規君）

今、担当に責任を相対的にみて責任を押し付けておいて、もうすぐで、この予算化しようという流れが、少しいかがなものかなと私、実は思っております。その点も含めて、メーカー側にも責任があったというのであれば、今の懲罰が相応しいかどうかということも疑義が生じることになります。

そして、今1番おかしいと思っているのは、今ばらしましたね。済んでいるわけです。それで900万かかっているわけです。ばらすだけで900万かかるこの経費。私はいかがなものかなというふうに思っておりますので、しっかりと対応していきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

今、現に、土地改良区の職員は町長が頼りです。申し上げます。助けてください。胸につまされます。ちょっと冷静になりたいと思っております。あしたは植木議員がこれを取り上げますので、徹底して説明をしていただきたいと思っております。

次にいきます。

それでは、社会資本整備事業について。民間住宅リフォームの状況について、伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えいたします。

社会資本整備総合交付金提案事業住宅リフォーム助成事業として、平成26年度より事業を開始しており、年度ごとの利用状況といたしましては、平成26年度、問い合わせ件数13件、申請件数6件、実施件数が6件となっております。27年度以降、読み上げていきます。27年度、問い合わせ件数12件、申請件数8件、実施件数が8件。28年度、問い合わせ件数17件、申請件数10件、実施件数5件。29年度、問い合わせ件数17件、申請件数8件、実施件数が6件。平成30年度、問い合わせ件数18件、申請件数8件、実施件数が6件。令和元年度、問い合わせ件数10件、申請件数5件、実施件数5件となっております。

○10番（是枝孝太郎君）

課長に伺います。これが国の国庫補助金の中の1つの予算でありますけど、こういったあり方になっているのか。国が何%で、何%の枠の中で使えるのかというのを伺いたいと思っております。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えいたします。

社会資本整備交付金事業の提案事業で補助率45%が基幹事業の2割となっており、5年間で500万程度の事業を要望しています。年間100万円ということで補助率が45%。しかしながら、45%くるわけがありません。現在の状況で、年度ごとに申しますと、26年度が43万2,000円、27年度が24万1,000円、28年度が23万円、29年度が18万6,000円、30年度、元年度は満額の40万、40万となっております。年度ごとに格差はあるということです。

○10番（是枝孝太郎君）

非常に使い勝手が悪いし、最高金額が24万円と伺っていますけど、課長、そうでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

そのようになっております。再度限度額が24万円と、その工事費につき15%の補助となっております。

○10番（是枝孝太郎君）

町長、聞いたとおりのことです。なかなか民間住宅リフォームが前に進まないのは、借り手がいるんだけど、家主もオーケーなんだけど、水回りがなかなかできないとかということもありますので、将来的に緊急でもよろしいですので、これ連合青年団との会話の中から出ていますので、花徳のほうから伺っていますので、町単独の事業をプラスしてできないかを伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

1番ネックになるのが個人の財産に町の交付金を使えるかどうかということがありますが、ただ国の空き家の流れの制度としまして、そこで補助金を出す時代になってきたということがあります。今後は、今課長が答弁にありましたが、この住宅確保要配慮者専用の住宅の制度をどううまく活用できるかということを少しだけ勉強させていただきたいなというふうに思います。単身の高齢者の世帯でありますとか、若者子育て世帯等にも対応できますので、今後は不足する公営住宅の対策として、地方公共団体におそらく登録をするとか、あと居住支援の協議会等々を設ければ、もっといいのかどうかとか。そして、今後所得に対しての補助、家賃補助等々ですね。この事業の中には一応うたわれておりますので、少し勉強をさせていただいて、今、島が求めている空き家の対策とは何なのか、国が進めている住宅確保要配慮者の専用住宅というのはどういったものなのかというものを、差を見ながら単独事業のほうを考えていきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

本当によろしくお願ひします。花徳青年団の青年団から女性が住みやすいまちづくり、それ

を強く念願されましたので、その方向性も考えながら行っていただきたいと思います。

それでは、(2) 空き家活動セーフティネット住宅改修の状況についてを伺います。この改修については、補助金については、なかなか私もわかりませんので、教えを乞いながら伺っていききたいと思います。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

先ほどの住宅リフォームです。個人向けのリフォームに対しての補助金でございます。空き家セーフティネットワーク、社会資本整備総合交付金、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業費として、今年度から事業を開始しております。補助事業件数は1件となっております。

事業の内容といたしましては、民間住宅を住宅確保要配慮者の入居を阻まないセーフティネット住宅として活用するため、改修を目的として、バリアフリーや耐震改修、間取り変更、子育て世帯、防火消化対策等に要する3分の2を補助するものです。100万円を程度に。100万円の内訳が、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1の割合で町が補助するという仕組みになっております。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

これもなかなか1つ家を改修しようと思っても、経費等にあまりそぐわないあれなのかなと思いますけれども、それも町側としてもいろいろな知恵を出しながらやっていただきたいと思います。私も勉強しながら考えていきたいと思っています。

次にいきます。

鹿児島県町村振興について。施政方針の実現と奄美群島市町村長会とのかかわり。また、鹿児島県町村会の連携について伺います。

#### ○町長（高岡秀規君）

常日ごろより、大島郡の町村長会、そしてさらには鹿児島県の町村会の会合には役員になる、ならないにかかわらず出席をしております。しっかりと意見等々を申し上げながら、連携をとっておりますが、ただ、役員になったことで大きく変わるのはやはり私に責任がのしかかってきたということで、その責任の重さ、そして責任をしっかりと履行するためには、いろいろな施策に取り組んだり、いろいろな成功事例をつくったり、そして、要望活動等々をしっかりと受け止めて、国や県に対して申し上げるというチャンスをいただいたということですので、徳之島町のみならず、奄美群島の発展は、結果的に世界の中の日本の島国の発展につながる、施策につながるというふうを考えておりますので、しっかりと要望活動、そしてまた各市町村長と連携を取りながら頑張っていきたいというふうと考えております。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

さらなる高みを目指して、鹿児島全体の町村のために本当にやっていただきたいと思います。それが、今、高岡町長に課せられた宿命だと思いますので、それに関連して次にいきます。

奄美群島振興開発特別措置法において、奄美群島のさらなる地域の発展と奄振法の地域住民のさらなる進化を構築するため、どのように考えていくのか伺います。

○町長（高岡秀規君）

まずは、成長戦略ビジョンにつきましてですが、間違いました。最初、課長。

○10番（是枝孝太郎君）

本当は課長に俺はお願いしたんだけど。

○企画課長（政田正武君）

お答えします。

奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島の発展と振興につきましては、奄美群島振興開発計画や奄美群島成長戦略ビジョンにより、目標や課題を設定し、奄美群島公益事務組合と各市町村が連携し、特に3分野、農業、観光交流、情報、プラス2分野、文化、定住において、雇用の創出に重点化したプロジェクトなどの地域の活性化に向けた取り組みを実施しているところでございます。

また、奄美群島成長戦略推進交付金を活用した農業の推進や世界自然遺産登録に向けた取り組みの活性化、観光拠点施設整備や交流人口の拡大に向けた取り組みなど、幅広い分野で事業を展開しております。特定重点配分対象事業として、民間と連携した自律自走を目的とした事業の掘り起こしやスマートアイランドの推進など、新たな分野での交付金の活用が期待されているところです。

人口減少、高齢化が著しく、我が国の課題を先取りする一方、本土から隔絶し、明確にエリアが限定され、顔の見える関係が維持された離島だからこそ、課題解決に向けたSociety 5.0の実装教育に推進し、スマートアイランドの実現を目指します。今後の事業展開につきましても、民間の知恵や能力を活用した取り組みが必要となるため、連携を強化した新たな事業にもチャレンジしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○町長（高岡秀規君）

今の課長の答弁があったとおりですが、そこに1つだけ抜けている言葉がありました。教育です。教育という言葉がなかなか奄振法の中に出てこないということから、この成長戦略のビジョンが創設される当時から、私は教育力格差を埋めるために教育を入れるべきだっていう主張をしてまいりました。ようやく、ふるさと留学制度が離島振興法から始まって、奄振法に自然と入ってきたわけですが、首長の話がなかなか取り上げられていないというのは僕の印象でございました。当然、総会が開かれますが、総会の中で発言をしてもその文言をかえるという

のは至難の業だということを感じておりまして、今後は奄振法の5年後の延長、そしてさらなる成功事例をこの5年間でつくらないと、5年後の延長はありませんので、各首長の要望をしっかりと私は受け止めて、奄振法に乗せていきたいというふうに思います。

そのための、何をしたらいいかなんですが、今、奄振の成長戦略ビジョンの中の約20億が航空運賃、そして4から5億しか農業とか、ほかの政策にはまわってこないということですから、まず当初予算で28億から30億の予算の要望がありますから、それを当初予算で獲得するということが最大の壁であります。なる、ならないは別としても、当初予算で確保することが、私が一番取り組まなければいけないというふうに思います。

それによって、使い勝手のいい成長戦略のビジョンの予算枠になると思いますし、今はいろんな幅広い法律と法律の間をぬって要望しても予算がつかなければ意味がないということですから。予算ついて初めて、その要項にのっとった施策が生きるということですから。今後は、当初予算の確保について頑張っていくと。そして、補正についても防災とかそういった文言がつかないように、使い勝手のいい補正予算というものを確保すること。それをしっかりと伝えていきたいというふうに思います。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

もう1つだけ伺います。成長戦略ビジョンの中で民間チャレンジ事業があります。国に対して、予算の要求をするのであれば、それも合わせて拡大していただいて、ハードルをもう少し低くして、誰もが、民間を受けれるようなハードルのスタンスで予算の獲得をしていただきたいと思います。

そして、もう1つ。広域事務組合のあり方、そして、広域事務組合における情報提供は町長が、もう会長になられたんだから、12市町村に満遍なく平等に行きわたるようなことをしていただきたいと思いますが、どう考えますでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、全くその通りでありまして、私はもし役員での会合等があり、ほかの市町村長が出席できない場合は、しっかりと情報提供してまいりたいというふうに思いますし、鹿児島県の町村会の会長、森田町長とも県の町村会の会合においても、それぞれが市町村長にしっかりと情報提供して、共有することを、きのうしっかりと確認をとったところでありまして、半島ほど離島よりも不利な条件でありますので、ストロー現象についても我々は取り組まなければいけないというふうに考えております。

#### ○10番（是枝孝太郎君）

土地改良区の職員3名に対しても、町長に心を委ねていますので、よろしく申し上げます。あすは植木議員が質疑をしますので、よろしく申し上げます。是枝の一般質問を終わります。

#### ○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月6日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 4時40分



# 令和2年第1回徳之島町議会定例会

第2日

令和2年3月6日



令和2年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和2年3月6日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

幸 千恵子 議員

勇元 勝雄 議員

竹山 成浩 議員

植木 厚吉 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

幸千恵子議員の一般質問を許可します。

○9番（幸 千恵子君）

おはようございます。

午後にはひっかからない予定で終わりますので、よろしくお願ひします。

今、世間では新型コロナウイルスが大変なことになっておりますが、鹿児島県は、発生はしていない状況ですけれども、1番目に、新型コロナウイルス対策についてお伺ひしたいと思ひます。

9番、日本共産党の幸千恵子、6項目質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、島内における新型コロナウイルス対策についてお伺ひをいたします。

感染が疑われる症状がある場合の対処方法と自治体、保健所、医療機関の連携と対応等について、基本的なことをまずお伺ひしたいと思ひます。

○健康増進課長（安田 敦君）

おはようございます。

それでは、お答えいたします。

新型コロナ肺炎に感染が疑われる場合の対応は、県の対策会議で示されていて、新型コロナウイルス感染症対応フローによりますと、次の症状がある方は、帰国者・接触者相談センター、徳之島保健所になりますが、御相談ください。

まず、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いているか、また強い、だるさ、倦怠感や息苦しさ、呼吸困難がある場合は、帰国者・接触者相談センターのほうに電話していただきたいと思ひます。

また、高齢者や基礎疾患等がある方は、さきの状態が2日程度続く場合は、相談してください。

また、妊婦の方は、早目に御相談ください。

それと、小児は、さきの状態で電話していただきたいと思ひます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

相談センターというのは、徳之島保健所でよろしいのでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

はい。

○9番（幸 千恵子君）

相談が来るのは、その保健所とばかりとは限りませんが、自治体にも問い合わせがあるでしょうし、医療機関にもあると思うんですが、そういう場合には、この連携はどういうふうにとられていて、どういうふうにお答えするんでしょう。

○健康増進課長（安田 敦君）

基本的には、自治体のほうに電話があっても、こちらのほうとしても保健所のほうに電話し直すように回答することになっております。今のところ健康増進課のほうにも保健センターのほうにも、相談電話がないということでした。

○9番（幸 千恵子君）

保健所にも自治体にも、問い合わせはないということですが、医療機関には確認ができていますか。問い合わせ等はないのでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

医療機関についても、確認電話はないと思います。徳之島保健所のほうにも電話がないということではなくて、鹿児島県内で、全体として保健所のほうに、相談センターのほうに相談件数として、2月の12日に開設して、2月の28日までに829件の電話があったということです。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

県内で829件、徳之島保健所にはないということではよろしいんですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

県全体で公表しておりまして、管内については公表がないということですので、よろしくお願ひします。

○9番（幸 千恵子君）

これを確認しておいてほしかったんですけども、町内でも、この感染に対しては、神経質なほどに不安を持っている方が多いですので、自治体にはないということはわかりますが、保健所と医療機関等の状況を確認していただいて、教えていただきたいと思います。

あと2番目ですが、検査を受けるまでもちょっと経路があるのかなと思います。検査を受けた上で、感染が判明した場合の自治体、保健所、医療機関等の連携対応はどうなっているのか、そして入院等の治療体制はどうなっているのか、お尋ねします。

○健康増進課長（安田 敦君）

先ほどの件ですけれども、管内についての詳細については、県は公表しないということです、どこの保健所に何件あったということは公表しないということです。

今の件ですけれども、コロナに感染が判明した場合ですが、まず帰国者・接触者外来に行ってください。そこで判明した場合には、発症から2週間以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者、発熱または呼吸器症状を有する者、発症から2週間以内に湖北省又は浙江省を訪問した者または湖北省又は浙江省への渡航歴がある者と濃厚接触をした者で、発熱37.5℃以上かつ呼吸器症障害を有する者が疑似症届け出で、保健所のほうに検体を送付します。

その検体を保健所は、県環境保健センターに送付します。そこで陽性の場合、感染症指定医療機関に入院となります。治療については、その病院個々によって違うと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この島内、町内で発生した場合に、どこに入院できるのかということを知りたいんですけど、具体的に。

○健康増進課長（安田 敦君）

それについても、開設しているのは県で26カ所でありまして、徳之島町にあるかどうかについても、日本医師会でも公表しないということでしたので、わかりません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ちょっと理解できないんですけど、発生した場合に入院できるのかとか、治療ができるのかということは皆さん不安に思っているところで、特にまた医療機関のほうでも不安を持っていますので、発生した場合には島外に出ていただくのか、移送することも問題がありますので、島内でちゃんと対応ができるのかというところが知りたいところなんですけど、そこは確認できないんですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

それについても公表できないということでしたので、医療機関については今26病院が県内にあるということで、それだけということでした。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それは、またじゃ後に置きまして、3番目ですが、島内での感染等拡大対策がどうなっているのか、各種イベントや学校、職場での取り組みなどについて、わかる範囲でお答えいただけますか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

島内での対策でございますけども、2月25日に徳之島地区危機管理対策協議会、保健所のほうで開かれました。この中で、新型コロナウイルスについての協議がなされました。

そして、翌27日、課長会で新型コロナウイルスについての対策についてを出したところですが、ただ、27日の段階では、まだ強い対策ではなかったんですけども、その夜に安倍首相のほうから、緊急事態宣言ではないですけども、自粛要請が出ましたので、翌28日に緊急の課長会を開きまして、2月29日より3月15日まで町主催のイベントの中止、もしくは延期を決定いたしました。

また、各種団体への自粛要請を行うように、各課宛てに指示を出しました。これ各課からイベント等がある場合には自粛をするように、各課で管轄しているものにつきましては指示を出したところでございます。

あと教育委員会におきましては、3月3日より15日まで臨時休校を決定したところでございます。

その他各課でこういう情報ありますので、お願いしたいと思います。

#### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、各種イベントについてお答えをいたします。

社会教育課関連といたしましては、3月の5日と6日に、皆様御存じの劇団四季の公演を予定しておりました。今回一般公演を予定していましたので、5日の日に。これが非常にチケット販売当初から、非常に好評でした。

ですので、これにつきまして、政府の自粛要請を受け、劇団のほうから2月の28日から3月8日までの期間の劇団四季の公演を中止いたしますという旨の通知が文化会館のほうにございました。

それをもちまして、教育委員会としましても、イベントやスポーツ大会に関しましては3月1日から3月上旬、これは学校の小中学校、高校の休みに伴い、社会教育課のほうでも自粛ということで、各主催のほう、それから団体のほうに自粛をお願いしております。

なお、各連盟の大会や一般の大会に関しましても、自粛要請を行っているとの今現状でございます。

ただ、3月の15日以降に関しましては、国や県の動向を踏まえ、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校の新型コロナウイルス感染防止策としましては、令和2年、さきの2月27日に安倍総理より、全国の小中、高等学校、特別支援学校に対して臨時休業の要請がなされました。その政

府の要請を受けて、徳之島町、天城町、伊仙町において、2月の29日に3町で協議し、感染への拡大を防ぐため、現在、重要な時期にあり、何より児童生徒の健康と安全を守ることが最優先と考え、島内全ての小中学校を3月3日火曜日から3月15日日曜日まで臨時休業となりました。

また、卒業式の開催方式につきましては、参加者は卒業生及びその保護者の最少人数、学校職員を基本として、その他の参加者については、各学校の実情に応じて総合的に判断するとなっています。

式典の内容も式辞、告辞を短目にし、卒業生の多い学校においては、卒業証書の授与を代表児童生徒にしたり、会場の席の間隔をあけたり、斉唱を控えたりして、飛沫感染を予防します。予行練習は取りやめ、式典当日の実施とします。

また、入学式に関しましては、現段階では卒業式の開催方式に準じる方針ですが、今後の状況の変化に応じて、通常開催も含めて、改めて開催方式を見直します。

以上です。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

住民生活課でございます。3月15日の第3日曜日のボランティア清掃のほうも、今、中止の方向で進めております。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

一律休校ということでは、全国的に混乱が生じている状況ですが、徳之島も例外ではなくて、小学生を一人で留守番させなければいけない問題とか、職場に子供を連れていっている状況であるとか、お母さん方、保護者の皆さん、大変困っている状況が徳之島町内も同じです。

中には、学校で給食が食べられることが子供さんにとってとても重要なことであるような、子供さんにとっては大変困っているというような状況もあるようです。

あとは、また学校の先生方と転勤で来られている方、島に親戚縁者がいなくて、預けることもできないというところでは大変な状況があるという話も聞いております。

また、休みの問題、有給を活用しなさいとか、特休があるとかないとか、いろんな問題を聞いておりますけれども、子供たちの安全のためと総理はおっしゃいましたけれども、ニュースできのうありました栃木県の茂木町が3月の10日から24日、学校を休校にする予定だったんだけれども、これを撤回して、通常どおり授業を実施するということを決めております。それは保育園、幼稚園が通常どおり運用されているということ、それから休校すると、子供だけで過ごさなければいけない家庭が出てくること、授業が実施されれば、安全に配慮した給食が子供に提供できるというようなことで、教育委員会の担当者が子供の安全を確保し、健康を維持向上させることが町の仕事、そのために現段階では通常授業を行ったほうがよいと判断したとし

て話しております。

その町や近隣市町で感染者が出た場合には休校するという措置をとりましたけれども、こういうことも検討できるのではないかなど考えたりするわけですが、それを含めて、3月16日以降は通常どおりに戻るのか、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

一応、今のところ、結局3月15日までを一応休校としていますので、そこは一応、さっき言われました感染状況とか見ながら、教育委員会としましても話し合いを持って決めていきたいと思いますので、今現在ではとりあえず3月16日からは通常どおりに戻る予定であります。

以上です。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

もちろんいろんな自粛についても、3月15日と今しているところでございますが、週明けには、国のまたいろんな対応も決まると思います。また、12日には新型インフルエンザの特別措置法が衆議院を通過するというようなことも聞いておりますので、その辺も踏まえて、今2日に一遍は各伊仙町、徳之島町、天城町、課長同士、連絡をとりまして、今の状況を把握しているところでございますので、臨機応変に対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

きょうが6日ですので、あと10日ぐらいあるんですが、その学校再開の検討はするつもりはないですか。

○教育長（福 宏人君）

新型コロナウイルスの対応によって休業ということで、先ほど幸議員がお話ししたとおり、その対応については、感染患者が出ている地区と出ていない地区、それから各都道府県によって対応はいろいろと調べてみますと、臨時休業をやっていない地域もあるということも事実ですね。

それから、先ほど申し上げたとおり、この期間に、特に学校に行けない子供たちのいわゆる給食のものとか、いろんな課題があるということの報道でも出ていますので、そういったことも重く受けとめているところです。

現状は、先ほど申し上げましたとおり、3町で同一に学校の休業についても話し合いながら、再開についても、また話し合うということは、今のところは16日から一応再開ということで、今後の状況も見据えて、例えば今、具体的に低学年の子供たちの対応については、今、放課後児童クラブとか、そういったところで預けている家庭も多くて、そういったものを含めて、今

後状況を見ながらいろんな対応があると思いますので、先ほど総務課長のほうからありましたとおり、臨機応変に情報を収集しながら、具体的に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

学童保育の関係、学校がお休みの中で、学童のほうが多い時間からあけて対応している状況が多いと思うんですが、徳之島町の場合はどういう状況ですか。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

国のほうから学童保育は開所しなさいということだったので、すぐ学童保育の事業をされている方、集まっていただきまして検討いたしました。一応新規はちょっと、今申し込みされているお子さんで満杯状態なので、新規は受けられないんですけど、申し込みされているお子さんは3日からお預かりするというような話で出ておりました。

給食等の対応がちょっと難しい部分もあるので、できれば保護者の方に負担していただく、弁当持参というような形も出ているところもあると思います。一応朝からお子さんを受け入れている状況です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

学校を休みにして学童のぎゅうぎゅう詰めの中で、時間を延ばして子供たちを預かるという、全国的にこれは矛盾しているという形で、徳之島町内でも同じ声をよく聞いています。今後のことに生かされればなと思うんですけども、徳之島では徳之島祭りに参加された方がいらっしゃるということで、天城町長とお話ししましたら、自分は危機管理の先頭に立たなければいけないので、祭りには行かなかったと、自分がウイルスを持ってくるということではできないので、危機管理意識を働かせて行かなかったんだよという話をされました。

徳之島町と伊仙町は、町長が参加されたということで、地域からいろんな声が寄せられます。大変、まるで感染してきたかのような話が流れまして、マスクもしないで歩いているよとかいうのがいっぱい流れてきて、私もいろいろ対応したんですけども、こういうふうにこの時期ですので、行かないということを決めることも必要だったと思うんですけども、この後、当面の間、全国各地で今発生している状況ですが、出張予定とか、町のほうはどうされるのか、まずお伺いしたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

今回の代々木公フェスタにつきましては、実行委員が開催するということと、そしてまた徳之島町のほうから渋谷区等々に呼びかけをしまして、その関係者が出席するというので、出席するということを決断いたしました。

その中で、マスク等々のあれもありますが、極力用事以外はホテルに閉じこもっております。

た。当然気をつけるべきところは気をつけながら、しっかりと行事をこなしていったというこ  
とでありまして、どうしても会わなければいけない方、そしてまた政策的に以前よりアポをと  
っていた会社の方等には、失礼がないような対応をしたつもりであります。

今後は、出張につきましては公のものについては、いかななものかなということでは、恐ら  
く中止になるだろうというふうに考えておりますので、しっかりと対応していきたいと思いま  
す。

#### ○9番（幸 千恵子君）

こういうときに危機管理意識というものが発揮されるものだと思いますので、みんなが見て  
いても、やっぱりと、納得できるような対応をしていただきたいものだと思います。

2番目に行きます。

受精卵センターについてですけれども、前回取り上げましたが、時間が足りなくて十分聞け  
なかったのを少しフォローしたいと思っております。運営状況についてどうなっているのか、  
管理運営者と鹿大の獣医学部との連携内容等はどうなっているのか、少し詳しく教えてください。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町では受精卵センターでの受精卵に関して、管理運営を民間に委託しております。管理運  
営主体とは結んでいないんですけど、徳之島町と鹿児島大学共同獣医学部との間では地域連携  
協定を締結しており、受精卵センターでは、それを実行しているところであります。

連携内容は、包括的な連携のもと、それぞれが有する人材等を活用することによって獣医学、  
教育の発展、人材の育成及び地域社会の貢献、振興に寄与することを目的としております。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

具体的なことを教えていただきたいんですけども、採卵作業であるとか、従業員がどうい  
うふうに獣医学部学生とかかわってこの作業をされるのか、まずお尋ねします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

受精卵センターのほうでは、平成30年4月に完成して、同年6月から鹿児島大学共同獣医学  
部とともに、採卵を行っています。採卵作業については2カ月に1回、鹿児島大学共同獣医学  
部の先生が中心となって、先生を含めた学生3名から4名程度と牛の固定搬入等で従業員等が  
2名程度で実施している状況です。

受精卵の採卵は2カ月に一遍行われているスタッフとして、隣接したTMRセンターの従業  
員が4名常駐しておりますけど、そのうちの2名程度が受精卵センターのほうに加勢を、従事  
しているというふうな形になっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

TMRのほうは、以前聞いたときには、2018年に聞いたときには10名がいらっしゃるということでしたけれども、今の話では6名ぐらいのうちの4人がかかわるようなことだったんですが、TMRのほうの従業員は全体が何人で、そのうちのみんながかかわっているのか、お尋ねします。

○農林水産課長（高城博也君）

全体の資料を確認しておりますけど、現在、常駐しているのが4名で、そのうち採卵的に2人が加勢に回っているということです。よろしいでしょうか。

○9番（幸 千恵子君）

きょうは、TMRのことは聞かないつもりですけども、少しずつ変わってきているなと思いますが、この採卵作業、そして鹿大の獣医師等がいらっしゃっている、そして採卵作業を行っているという現場を町のほうも確認したり、同行したりされているのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

その都度担当のほうは対応しております、私のほうも採卵作業には2回ほど確認を行っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

経営状況等についても気になりますが、その前に、この間の情報では鹿児島大学、東京大学、宮崎大学などの関係者が施設を利用して宿泊されたりしているようですけども、何日間利用されたのか、そして宿泊費、食事等、有料であるのか無料なのか、そこら辺お尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

3つ目の質問でよろしいですかね。

○9番（幸 千恵子君）

ごめんなさい。

○農林水産課長（高城博也君）

施設外、受精卵以外の利用者もありまして、その関係で、鹿児島大学が2名で、延べ4日、東京大学が1カ月、宮崎大学が3日間、東京大学の方が14日間、個人名は差し控えさせていただきます。

利用料金につきましては1日1,000円を徴収して、それ以外に関しては個人負担となっております。

また、受精卵関係者は無料としております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

何か東京大学の利用のほうが多いような感じなんですけれども、今の中には、この獣医学部の採卵作業の関係は入っていますか、別ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

ただいま大学の名前を申し上げたのは、受精卵関係ではなく、生物関係の研究、前回の議会でも述べたんですけれども、非常に餌等、民間のホテルを利用しにくい。今までもそういった意味で、何かゲストハウスとか、そこら辺に行っていたんですが、そちらのほうから相談されて、徳之島町でそういうふうな形で対応できないかということでやっておりまして、内容を申し上げますと、猫によるアマミノクロウサギへの影響と宮崎のほうで徳之島トゲネズミの生息状況調査で、また東京に関しましてはトキソプラズマ症伝播サイクルの解明ということと、あと鹿児島大学のほうは食物調査ということで希望され、利用されております。

○9番（幸 千恵子君）

ちょっと順番が入れかわったりしますが、経営状況、運営状況についてお尋ねしたいんですが、年度ごとの収支状況の報告などは町のほうにされているでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

30年から始まったわけですが、担当のほうには年1回報告、その都度確認をしながらも報告は承っております。

○9番（幸 千恵子君）

収支状況であるとか、30年、31年度について、議会にも報告書を提出していただきたいと思えます。

ここの職員の皆さんは、どういうもので報酬が得られるのでしょうか。先ほどTMRは4人常駐ということでしたけれども、この両方を運営して、その作業のどういう作業から収入があって、それがどういう形で報酬として反映しているのかをお伺いしたいと思います。従業員は。

○農林水産課長（高城博也君）

従業員の報酬に関しては恐らく、これは確認しておりませんが、給料等でされていると思うんですけれども、TMR、受精卵センターの収益に関しましては、受精卵の販売によって収益を、維持管理を賄っております。

○9番（幸 千恵子君）

全然畜産の関係なのでわからないことが多いんですけれども、前回いただいた資料の中で12名の農家さんが利用して、延べ40頭から採卵をしたと、そして598個を採卵した分で、本人分が489個、残り109個がセンターの販売用としてあるということ、そしてそのうち40個は販売を

して69個は保管されたということですが、この40個が販売されたその販売価格はどういうものなのですか。

○農林水産課長（高城博也君）

販売価格のほうは1個2万5,000円で販売しております。この販売先に関しましては、町内の農家に販売しております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

残りの69個はいつまでも保管しているわけではないと思いますので、どうなっているのか、お尋ねします。

○農林水産課長（高城博也君）

数字がまた近況の形で変わっておりますので、改めて報告という形ではいけないでしょうか。それで、今こちらのほうでつかんでいるのは、報告としては経営状況につきましては、利用のほうで31年度は1月までに40頭の採卵を行い、422個、販売用受精卵も94個に訂正をお願いいたします。受精卵が過去で70個ほどの販売がなされております。もう既に70個の販売があるということであります。町の報告は採卵、受精卵の買い取りについてだけでなく、施設料についても報告を受けておりますので、御理解いただきたいと思います。

詳細につきましては、また後ほど御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

本人分として、ごめんなさい、数字はちょっとこの間いただいた数字でいきたいと思うんですが、489個、本人分として言っていますが、これは販売されているものだと思いますけれども、これの本人分の販売先等については、それも同じ町内だけということを確認していいのか、町内だけでなく、島内なのか、確認をとれますか。

○農林水産課長（高城博也君）

本人分に関しましては、センターのほうで液体窒素によって預かりしておりますけども、本人分のため、個人資産のものをお預かりしているというふうな形でありまして、今現在、こちらのほうでやっているのは島内で販売というか、利用されているというふうに聞いております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

牛の場合は、人間と同じじゃないでしょうけど、戸籍みたいなのがあって、1頭ずつ番号であるとかで分けられるというふうに聞いておりますけれども、これは追跡調査をすれば、どこどこに販売されているというのはわかる状況ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

これはふるさと納税の肉の関係でおわかりと思いますけれども、生まれ育ちで分けているように、個体識別票のほうで、追跡で、番号で、店頭に並ぶ場合も、それをネットで調べれば、そういった方が飼養して生産したというふうなことは全てわかるようになっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

本人分の489もセンターの販売分も、全てセンターのほうの保管庫で保管されているということだと思うんですが、この全てについてどういうふうな経路で、どこに行っているのかということは把握すべきだと思うんですが、これは全て把握、町のほうではしていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

その問題につきましては、先ほど12月にも国等があり、またその後、いろいろ法制が変わっておりますので、早急に対応して、追跡調査を行い、そこら辺を明確にして、今後またいろんな意味でちゃんとした管理ができるよう町としては考えて、それをまた町長のほうに報告して、いろんな形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

では、今のところは、まだ全て把握しているわけではないというような形だと思いますが、話によりますと、徳之島のほうの受精卵が島外、県外、話によると、何か北海道まで行っているような話もあるということで、大変なことだという話を聞いたりしております。これはきちんと把握すべきものだと思いますので、きちんと把握していただいて、数的なもの、どこどこであるとか、そういうことは全て議会のほうにも報告してほしいと思います。要望しておきます。

それから、30年度の関係では、12名の農家さんが利用しておりますが、全体の畜産農家は何件で、そのうちの何%がこの12名になるのか、お尋ねします。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、町全体の畜産農家は184件であります。センター利用は64件となっておりますので、現在、本町の畜産農家の利用率は約35%程度となっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

64というのは、数字、私、把握していませんが、延べ件数で40頭ということですが、採卵を利用したのは12名ですので、全体の農家さん184ということですから6.5%の農家さんだと思うんですが、これでは町内の畜産農家に所得向上につながるような数ではないと思うんですが、これはどういうふうに判断していますか。

○農林水産課長（高城博也君）

申しわけありません。先ほど答弁した数字は直近の数字でありまして、今後所得向上等については、今まだ競り等にも数多く出ている状況で、所得向上にあるかどうかは、なかなか判断しにくいところであります。

しかしながら、今後出てくれば、その評価が確かめられると思いますので、そこら辺は、またその時期が来ましたら報告いたしたいと思います。競り名簿のほうにも、受精卵のほうには受精卵という適要のほうにうたっておりますので、そこでまた確認できますので、やっていきたいと思っております。

#### ○9番（幸 千恵子君）

課長、余り自信がなさそうなのですが、私は自信ないので、聞いているほうもちょっとどうしていいかわかんないんですが、自信持って答えられるようにきちんと把握していただいて、畜産農家さんにこのことも知らせていくように、畜産農家さんにもわかるようなことをしないと、町全体の畜産農家さんの所得向上のためにということでこれ始まっていると思いますので、そのところは町民に誤解されないようにしていただくべきだと思っております。何かありますか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

では、参考のために比較、全体期自家保留を見て、日齢260日、体重270キロで、全体の平均が66万3,804円、受精卵に関しましては、今のところセンターを利用したものはまだ出てきている状況では、これから近日中に出てくるんですかね。そこら辺で出てくると思うんですけども、受精卵に関しては71万5,579円、平均で。これは、データは71頭となっております。

受精卵を利用したかどうかは、飼養、うちのセンターを利用して出てきているのかどうかは、ちょっと確認しておりませんので、また後で報告いたしたいと思います。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

自家保留牛を3町で比較してみますと、30年度、29年度、どちらを見ても、天城町が一番多くて、次に伊仙町、そして徳之島町が一番少ない頭数なんですね。30年度は236頭、29年度が193頭ということで、伊仙町、天城町は300頭を超している状況なんですけど、これが機能してうまくいくと、この数字に反映してくるということなんではないでしょうか。この令和元年度の状況であるとか、わかりますか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

令和元年度のデータは、持ち合わせてまだおりませんが、実際に自家保留牛、優良のほうは、伊仙、天城のほうは、確かにやっていますけれども、この受精卵センターの利用によって徳之島町の農家も自家保留牛が今後期待されるものであり、また島内の伊仙、天城のほうの受精卵農家によって、こちらの徳之島のほうに優良、徳之島町だけの話じゃなくて、受精卵

を徳之島町に誘引する意味で、いろんな手だてを確保していきたいと、今後は考えております。  
以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ちょっと勉強不足で、うまく質問の方法がないんですけども、今後またこれは確認していきたいと思います。

次の3番目、研修室・宿泊施設の利用状況ということで、先ほども少しお聞きしましたが、受精卵センターの関係者はどういう利用状況だったのか、何泊であるとかいうのがわかりましたら教えてください。

○農林水産課長（高城博也君）

申しわけありません。受精卵の関係は無料ですので、ちょっとはっきりした数字は持ち合わせて、議場に持ってきておりませんが、2日滞在として年二月に1回というペースで考えると、先生のみでも12日以上は滞在しているというふうな形になると思います。2カ月に1回のペースでいけばですね。あと生徒さん、学生さんがいらっしゃいますので、またその数字は、受精卵に係るものに関しては報告いたしたいと思います。

○議長（池山富良君）

高城農林水産課長、資料ありましたか。

○農林水産課長（高城博也君）

はい。

○議長（池山富良君）

はい、どうぞ。資料が来ているから。

○農林水産課長（高城博也君）

延べ人数で23人で、5日間、うち女性は3名ということです。

○9番（幸 千恵子君）

延べ人数で23人、5日間、何か女性がどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

3名。

○9番（幸 千恵子君）

ちょっと今のここ、よくわからないんですが、宿泊施設は1部屋しかないと思うんですが、そこら辺もちょっと確認をして、ちゃんと把握してほしいと思います。

そうすると、この関係者以外の方が宿泊施設を利用していることが多い状況になりますが、この1日1,000円で利用しているのは、規定に沿ってしていると思いますが、クロウサギの関係、あとはトビネズミの関係で泊まっていらっしゃるということでは、こっちが多ければ多いほど1,000円がふえていくわけですけども、この収入というのは、宿泊費等というのは、こ

の受精卵センターの管理運営者のほうに行くということになるんですかね。

○農林水産課長（高城博也君）

それも維持管理のほうに収入としてやっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

クロウサギの関係等は、自然遺産登録の関係になりますので、3町も関係はあることなんですけど、何か便宜的に利用しているようなところもあると思えるんですね。このところについては、今後ちょっといろいろ検討が必要ではないかなと思ったりします。

先ほど言いました採卵の状況だとか、販売の状況、そしてどこどこに販売されたかの販売先の状況、北海道に流れているとか、そういうような疑惑を持たれるようなことはあってはいけないと思いますので、そういうところの数字等をしっかり把握していただいて、その関係は、ぜひ議会のほうにも提出をお願いいたします。

このことについては、注目している畜産農家さんも多いですので、専門の詳しい方から、また質問等があると、よくわかりやすいのかなと思いますが、きょうは、受精卵センターについてはこれで終わっておきたいと思います。

次、3番目に移ります。

新庁舎建設についてですけれども、まず12月議会において、ここに当時の企画課長と書いてありますが、統括官の答弁が事実とは違う内容を述べられたり、全く真剣味を感じない答弁が続いたということを感じております。このことに対しては、やっぱり納得できませんので、抗議したいということ、その上で、今議会でどういうふうな姿勢で答弁されるのか、お伺いをしたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えしたいと思います。

前議会におきまして、私の答弁で、防災計画等、ボーリング調査等の経過につきまして、訂正はいたしましたけど、錯誤によりまして、一部誤った回答をしたことについては、深くおわびしたいと思います。これを真摯に受けとめ、こういうことがないように、今後注意深く答弁をいたしていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

それと、現在、総務課長ですが、言葉が早過ぎて、不明瞭過ぎて、聞き取りができないということがこの間ずっとありますので、質問する上ではわかりやすく丁寧に答えていただきたいと思っております。

次に行きますけれども、2月9日付の赤旗日刊紙に「原発 地質データ書き換え」という見出しの記事がありました。

内容についてですが、日本原子力発電敦賀原発2号機の新規制基準に基づく原子力規制委員会の審査会合で、原発がボーリング調査結果の地質データの書きかえを行っていたことがわかりました。7日に開かれた会合で規制委員会が指摘をして明らかになりました。規制委員会からは、審査の根幹にかかわる倫理上の問題だとの指摘が相次ぎ、委員はこれをもとにした審査はできないと述べ、審査を打ち切られましたと、書きかえられていたのは、電源が2012年に行ったボーリング調査結果の記事とされた記録で、原子炉直下に活断層があるかどうかに関係するもの、2018年11月の審査会合では、未固結と記載されていたのが、この日に示された資料では固結と変更されていたというものです。

それと、もう一つ、これは地域新聞ですが、先日、「軟弱地盤資料、一部除外か」というのがあります。これは普天間基地移設先と言われている辺野古沿岸の埋立予定海域に存在する軟弱地盤をめぐり、防衛省が改良工事に関する有識者会議へ提出した資料に地盤の不安定性をあらわすデータの一部を除外して示していた可能性があることがわかったと、その除外されたデータは、防衛省がまとめた地盤改良に関する報告書に記載されたもので、特定の地点で12個の不安定性を示すデータがあったが、9個が削除され、有識者会議の資料に記載された3個も検討対象になっていないというもので、国の仕事なんです、全く信頼できないという結果が問題になっております。

今の国政を見ていて、私もうそやごまかし、隠蔽、データ改ざんなどが続いていますので、全く信頼できないと感じることは多いです。

ですので、今の原発のニュース、それから辺野古のこの地質データ書きかえ、軟弱地盤の問題、そういうのを見て、ああ、やっぱりかと、この国には全く信頼していいところがないのかなという思いをしてしまいまして、やっぱり議会というのは、議員というのは、本当なんだろうかと疑ってかかるのが仕事なんです。チェックするというのが議会の一番大きな仕事ですので、そういう思いを持って確認をさせていただきたいと、改めて思っているところです。

新庁舎建設についても同じです。ですので、このボーリング調査の件を取り上げているわけですが、このボーリング調査は信頼できるのかということで考えましたが、安心・安全のため、住民の納得を得ようと思えば、技術的に信頼性の高いと判断されることは重要だと思います。

そうすると、自然と高い信頼性、技術性のある業者を探すものだと思います。そうすると、県の協会に入っている業者を選ぶのではないかなということで、前回は質問させていただきましたが、ボーリング調査を実施するに当たりどんなことを判断材料にして指名する業者を選定されたのか、指名委員会の内容等をお伺いしたいと思います。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

通常、どの指名委員会もそうでございますが、指名委員会の中では8つの項目についてを総

合的に判断いたします。御紹介いたしますと、まず有資格業者であること、2番目に、業務委託場所の地域性、3番目に、業務についての技術的適正を有しているか、4番目、不誠実な行為の有無がないか、5番目、経営状況、6番、信用度、7番、安全管理状況、8番が、手持ち事業量及び指名回数等の機会均等、この8つを総合的に勘案いたしまして指名をしているところでございます。

特に、この4番の不誠実な行為の有無というのは、特にそこが問題になるということで、これは指名停止期間中でないかというようなことなどが特に審査されまして、これについては、県のほうから通知があったりしますので、これについては漏れなく審査している予定でございます。

以上、お答えいたします。

○9番（幸 千恵子君）

このボーリング調査に関する指名委員会は何回行われたのか、全員参加で行われたのか、詳しいことをお尋ねしていいでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この指名委員会につきましては6名でございます。これにおきますと、1名は担当の課長、それ以外は、この選定会議に選ばれた5名が通常行っているところでございます。回数は1回でございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

1回で決められるものなんですね。それまでに、じゃ調査をして、いろいろ把握した上で指名しようと思うところを出してくると思うんですが、今回7者だったと思いますが、何者出てきて7者を選んだのか、全体のこのボーリング調査を指名できる業者は全体で何件あるのか、そしてそれからこの指名委員会には何者が持ち出されてきて、その中から7者を選んだのか、お尋ねします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

県内では地質に関するものについては47者、それからこれに類似するものでRCCMと申しまして、これも地質関係のものを取り扱っている業者、42者ございまして、その中から7者を選びました。47者から何者じゃなく、47者から7者を指名委員会に上げたところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

7者を上げて、7者を選んだということになりますが、7者だけがこの適用だったのか、ほ

かにもたくさんあって、選べる場所があったのに7者になったのか、7者、この指名はできないような業者もあったのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

その中では、例えば地質部分がなかったりした業者もございますので、私どもは今、RCCMで評価しますので、42者の中から県のホームページ等にその成績等は載っておりますので、それを総合的に判断いたします。

そして、7者を選択して指名業者選定会議に上げたということでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

42者から7者だけ選ぶというのは大変なことだと思うんですが、先ほど言いました技術的なものとか信頼性とかを考えると、県の地質業協会に入っているところを選ぶほうが無難ではないかなと思ったりするんですが、7者の中には入っていないところもありました。これはどういうふうな基準で、考えで選ばれたのか。県の業者、協会に入っていないところも選んでいるというところではどういう意味でこれを選ばれたのでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、42者ほどございまして、その九州地質調査業協会に登録されている会社15者ほどございまして、3分の1ほどですか、つまり協会に入っていることがこの指名の必須要因ではございません。つまり、その会社によっては、協会に入らなくてもいいと、協会に入ったほうがいいと、これはメリット、デメリットございますので、そういう判断をさせていただきました。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

次に行きます。

調査結果から、N値とか、地耐力についてお伺いしたいんですが、液状化判断で、液状化の生じる部分が多くなる計算結果が得られているとあります。

そして、液状化判定結果では、液状化の危険度は低いから、高いとなる、かなり高いとなるという結果が出ております。これについて、このN値、地耐力等についてどういう判断をされているのか、お尋ねします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、検討委員会のほうで指摘がございまして、ここは埋立地であるということで、液状化のほうを私も懸念をいたしておりました。確かにボーリング調査いたしますと、かなり浅いと

ころ、1メートルのところに地下水といいますか、ちょっと軟盤、やわらかいところがあるということで、これも指摘を受けています。

なおかつ、岩盤については大体どれぐらいのところにあるかと申しますと、今この建物が建っているところは6メートルぐらいのところであって、そこに基礎を打っているようでございますけども、さらに深い14メートル、15メートルのところに深い岩盤がありまして、かたい岩盤がありまして、そこに基礎くいを打ち込むということ、そしてきのうも申し上げましたけども、やわらかい地盤につきまして土壌改良というような工法を用いまして、この2つの工法を用いまして、かたい基礎にするということを考えております。

N値につきましては、一番深い岩盤につきましては50以上のN値、これは簡単に申し上げますと、くいを何回打ったら、そのくいが30センチ進むかというような数値がございます。

要するに、回数が多いほど、要するにかたいという岩盤でございます。それがその一番下の岩盤につきましては50回以上超えるということでございまして、非常にかたい岩盤があると、また今、地耐力について、この当議員から質問ございましたけど、地耐力につきましては、この50という数字を、例えば1平方メートル当たりの圧力で例えますと、50トン、1平方メートル当たり50トンの数値の圧力が加わった場合に地盤沈下すると、非常に強固なものであります。

特に、普通は30トンぐらいを大体基準にしているというところでございますので、この土壌改良、それから基礎くいを下に打ち込むことによって、かなり強固な基礎ができるものと考えているところでございます。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

砂質土ではN値が4以下、粘性土ではN値が3以下を軟弱地盤と言うそうですが、埋め立ての場合はその数値がどうなるのかと思ひまして、この間の結果で、N値2というところが2カ所あります。この数字については、先ほどの不正、書きかえであるとか、データが変えられていたということがありますのでお聞きしますが、埋め立ての場合でN値2が2カ所ありますが、このほかの数値は大丈夫なんでしょうか、信頼していいんでしょうかということでお尋ねします。

#### ○総務課長（向井久貴君）

信頼の置ける数字だと思います。私も、この地下水の軟弱な土が正直に出てきたということは、信頼が置ける数字だと思っております。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

設計施工上の留意点というのがありますが、ここの2番に、後ろのほう、支持力算定方式により再度検討することが望ましいとなっております。これは、この調査値における許容支持力等

については「小規模建築物基礎設計の手引き」から引用した数値なので、詳細については再度検討し直すほうが望ましいというのがあります。

そして、4番目には、調査値の地下水位は90センチか1メートル60センチと、浅い位置に分布していると、また調査進路内において、固結、砂層を除く全ての地層が未固結地帯地盤で、液状化対象層となるというふうにあります。

これは計画構造物の重要度に応じた液状化対策が必要と考えられると書かれておりますので、先ほどから言われました液状化の対策をするということなんですが、埋立地であるということは、みんなが、町民の多くが不安に思っているところです。

この液状化することは、今のままでいけばあるわけです。その可能性のほうが大きいと思うんですね。そのこのところをこの改良することで大丈夫になるのか、そして先ほど言いました算定方式を再度検討することが望ましいとありますが、本当に大丈夫だと思っているのか、ここを再度検討してから設計になるようになるのか、そこを、みんなの不安を払拭するためにきちんと答えていただきたいと思います。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この2番の支持力算式により再度検討することが望ましいとございますけども、確かにこれは、実際にはこの建設の規模が決まったときに、構造設計者が最も合理的な基礎形式、地盤改良だったり、先ほども申しましたように、やわらかい地盤がございますので、地盤改良いたしまして、ある程度かたくすると、そしてなおかつ下のほうに基礎くいを深く打ち込むことによって、この2つの工法によって、これは埋立地であっても地震に強い、強固なものにしていくということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（池山富良君）

幸議員、しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

#### ○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

幸議員。

#### ○9番（幸 千恵子君）

15メートルのところに基礎くいを打つということでしたけれども、結構浅い場所に軟弱地盤があると、液状化が生じる部分があるということは、今ここにはっきりあらわれておりますので、軟弱地盤があるということは間違いありません。15メートルのところに基礎くいを打つと、震

度どれくらいの地震に耐えられるというふうに総務課長お考えですか。

○総務課長（向井久貴君）

少なくとも震度6強には耐えられると思っています。実際この建物自体は震度6強で構造体が破壊されるというふうに組んでいますので、震度6強では倒れない、崩れないというふうに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

12月の18日に午前8時35分に、私、家にいまして、結構大きな揺れを感じた地震がありました。そのときのニュースでは、天城、伊仙、和泊町、知名町が震度4で、放送が流れたと思います。大地震ですというふうな放送が流れたんですが、防災無線で。請、与論は3、ですが、徳之島町は震度が出ませんでした。うちの震度計大丈夫なんでしょうか、一応お尋ねします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これは私がかつて総務課にいたときから、幸さんの方から質問があって、24年、5年ごろ、そういった防災対策の機運が高まったときに、私も震度が大体、余り伊仙に比べて1、大体マイナスでした。ということを考えて、その後、一度県のほうに大丈夫なのかといったところで問い合わせましたところ、大丈夫だったということでお聞きしています。

そうすると、じゃ本当にここが支持力が強いのかなと、逆に思ったりもするところがございます。一応それについては、確かなものであると考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

埋立地の庁舎のほう大丈夫だったと考えているということなんですが、私たちは大変揺れましたので、実態と合っていない地震計であるということは数年前から指摘しておりますので、ここはきちんと今度、新庁舎を建てるに当たっては対応していただきたいと思います。

このボーリング調査結果に都合の悪い数字はあらわれないように省かれているんじゃないかという疑問も持って質問しているところなんですが、それは以前に原野評価で平米当たり1,000円だったのが、突然宅地見込みとなって平米当たり1万円になっていたという不動産鑑定例というのを経験しておりますので、全て信頼するわけにはいかないという疑いを持って、いつも対応しているところなんです。

震度6強でも大丈夫だというふうに統括官は思っているということですが、町長はそれよろしいですか。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長の答弁のとおりであります。

○9番（幸 千恵子君）

3番目に行きます。

町民の不安の声に応えず、海岸端を先ほど4メートルと言っておりましたが、隣の県の合庁が3メートルとなっておりますので、3メートル程度だと思いますが、そういうところに設置を決定したという検討委員会の責任は大きいと、周りが話しております。

庁舎が完成後30年以内に災害によって庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が果たせない事態になった場合、場所を決定した検討委員会がどのように責任を負う覚悟でいるのか、責任のとり方を明らかにするためには全委員連名の覚書を作成し、住民に示すことを要求してくれと、住民から言われてここで出しておりますが、これは必要だと考えますが、対応できるでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

それでは、お答えいたします。

災害によって被災した場合の責任のとり方ですが、誰も責任をとることはないと思います。例えば、普通に歩いている人、どうもなく歩いている人が交通事故に巻き込まれたり、航空機の事故で多くの人命が亡くなったり、またテロや災害等で命が失われたりすることは世界中で今起きております。予期せぬ災害も多く発生しています。いわゆる不可抗力でありますので、誰も責任をとることはないと思います。

しかし、災害を想定して、なるべく最小の被害にとどめるため、いろんな計画をしたりします。第1に、人命、第2に、利便性、第3に、町の活性化等を考えた庁舎というのが今回の庁舎の形であり、規模であり、形態であり、位置でもあります。

そのために2年半前からプロジェクト委員会を立ち上げまして、そしてその後は検討委員会を立ち上げ、行政視察、町民のアンケート調査、パブリックコメント、住民説明会等を経て、現在に至っております。よって、この件に関する覚書は、必要はないと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

責任をとれる人はいないし、とる必要はないというふうに今とりましたけれども、それぐらいの覚悟で検討委員をやられたということ、そして検討委員長がされていたのかと思うと、本当にこの事態になったときに、町民は浮かばれないと思います。本当に今の発言だけをきょう副町長しようと思って待っていたと思うんですけれども、危機管理の意識のかけらもないと思ってしまう。

森田町長が徳之島祭りに行かなかったのは、やっぱり危機管理の先頭に立たなければならぬからという想像力を働かせて、行かなかったという決断をしたわけですが、ここに想像力の問題、危機管理意識の問題があると思います。大丈夫だよという感覚、それで対応するのか、

いや、最悪を考えて対応したほうが良いということで対応するのかわでは随分違いがあると思いますが、検討委員会の皆さんはほぼ全員が大丈夫だよと、そんな地震は来ても大丈夫だという感覚でいらっしゃるものだというふうに今の答弁を聞いて思います。

そのように町民には伝えておきたいと思いますが、気象庁の最新のニュースも見ましたが、30年以内に発生する確率が70から80%でありということで、切迫性の高い状況ですと、南海トラフについてはインターネットで出されておりますので、30年以内に起こる可能性の高いことをまともに想像していない、危機管理意識を働かせていないということで今確認を行いました、町長、それ以外に言うことはございませんか。

#### ○町長（高岡秀規君）

まずは、検討委員会のそれぞれの個々の人権、考え方を今、副町長が述べたわけではないということだけは申し上げたいというふうに思います。それぞれの検討委員会が責任を持って議論をし、決定したものだと考えておりますので、誤解のないようお願いしたいと思いません。

それと、今後の危機管理につきましては、しっかりと法にのっとり、今、耐震が備わっていない庁舎を早く建て替えて、責任を持って、耐震構造を持った庁舎に建て替えるということですので、早急に進めてまいりたいというふうに思います。

#### ○9番（幸 千恵子君）

庁舎が完成したときには、何らかの形で、この庁舎はいついつ建てたと、そのときの町長は誰であると、検討委員会のトップは誰であるというふうなものを立てる予定はありますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

私は、自分の名前を記するというつもりはございません。必ず町史、町には、誰のときの町長であったということはわかることであろうというふうに思います。

#### ○9番（幸 千恵子君）

きょうのインターネットでたくさんの方が見ていると思いますけれども、検討委員会としては動いたけれども、責任をとるつもりの人はいないということで確認をさせていただきます。

次、4番目に移ります。

クリーンセンターです。クリーンセンターの焼却施設の稼働状況は、ことしで多分17年目になると思いますが、今後も継続して、現在地で稼働させる予定なのか、また別の場所へ移転するのか、今後の予定と現在の状況等をお伺いしたいと思います。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

まず、現状についてですが、昨年9月27日及び28日、1号炉と2号炉の排ガス測定を行った

結果、全ての基準値をクリアし、安定操業がなされています。

また、最終処分場の状況は、昨年7月2日、測量を行った結果、埋立量2万9,600立方メートルに対しまして残余量が1万821立方メートルございますということです。

今後の予定としまして、平成30年3月31日時点で、当初予定されていた運用計画の15年を経過したことに伴い、今後の施設の方針を決める徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会が設置され、ごみ処理施設の整備手法や選択肢、最終処分場の残余量、ダイオキシンの基準値超過問題、新設候補地に関することなどについて、これまで5回開催され、意見交換及び議論がなされてきました。

現施設の稼働計画、場所については、今後検討委員会から答申がなされた段階で、3町をに今後の方針について決定してまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

では、たしか2年ほど前には延命という形もあったんですが、延命でもなく、まだ決定は出されていないという形でいいんですか。

○住民生活課長（新田良二君）

最終が3月の8日、この日曜日ございまして、そちらのほうで取りまとめ等がなされます。以上です。

○9番（幸 千恵子君）

設置場所についても、そこで出されるということによろしいんですか。

○住民生活課長（新田良二君）

はい、そのとおりでございます。

○9番（幸 千恵子君）

新聞等によりますと、天城町もうちへどうぞと言っていますし、伊仙町でもこのままでという形で、新規の焼却施設を1つ造るだとかいう話がありますが、そういう2つのところから1つが選ばれることになるのか、どういう状況でしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

その点については、まだ検討中でございます。以上です。

○町長（高岡秀規君）

今、課長の答弁にありましたとおり、答申が出ましたら3町で財務、そしてまた町長、3町で話し合っって方向性を決めることになるというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど埋め立ての数値がありましたけれども、残余量は何%あるんでしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

約36.5%残余量がございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

リサイクル率を高める方針であるとか、ごみの減量化を進める方針とか、そのところはど  
ういうふうに考えていらっしゃいますか。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えします。

リサイクルの率の向上の方針等ですが、これまでも広報誌等にて資源ごみの分別方法及び出  
し方等について掲載し、周知を行っております。昨年の7月にもごみの分別の徹底を広報に掲  
載して周知しております。

また、本年3月号、今月号、広報誌の最終ページに「島の未来も捨てますか？」と題して、  
青少年育成町民会議絵画コンクールの作品紹介の絵画とポイ捨てについての残念な文書が掲載  
されていまして。

こちらは、「登下校中、車道にたばこの吸い殻や空き缶などのごみが捨ててあるのを見ます。  
軽い気持ちで捨てているごみが徳之島の未来を変えてしまうかもしれないことを伝えたくて、  
このポスターを描きました」ということで、中学校1年生の記事がありました。私も、この記  
事を見まして、非常に残念で、悲しい気持ちになりました。

ごみは日常生活に伴い発生するものであります。ごみに関する問題の解決のためには、それ  
ぞれ皆さん、町民一人一人みずからのライフスタイルや活動形態に応じて取り組んでいく必要  
があると思います。

燃やせるごみに含まれる紙、プラスチック類、燃やせないごみに含まれる瓶、缶など、資源  
が可能物のさらなる分別の徹底を図りながらリサイクル向上を図らなければなりません。限り  
ある資源を使い捨てていると、いつか使い切ってしまう。使い終わったものでも、再利用  
できないか、再度再考していただきまして、引き続き広報誌等による分別の徹底のお願いをし  
ながら、リサイクル向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

リサイクル率については、かなり低いところだと思うんですが、徳之島3町のリサイクル率  
は全国の中でどういう状況なのか、パーセント等は把握していますか。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えします。

全国ではないんですが、鹿児島県のリサイクル率がございまして、ベストスリーが大崎町が

80%、志布志市が76.8%、垂水市が56.3%、3位ですね。43市町村中、徳之島町が34位で7.8%でございます。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

2番目に行きますが、ごみの減量化とリサイクルを推進する計画について伺います。

まず、ごみの量の変化はどのように推移しているでしょうか、資料を出したが、これをどのように判断していますか。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

ごみの排出量は、皆さんのお手元にお配りいたしました。排出されるごみの中では、燃やせるごみが最も多く、平成29年度で総排出量の89.6%を占めています。ごみの減量化を進めていく上では、まず燃やせるごみの排出抑制に今まで以上に取り組まなければならないと考えております。

ごみの排出の抑制は、町民、事業者、行政の3者がともに共通認識を持ちながら、それぞれが取り組むべき役割を果たすとともに、協働による減量化に努めなければなりません。例えば、家庭では日常生活においてごみが発生していることを再認識していただき、できるだけごみを出さないような、もったいないの考え方を生かしたライフスタイルの工夫や再生品等、環境に優しい製品を積極的に選択するなど、消費者のごみ抑制、包装紙、レジ袋等の減量の推進、事業者による事業系から出る事務所ごみの減量化について、できる限り資源化を図ることができるよう、事業者に対し啓発活動、行政による広報誌等によるごみの分け方、出し方をさらにわかりやすく掲載し、分別の徹底、ごみ減量、リサイクルの推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

意気込みはわかりますが、これまでもそれは続けてきている状況なんだけれども、なかなか効果がないと、ごみの量を見ても、徳之島町が一番多い。人口も多いですから、仕方ないんですけれども、天城町が一番少ない量だと、いろんなところを見ても思います。

そういうことで、天城町からは、何で一番少ないのに運営費はこっだけ出さなきゃいけないんだみたいな話もあると聞いておりますが、徳之島町も率先して、もっとごみの減量化、リサイクル化が進められるようなことを具体的に取り組まなければいけないと思いますし、各地域地域に出かけて行って、本当に手とり足とり、町のほうがきちんと一生懸命やっているんだという姿を見せることが重要だと思うんですね。

そういうところでは、課長、新しくなられましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。その見本はいっぱいありますので、大崎町とかも行ってきましたけれども、探せば

たくさんの方がいますので、進めていくことを強化していただきたいと思います。

プラスチックごみの減量化対策として、ペットボトルの利用を控えるところが多くなってきております。ペットボトルというのは、プラスチックの代表で、海洋汚染の問題だとか、さまざまな問題がありまして、世界中で注目されておりますが、ペットボトルからアルミ缶のほうに切りかえるところが増えてきていると聞いております。缶は一度あけると、閉められないのが弱点だったんだけど、これが開閉可能なスクリュウキャップのアルミ缶が登場するなど、弱点も克服されている状況があります。

プラスチックごみ削減を追い風にして、アルミ缶の国内生産消費量が増えておりますが、これは、またリサイクル率も9割超えということで、利便性と環境性を兼ね備えた容器と評価されるようになっております。全国的な動きでありますので、このペットボトルを利用しない方針が適切に出される必要があるかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

プラスチックが短期間で経済社会に浸透して、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきました。昨年12月27日に、プラスチック製買い物袋の過剰な使用を抑制することを目的として、消費者のライフスタイル変革を促すことを目的とし、容器包装リサイクル法の関係省令が改正されました。

これに伴いまして、本年7月1日から、全国一律にプラスチック製買い物袋の有料化が開始されます。この有料化に伴って、買い物袋を抑制することで、ごみの排出抑制にもつながると思われまます。

また、ペットボトルを利用しない方針につきまして、マイボトル、マイバッグ、マイストロー、マイ箸を持参したり、ペットボトルにかわる素材の使用も必要であると思われまます。

以上でございます。

#### ○9番（幸 千恵子君）

まずは、役場庁舎内から、職員から、このペットボトルは使わないという方針をみんなで共有する必要があると思いますが、済みません、1階のほうにあります販売機のペットボトルがたくさんあると思いますが、あれについては缶のほうに変えるように対応していきたいと思っておりますので、しばらくお待ちください。

そういうことで、ペットボトルを利用しないという方針をもっとわかりやすく、庁舎内にも張っていただくとかすれば、町民も見てわかりますので、いろんな形で、これを進める方向をとっていただきたいと思います。

あと3番目に行きますけれども、済みません、ペット、お店でのレジ袋の利用が有料化になりますが、7月でしたか、4月1日だと思っているんですが。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

7月1日です。

○9番（幸 千恵子君）

4月1日から有料化しますというチラシも入っていたりしますので、なるべくこれが早い時期から取り組まれることは大変重要だと思います。そのレジ袋の有料化もですが、ある地域では、そのレジ袋に有料化であっても、今その地域で使っているゴミ袋を使うと、だからそのゴミ袋のまま出せるので、ゴミに。

一般のレジ袋を有料化しても、お金を払っても、それがまたゴミになるわけですので、そうじゃなくて、ゴミ袋をレジ袋として有料化で出すことによって、そのゴミ袋はそのままゴミに出せるので、いいのではないかとということでやっているところもあるようです。一番いいのはマイバッグを持ち歩く習慣、そういうところは始めていく必要があると思います。

このことについては、7月1日ということですがけれども、町内の商店と、これに対する準備等の進みぐあいはわかりますか。

○住民生活課長（新田良二君）

町内の準備等については、把握はしておりませんが、4月号の広報誌で、このような形で変わりますよということで、早々に皆さんにも環境に優しい取り組みを広報して推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

課長になられて一生懸命、熱を持って頑張っているところが見られますので、その調子でどんどん進めて行ってほしいと思います。

次に、以前から私が提案しております生ごみの堆肥化についてですがけれども、昨年度9月議会で、町長は早急に進めたいという答弁がありました。生ごみの堆肥化、事業計画はどうなっているのか、現在の状況を具体的にお尋ねいたします。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えします。

生ごみの堆肥化なんですが、ごみは非常に難しい問題でございます。今、計画というか、まずモデル地区を設定しまして、生ごみの排出法、収集、集約等の検討をしてまいりたいと思います。例えば、台風のときの生ごみの容器をどのようにすればいいか、モデル地区で検討していきたいと思います。そういったことで、まず検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○町長（高岡秀規君）

今、建設課のほうで、下水道汚泥等をまぜて堆肥ができないかということで、事業でやっていますので、どうしても各省庁をまたがった補助事業がないということに今問題がありまし

て、どうしても下水道汚泥を使う補助事業でありますと、下水道汚泥の量が少ないと、補助事業の対象にならないとか、非常に矛盾を感じるところでありますので、今後はしっかりと各省庁がリサイクルというものに事業化する場合は、それを関係なく、いい堆肥ができるための補助事業というものを今後はちょっと提案ないし、検討してまいりたいというふうに思います。

今現在、温度は試験的にやっていますが、なかなか60度か70度ですか、上がってこないということがあります。それでも堆肥はできるんですが、それで堆肥をつくってしまいますと、種が、種子が、種苗が死滅しないかもしれませんので、できましたら理想は80度ぐらいまでは温度を上げたいなというふうに思っております。

その80度まで温度を上げるために、今の堆肥センターの機械の設備を恐らく変えないと、そこまでの温度まで持ってこれないというふうに思いますので、あと1年ですか、下水道の建設課の事業がありますので、それを鑑みながら、今後生ごみをしっかりと堆肥化へ向けて、試験を繰り返しながら進めてまいりたいというふうに思います。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

先ほどの町長の話の補足なんですけど、経過について御説明いたします。

平成31年度より日本下水道協会並びに日本土壌協会の協力により、下水道で由来肥料づくりを実施しております。第1回目が6月28日から8月28日まで、汚泥1、生ごみ1、南国パワー堆肥を2の割合、310キロ、310キロの620キロで1回目、2回目が9月13日から11月13日、これも1対1対2、これは南国パワーのハカマケイキ等でしております。現在、11月中旬、ジャガイモの栽培にて実施中でございます。

令和2年度、2回目の肥料を用いた、次はサトウキビの栽培で実証実験を行っていきたいと考えております。

3回目は、これまた建設課独自なんですけど、町長は、先ほどの2回目までは、そこまでは面倒を見てくれんですけど、3回目に堆肥づくりをして、ジャガイモ栽培で実施して、令和4年から5年にかけて、下水道整備の有効利用の実施計画及び施設建設計画を計画しております。これは下水道の社会資本整備交付金で、下水道汚泥をどうしたらいいかということで堆肥化して、今後処理していきたいと考えております。

#### ○9番（幸 千恵子君）

令和4年とか5年とかいう話もありましたが、今2年ですので、あと二、三年のうちにはできる可能性があると考えていいんでしょうか。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

これは、私たちの汚泥を処理する考えです。汚泥を堆肥化して畑に戻すという考えで、令和4年から5年にかけてそういう施設をつくって戻せばという計画でおります。

#### ○9番（幸 千恵子君）

これは主体はどこの課なのか、そして実際にこれをやっているところがありますので、調査に行ったりとか、具体的なところはどのようなことを行っていますか。

○町長（高岡秀規君）

今ちょっと整理しておきたいんですが、下水道汚泥の堆肥化と生ごみというのは、ちょっと事業の関係上、どの事業を取り入れるかということは、今後実は検討しなければいけないかなというふうに思います。例えば、下水道汚泥だけのものになりますと、栄養分、そしてまた量等々がそこまで供給できるかということもございます。

そして、生ごみがどれだけの量をしたときに、この事業で対象になるのかどうかも含めて、検討しなければいけないというふうに思いますので、生ごみ、下水道汚泥、そしてまた牛ふん等の増等に伴い、処理するということが将来困る時代が来るだろうというふうに思っております。

そして、バガス等、このバガスはセルロースという成分がありますので、ある程度の温度と菌の管理をしないと、なかなか分解しないということがあります。これは、またいい堆肥をつくり、そしてそこをどこに供給するかというところまで想定して計画を立てなければいけないというふうに考えておりますので、今、特化して下水道汚泥だけということではなくて、生ごみも含めた計画をつくるほうが良いと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

住民生活課のほうでは、この事業について、どこか調査とか行われましたか。

○住民生活課長（新田良二君）

まだ調査は行われておりません。

○9番（幸 千恵子君）

クリーンセンターの焼却施設の関係では、伊仙町、天城町はいろんなかわりを持っているようですけれども、徳之島町に期待されるのは、この生ごみの堆肥化ということは大変期待されるものだと思いますが、この事業を進めるに当たっては、計画書等ができているのか、お尋ねしていいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

計画書等ができるまでには、まだ至っておりません。ここ数年で、下水道汚泥との堆肥化の問題、そして生ごみのごみの減量化の問題を取り組まなければいけないという段階でございますので、幸議員がおっしゃるような、期待どおりの進捗状況ではありませんが、今後はしっかりと取り組んでいくということでありませう。

○9番（幸 千恵子君）

徳之島町が率先して、この生ごみの堆肥化が実現するだけでなく、3町の生ごみを利用した堆肥化につなげていけることが望ましいかなと思います。そうすることが、次の温暖化を抑

制することにもつながると思いますので、そこは大変ほかの2町も期待して見ていると思いますので、ぜひ実現させてほしいと思います。

次、5番目に行きます。

地球温暖化問題についてですけれども、日本共産党は、ことしの1月に第28回の党大会を行いまして、党綱領の一部改定もありました。

その中に、気候変動の抑制を人類の未来にとって死活的課題と位置づけています。志位委員長は、「世界の運動に連帯し、この日本から気候変動抑止のための緊急の行動を大きく発展させよう」というふう呼びかけておりますが、その中で、長野県の代表の方から報告があった内容なんです、白馬村というところでは、気候非常事態宣言というものを出しているようです。

これは昨年12月4日に、白馬村長の名前で出されておりますが、5つ具体的に上がっておりまして、この5年から10年がこの地球温暖化、気温の上昇1.5度以内に抑える最後のチャンスと言われるということを含めて、るる書かれております。

1番目に、「『気候非常事態宣言』により、村民ともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向き合い、他自治体の取り組む模範となります」と、2番目に、「2050年における再生可能エネルギー自給率100%を目指します」と、3番目に、「森林の適正な管理による温室効果ガスの排出抑制に取り組むこと等により、良質な自然循環を守ります」、4つ目に、「四季を肌で感じるができるライフサイクルや、四季を通じたアクティビティの価値観を、村民一人ひとりが大切にします」、そして5つ目に、「世界水準のスノーリゾートを目指すために、白馬の良質な『パウダースノー』を守ります」ということで、こういうのがインターネットでとれましたので、参考になると思います。

そういうことで、地球温暖化を食い止めることが世界的な喫緊の課題であり、徳之島町ではどのような取り組みを行うことができるのか、確認し、全町の取り組みとしていくべきと考えます。

そこで、町の第2次徳之島町地球温暖化対策実行計画についてお伺いいたします。

1番目、事務及び事業活動に伴う燃料使用量の推移をお伺いしたいと思います。

#### ○企画課長（政田正武君）

事務及び事業活動に伴う燃料使用量の推移は、基準年度である平成23年度と24年度を比較いたしますと、電気使用料、平成23年度300万3,962キロワットアワー、平成24年度279万5,531キロワットアワーで、マイナス7%、ガソリンが23年3万3,111リットル、24年度2万5,740リットル、マイナス23%、灯油が2万819リットル、24年1万7,318リットル、マイナス17%、軽油、23年度8,187リットル、24年度1万3,121リットルで、プラス60%、ガスが23年3,618キログラム、平成24年度1万8,472キログラム、プラス410%となっております。平成25年度以降は、

データを収集しておらず、実績がございません。

○9番（幸 千恵子君）

述べていただいたんですが、ちょっと記録できませんでしたが、6%とか40%とか、いろいろな数字がありましたけれども、これは計画の位置というか、燃料使用量の推移については改善されているのでしょうか、どうなんですか、総合的に見て。

○企画課長（政田正武君）

データを収集していませんので、比較できないので、今後検討してまいりたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

たしか計画では、毎年それをきちんと把握するというような形が書かれていたと思うんですが、それがされていないということになります、それでも次に進んでいきたいと思います。

2番目です。

CO<sub>2</sub>削減目標の到達状況として、目標最終年度は平成33年ですけれども、そして計画は6%削減というふうになっております。この計画は今どういう状況でしょうか、お尋ねします。

○企画課長（政田正武君）

このCO<sub>2</sub>削減目標到達状況と最終年度の6%減少とうたっておりますけれども、記録をとっていませんので、町の状況が確認できない状況になっております。

○9番（幸 千恵子君）

推進体制の推進本部、本部長は町長なんですけれども、これ町長、本部長はどう考えていますか。

○町長（高岡秀規君）

今、課長が答弁したように、データをとっていないということでもありますので、今後庁舎建設に至っても、省エネについてはしっかりと盛り込む所存でございます。今後は、この地球温暖化に向けてしっかりと取り組むにはデータ化が必要だろうというふうに思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

立派な計画はつくっているんですが、全く実行していないということになると思うんですが、データ化も重要ですが、成果を上げることが大事だと思いますが、このことについては、どこが、誰が、どういう責任をとるんですか、やがて最終年度も近いという状況になって、そういう状況ではとんでもないと思うんですが、どなたか答えられますか。

○企画課長（政田正武君）

このCO<sub>2</sub>削減目標とか、企画課で設定していますので、本来ならば、各課から毎年度の取り組み状況とか、温室効果ガスの総排出量の報告を受けて、集計、解析した結果を庁内検討委員会において報告するとなっておりますので、来年度以降は、しっかりデータを集めて行って

まいりたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

来年度以降、この前企画課長、どういう責任がありますか、総務課長なんですが、今。こういう質問をどんどんやってくださいと言いましたけれども、結果は何もないんじゃないですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私が2年ほど企画課長をしております、私もこの2年ほどの間、この地球温暖化実行計画というものの存在を知らずにいました。

ただ、その間にしたものといえば、太陽光パネル関係、自然利用エネルギーについてやった程度ですね。実際については、本当に省エネ計画について検討したかったけど、私も一度でございました。

ですので、今、企画課長が申しあげましたように、過去はできませんので、今後、33年度でこれ終わりますので、実際の数値を毎年度報告を出しておく、そして各課に対しても、その数字を上げるように徹底させていくということが非常に重要だと思いますので、御理解いただきたいと思っていますところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

理解できないんですけど、今までデータとして出していないのに、これから改めて過去のデータを出すことができるんですか。

○総務課長（向井久貴君）

直近のデータについて比較をしたいと思っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

本当にいいかげんですね。こんな最重要の課題を、国から言われて計画だけつくったのかもしれないんですが、実態としては実際にできていないということで今確認いたしましたけれども、電気の使用が一番CO<sub>2</sub>排出に影響が大きいということは言われておりますので、おわかりだと思っておりますが、どこかに出ておりました。夜間の電気量、「OA機器の電源は、業務後必ず電源を切る」という計画がありますが、これはどうですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

不要な電源は、例えばプリンター等が特にそうなんですけども、電源切るようにいたしております。

ただ、みんなで使う大型のファクスとか、それからコピー機は自動的に省電力モードになる

ようになっているところがございます。

あと庁舎内の照明につきましても、帰るときにちゃんと消すように注意をしているところがございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この計画はできたんだけど、この間、ずっと節電もほとんどできていない状況だと思います。

3番目の行動目標1から7の今年度までの実施状況をまずお伺いします。

○企画課長（政田正武君）

行動目標の1から7の今年度までの実施状況につきましては、担当課、もしくは事業実施課に細分化されていますが、周知徹底されていない状況でございます。行動目標の1から3につきましては、各課の業務において、予算の削減や資源の有効活用、光熱水費の削減等の観点から留意し実施しております。

公用車等の購入については、ハイブリッドと低燃費で、環境に配慮した車種の選定や各課の業務に合わせた車種の選定、必要最低限の車両数の保有を行っております。

他の項目につきましては、取り組みについての把握、検証は行われていない状況でございますので、今後はしっかりと職員の意識向上、率先実行等の促進、啓発を行ってまいります。

○9番（幸 千恵子君）

今後は行いますと言われても、この何年も行われていなかったわけですが、いつからどのように取り組む覚悟なのか、お尋ねします。

○企画課長（政田正武君）

できることは、きょうから始めたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

元前企画課長は、2年間企画課長だったということですが、その前の企画課長から引き継がれていない、そしてそのまま知らなかったということで済ませてきているわけですが、これあと一、二年で、この計画を全部やり抜こうと思えば、きょうからすぐ始めなければいけない状況ですが、その覚悟、どういう状況なのか、しっかり聞かせていただきたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

データをとるにつきましては、私が指導するべき立場にあったんですが、できていなかったことについて、しっかりと今後は取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、データにつきましては、できることはきょうからなんです、今年度になります、ことし中には取りかかれるものだというふうに思います。

そして、今、企画課長のほうからも話でしたが、温暖化につきましてはLEDの設置でありますとか、個々には行ってきております。

そして、今後は、データにつきましてはしっかりととりながら、できることから進めてまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（池山富良君）

幸議員、しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

幸議員。

○9番（幸 千恵子君）

4番目に行きますが、具体的な取り組みの1から7の状況について説明をお願いします。

○企画課長（政田正武君）

この具体的な取り組みにつきましても、行動目標同様把握検証が行われていない状況でございます。

先ほどの行動目標もそうでございますけども、具体的な取り組みについても、これは企画課としての答弁でございます。その行動目標も具体的な取り組みも、各課でやっていないというわけではないので、誤解のないように申し添えておきます。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、後の項で皆さんに聞くことにしますが、今企画課としては、これは今は説明できる状況がないわけですね。

次に、5番目に行きますが、推進・点検体制の状況をお伺いいたします。

まず、推進体制としては、本部長が町長、副町長が副本部長なんですが、この間の計画後の取り組みの状況、反省等含めてお尋ねしたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

この件につきましても、企画課は各課から毎年度の取り組み状況等温室効果ガスのそういう排出量等報告を受けて、集計分析した結果をこの庁内検討委員会で報告することとなっておりますけれども、平成25年度以降取りまとめを行っておらず、委員会は開催されていない状況でございます。

○9番（幸 千恵子君）

本部長、副本部長。

○町長（高岡秀規君）

今、企画課長の答弁にあったとおりでございます。本部長といたしまして、しっかりと状況を把握をし、指導するべきであったというふうに思っております。

今後は、個々にLEDでありますとか、あとガソリン車を電気等にかえるとか、個々に考えとしてはあるんですが、それがデータ化されていないがゆえに推進が図れなかったということと、今後具体的に何をすべきかというところが、非常に弱かったということでございますので、今後は企画課のほうでデータの取りまとめと目標値を設定をしまして、今年度からしっかりと対応をしていきたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

副本部長は。

○副町長（幸野善治君）

先ほど企画課長、町長が述べたとおりであります。

○9番（幸 千恵子君）

さあ事務局の責任が大きいですよ、企画課長。皆さん企画課に投げておりますのでね。

次の事務局のところですが、企画課はいいとして、ほかの課の皆さんは課長として、これについてどういう取り組みをしてこられたのか、今全部やっていないわけじゃないということでしたので、実態としてどういう状況なのかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

4から6に関しましては、工事担当発注課になりますので建設課サイドになると思います。答えます。

それについての取り組み状況及び事業についてお答えしたいと思います。

まず建築及び管理等に当たっての取り組みなんですけど、まず緑化ということで近年では白久団地の集会室前の広場の植栽、芝張りを行いました。花徳第2団地につきましては、あずまや周辺の芝張り、二酸化炭素排出ということで平成30年度に省エネルギー型大型浄化槽システム導入推進事業ということで、小郷団地、阿田野平団地、港ヶ丘団地のブロワを設置しました補助金にて取りかえをいたしました。

そして水質汚濁防止ということで、トイレの水洗化を平成21年度より満久里住宅、轟木住宅、22年に池間住宅、上花徳住宅、23年に反川住宅、平成30年度、山住宅、今年度、大当住宅のトイレの水洗化を実施しております。

続きまして、土木工事についてですが、工事発注時に施工計画書を提出させてはいますが、計画書に環境対策の項目があり、その中で再資源利用計画書を作成させて、工事完了後にこの利用計画に基づき再生資源利用実施書を作成し報告させております。

この計画書により、工事施工で発注する副産物アスファルトコンやコンクリートがらのこと

です、を産業廃棄物処理施設に搬入し再生資源として処理されております。

また、再生資源として処理された後に、道路工事などで路盤材として再利用されております。

また、災害復旧工事において、河川災害復旧工事では護岸復旧ブロックを積む際に環境ブロック、環境保全ブロックを使用し、完成後の環境に配慮しております。

また、河川災害工事、復旧工事では、赤土流出対策として沈砂池や汚水防止フェンスを設置して対応している、このようなことを建設課サイドでは行っております。

## ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、行動目標につきまして、1番、2番、3番が総務課になっておりますので、まず行動目標、用紙類、印刷物についての古紙は利用していないところでございます。が、衛生紙、トイレットペーパーですけれども、古紙を利用しております。

電気製品につきまして、特にLEDを推奨しておりますが、ただ、全ての庁舎について取りかえ終わっておりません。故障した場合とか時にLEDにかえているところでございます。

2番の用紙及び電気使用に当たっての行動目標につきまして、用紙や電気、燃料や水道の使用量については、予算編成のたびに削減については各課要請しているところでございます。確かな数字ではございませんが使用量は減っているものと、ただ使用料金の増により金額は増になっていると考えられます。

3番の廃棄に当たっての行動目標。廃棄物発生料の削減について、具体的な取り組みはございませんが、再資源化につきましては先ほど申し上げましたように、コピー用紙の再利用を図っているところでございます。

④番の具体的な取り組み状況について、1番から3番説明させていただきます。

物品購入に当たっての取り組み、用紙類については目標は白色度83%のものを、目標は70%と書いてございますが、現在は83%でございますので、目標値より上回っているということで改善の余地があります。衛生紙については先ほど申し上げましたように古紙100%を利用しております。

電気製品につきましては、省エネルギー型を推奨しています。文具については、エコー製品がふえてきていますので、自然と取り組みできている状況でございます。

公用車につきまして、ハイブリッド車は1台でございますけれども、低燃費車を推奨しているところでございます。

2番、用紙及び電気使用に当たっての取り組みでございます。裏面コピー、メモ用紙等は不要紙、既に使ったものを利用しているところでございます。

使用済み封筒は再利用、各課の連絡等々に使っております。

電気使用料につきまして、照明器具の清掃と書いてございますけれども、今のところは年1回

程度、つまりお正月の前の大掃除に1回程度しかしておりませんので、夏、年に2回ぐらいは必要ではないかなと考えております。

OA機器の電源につきましては、業務後電源を切っております。ただし、大型の電気につきましては、自動で省エネモードに移行することになっております。

冷房につきましては、細かな温度設定ができないのが今の現状でございます。

燃料使用料については、公用車の相乗りについては推奨、駐車場が少ないということで相乗りを推奨しております。近距離徒歩、自転車の推奨を行っております。

水道料使用については、節水は励行しているところでございますが、洗車はスタンドで行っているため、実際には把握できていない状況でございます。

3番、最後、廃棄に当たっての取り組みでございます。

使用済み封筒の再利用を図っています、先ほど言いました。両面コピーの推奨、トナーカートリッジについてもリサイクルのものも活用したいのでありますけれども、業者に保守を委託しているところでもあります。ただ、各課で持っている製品につきましては、一部トナーカートリッジにつきましても、リサイクル品を使用しているところでございます。

以上です。

#### ○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

耕地課といたしましても、6番の公共事業施工管理に当たっての取り組みが対象になると思っています。

先ほど建設課長からもありましたが、工事に当たって施工計画書の中で再生資源利用計画書並びに工事完了時に再生資源利用実施書を提出していただいております。

また、近年施工に当たりましては、排ガス対策の重機の使用が義務づけられておりますので、かなり排ガス対策はされていると考えております。

以上です。

#### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

施設管理においてですけれども、今社会教育課におきましては、指定管理者ということで運動公園、それから文化会館、図書館を指定管理としております。

ただ、最初当初つくられた計画の中には、指定管理者等は省くということでありましたけれども、今私どものほうとしては、文化会館、運動公園を含め、やっぱりいろんな形で今取り組んでおります。特に一番の問題になっているのが、学習センターを含め文化会館もそうですけれども、運動公園も、電気代の使用料が非常に高くなっているのが現状でございます。

それについて今学習全体のほうの取り組みとしましては、電気代というのが大体が6月から

9月、これはなぜかと言いますと、大きなチラをエアコンを動かす関係で資料館を持っており、3階に。資料館は単独のエアコンがございません、全体のクーラーを動かすことにより資料館のクーラーを補っているんですけども。これが実は本年度まで6月から9月にかけて、特に湿気対策により24時間動かしておりました。この関係をことしから少しでもなくそうということで、電気代を落とそうということと、今おっしゃっています温暖化に向けてということで、夜は止めて湿気対策を何とかやっというのが学習センターの取り組みであります。

それから、学習センターにつきましては、日ごろは必要最小限度の電気についてはつけません。ただ、いわゆる学習センターというものは、町民の皆さんが図書館なり資料館、私どもの2階のホール、いろんな形で使えます。支障のない形で、ある程度の電気ということで点灯はさせていただきます。

皆さん、地下のほうにも来ていただいたと思うんですけども、来る前までは地下は真っ暗の状態でした。これもやはり電気の節減対策ということだと思っております。いわゆる通路ぐらひは電気をつけておかないと、いろんな形で事故等に対応しないといけないということで、本当に少ない形で少量の電気で今運営を行っております。

ただ、指定管理者のほうにも、文化会館、そして運動公園のほうにも電気をとりながら節電はできるものは節電をしていきたいということで、協力をいただいております。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課のほうでも施設委託を行っておりますので、直接管理をしている農業管理施設の研修センター等においては、自粛しながら最低限の電気を使用するように担当のほうに指示を出しております。

また、委託のほうは食物工場とかあるんですけども、予算の委託料の中で範囲内でやっといういただいているんですけども、以前から議会の中でも環境の問題とか作業者の環境の問題もありますので、そこらを積みながら、また今後また指導していきたいと思っております。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

ほかの課は関係ないんですか。

#### ○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

ほかの課についても、先ほど総務課長が答弁しましたとおり、コピー用紙とかそれについては総務課長がおっしゃったとおりのことをみんなやっているところでございます。

ただ、多分全部の課、一緒だと思います。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

学校におきましても、さっき言われましたように、本当に使用していない教室とかの電気とかこまめに切ってもらって節電対策に、また温暖化対策に向けているところです。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

事務局のところまでいきましたが、先ほど大型の機械については省エネモードに自動にということでしたけれども、省エネモードと電気を切ることとまた随分違うと思うんですが、ほかのことができるのであれば、これも大型についても消灯すべきじゃないですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、ファクス兼用の機器がございまして、切るとファクスが鳴らなくなってしまうので、自然と省エネモードになるという機械がございまして。

それから、立ち上げるときに電力を使うと。それから立ち上げに物すごい時間がかかるということで、随時使うものについては大きいものが今総務課のほうに2台ありますけれども、それについては省電力モードに設定しているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

落とすことができないものは除いて、全て電気落としていくような習慣をつける必要があると思います。

あと、2については、各課から毎年報告を受けてデータ化することになると思うんですが、そこも含めて実行計画の進捗状況の公表と、町の広報媒体を用いて町民に報告、公表するということになっていますので、このことについてちょっと年度が少なくなりましたが、どういうふうを考えているのか、実行できるのかどうか決意を含めて伺いたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

この第2次徳之島町地球温暖化対策実行計画の中に、これは庁舎内の、庁舎内といいますか徳之島町の計画でございまして、燃料使用量とかは過去にさかのぼってもデータがとれると思いますので、全てデータして広報等またネット上で年度、年度、公表してまいりたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

次の（2）に行きますが、再生可能エネルギーへの転換についてということで、島内・町内における太陽光発電の状況はどうなっていますでしょうか。

○企画課長（政田正武君）

島内・町内における太陽光発電の状況につきましては、民間や個人宅の太陽光発電の設置について、本町では設置に関する支援は行っておらず、個人もしくは民間企業が独自に設置を進

めているため調査を行っていませんので、全体の状況の把握はしておりません。

本町の各施設につきましては、太陽光発電について鹿児島県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金を活用いたしまして、徳之島町地域防災計画に記載されている各小中学校や保健センター、美農里館に太陽光発電システムを設置しております。

各施設においては、太陽光発電システムと蓄電池を設置しており、台風などの災害時における停電の際に蓄電池から電力を供給し、避難所として活用しておりますけれども、まだ大きな災害が起きていないため、まだ利用しておりません。

以上です。

#### ○9番（幸 千恵子君）

島内の九州電力のホームページ見ますと、離島における電力の太陽光発電等の状況について全部入っていますので、太陽光から風力とか全部入っていますので、これを確認すればどういう状況かわかりますので、私にわかるぐらいですので、そちらでもちゃんと確認してやっていただきかったなと思っております。

普及状況がわからないということで、次の風力発電の状況についてお尋ねしたいと思います。風力発電が幾つか建っていますが、何で動いていないのか等含めて理由をお尋ねしたいと思います、状況。

#### ○企画課長（政田正武君）

町内の風力発電の状況につきましては、本町で管理している施設はなく、全ての民間による導入となっているため調査を行っておりません。そのため把握はできておりません。

当該企業が開発して新たな風力発電設備や太陽光発電と比べ、小さな面積で設置可能なため、個人や民間企業への誘致を行っているようですが、2020年2月27日の経済産業省から鹿児島県大島郡で2019年2月に落下事故を起こしたX z e r e s社製の小型風力発電設備の使用を続けている所有者、占有者に対し、使用停止の対策を講じるように各産業保安担当部から直接要請がありました。この施設の落下事故があり、現在とまっていると考えられます。

#### ○9番（幸 千恵子君）

落下事故があったのは、たしか喜界町だったと思うんですが、その影響を受けて今ここが動いてないという状況なんですか。具体的にわかりますか。

#### ○企画課長（政田正武君）

本町ではちょっと把握しておりません。

#### ○9番（幸 千恵子君）

先ほどの九州電力のホームページで見た分については、風力発電は徳之島の場合は38キロワット分について接続が済みという形になっています。太陽光発電については6,516キロワットが接続済みという形になっております。こういうもの等見ながら、再生可能エネルギーのほう

に向かっていけるような体制をつくる必要が私あると思っておりますが、3番目のバイオマス発電については計画できないのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○企画課長（政田正武君）

バイオマス発電につきましては、直接燃焼方式、熱分解ガス方式、生物化学的ガス方式の3つに分類されております。間伐材やチップ、可燃ごみ、汚泥や家畜のふん尿を原料として燃焼もしくは発酵によるガスタービンを動かして発電するものであります。

幸議員が申しているのは、汚泥とか家畜のふん尿のことだと思いますけども、原料が枯渇しない二酸化炭素や放射性物質を排出しない燃料そのものが不要など、さまざまなメリットがありますけども、本町のように離島の場合は木材や汚泥、ふん尿など安定的な供給ができるか、回収方法、運搬に係るコストなどの課題も出てきます。

しかしながら、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減に向けては努力していかなければならないと考えております。バイオマス発電等につきましては、他市町村の事例を参考に施設整備や電力供給方法、コストなどについて調査し、今後検討してまいりたいと考えております。

#### ○9番（幸 千恵子君）

生物化学的ガス化方式を使ったバイオマス発電について私もお尋ねしたんですけれども、これについては畜産が進んでいる徳之島ですので、ふん尿等がたくさん利用できるものかと私思ったところです。

そして、紙おむつの処理について問題だと思うんですが、こういうものがここに使えたりすれば最高だなと思ったりするんですけれども、そういうこと含めて、あと生ごみの堆肥化、今実験中ですので、そういうことの中に、このバイオマス発電が可能ではないのか、少し検討等をしていくことはできないのか、町長いかがでしょうか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

農業分野におけるバイオマス発電は、確かに有効な再生可能エネルギーの一つだと考えております。本町の農業において有効な再生可能エネルギーとして考えられるのは、農業のほうでは家畜のふん尿及び作物残渣を発電の燃料に利用する方法ではないかと思われませんが、これについては既に本町においては、堆肥センターにより堆肥化されておりました農地へ還元する方法をとっています。本町の農業においては、これらのものを改めて燃料化することは、新たにCO<sub>2</sub>を生み出すばかりでなく、堆肥の原料を減らし、有機物等による農地の地力増強を図ることが困難なものと懸念されますので、このようなことが現在計画できない状況でありますけども、今後議員さんのおっしゃるとおり、燃料という新たな可能性も位置づけ検討していきたいと思っております。

#### ○9番（幸 千恵子君）

3番目ですが、化石燃料発電から再生可能エネルギーへの転換をぜひ九州電力に要請をして、

協力をして、これを「再生可能エネルギーの島」を実現する方向にもっていけないかと私は夢を持っております。そして効果ある地球温暖化対策を政策として実行することを提案したいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

再生可能エネルギーにつきましては、今国も施策として進めているところですから、今後のバイオマスについては少し相当な勉強ないし検討が必要かと思えます。全国的に以前よりバイオマス発電については調べてはいるんですが、なかなかコスト的な問題と成功事例が少ないということでもあります。

そして安定的な供給ができるのかどうか、先ほど課長からも話がありましたが、今は堆肥化ということを重点的に置くことが一番持続可能な再生化に向けて進めるのではないかなというふうに思いますので、今後再生エネルギーについては少し勉強をさせていただきたいと思えます。

○9番（幸 千恵子君）

いろいろ課長の皆さんから豊富も伺いたかったんですけども、今後庁舎内にいろんな取り組み、活動の内容を張り出すことなど含めて、全町上げてこの取り組みを行っていく必要を私は訴えたいと思えます。

いろいろと勉強しなければならないこと多いんですが、グretaさんのこの本で私もいろいろ勉強しました。これをまず一歩として次につなげていく活動を私たちは町上げて取り組んでいきたいということを皆さんに訴えたいと思えます。

時間がないと思えますので次に行きますが、最後ですね。町道の白線についてなんですが、町道・県道のセンターラインと道路交通法の関係等についてお伺いします。

センターラインの種類と交通規制状況はどうなっていますでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えいたします。

道路の中央線の種類については、道路交通法第17条第4項の規定により交通管理者、公安委員会の設置すべきもの、追い越し禁止の黄色の中央線と道路管理者、県、町が幅員5.5メートル以内の区間内の中央線を示す必要があるもの、白の中央線とがあります。

交通規制基準とは、道路交通法、道路交通施行令、道路交通施行規則及び道路標識、区画線及び道路標識に関する命令の規定に基づいて都道府県公安委員会または警察署長が道路標識等を設置し、管理して交通規制を行う場合に適用するものであります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

亀津から徳之島トンネルまでの道路に白線がない部分がありますけれども、これはどうして

为什么呢。もともとつける必要がないのかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

徳之島トンネルまでの道路は平成初期に大原まで完成し、平成13年に徳之島トンネルの開通をもって全線供用開始となりました。建設から20数年経ており、当時は中央線、外側線もありましたが、現在は大部分が消えている状態です。

建設課といたしましては、平成27年に亀津中学校から上、約1キロと平成30年度に大原五ラン線と大原トンネル線の交差する部分30メートルの中央線は安全面から設置しています。中央線等はまだ消えているという状態です。

○9番（幸 千恵子君）

これは見てきましたけれども、トンネルを抜けた天城町のほうは全て白線ついています、センターライン。そして天城町から徳之島に来る人については、トンネルを出た途端白線がなくなって、亀津に来るまでちょっと心配な状況で走っていると。センターラインがないし、おまけにセンターを越えて運転している運転手がいっぱいいると。そういうことでは安全面でとても不安なので、何でこれをつけてくれないんだというふうに電話がありまして私取り上げたところなんですけど、ここについて特にトンネルの関係の消えている部分、いつつけられるんですかね、白線。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

建設課といたしましては、現在道路維持管理費の原材料として代金、お金を組んでおります。しかしながら、現状を申しますと、どうしても言いわけにはならないんですけど、どうしても側溝とアスファルト舗装との原材料を優先しまして、なかなか白線には至っていない状況です。

また、毎年、幸議員からこうやって御指摘があり、停止線など御指摘がありますが、私もといたしましても年次的に予算を組んで対応していきたいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

ほかにも白線のない町道、県道がたくさんあります。何か今一番ひどい状況ではないかなと思うんですが、学童が渡るちょうど横断報道の線が消えているところが結構ありまして、これを数年前から取り上げているんですが、全然つけられません。

県を含めて町と協力して、この線のないところを道路交通法上、安全のためにも、町民の安心・安全のためにも、早急につけることを要望したいんですが、町長これの何かいい方法ないでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

中央線等いろいろ管轄がありまして、ここで御報告したいと思います。

まず、警察の管轄になりますと、道路交通規制のかかった、例えば追い越し禁止の黄色の線及び道路規制のかかった停止線、一時停止線、あと横断歩道等は警察の管轄となります。県道は県の管轄となります。町道については町道の管轄となります。

私どもも、この質問があったとき、警察の交通係と会ってきて、そういう要望もいたしましたので、警察のほうもわかっていますと、そして予算化しているんですけど、なかなかやっぱり県、町、警察とも予算が充てられないということが現状です。

やはり要望してくださいということでしたので、こちらからも要望をしておりますので、お伝えしたいと思います。

#### ○9番（幸 千恵子君）

もう終わりますけれども、町内の子供たちだけでなく町民の全体の安心・安全を含めてセンターライン、いろんなラインというのは大変重要だと思います。この二、三年見ても全然進みませんので、ここはきちんと把握していただいて進めていただきますようお願いいたします。きょう終わりたいと思います。

#### ○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

#### ○6番（勇元勝雄君）

世界中で今コロナウイルスが蔓延しています。コロナウイルスの蔓延が早期終息することを祈りまして、6番勇元が6項目について一般質問をいたします。

1番目、子育て支援について。

去年8月の新聞で子ども医療費助成を行っている市町村は、高卒までが541、中卒までが1,007、就学前までが81で、全体1,629市町村になっている。この数字は2018年度の数字で現在はこれ以上の割合になっていると思う。

町長は、政策で子ども医療への無償化をやらないということを行っていますけど、現在の日本の状況を見て、子ども医療費の助成を、政策を変えて子ども医療の助成を行うことはできないでしょうか。これは23回目の質問ですけど、町長の御英断をよろしくお願いします。

#### ○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

23回目の質問についてですが、答えは一緒でございます。非課税世帯、ひとり親世帯等々経済弱者についてはしっかりと助成をしなければいけないというふうに考えておりますが、持続可能な保険制度、そしてまた医療費等総合的に判断しまして、国と県と同じ制度をとることが今一番ベストだというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

国と県と並ぶより全国の市町村と並ぶほうが私はベターだと思います。町長は、国保税の増額になる政策はしないと言っているが、子ども医療費を無料にした場合、保険料はどのくらい上がるのか、その試算をお願いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

現在は事業主体が県のため、簡単には計算できませんが、現段階で医療費に対して一般繰り入れがないものとした場合、平成30年度にゼロ歳児から19歳までの子どもが病院にかかった医療費が約897万4,000円になります。これに対して国、県の補助金を引いて、平成30年度末の国保被保険者数3,561人で割ると1人当たり1,440円となります。その分が保険税の増加分になると考えられます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

1,400万ぐらいですか。（「1,400円」と呼ぶ者あり）1人当たりね。じゃ、3,000万、4,000万か。4,000万ちょっとのお金でできるわけですよ。これだけで医療費無料にした場合、4,000万近くの金を使って町が負担した場合、国保税どれくらい上がるんですかね。

○町長（高岡秀規君）

4,000万ではなくて400万です。国保の400万医療費がかかっているということでございます。お答えいたします。

今課長のほうからも話がございましたが、一般会計繰り入れをしないとした場合、今の現在の医療費を鑑みて保険税が1,000幾らか増になると、医療費の増額になるということなんです。

今徳之島町といたしましては、県のほうに事業主体が県である以上、同じ医療サービスの提供を今後は鑑みて市町村一律にさせていただきたいという要望はしてございます。

そして今年度、来年度ですかね、なる、ならないはちょっとまだ確認はとっておりませんが、県のほうでも中学校か高校、非課税世帯とひとり親世帯は無料化へ向けて今取り組んでいるところだというふうに聞いておりますので、それにならってしっかりと調整はしていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

県のほうもそれだけ子育て支援に対して一生懸命やっているわけですよ。県下の市町村で助成をしていないのは徳之島町だけなんです。どうしてもそれがわからないんですよ。どうして徳之島町だけそういうことができないのか。それどういう理由でできないわけでしょうか。

## ○町長（高岡秀規君）

やはり大きな要因となることが懸念されることでもあります。今県のほうが非課税世帯等々で全員が無料になるわけではなくて、今までの乳幼児医療の制度を中学、高校までかなというのを計画しているというふうに聞いております。

しかしながら、県の財政のほうでも懸念しているのがコンビニ受診でありますとか、医療費の増額を見込んで予算を計上するというふうに今聞いておりますが、やはり無料化によって医療費が少し上がるのは間違いないだろうと私は予測しております。

そして今全国紙の日経新聞によりますと、医療費の報酬については上がったんですが、薬代は下がったんですけども、国が進めているジェネリック薬についても、子ども医療費が無料化によって目標値が達成できないというような懸念材料も新聞記事で確認をしております。

今後は事業主体が県である以上、しっかりと保険税来年度も上げませんが、今現在でも上げざるを得ない状況ではあるんですが、上げない方向で今考えております。健康づくりと、そしてまた医療費の抑制については、国、県としっかりと連携をとりながら、医療制度については進めていきたいというふうに考えております。

## ○6番（勇元勝雄君）

県下の市町村でも、保険税が上がる、それを見越して結局子ども医療の無料化を実施しているわけですね。多くの市町村民のために、どうして徳之島町だけができない。伊仙町も去年からやっていますよね、今年度から。

町長が言うように保険税が上がるような政策をしない。ほかの市町村は上がっても町民が納得できるような施策だったら、私は町民もそれを喜んである程度の負担をしてもらえんと思うんですね。

町長は、米の育て方を教えると答弁しているが、それは大事ですよ。それは子供に対して教育は大事です。米の育て方、町長いつも子供のために教育に力を入れると言っていますが、現在子育てをしているのはその子供の親なんですよ。町長、その親に対してどのような施策で米のつくり方を教えているんでしょうか、お伺いします。

## ○町長（高岡秀規君）

今、子育て支援につきましては、子供の教育の関係についてしっかりと最先端の教育環境をつくろうということで、今タブレットをICT、IoT等と一言で、子育て支援については幅が広いですから、しっかりと取り組んでいるところでございまして、まず生きる力ということをするためには、子供が荒れる経験、そしてまた環境教育でありますとか、そして職場体験でありますとか、そしてコミュニティーへの参加でありますとか、あらゆる方面で子供たちが地域参画できるような環境、そしてまた机上論だけではなくて肌身で感じる、そしてまたそれを乗り越える力を身につけていくために、幼児教育からも高校までも焦点として政策、子育て支

援をやっていきたいというふうに考えております。

#### ○6番（勇元勝雄君）

実際に家で家庭でも、夫婦がけんかするのはお金の件でけんかするんですよね。子育てするのに一番大事なのはお金だと思うんですよ。子供が幾ら教育を受けても、親の経済力がなかったら大学行けない、そういう状態にもなる可能性があるんですよ。80億ぐらいの予算を持っている徳之島町が多く見積もっても3,000万、4,000万ぐらいの医療費の助成ができないか。

ここにいる課長の方々、もう孫の時代です。自分も子供が帰ってきたら、何で徳之島町はいろいろ助成がないのか、そういう話ばっかしなんですよね。何で徳之島町だけないのか。町長ももうお孫さんがいます。私は恥ずかしいと思うんですよ。徳之島町がいろいろな助成ができない、それは町長の政策だからできない。ちょっとおかしいんじゃないのという話が帰ってくるんですよ。

そして町長は、教育環境に対してどのような施策をしているかお伺いします。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

では、お答えします。

教育環境としまして、一応ふるさと思いやり基金で去年導入してもらったタブレット123台と、あと活用とICT教育、デジタルテレビ30台の導入をことし行います。

また、奄振事業でICT遠隔合同授業システム機器の導入と、あと学習支援ソフトを亀津、亀徳、尾母、神之嶺小学校に導入いたします。

また、ことしも農林水産課の事業で、小学校への新入生に対して木の机の導入をいたします。以上です。

#### ○町長（高岡秀規君）

そのほかに不登校と言われている方たち、そしてまた学習や塾の充実を図るために、遠隔での遠隔塾というものを企画できないかということで予算組みをしているところでありまして、いつでもどこでも学べる環境を提供できないかということで、今考えているところでもあります。

そして健康づくりについても、スポーツ少年団でありますとか、そうした野球少年、そしてまたスポーツに参加する方たちへも今後は助成等のシステムが必要になってくるのかなと今考えているところございまして、健康づくりの体でありますとか健やかな精神力ということについて、しっかりと予算を組んで子育てに寄与したいというふうに考えております。

#### ○6番（勇元勝雄君）

徳之島町だけやっている事業、だけがやっているんじゃないんですよね、ほかの市町村もある程度教育に対してものすごくお金をかけています。去年、クーラーの取り付け全部ほかの市町村は、ある程度の市町村はやっていると思うんですよ。天城町も去年やっています。恐らく伊仙町もやっているという話を聞いていますけど。

県下の各市町村の幼保、小中学校へのクーラーの取り付けの現状と町内の幼保小中学校の教室の温度、湿度をお伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

県下の各市町村のクーラーの取り付け現状は今90%を超える見込みであります。また町内の学校の教室の夏場の温度は、平均30度から33度で湿度は60%から70%であります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

県下でも90%以上にクーラー取り付けやっていますよね。教育大事だと思うなら、その環境を整えてやるのも私は大事だと思うんですよね。補正予算を見たら1億8,000万ぐらいですか予算組んでいます。前、質問したときも電気代がかかるからどうのこうのという話もありました。電気代も交付税で3分の1ですかね、そういう話もありましたよね。

去年とことしのクーラー取り付けの補助率は変わりはないでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

今度3月の補正で上げていただきましたクーラーの取り付けの1億8,000万でございますけど、これも一応前回ありました国の予算に準じて同じような感じで一応補助率はありますんで、昨年度と同様な感じの補助金とあと起債の交付税措置があるものと聞いております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

電気代はどのぐらいを見込んでいるんでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

濟いません、電気代に関してはちょっとまだ試算を出していないもので、すぐは答えられません。申しわけありません。

○6番（勇元勝雄君）

授業をする場合、やっぱり電気代はクーラー1台どれぐらいかかるというのはある程度わかるわけですから、そういうのも試算して電気代が上がるとか、そういうあれをしてもらいたいと思います。

新聞報道で、「奄美市は4年間で各小中学校に高速大容量通信ネットワーク整備と端末配布を行う計画があるが」とありますが、徳之島町はどのような今度補正で8,000万ぐらいですか出ていますけど、これは全小中学校は配布されるわけでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

徳之島町では、前々から町長が全国に先駆けてICT環境の充実を措置しています。それで昨年度も全国各地から議員団が遠隔教育の現場を視察に来られました。

それと、昨年既にふるさと納税を活用して全小学校にタブレットを123台を導入しています。今議員がおっしゃられた奄美市が計画しているのは、国の補正予算のGIGAスクール構想だと思います。これは校内通信ネットワーク整備として希望する全ての小中特支高等学校等に校内LANと電子キャビネットの整備と、全児童生徒に1人1台の端末の整備を行うものです。

徳之島町でも、ことしの今3月補正予算で、公立学校、情報通信ネットワーク環境施設整備事業で8,654万8,000円を計上させていただいています。これは町内の全小中学校14校に校内通信ネットワークの整備を実施しますので、よろしくお願いします。

以上です。

#### ○6番（勇元勝雄君）

いろいろ町長がIT、IoTですか、いろいろやっているのはわかります。だけど子供の健康、一番大事と思うんですね。中には病院に行きたくても行けないという家庭もあるはずなんですよ。保険税の抑制をするために早期治療すべきだと私は思うんですね。

町長はこれからも政策で国、県にならって子ども医療の助成はできないという考えは変わらないわけでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

県のほうに、しっかりと市町村は一律化するべきだという要望はしております。そして国保税については、負担の度合いが社会保険、共済保険と比べて重いということなんです。だから、そこはしっかりと今は我慢のしどころだなというふうに考えておりますが、今後は一般会計の繰り入れがないからいいんですが、3,400円の緩和措置がなくなったときには、さらにまた一般会計からの繰り入れが出るのか、それと出ないようにするために、県のほうから保険税をもう絶対上げなさいとくるのか、そこでしっかりと町としての立場を申し上げるつもりでございますので、子供の医療費の全員の無料化については、県のほうに要望等はしているところでございます。

#### ○6番（勇元勝雄君）

要望しても、県のほうで恐らくできないと思うんですよ。県下全市町村今無料化している市町村の分も県がするとなったら全部持たなければ、県もできないわけですね。徳之島町だけ今やっていないからと徳之島町だけ済ませるようなことができないと思うんです。

県も結局、町長が言うように小中まで非課税世帯の助成をする、そういうことを考えるということは子ども医療無償化必要だなという考えで私やっていると思うんですよ、今の県知事も。子育て支援、高齢者の支援いろいろ考えていますよね。

全国の市町村見てもわかるでしょう、町長。9割以上の市町村が助成をしている、そういう

のを考えたら私はいろいろ無償化、ぜひやるべきだと思うんですよ。一遍に中学までじゃなくても、段階的に就学前、小学校卒業、中学校卒業まで、そういう奄美市がやったみたいな段階的な施策をやるべきだと私は思うんですけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

全国で90%が無料化しているということは、ちょっと私も調べてみますね。

そして今後は、やはり県の主体となっている医療制度については、持続可能な安定的な経営をするためには、今現状でも保険税を一般会計繰り入れ入れますと、1万から3万円の年額です、増になります。これ1人頭ですね。家族がいたら掛けるの2、3になるということですから、国保税の負担というのは非常に重いと。しかしながら、所得はさほど思った以上がないという国保の会計の性質上、慎重に進めなければいけないというふうに考えております。

そしてまた、県のほうでもしっかりと連携をとりながら、よりよい医療制度が構築できるよう県との意見交換を重視していきたいというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

町長はいつも答弁は一緒ですけど、言語明瞭私は意味不明と思っています。私は過去23回議会で子ども医療に対して無償にするように質問していますが、町長私の質問に対して意地になっていると私はいつも思っています。お互いイノシシ年で猪突猛進、島に例えたら一般の町民はサトウキビ農家、町長と私がこうして議会で意地を張り合っているおかげで町民には迷惑をかけていると思いますけど、町長のお考えはどうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

私は決して意地を張っているつもりではございませんので、私が意地というのなら、意地になって質問しているのは勇元議員かもしれないという気持ちもございます。（笑声）

それで、町民に対して迷惑がかかっているかどうかというのは、決して迷惑がかかっていると思っておりません。しっかりと議場で議論するのはすばらしいことだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（勇元勝雄君）

そこが意地なんですよ。町長は意地になっていない、私が意地になっている。そういう話で毎回終わりますけど、幸いにして当初予算ですかね、2,900万、児童公園に遊具がつきます。今現在北部振興、北部振興と言いながら、北部地区には町営の公園はありません。

幸いにして、母間の集落の方々が一生懸命頑張って公園というよりも広場がつくってあります。最低限母間地区ですかね、ほかにいい場所があったら北部地区の町民のために遊具を設置できないか、お伺いいたします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えいたします。

この件につきましては、前回の議会でも勇元議員、それから宮之原議員にもお答えをしましたんですけども、今回総務課のほうで児童公園に遊具を設置するというで聞いております。

私どものほうとしましても、今現在総合運動公園にあります遊具の設置を行っておりますけども、これから来年度にかけていつごろできるか、まだちょっと聞いておりませんが、児童公園に遊具設置ができた場合に、私どもとしては利用頻度、それから活用状況、そして立地条件ですね、これは前回の質問でもお答えさせていただきましたけども。

伊仙町のほーらい館という所に遊具がございます。向こうの利用状況は非常に高いもので、前回私どものほうもちょっと行ったときに、これは維持管理の問題で、伊仙町の担当のほうから言われたんですけども、やはりつくった後の維持管理というものを含め、前回お答えさせていただいた各地区の区長さん並びに住民の方との話し合いも必要ではないかと。

そして、やっぱり立地条件というのが、一番親御さん、保護者の方々には必要じゃないかと。向こうの場合は、保護者じゃなくてその対象が小学生並びに中学生ぐらいですかね、が対象でした。

今回、今回勇元議員と前も宮之原議員もおっしゃっていたと思うんですけども、乳幼児といえますか幼児に対する遊具設置につきましては、やはり場所的なものも我々としては検討させていただきたいと考えております。

やはり立地条件が、やっぱりどうしても車で行ってというよりも、近くにそういう遊具施設があったら、親御さんとしても安心して遊ばせることができるんじゃないかということであり、この立地条件を含め児童公園のこの1年間を通した利用頻度、利用活動について見させていただきまして、また関係各課のほうとも協議をさせた上で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○6番（勇元勝雄君）

児童公園にも遊具をつけるなら、どういう遊具をつけたらいいかとそういう意見も聞きながら遊具をつけなければ、役場が考える遊具と、また一般が考える遊具は違うんですよ。そういう一般の町民の声を聞きながら、遊具の設置をお願いしたいと思います。

2番目の庁舎建て替えについて……

#### ○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。2時45分から再開します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

#### ○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○6番（勇元勝雄君）

今休憩中、町長と話していると、お互い笑顔で話しました。（笑声）町長も先輩に気を遣って、何とか誠意を見せると思っていますので、またよろしくお願いします。

2番目の庁舎建て替えについて。

11月に県との打ち合わせ、どのようになったのかお伺いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、12月も申し上げましたけど、昨年11月1日に町長と2人で市町村課のほうへ現在の庁舎建設の進捗状況をお話に伺いました。協議ということよりも、こちらからの説明等に終始したというところがございます。中身につきましては、こちらのほうから今の進捗状況、それから現地に建て替えざるを得ない状況等々を説明して、感触的にはよかったかなというふうに感じます。

ただ、県のほうからできる、できないとかいう話については、その場では得ることはできませんでした。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

感触がよかったというのは、どういう点で感触がよかったんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

恐らく無理な計画であれば、いろいろな宿題等が提案されるはずなんですが、我々の説明について大きな宿題等はなかったということでございます。

○6番（勇元勝雄君）

私たちが要望に行ったときもそういう宿題はなかったですよ、まあ聞いておきますというぐらいで。

その庁舎建て替えに対して条件がありますよね。どのような条件でしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

諸条件ございますが、一番はこれは何度も申し上げていますが、津波浸水想定区域内にある施設で区域に高台などの適切な移転先がなく、津波浸水想定区域内で建て替えざるを得ない状況の中で、かさ上げ等の津波浸水対策を講じることにより高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さを踏まえた津波浸水対策の実行性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば対象となるというふうに書いています。これは、この緊急防災事業債のQ&Aの中に示されている条件でございます。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

移転する場所がないとは、前の答弁で移転する場所がないということと言ったと思いますが、移転する場所がないとは、私はそうは思いませんけど。県のほうにも移転する場所がないということで説明しているわけでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

移転する場所等はありませんということで、この場所は今の現地場所に建て替える要項で進めますということを回答しております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

前、行ったときも、航空写真を持って行って何か所か候補地示して、移転する場所はあるということを県のほうにも言っております。

また、伊仙町、与論町、知名町にしても、現在地から700メートル離れた高台に移転をする。前、1人で行ったとき、もしこのような起債を許可するんだったら、もし災害があった場合は条件に合わないわけですから、県のほうも責任ありますよということは一言申し上げてあります。

その町のほうで移転をする場所がないという考えは、どういう考えで言っているんでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

例えば、高台のほうに9地域ほど耕地がございまして、それを検証した結果、一番は土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別区域と土砂災害警戒区域の2カ所になっている。それから地すべり等のある、それから取りつけ道路等の工事等もいると。特に畑であるというようなことから、1年、2年、3年、この緊急防災事業債の実行される期間内には難しいというところを踏まえて、ないというお答えをいたしたところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

緊急防災事業に適合するかという話なんですよね、一番は。結局移転する場所はあるのに、町のほうで移転をする場所はない、そういう説明する自体が私はおかしいと思うんですよ。どうして場所がないという説明ができるんですか。それ地すべり地帯、崖ですよ、そういうのありますよ。だけど私が考えているような場所は地すべり地帯3カ所ぐらいはそういう条件を、これをクリアするんですよね。その条件をクリアするのが役場の仕事であって、緊急防災事業がその法的な根拠を、クリアできるかできないかが一番問題なんですよね。

もしも現在、ことし16億予算組んでありますけど、令和2年度ですね。実施設計まで委託して設計できて、もし県のほうがこれは条件をクリアできませんから起債の貸し付けはできません。そういう状態になった場合、そういうことも想定できると私は思うんですよ、条件をクリアできないわけですから。

だから今、町の仕事の進め方見たら、何か裏でオッケーが出ているような仕事のやり方なんですよね。個人で考えても金融公庫借りる、個人が家を建てる時金融公庫借りるとき、崖下で金が出ますか。恐らく出ないですよ。

そういうことを考えて、その条件をいかにしてクリアできるか、それを考えるべきであって、移転する場所はある、ただそれは緊急防災事業を借り入れができない、期間的にできないような状態だから現地建て替え、その下の防災事業でもいいんじゃないですか、90%起債借り入れてきて50%交付税で返ってくる。

消防にしてもそうですよね、消防も移転する。恐らく合庁も耐震基準に合っていないわけですから、将来的には合庁も移転すると思うんですよ。そうした場合、前に合庁もある、消防もあるから官公庁がかたまらなければいけないような答弁ももらったことがあると思うんですよ。合庁も恐らく移転する場合は土地がないわけですから、恐らく高台に移転しなければならない、消防も移転しなければならない、役場だけがこの現場に立つ。

商店街の活性化にならないと、移転した場合にはならないと、そういう答弁ももらっていませんけど、高台に上がったから必ず町なかにおりてこなければいけない状態なんですよね。そういうことを考えてみたら、私は高台に移転するべきであって、そんなに変わりはないわけですよ。土地買って造成して移転しても。もし金がなかったら、この土地を売ってもいいわけですよ。

幸いにしてそこに4階建ての会議室があります。あそこは耐震基準にあっているわけですから、あそこを避難ビルとして活用してもいい、そういう発想を持ってしなければ町民の生命財産を守れないわけですよ。防災拠点なんです、役場。そういうことを考えて、役場まだ現地ありきで行動するのでしょうか。

## ○副町長（幸野善治君）

まず、裏があるんじゃないかという勘ぐりですが、全く裏はありません。それをまず言っておきたいと思います。

事業をするに至っては、やはり2年ぐらいの計画はもう既にやっておるわけでございます。勇元議員から要望があった8カ所の現地視察も町長、当時の総務課長、企画課長、担当者何名かずつぶさに念を入れて現地を視察してまいりました。その中で順番もつけましてあって、その一番いいところというのでも検討いたしましたが、どうしても農振除外に期間がかかる。それから急傾斜地での費用対効果を考えれば、相当なお金がかかるということで、結論にいたしましたわ

けでございませう。

まず、この庁舎は48年に建てたものですから、6強の地震で倒壊するおそれがあるということで、まず役場の職員の命を守らなければならない。これがまず第1点であります。

この議会で最初これを取り上げたのは29年の3月議会です。幸議員の質問が、総務省が熊本地震を教訓に耐震化が未実施となっている市町村の本庁舎建て替え事業に地方交付税で支援するという市町村役場緊急保全事業があるが、どう考えるかと。そして今後、この庁舎は耐震補強するのか。それから建て替えるのか、また移転するのかという質問をしております。

これに対して当時の岡元総務課長、ちょうど29年の5月に県下の総務課長がやって、熊本地震のため、緊急の総務課長会がありまして、その中で緊急防災・減債事業債の説明を受けております。それを活用する方法を含めて検討したいと答弁をしております。

それから、間もなくして庁舎プロジェクト委員会を立ち上げまして、12回開催しております。庁舎の必要性、有利な財源、町民アンケート、行政視察等を実施しております。

その後、平成31年2月に町内の学識経験者、各種団体の長、18名からなる庁舎建設検討委員会を立ち上げまして、6回もの協議を実施して全会一致で現在の場所に位置はいいということで決定しております。

現在の場所に決定した理由は5つあります。先ほど申したとおり、一番最初重要な役場職員の命を守らなければならないというのであります。災害は津波だけではなく。地震、台風、風水害、河川の氾濫、火事等もあります。

まず命の危険があることで一番重要視されております。

2つ目が、一番有利な緊急防災・減災事業を令和2年度に借りなければならないということ。

3つ目には、先ほど総務課長が言ったとおり、津波想定内だった場合は、それにかわるピロティ方式を採用し、耐震性にすぐれたのを建てるということであります。それによって、緊急避難ビルとなって、1,000人から2,000人の命が救えるということを理由に上げております。

4つ目には、町民がなれ親しんだ亀津の市街地にある庁舎を1つだけ高台に移転することは利便性を考えた場合、逆行することになります。

5つ目に、徳之島の中心地である亀津の市街地や商店街の衰退になりかねない。

以上が住民説明会を経て、学識経験者や各種団体の長を含めた庁舎建設検討委員会の全会一致の総合的な判断である。特に申し上げたいのは、総合的な判断ということです。これがこの位置であります。

以上です。

## ○6番（勇元勝雄君）

まず、スタートの考え方からおかしいと思うんですよね。緊急防災事業が借りれるか、借りれないか、その条件に合うか、合わないかですよね。津波想定区域内にあって移転する場所が

ない場合、ピロティ方式で津波対策をする。私はそういう解釈をしているんですよね。起債が令和2年度でまで借りなければ起債がきかない。その一番の初めに考えなければいけないのは、起債の条件に合うか合わないかだけであって、町民の利便性、1,000人、2,000人の避難場所ができる。

海岸から50メートル、また海拔おそらく3メートルから4メートルですよ。そういうところに町民が1,000人も2,000人も避難するわけがないと思うんですよ。

まず、出発の発想から私は一番おかしいと思うんですよ。何のための防災・減債事業か、津波があつて津波で役場庁舎が流された。そういう発想から防災・減債事業できたわけですよ。今何千万か四、五千万の今使って、基本構想までやっています。設計料で今度7,000万かして、先ほどから幸議員が質問しているように、液状化、それは地盤改良でできると思うんですよ。だけど単価的に上がる。

高台に移転してつくった場合、恐らく防災債ですか、その下の起債ですよ。それとそんなに補助率的にも金額的にも変わらないと思うんですよ、町の持ち出しは。高台に移転した場合、この土地は残ります。

もし町が金がなかったら、土地を売ってもいいんですよ。高台に移転して耕地をみんな広場として使うか、消防が移転した場合、こんだけの土地、8,000平米ぐらいですかね、それだけの土地が町の財産として残るわけですよ。けどスタートの発想から私はおかしいと思うんです。防災・減債事業の趣旨に反すると思うんですよ。それを県が許可するというのも私はおかしいと、もし許可したらですね。

もうできたら、公開質問状でも県のほうに出して一遍やってみたいと思うんですよ。条件をクリアできるか、できないか、それは自分の胸に手を当てて考えたらわかるわけですよ。それは現在の町政の考え。もし何かあった場合は、幸議員が言ったように誰も責任をとらない。もし役場に避難して、新庁舎に避難して、もし災害に遭って人命を失った場合、それ町の責任なんですよ、そのときの町の責任。現在の町は関係ない。そういうことを考えて、庁舎建設は考えるべきだと私は思います。

現在、令和2年度の予算書の中にも、消防の訓練とあれは恐らく補助事業でつくったと思うんですよ。これは補助事業でできている消防訓練棟ですか。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在の訓練棟でございますが、事業名はちょっとわかりませんが、昭和63年の補助事業で1,800万円で建てております。国庫が493万9,000円、起債が1,200万円、一般が約100万円となっております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

補助事業でつくった建物ですね。これはもう恐らく簡単には壊せないと思うんですよ。これはもう許可を受けているんですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

それにつきましては、理由書をつけて理解を得たいと思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

場所はどこにつくるんでしょうかね。

○総務課長（向井久貴君）

新しい消防訓練棟でよろしいですか。この隅のほうにつくる予定でございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

その1,800万でできた建物が、今度の予算で1,700万ですよ。恐らく訓練棟を向こうに移転した場合、現在の消防署の開口分ありますよね。恐らく2,000万ではできないと思うんですよ。それは1,700万でできるんでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

これは消防署のほうで見積もりいただいて、予算を計上しているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

役場の事業というのは本当行き当たりばったりですよ。こんだけの庁舎16億、恐らく16億じゃ済まない。現在の4階建てに渡り廊下、恐らく液状化のために地盤改良。前、課長が答弁したときに20億ぐらいかかるという話でしたけど、当初から20億の予算を組むべきじゃないですか、それかかる分は。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

16億は本体の事業費でございまして、あと残りは附帯工事等々含めて約全体で20億以上、20億ぐらいかかるんじゃないかというふうに計画しております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

たかが二、三年でこういう庁舎の建て替え。先ほど副町長も言いましたけど、耐震基準に合わない、倒壊する、恐らく県の合庁に対しても一緒ですよ、あれも48年度つくっているんで

すよ。県のほうは耐震を補強するか、それはわかりませんが。もっと、これだけの事業するのに、たかが2年ぐらいでする自体がおかしいと思うんですよ。奄美市にしても10何年前から計画して、やっと今で上がったわけですよ。町民のお金を使うわけですから、もっと真剣な行政をしてもらいたいと思います。これはまた、次また質問しますけど。

3番目の金見ソテツトンネルの整備について。

徳之島町の一番の観光地であるソテツトンネルの周辺の整備計画はないか伺います。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

現在、金見のソテツトンネルの周りは、自然に親しみながら観光はできるルートとしてソテツトンネルを含めたトレイルコースを整備しました。

また、今回外国人に向けた日本語と英語を併記し、QRコードで中国語、韓国語の解説文を閲覧できる案内板を設置しました。

来年度におきましては、シャワー更衣室の設置を計画しております。

#### ○6番（勇元勝雄君）

金見崎のほうはあんだけの自然が残っていますよね。ほかにもソテツトンネル、あそこだけトンネルじゃないんですよ。あそこ一帯が細い道を入れていたら全部トンネルになっています。きれいな浜に抜けるトンネルもあります。観光地というのはそこだけじゃなくて、やっぱり全体を考えて、もっと金見の集落からソテツの生えている畑、全部ありますよね。ああいうのの帯を考えて観光地として整備してもらいたいと思います。これは要望です。

現在、金見ソテツトンネルに行く場合は、観光バスは県道のほうにとめて、それで観光客は全部歩いてトンネルまで行っているような状態なんですよ。幸いにして、そこに旧県道、また現在は町道があります。前にも質問しましたが、あの道路を拡幅して、中のほうに駐車場として民間の土地が、民間の善意で恐らく町が借りて駐車場として利用していると思いませんけど、そういうところを一体的に改良して、道路を駐車場、観光客の利便性を考えて、わざわざ県道にバスをとめて歩くんじゃないかと一体的な整備ができないか。

現在は自然遺産が7月ですか、になる可能性があります。観光客がふえた場合、観光バスが県道に2台、3台、4台とずらっと並んであそこまで歩く、そういうのは観光地としてふさわしくないと思うんですよ。これは建設課も関連しますが、地域営業課、観光課、そういう構想はないでしょうか、伺います。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

現在、金見地区は地籍調査が進められております。2000年後の予定なんですけど、その地籍調査の終了後に予算措置ができれば、道路や駐車場の整備が可能になるのではないかと考えられます。

ただ、この前、金見の方と話しましたんですが、観光地の整備を完全にやってしまうと、金見の自然を大事にしたいということで、できればトンネルのほうからでも歩いてもらって、先ほども言いましたトレイルコース、やっぱり町の中を歩いてもらって自然の観光をしてもらいたいというのが少しあるような話も聞いております。

以上です。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

私建設課といたしましては、私個人の考えなんですけど、そこに駐車場をつくってまで連れていかなくちゃいけないのかなとか、そこでいいんじゃないですかとか、いろいろ考えあります。本当にそうして観光地もまだ世界遺産も決まっておりません。それで何十台来るとも限っておりません。もし建設課といたしまして、全体的な先ほど勇元議員がおっしゃられたように、本当に全体で考えて。

これは私の本当の個人的な意見なんですけど、花徳なんかでも下が1メートルの舗装されていない道路があるんですけど、また建設課に来て「これ舗装できないかね」とか要望があるんですけど、逆に私たちといたしましては、舗装していないからいいですよと、今時こんな道ないからという考え方なんですよ。聞いたらまた、「そんなに通りもしないし、それでいいよ」とか、何でもかんでも舗装とかそういう考え方じゃなくて、全体的なことを考えながら、先ほど課長も言いました全体的にトレイルとかそういうことを考えながら、全体的な面でどうすればいい。

例えば、そこへ通すんじゃなくて、その県道沿いにバス停みたいなのをつくって、そこから歩かすとか、今すぐそうじゃなくて、全体的なことを考えて、上での拡幅とかそういうことを考えてみたらどうかと考えております。

建設課といたしましても、その技術的なもの、つくったものに関しましては、幾らでも協力できますし、今すぐどうのこうのじゃなくて、そういった全体的な、勇元議員がさっきおっしゃられたように本当全体的な地域全体でどうしようかと。それに向かって、この道路をどうしましょう、どうしましょうという考え方が一番ベストではないかと、これは私の個人的な意見です。

#### ○6番（勇元勝雄君）

亀澤課長が言うように、それもいいでしょう。だけど県道に車が、それは来るの見込んである程度の駐車場をつくってやらないと、県道に全部大型バスが並ぶ、自然遺産になったから観光客が来るとは限らないと私も思うんですよ。

だから、そういう点を考えて、ある程度ほかの天城あたりの観光地見ても駐車場は全部整備してあります。そういう点を考えて、また地域営業課長が言ったように、金見の住民の中には

自然を残したいという意見もあります。トレイルで来る人はいいでしょう。観光バスで来る人はそんな余裕がないんですよね。だから、それは集落と一話話してですね。集落はどのような考えでいるか、課長が話した人と私が話した人は一緒だと思います、その人はそういう考えでありましたけど。

3点目の現在のソテツトンネル、あれは全部民有地なんですよ。ソテツも全部個人の持ち物。それを町が勝手にソテツトンネルとつけて観光地にしているわけですよ。せめて、たまに行ったらソテツの葉が垂れ下がったり、いろいろ見にくい場面もあるんですよ。そういうのを集落の人に管理をお願いできないか、これは何回か質問していますが、ソテツトンネルの管理を集落の老人クラブ、また集落でやるか。それは集落の考えなんですけど。ある程度の管理費を出してさせるべきではないかと思うんですけど、いかが思いますか。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

その管理の件なんですけど、地元の団体と集落のほうから花徳支所及び地域営業課のほうへソテツトンネルの整備とか掃除、展望台の観光地のトイレの掃除ということで管理ができないかということは要望書が上がっております。

この件に関して、財務当局とちょっと相談したところ、今現在各集落に出しています集落活性化交付金を利用し、集落が主体となってやるのであれば、管理するのであればできるんじゃないかということで話がありましたので、これも団体のほう及び集落のほうには、またそういう話は伝えてあります。

以上です。

#### ○6番（勇元勝雄君）

集落交付金は現在の集落交付金で管理するわけですか、それとも増額して管理させるわけですか。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

集落活性化金での活用ということでございますが、これは目的はどうかかなど。集落の活性化のために使うお金でございますので、これは私は別ではないかと思えます。

ただ、この駐在員会の中、集落活性化金の正しい取り扱い方については申し上げたいことありますので、その前の課長会の中で、この問題についてはもんでいきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○6番（勇元勝雄君）

集落が活性化するように、また老人クラブ、また集落が活性するように御検証願います。

4番目のアマミノクロウサギ被害の補償について。

農家はアマミノクロウサギの被害によって多大な損失を受けている。町は被害の状況を把握しているか現在の被害状況をお伺いたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

アマミノクロウサギによる農作物への被害は、調査報告された平成29年度以前よりわずかながらあったと思われます。大島地区の中では大和村と徳之島町で平成29年度より被害報告があり、徳之島町では平成29年に果樹38アール、被害額11万、平成30年度は果樹41アール、被害額34万4,000円となっております。

令和元年度に至っては、調査の取りまとめは年度末に行われることから今回は報告できませんけれども、以前よりサトウキビの新芽等の新触媒もあると聞きますし、大和村においては森の被害報告もありますので、クロウサギの生息域の拡大に伴い農作物の被害も確実に拡大し増加しているものと見ております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ある農家は、クロウサギ殺したいと、そういう人もおるんですね。結局農家はサトウキビ、ミカンで生計を立てているわけです。それに対して何の補償もないというのは私はおかしいと思うんですね。こうするんだったら、こうするための補償金、またふるさと納税でクラウドファンディングで200万ぐらいのお金を集めたと言っていますが、そういう金を利用して、ある程度農家に補償しなければ、クロウサギは害獣だと言う人もそういう話も何名かから聞いているんですよ。

そういう補償を考えることはできないでしょうか、お伺いたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

2番目の質問ということでよろしいでしょうか。現在のところ被害額次第では農業の収入の減少という観点から、作物への病虫害やイノシシ被害と同様、個人加入による防衛共済関係などの補償となると思われます。

とりわけ天然記念物であるアマミノクロウサギは、これまで生存区域も小さく、生息数も少ないため農作物への被害も小さいものであったことから、以前は農家からの被害届はなかったものではないかなと考えております。

鳥獣被害対策実践事業により、被害防止策、防護策等を可能なものにするためには、鳥獣被害防止計画で対象鳥獣として位置づけが必要であることから、令和元年度策定、改訂になりますけれども、徳之島町鳥獣被害防止計画では、アマミノクロウサギも対象鳥獣として位置づけ、町農林水産課において事業等による被害防止対策を講じていく考えであります。

現在のところ、防護というふうな形で作物の保護を願っております。

また、先般、町長にもお話して、町村会のほうにも作物側での防護も、イノシシを含めた形で防護というふうなメニューをつくってくれないかというふうな、町村会のほうにも担当が私ということで要望しております。

その中でメニューということは、今まで防風等にはメニューとしていろんな事業にあるんですけども、なかなかイノシシとかクロウサギとかに対しては、そういった防護柵とかそういうのはメニューのほうにないものですから、ただいま要望して何とかメニューに加えていただければ、防護の方向で作物側のほうから自分の身を守るというふうな事業を展開できるんじゃないかなと考えています。

また、被害防止対策に関しましては、計画にのせることによって今後アマミノクロウサギに対しては交付金を、鳥獣被害関係の交付金を利用して、イノシシの柵があるんですけども、そういったものを利用して、今度はクロウサギのものに対してやっていけるというふうな話を聞いておりますので御理解いただきたいと思っております。

また御協力をお願いいたします。

#### ○6番（勇元勝雄君）

せっかくアマミノクロウサギというのがおりますよね。だから住民全部にかわいがられるようなクロウサギでありたいと思うんですよね。現在大和村に畑を持っている農家の人は、クロウサギなかったらいいのにといい人もおるんですよ、自分の生活がかかっているわけですから。被害調査も防災無線で流して、しなければ島の人は表面に出て言う人は少ないんですよ。だから防災無線で流して、クロウサギの被害があったら届け出てください、そういう防災無線で広報流してもらいたいと思います。

5番目の農政について。

平成30年ですか、5月議会、肥育牛の件で質問しましたが、町長の答弁で非常に難しいという話をしました。今度の2年度の予算書を見たら900何十万かの補助事業ですかね、やっています。平成30年度からことしまで、町長が難しいと考えていた条件を、どのような条件をクリアしてきたんでしょうか、お伺いいたします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、条件をクリアしたというか、今回上げた補助事業についても、またお話ししなければならないと思います。

現在、ふるさと納税の返礼品である徳之島生まれ、育ちの黒毛和牛にこだわり返礼返礼品として寄附していただいている方々が大変喜んでいらっしゃるようであります。

また、徳之島生まれとしては、肥育農家の方々に徳之島市場で子牛を飼っていただくことで

購買者誘致から生産農家への所得向上につながっていると思われま

す。徳之島中央家畜市場では、毎月競り市を開催しており、全国から購買者が集まる子牛の生産基地として着実に産地確立に向かっており、とまず考えております。

肥育については、大島地区において肥育技術や敷料問題、暑さ対策、えさの確保とコストなどが課題多いため、今後関係機関や農家などとは検討しているという話を聞いております。

離島での肥育は難しいと言われる中、沖縄県、石垣島の石垣牛など全国でも有名なブランド牛となっているため、大島地域においても可能性は高いのではないかなと考えております。

また、令和2年度より鹿大共同獣医学部と町内農家の協力により、肥育の委託を行うことを予定し事業を計画しております。肥育後2年後になりますけど、肉質の調査等を実施し、算出された牛肉については徳之島生まれ、肥育された牛が徳之島牛としてふるさと納税の返礼品や町主催のイベント等で観光客や地元の住民に食べていただく機会があれば、徳之島の地域活性化につながると考えております。

このようなことから、牛の6次産業化に向けた畜産農家に対しての肥育経費助成は助成ではなく、ブランド化に向けた試験的な委託としてまず実施を考えているところです。委託の方向で、まず試験を行わなければいけないということで、事業を要望しているところであります。

#### ○6番（勇元勝雄君）

これは牛何頭で、もう委託先は決まっているのでしょうか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

牛はちょっと数字を、ちょっとお待ちください。現在のところ要望は肥育牛導入6頭を計画し肥育を開始ということで、まだ事業が承認されるかどうかは決まっておられませんし、今後また肥育試験を受け入れてくれる農家も決まっておられません。これから説明会を開き、受け入れてくれる農家のほうにやっていただきたいと思います。

ただし、委託に関してですけれども、これに関しては資料等の日誌等を全てつけていただき、研究試験ですので全てデータとして徳之島町のほうに管理とともに報告していただくと。

また、肥育をお願いするわけですから、当然町有牛になると思いますので、出荷した場合は町の財産として全てこちらのほうの方向でやっていただくと。当然肉質等の検査も、評価も受ける方向の形で持っていきたいなど。

その結果のもと、今後肥育をどういうふうにするかというふうな話に持っていきたいというふうな事業であります。

以上です。

#### ○6番（勇元勝雄君）

前回の質問でも6次産業化、一番は6次産業化ですよね、これだけの子牛が都会に出て、徳之島の名前、全然出ない、石垣島にしても沖縄のあちこち、闘牛とかいろいろ銘柄持っている

んですよね。農家、畜産農家に対して、その肥育を委託をする場合は公募でやらなければいけないと思うんですよね。意欲のある人間は恐らく応募してくるはずですから。

何年前か前、亀津の土木業者が肥育をやったという話も聞いたことあるんですけど、町長はそういう話を。

○町長（高岡秀規君）

そのときも試験的に、たしかお産を終えた母親牛の肥育だったように思います。今回の肥育につきましては、私が一番難しいと思っていたのが飼料の確保、飼料の技術というものが難しいかなというふうに考えておりましたが、今回は受精卵センターに連携をとっている鹿児島大学のほうから、肥育での飼料について試験研究をしたらどうかという話もございまして、ぜひそれでしたら技術提供を行えるのであれば、試験をする価値があるということでの判断で今回は実行する予定であります。

○6番（勇元勝雄君）

実際ふるさと納税で牛肉と豚、肉類で大体4割のふるさと納税のほうから金額が入ってきているという話を聞きました。大体3億近くの金が、7億ぐらいのふるさと納税で3億近くのお金が入ってきている牛と豚で入ってきているという話を聞きました。せっかく一番の地場産業である畜産、そのお金を島に落とすような手だてをしなければ畜産農家は助からないと思うんですよね。町長の英断で肥育牛を、徳之島牛をブランド化になることを祈りまして、よろしくをお願いします。

6番目の町有地の管理について。

町有地は、どのような管理の仕方をしているかお伺いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

町有地の管理につきましては、法務局の字図や不動産登記法第14条に基づきます地図をもとにして管理を行っているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町長がびっくりしたような顔をしているから何でと見たら、飛ばしたいと。今、研修・研究ハウス、もとに戻りますけど、議長いいですか。

○議長（池山富良君）

いいですよ。

○6番（勇元勝雄君）

研修ハウスの研修生を今現在2名ですけど、2年間で2名、私は非常に少ないと思うんですよね。2名でも毎年2名ずつ入れて、常時4名ですするような、最低でもそのような体制に持つ

ていけないかお伺いたします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

整備された農業研修施設は、新規就農者及び新しい品目に取り組む農家のほうに実施研修の場として農業に従事しようとするものに対し、収納の必要な基本技術や知識を習得させ、本町の時代を担う人材を育成する目的で開設され、令和元年8月より研修生2名を受け入れて必要な研修を行っております。

この研修施設は補助事業を活用し建設されたもので、その際に研修内容、カリキュラムが作成されており、研修生2名で2年間研修を行うものとしています。

また、現在研修施設の規模、研修費等で検討すると、2名が妥当という判断となった次第であります。

次に、2年間の研修を終わった後のケアについてですけれども、研修内容や作業状況を見て、今後サポートのハウスの建設や町単事業を活用して簡易ハウスの建設などを研修者と話し合い無理のない就農へつなげていきたいと思っております。

現在はトマト、パッションフルーツを研修しておりますけれども、私個人といたしましては、農業の品目、品目一つが私は主食だと考えている。ですから、現在はトマト、パッションフルーツで研修しておりますけれども、もし本人たちが取り組みたいものがあれば、研修施設の中ではトマト、パッションフルーツであっても、ハウスなり圃場なりを借りるところを探して挑戦してもらいたいなと思っております。

また、希望者がおれば、勇元議員のほうからも紹介していただいて、まず相談からやっていただければなと思っております。

これまで私も20年、30年前には、新規就農者の担当でありました。しかし、いきなり施設に入ってくると、施設が欲しいとか言ってくると、とてもじゃないけど農業は投資がかなりの額に上るということで、まずは仕事がやっているその間で、こういうふう将来やりたいんですけどというふうな相談から農林水産課の就農相談のほうに来ていただけたらなと思っております。よろしくお伺いたします。

#### ○6番（勇元勝雄君）

そういうのを公募でもやってもらって広報で流すとかいろいろ、公募してもらいたいと思えます。

また、2年間研修して、すぐぱっと農業ハウスでやりなさいと言ったらできないわけですね、初期投資が物すごいからです。

町のほうでも簡易的な今現在つくっているようなハウスじゃなくても、そういうのを制度をつくって、ハウス栽培をやりたいという研修生がおったら、そこで何年か、2年、2年で結局

研修生が出てくるわけですから、町で施設をつくって2年間はそこで頑張ってくださいというような経営をやってもらいたいと思います。これは要望ですけど。

○農林水産課長（高城博也君）

今おっしゃったように、その方向で考えております。実際に町の事業としては、県、国の事業等としては、2年前にある程度計画を出さなきゃいけない、やはり計画としては上げているわけです。

でも就農する際に、なかなか本人の能力というか、今回は8月から始まったわけですから、この2年間の間で、そこで就農できるかというふうな形は、やはり着実に身につけているかどうかで、また本人の希望を聞いた上で事業を入れるべきだと考えておりますので、そこら辺は手厚くこうやってフォローしていきたいと思いますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○6番（勇元勝雄君）

今研修ハウスの予算が補正で報酬が200何十万か減になっていますよね。あれもう先生ですか、今現在はいないわけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

やっております。何分にも高齢と一緒に専門の知識を持っていることから、農林水産課の担当と一緒にやっております。出勤回数というか、そこら辺が当初よりも大分激減しているものですから、今後また早急に先生の対応とか高齢のことも考えて、そこら辺の策も講じていきたいと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

また頑張って、研修センターが立派な成果を上げるように頑張ってください。

また、6番目に戻ります。

先般、裁判がありましたよね、町長の件で。今後ああいうことがないように、予算管理、せっかく職員が2名もいるわけですから、頑張らせてもらいたいと思います。

今グリーンベルト、ホテルの前の駐車場、実際グリーンベルトがなかったらホテルの駐車場というのはないわけですよ。町民の財産を無償で何年も貸すというのは、私は使わせるというのはおかしいと思うんですよ。町長の何という会でしたかね、有効活用、そういうところに持っていく前に、年度、年度で契約をして、庁舎使用料をとらなければ、あれだけの土地を無償で、町民の財産を無償で貸して、そのまま放っておくというのを私非常におかしいと思うんですよ。この件に対してはどう考えているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今勇元委員おっしゃられたのは、町有地有効活用、検討委員会でございます。この町有地有

効活用検討委員会が、先日行われましたけど、その中でもグリーンベルトの活用については、話は出ました。

でも、その委員の中でも、いろんな意見が出まして、なかなか一つにまとまらないというのが現状でございます。例えばオーシャンだけ貸していいのか、ほかを全部全てやっぱり整備をして、いろんな賃借をしたほうがいいのか。また売買したほうがいいのかというのが出ました。

ですので、再度その近隣の方たちの意見を集約したいと。前、一度アンケートとったほうでそうでございますけども、そのときのアンケート回収が20%という非常に低い率だったそうですので、最低でも半分ぐらいはアンケートをとるもしくは聴取をするような形をして、この検討委員会の中へ上げていきたいと。

例えば今グリーンベルトありますけども、これ分割をして例えば賃借するもしくは売買するというような方法も考えられますので、これについては有効に検討なり活用を考えていきたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（勇元勝雄君）

全然スピード感がないんですね。これ何年か前にも質問したことがあるんですよ。そのときも有効活用、委員会で話をまとめる。整備をして駐車場として貸して採算とれないんですよ。現在南区の駐車場も1,500万、東区の駐車場も1,500万ぐらいかかっているわけですよ。現在の状況で借りる人がおったら借したほうがいいんですよ、有効活用委員会の結論を出す前に。もっとスピード感を持ってやらなければ金がなくなっていくんですよ、入る金が。

活用委員会の結論が出るまででも、年数を区切るとか、もし活用委員会の結論が出て、それに従わなければいけないときは、その結論によってこうこうですよという契約書を交わしているわけですよ。早く貸さなければ10何年ぐらいになるんですよ。恐らく何百万かの歳入ですよ。自己財源ですよ、一番自己財源を徴集する。そういうことを考えて、その駐車場の件、早急に対応してもらいたいと思います。これは要望です。

以上で終わります。

#### ○議長（池山富良君）

お疲れさん。

しばらく休憩します。4時から再開します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

#### ○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○2番（竹山成浩君）

皆さん、改めまして、こんにちは。

連日新型コロナウイルスの報道で国民の皆様はもちろん、町民の皆様におきましても、不安を感じる日々を過ごしていることと思いますが、早期の終息を心から願っております。

さて、先月、2月9日に開催されました第2回母間さくら祭りには、町健康増進課との共催により、昼のさくらウォーキング大会、また地域営業課の御協力によるミニステージ、焼酎での鏡開き、ライトアップ点灯式に至るまでたくさんの皆様方に御協力を賜り、心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

地域の活性化を目指して、青年団を中心に昨年より始めさせてきたわけですが、これからも児島さんの意思をみんなで受け継ぎ、さらに多くの皆様に喜んでいただける桜並木ハッピーロードを目指して頑張っていきたいと思います。

また、ことし4月には、徳之島「夢」振興会議の皆様の御厚意により、彼岸桜の苗木の寄贈のお知らせもいただいております。これからも持続可能な地域イベントづくりを目指して、高岡町長の施政方針にもあります「人と自然が輝きみんなで紡ぐきらめきのまち」実現のために、地域を上げて頑張っていきたいと思います。

それでは、2番竹山が通告の5項目について質問します。スピード感をもって質問させていただきますので、町長初め担当課長の明確な御答弁をお願いいたします。

まず初めに、商業振興について。

亀津地区の中心地における商店街の現状をどのように捉えているか、担当課長の答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

亀津の商店街の現状として、ほとんどが小規模事業者で、事業主が高齢化しております。加え、後継者不足、施設設備の老朽化が考えられます。町の発展を考える上で、商店街の衰退はマイナス面が多く、小規模業者への支援等がこれからは不可欠ではないかと考えております。

○2番（竹山成浩君）

私たち昭和世代からすると、昭和、平成、令和と、その時代の移り変わりでネットショッピングやキャッシュレス決済など大変便利な世の中になったことはうれしく思うところですが、少子高齢化社会の現状、また人口減からの今の亀津の商店街や中心地の空き店舗等を見てもみると、いたし方ないことなのかなと考えるところではございますが、こうした空き店舗がふえている要因はどのようなところにあると思いますか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

先ほども申しましたように、後継者不足ということと、それと施設設備、現在先ほど言いましたようにキャッシュレス、今現在現金のほうでやっておりますけども、なかなか高齢者になりますと、キャッシュレスのクレジットカード、最近はペイペイとかありますが、そういうのの施設設備のほう導入が難しいのではないかと考えております。

## ○2番（竹山成浩君）

後継者不足、それと設備投資、いろんな要因もあると思うんですけど、私は人口減が一番の最大の要因だと考えているところです。

こうした人口減少により人の流れが減り、そこでの需要が縮小していけば、供給側の焦点が減っていくのは当然のことではあります。

でも、今後世界自然遺産登録ともなれば、商店街の活気、また元気が出て活気がまた復活してほしいと願うばかりです。

そこで交流人口はふえると予想されますが、年度ごとの徳之島への入り込み客数とかその目標設定とかはされているかお伺いします。

## ○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

現在徳之島地区のほうへの入り込み客数が、平成30年度は13万7,297名、令和元年14万2,734名となっておりますが、これからその世界遺産の絡みで観光客の方もこちらのほうに来られると思いますが、宿泊施設等まだ十分なのではできていないと考えております。

宿泊施設等そういう設備投資のほうに力を入れていかないといけないのかなと考えており、また小規模の事業者が商工会の助言を受けて行う事業がありまして、補助率3分の2、上限で50万円というのがありますので、そういうのも活用していただければと考えております。

## ○2番（竹山成浩君）

入り込み客数は、平成30年には13万7,000人ですか、そうですね。今後の入り込み客数の目標設定もされておられるんですか。これからも。

## ○地域営業課長（秋丸典之君）

現在、入り込み客数のほうは、まだ設定のほうはしっかりしたものは目標は立てておりません。

## ○2番（竹山成浩君）

やっぱりこれからの人口減少は、当然否めないと思います。そうした上で、行政側としてやっぱり何らかの対策を講じる必要があるのではないかと考えるところです。これから入り込み客数の目標設定も必要になってくると思いますので、観光事業に対しても、商店街のみではなくて

と思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今商工会との連携と補助金の関係もお話いただきましたけど、毎年商工会が発行しているプレミアム商品券の利用価値、それから経済効果がどの程度上がっているか伺います。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

前年度のプレミアム商品券をやっておりますけども、商品券、商工会のほうでは、商工会の希望としては年2回ほどやっていただけないかということでございましたけども、やっぱり年1回が妥当ではないかということで、導入のキャッシュレスの導入がありまして、品ぞろえのアドバイス、事業主の支援をして、商工会の加盟店の売り上げが増加につながる傾向があるのではないかと考えております。

#### ○2番（竹山成浩君）

年2回、それはいろんなことを考えますと、それだけの予算もつくわけですので、それと今後キャッシュレスを時代が変わってきたら、現金のキャッシュレスを推進していけたらと考えます。

実際、消費者側とすれば、1万円で10%のプレミアムがついて1万1,000円、20%ついたら場合は1万2,000円と、その商品券が買えるということは、消費者側にとったら、やっぱりそれだけの効果があらわれているんじゃないかと考えるところですけど、その商品を販売したお店側にとったらどんなメリットがあるのか、どういうメリットがあるのかお伺ひしたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

仮にカード決済、ペイペイ等をした時のメリットって言いますのは、例えば5%の手数料を取られるとします。しかしながら、売り上げが10%になるメリットがあるという理論であろうかというふうに思いますので、今後は必要不可欠な支払方法になると思います。そして、私も例えばカード決済、そして、電子決済になると、多少売上高が、恐らく10%ぐらいは消費喚起につながるものだというふうに思います。

今後は、今、もし交流人口、入り込み客は、恐らく島内の島民の数も入っていると思いますので、しっかりとデータ分析をしながら、観光客が自然遺産になるとマイナスになることは私はないと思っております、プラスに必ずなります。そのときに、徳之島に来た雰囲気とか、ハード的にどういうふうに工夫をするのかということも重要になってきておまして、今、建設課のほうで実は進めているのが、アーケードという話もあるんですが、観光客向けのいい道路づくりができないかということで、今、建設課のほうで少し提案をしていると思うんですが、その辺、ちょっと課長のほうから少しお話をいただいて、ハード面と、そしてまた、地域一体となった観光客をおもてなしするというお店側の対応も今後は必要になってくると思いますの

で、御協力のほどよろしく願いいたします。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

私も亀津中央通りに関しましては老朽化が進んでいるということをごい思っておりまして。あそこが進まないのは、幅員を広げて歩道をつくるといった話になると、19号線の今の現在の進行状況を見ればわかるように、とても厳しいものがあります。それで、私ども2年、3年前に同意書を取って、現在の道路の側溝を含めた幅員のままであれば事業が早いということです。事業を進めてまいりました。側溝、今の道路は、昔のコンクリート舗装の上にアスファルト舗装をしてあります。それで、でこぼこで、もう真ん中しか使えない状態なんですけど、私どもの考えは、今、下水道工事を行っています。それと伴って、側溝も全部やりかえて、きれいに段差をなくせば結構な広さだと思います。そして、亀津中央通りと言え、ちょうど私たちの小学生、中学生、高校時代の一番のメインの通りでありました。

なにか建設課で活性化できるものはないかと思ったら、道路の舗装と、あとはカラー舗装等なりして、目立つようにして、そういうことを考えて事業を進めていきたいと、今、考えているところでございます。

#### ○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。私はソフト面の質問をさせていただいたんですけど、ハード面のそういった商店街のアーケードも、今後、交流人口がふえる状況を考えてみますと、やっぱりそういったことまでも想定してやっていただけたらと思っております。そのあとに町長の見解をお伺いしたかったんですけど、先に町長の見解もお聞きしましたのでありがたいと思っております。

それと、令和2年度の施政方針の中に、新たな産業創出と雇用の確保に企業型地域おこし協力隊も配置し、若い世代のUターン企業を目指すとありましたので、そのあたりもまた期待しているところでございます。

また、首都圏からの移住就業支援事業に関して前回は質問をさせていただきましたが、令和2年度から本町でも申請が可能なのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

移住定住促進事業につきましては、当初予算のほうで確か予算が上げてあると思いますので、それを活用して、プラス起業型地域おこし協力隊の力を借りてやっていきたいと。

それから、今、そのためには、島の企業に就職してもらうという前提がありますので、その場合に、去年、私が企画課長をしていたときに、企業にお願いをして、どういう方向性を持っているかということで案内しました。つまり、島の企業で県のホームページに登録した人が都会からやってきた場合にお金がもらえる仕組みですので、そういったのは過去に説明をいたし

まして、確か、二、三、今、登録になりつつあるというのを聞いておるところでございます。  
以上です。

○2番（竹山成浩君）

わかりました。そうしたことを元に、亀津の商店街が以前のように元気に活気あふれる商店街になることを願って、次の質問に入ります。次に定期航路の欠航、抜港についてお伺いします。

台風時の定期船の欠航は島民の生活に大きな影響を及ぼします。台風時だけでなく、つい先日も気圧配置の関係からか3日間ほど船の欠航がありました。定期船の欠航の長期化は、住民生活はもちろん、各事業所や農家の皆様においても直接影響がでます。

こうした状況を踏まえ、どのような考えをお持ちか、担当課長の答弁をお願いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

災害等につきまして、船の欠航、抜港等が出ているところでございます。これは、備蓄につきましては、今、水道課のほうではある程度の水は確保している。これは、あくまでも災害というよりも水道の事故等、ついこの間ありましたけども、そういったものに使いますので災害等には対応しないというところでございます。

防災拠点として、実は給食センターの予定があったときに、給食センターと併設、もしくは内設をして、そこに防災拠点の機能を持たせ、備蓄が食料であったり、水であったり、そういったものを考えて計画をしたところでございます。

ですので、今回、新庁舎はあくまでも緊急避難ビルですので、防災拠点を兼ねた給食センターのときにはこういった備蓄を考える必要があるというふうには思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

定期船が欠航、抜港する。それは、最終的な決定というのはどちらの判断で行われるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務課長（向井久貴君）

すみません。私もわかりません。

船によって着いたり着かなかったり、私は着けるかなと思ったら着かなかったり、着けなかったかなと思ったら着いたりしていますので、これは憶測では言えませんので、また調べて連絡したいと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

台風発生時と同時に、私なんかはスマホやパソコンで台風の状況、進路状況とかを確認する

んですけど、沖縄の宮古や八重山あたり、沖縄本島よりももっとずっと下の状況でも、徳之島や沖永良部、与論とか、入港できない、条件つきとか、それが多々あるんです。

先ほど課長もおっしゃったように、目前まで来て引き返すということも聞いております。わざわざ台風が近づいてきている沖縄に向かって、こっちは抜港して着かないで、沖縄に行って沖縄の港で、那覇港で避難するというのもちょっと素人考えでは何かわからないなというところもあるんですけど、やっぱりそれは港の規模の違いなのか、そのときの船長さんの判断かもわからないんですけど、そうしたことがあって、今後、地球温暖化がやっぱり進んでいって、台風の発生も回数もふえ、また、台風の大型化、勢力の拡大も考えられます。そうしたことで、やっぱり定期船の欠航や抜港もさらに多くなると危惧されるところでございます。

そうすると、食料品の品薄さや、また、子供たちの学校給食にも影響が出てくると考えております。これまで、船の欠航等により、給食等に影響が出たことはないか、学校教育課長にお伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

教育委員会としまして、一応、ことし、給食センターで、さっき議員がおっしゃいました2月の船の欠航が続き、牛乳が確保できずにみかんジュースなどの代替品と水筒の持参となったところでもあります。

また、ことしの8月に台風が連続で発生して10日ぐらい船が出なくて、島内の食料品がなくなることがありました。もし、こういうことが児童生徒たちの登校している日に起こった場合、どうなっていたんだろうという思うところでもありました。

一応、以上です。

#### ○2番（竹山成浩君）

実際、そういったことがあったと。給食の温食等は緊急的に献立の変更が可能だと思いますけど、また、パンやお米のほうもそんなに影響は出ないのかという思いですけど、3日も4日も欠航が続きますと、牛乳等の乳製品の業者への入荷がなくなって、学校給食への影響が出てくると考えます。

今後、台風時における船の欠航や災害等、そうしたことも見据え、食料の備蓄施設や冷蔵設備が必要不可欠ではないかと考えますけど、また、臨時便の迅速な対応も必要があるんじゃないかと思います。町長はどのような見解かお聞きしたいと思います。

#### ○企画課長（政田正武君）

令和2年1月29日におきまして、台風発生時における離島の物流に関する対策会議が開かれております。この中で、各市町村から台風でフェリーが欠航した場合に生じる生鮮食品などの物資不足などの実情がいろいろ上がってきております。

その中で、台風時に船が欠航した場合にとか、冷凍・冷蔵機能がある大型保管庫の港湾への整備など、さまざまな要望をしております。

この中では県が主体となり、知事、離島市町村、海上保安庁、海上自衛隊、陸上自衛隊、物流事業者団体、県関係部局などが集まっており、今後、このようなことに対する改善を引き続き要望していくという答申を行っております。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、企画課長の話をしていたその総会、協議会に参加していましたが、ほとんどが台風時については備蓄施設を島内のほうに設けるべきだという話もございました。今はコンテナという話もあるんですが電源がないということで、その電源を港だと当然海水でやられますので、上のほうに電源ができないかという話もしました。

なおかつ、台風時に出荷ができない農産物もあるということなんです。それで、みのり館のほうでも、ほかの農産物にしても、ふるさと納税で夏場に売れるものがございます。それは、一応、鹿児島島の倉庫を一時的に借りて、そこにストックをするということも町のほうとしてはやっております。

そこで、両方の備蓄基地が必要ではないか。そして、鹿児島新港については、私は市町村、大島郡奄美大島群島で維持管理を持ったり、花もありますから、いろんな作物がありますから、大島全体で備蓄基地が鹿児島新港ないし港のほうにできないかという要望をしました。

それと、あと、徳之島についての備蓄につきましては、コンテナでもいいのではないかとこのふうにご検討をしております。そういったことを県のほうに要望したところであります。知事のほうからは、検討していきたいという答弁がございました。

#### ○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

奄美群島市町村長会長、就任おめでとうございます。改めまして。ぜひ会長として、奄美全体のリーダーとしてもまた頑張ってくださいと思います。期待しています。

次に、3項目めの質問に移らせていただきます。

ここ最近、各種報道でも取り上げる機会がふえてきているアルコール、薬物、ギャンブル、ネットゲーム等に対する依存症ですが、本町における相談件数とか、把握している範囲でお願いしたいと思います。

#### ○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

まず、依存症とは、やめたくてもやめられない状態になる精神疾患です。みずから進んで相談したり、受診したりすることの少ない病気です。こうした状況から、早期に相談しやすい環境を整え、周知を図ることが非常に重要だと考えます。

本町においては、相談や支援には、県や鹿児島県精神保健福祉センターを中心に、保健所、医療機関、自助グループ、民間の支援団体や町の保健センターが連携し、相談から治療、回復まで総合的に支援しています。

ちなみに件数ですが、令和元年9月、徳之島保健所で伊仙町のほうでアルコール依存症について、参加者61名、スタッフも含みます。それと、保健所、家族支援としてアルコール依存症の家族を対象とした勉強会、年3回、薬物乱用防止の講話、小中学校4回、アルコールに関する個別相談、延べ電話40件、訪問及び12件、保健センターでは、心の健康個別相談会を4回、年実施、相談枠1枠50分で59件。あと、依存症に限らず悩みを抱えている方やその家族を対象に、伊仙町、天城町と協力して緊急性のある事案などについては、どこの町でも相談を受けられるよう体制を整えています。

また、学校教育課のほうにおいても、家庭教育学級や徳之島地区学校保健研究大会、3町なんですけども、そういう会で依存症についての講話、勉強会を行っているところでございます。以上です。

## ○2番（竹山成浩君）

島内3町、あらゆるところでと申しますか、いろんな協議会とか、そういったところでそういう対処をされているということはいいことだと考えますが、ネットゲーム、今、スマホとか、インターネットのネットゲーム依存症1つをとっても、インターネットに容易につながる現代社会です。子供たちを含めて、家庭、職場、学校などで、どこでもかなりの時間ネットにつながっています。

そこで、子供たちのスマホや携帯を使用する時間の規制などはしていないか、担当課長にお伺いしたいと思います。

## ○社会教育課長（茂岡勇次君）

それではお答えをいたします。

社会教育課においては、今現在、徳之島町青少年育成町民会議というものを昨年から行っております。その中に、社会教育環境部会というのがございまして、その社会環境部会の中で、スマートフォンの適切な使用ということで、これは協議を行いまして、来年度、令和2年度も令和元年同様、重点項目として取り組むことになりました。

その中で、社会教育環境部会の中で出てきたのが、今、竹山議員がおっしゃったように、設定時間の問題でございます。どれぐらいの時間が必要なのだろうか、勉強もしなくてはならない、スマートフォンも取り上げるわけにはいかないということがあったものですから、一応、使用時間についてお答えいたします。

まず、乳幼児が午後7時までの30分、小学生が午後8時までの1時間、中学生が午後9時までの1時間、高校生が午後10時までの1時間。ただ、この使用時間については賛否両論、短す

ざるのではないかということもあるんですけども、これにつきましては、社会教育環境部会の中で一律で時間を決めることが必要だということで、この1時間という時間を設定をさせていただきました。

ただ、これはあくまでも町民会議において、町民の方々に、特にスマートフォンの使用については理解をしていただきたいということで決議ではございません。皆さんで守っていただきたい。それにはどうするかということで、まず、これを機に各家庭におきまして、スマートフォンの使用について、親子で話し合いを持っていただき、各学校、各地域において、推進をしていただくことが一番の大事なところではないかと思っております。

やはり、これにつきましてはスマートフォンの問題というのは、各家庭におけるプライバシーもございまして。それを守っているか、守っていないかというのは、なかなか難しいんですけども、これからはこのスマートフォンの使用等についても、やはり徳之島においても、いろんな形で研修会並びにそういう話し合いの場が必要ではなかろうかと思っております。

以上でございます。

## ○2番（竹山成浩君）

やっぱり家庭において、子供たちに対しても親子が話し合いを持って、そうして時間設定もしていただきたいと思っております。

ネットゲーム依存症の状態が進行することにより、例えばネットゲームなんですけど、昨日の是枝議員の質問にもありましたが、やっぱり生活リズムが狂うことで、自身の健康や学業、仕事に影響を及ぼし、不登校や出勤拒否などに至るケースもあります。そうした現状をいかにクリアして、通常の社会生活が送れるようにケアやサポートを含めた依存症対策が必要になってくると考えます。

そこで、先ほど課長がおっしゃったように、いろんなところでセミナーとか、講演会があるみたいですけど、今後、専門家による講演会やセミナー等の予定、計画はないか伺いたいです。

## ○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

先ほどもお答えしましたけども、各種団体と連携し、また、個別相談会、家族を対象とした勉強会等を実施していきたいと思っております。

令和2年には保健センターのほうでゲートキーパー、いわゆる自殺対策事業ですけども、それも計画しておりますし、また、ほかの学校等でも計画があると思っております。

社会福祉協議会には、心配事相談窓口を設置してまして、依存症に限らず、悩みや心配ごとの相談を随時受けつけていますので、そちらのほうの活用とかをより一層推進していきたいと思っております。

以上です。

## ○2番（竹山成浩君）

依存症をお持ちの方、本人はもちろんですけど、家族までもが今の状況を今後どうすればよいかと悩んでおられることだと思しますので、昨日町長の答弁にもありましたSDGsの持続可能な目標、誰一人取り残さない世界の実現に向けて、少しでも悩んでいる人のためになればと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4項目めの東天城クリニックについてであります、昨年の3月議会に続いて2回目の質問となります。よろしくお願ひします。

東天城クリニックも閉鎖してから約2年、ことし遺産登録を控え、所有者は解体して更地にしてもよいとおっしゃっているんですけど、町として使い道があるのであれば利用してもらったほうがよいとのことで現在までできていますが、今後、どのような方向性でいくのか、企画課長並びに北部振興にかかわることですので、花徳支所長に伺ひます。

## ○企画課長（政田正武君）

以前、竹山議員から同御質問がありまして、向井前企画課長が答弁いたしておりますので同じ答弁になりますけれども、東天城クリニックをゲストハウスや道の駅等に活用するとなりますと、内外装大規模な改修と総合額の費用が必要になると思われまひます。こうした施設の改修の対象となる補助事業等がないというのが今の現状であります。そういたしますと、町単独予算での改修を行わなければなりませんので、財政的にもこの施設の活用は非常に難しいのではないかと考えておひます。これは、町としてではなくて企画課としての現在のところ利用する計画がないということでござひます。

しかしながら、竹山議員が、以前、北部地区の振興をなくして地方創生はないとおっしゃっていましたが、私も同様の気持ちでござひますので、6月下旬から7月の初旬にかけて、世界自然遺産の登録が決定されると思ひます。その際には、ぜひ北部地区に世界自然遺産センター、道の駅、公園等の施設が建設できるように誘致活動に努めてまいりたいと考えておひます。

## ○花徳支所長（芝 幸喜君）

お答えします。

企画課長がただいま計画がないとおっしゃいましたけど、今、白紙の状態でありまして、私は通勤中にも東天城クリニックを以前から通っておひましたけど、閉院してから何ができるのかと思ったりしておひましたが、全然、2年間できる気配がなく、非常にもったいないと思ひておひました。また、地域の人からもあれぐらひの土地やら、いい建物があるのに何か利用はできないかという声も聞いておひます。

幸ひに北部創生推進委員会という委員会がありまして、老若男女17名の委員でござひます。

会長さんがこちらにいらっしゃいます福岡議員でございます。竹山議員もそのメンバーになっておると思いますが、職種もいろんな方で、若い方から女性の方もたくさんいらっしゃいます、この会で1回もんでいただいて、前は四、五名でそこを見られたということですが、ちょっと会の前あたりにみんなで見て、いろんな方向から意見をいただいて、本当にできないかとかいうのをちょっともう1回考えたらいいんじゃないかと私なりに思っております。

なので、次の委員会では、議題として乗せたいと思っておりますけど、会長、どうでしょうか。ということが私の意見でございます。

## ○2番（竹山成浩君）

私も何回か建物の中を拝見させていただきましたが、ほとんどの部屋が間仕切りで仕切られていて、総務課長も一緒に同行させていただきました。調理場、大浴場、それから、大ホール等もあり、さらには広い駐車スペースもあり、非常に利用価値が高い遊休施設だと考えます。

こうした民間の遊休施設を活用する事業がないかというふうな質問をしたんですけど、先ほど企画課長がもうそういう事業はないということですので、それを補修、改修、リフォームする。建物自体も大きくて広い、間仕切りも可能でありますし、事業がないとすれば町独自でリフォーム回収をするとどのくらいの費用がかかるか、大体でわかればお願いしたいと思えます。

## ○企画課長（政田正武君）

まことに申しわけございませんが、企画課としての計画は現在考えていないので、費用等については算出していませんが、企画課としての補助事業がないということで、例えば、今、議員がおっしゃられたように、ほかの施設として使うのであれば、もしかしたら補助事業とかもあるかもしれないということでございます。あくまでも、今、企画課としての答弁をしておりますので。

以上です。

## ○花徳支所長（芝 幸喜君）

先ほど申しました北部推進委員会の皆様の意見を聞きながら、どういったものができるのか、そして、あそこは民間の敷地、建物でございますので、家賃がどれくらいとか、そして、何をするか、どういうものをするかによってどれくらいの補修が必要なのか、そして、その補修は貸主がするのかとか、いろんなことがありますので、これから北部創生推進委員会に投げかけて、いろいろ検討をしていけたらと思っております。

以上でございます。

## ○2番（竹山成浩君）

そこまで踏み込んだあれはまだできないということで、でも、この施設はいろんな使い道があるから借りたい、でも、広すぎる、3分の1ぐらいでいいけどとか、そういった相談も受け

る企業様もいらっしゃいます。そうしたことも含めて、今の状態で放置しておく、時間がたちらすとますます建物は朽ちていくばかりだと思いますので、早めの対処と申しますか、構想をお願いしたいと思います。

そこで提案ですが、障害を持った方々のワークスペース、さらには、世界自然遺産センターの付随した道の駅、また、花徳支所、認定こども園、室内遊具を設置した屋内遊園地、お年寄りが集うコミュニティ広場など、建物自体を区別して区分けすることで、さまざまな形態での活用が期待されます。これを全て当てはまるわけではございませんが、キャパシティは大きいと考えるところでございます。

元気な人もそうでない人も、高齢者も、子供たちも、お母さん方も、障害を持った方もそうでない方も、みんなごちゃまぜ、ごちゃまぜになっている、そこに人間の本質があるすごく温かい場所になると私は考えるところでございます。町長、どうですか。このごちゃまぜの施設。

#### ○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

このごちゃまぜという言葉なんです、以前、私が実は2年前に、このごちゃまぜという施設等を見てまいりました。それは、今、金沢になるんですが、農福商工官連携でございまして。そこには、就労支援A型とB型の障害者の方がいらっしゃったり、生活介護をしていたり、あと、老若男女とお子さんとか、お孫さんとか、全ての方がごちゃまぜになって事業を進めていくとうまちづくり自体がそのようなコンセプトでしております。これは石川県にあります。もし機会がありましたら、ぜひ見ていただきたいと思うぐらいのまちづくりでございました。

これは20年前より始めたんですが、当初は地元住民の反対、そしてまた、理解を得られなかったんですが、ようやくここへ来てモデル事業として、今、脚光を浴びているごちゃまぜのシステムでございまして。

そこには、ビール工場、レストラン、ファーム、デリバリー、自動販売機事業、そして、請負業、さまざまな業種をA型、B型、そしてまた、ごちゃまぜになって仕事を請け負うというシステムでございまして、私は今後、世界自然遺産登録に向けた開発となりますと、ある程度テーマを持たないと、それぞれが点でやってもなかなか連携がなければうまくいかないのではないかと心配しております。そこで、ICTも含めて、全て点で企業化ないしスタートをさせても、連携を取った面で外貨を稼ぐシステムづくりができないかというふうに考えておりました、仮に東天城地区が農福商工官の連携で地域づくりができたらありがたいというふうに思っております、それには各集落が一つ一つテーマを持つわけです。金見崎は歩きながら、そして、ヤドカリ、そして、山は何々、そしてまた、手々はあそこの海岸があります。花徳は花徳の砂浜があります。母間は母間のウナギとか、いろんなこともございます。だから、それぞれのテーマを持った地域づくりを時間をかけて、私は、奄振事業でも使ってやるべきかというふ

うに考えておりますので、まずは北部振興委員会のほうで提案をしていただいて、そして、町と連携を取りながら優位な補助事業を構築して、地域づくりをしていきたいというふうに考えております。

## ○2番（竹山成浩君）

まさにそうしたコミュニティの縮小版ができる。そうしたら、さらにそうしたモデル地区ができてくるんじゃないかと考えますので、いいんじゃないかと思います。少しでも早く、みんながわくわくするような場所に生まれ変わることに期待しておきたいと思います。

次に、最後の質問となりますが、東天城中学校の校舎建設、校舎建て替えについて伺いたいと思います。私自身、また2回目の質問となりますが、昨日の広田議員の質問にもありましたので、かぶるところは省略して要点だけを質問させていただきたいと思います。

東天城中学校は開校62年を経過するわけですが、老朽化による校舎の損傷や設備の不具合が激しく、子供たちにとっては日々危険にさらされている状況でございます。新校舎建設を急ぐことはもちろん、教育環境の充実を図る意味合いからも、プール建設も付随してできないか伺いたいと思います。

## ○学校教育課長（尚 康典君）

すみません。お答えします。

本当に議員のおっしゃるとおりで、東天城中学校の建設については基本設計ができるように進めていきたいと思っています。

また、学習指導要領の中で水泳の時間は決められていて、今現在、東天城中学校はプールが使用できずに、全校生徒一緒にバスで徳和瀬の町営プールに行って水泳の事業を年4回行っています。移動でかなり時間がとられている状況であります。また、近くの花徳小、母間小、山小と神之嶺小に行って授業をしています。それらを鑑みても、やっぱり東天城中学校に小学生も使用可能なプールの建設を検討することも必要だと考えております。

以上です。

## ○2番（竹山成浩君）

現在のプールは昭和46年の建設です。既にもう50年経過して老朽化が著しく、浄化装置も修理不能、使用できない状況が10年近く続いている。

今、課長の答弁にもありましたように、隣の母間小学校はプール自体ないんです。花徳小学校も浄化装置が不具合から使用できないと。こうした東天城地区の状況を、今回、教育長にお聞きしたかったんですけど、教育長が公務出張ということでいらっしゃらないもんですから学校教育課長に再度お聞きしますが、現在の水泳の授業は、母間小は神之嶺小学校で、東中は徳和瀬プール、その送迎はどういう形でやっているかお聞きしたいと思います。

## ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

さっきちょっと言うのを忘れたんですけど、各小学校、中学校も全校生徒一緒にバスを利用してプールのある町営プールとか、小学校のほうに行っています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

バスを利用して。そうした状況で、そういう移動の時間とか、それは授業の時間に含まれていないですよ。

○学校教育課長（尚 康典君）

貸し切りバスで移動する時間は、水泳の授業の実数の中には含まれてはいません。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

そうした水泳の授業の時間に含まれていないとしても、やっぱりそれだけの移動距離がありましたら時間のロスも考えられます。そういったこともやっぱり懸念される状況だと思います。

本当に、東中、母間小、花徳小、それぞれにプールをとはいませんが、他の学校の子供たちと同じように、平等に、卒業生代表の尚課長もいらっしゃいますが、平等に水泳の授業を受けさせてあげたいと思いませんか、課長。児童数、生徒数も減ってはきていますが、3校で利用できるプールを東中に建設していただきたいと、予算の関係があるんであれば通常のコースの8コース、そのコースよりも減らして6コース、5コースとか、小さくすることも可能ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今現在、亀津中学校につくったプールも、結局コースの数を減少して、深めにしてつくってあります。

今おっしゃられたように、本当に東天城中学校が母間小、花徳小のちょうど中間のところにあるというか、場所的にも3つの移動時間も大分短縮され、東天城のほうにもプールのほうはつくっていきたくて個人的な意見ではありますが、考えています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

個人的な意見をありがとうございます。

来年度は庁舎建設も控えている。わかります。財政も厳しい。わかります。しかし、子供たちが危険にさらされている。そうした教育現場の環境もわかってもらいたい。この状況をよく理解していただいて、早期の校舎建設並びにプール建設をお願いしたいと思います。

最後に、総合的に判断して、高岡町長の前向きな御答弁をよろしく申し上げます。

○町長（高岡秀規君）

地域間格差をなくすために、これまで取り組んでいるところでありますが、多少時間差でいらいますところもあるかもしれませんが、我慢していただいて、格差を埋めるべく、それこそが日本全体の格差社会の解消、そしてまた、過疎地域への解消につながるモデルになるぐらい覚悟を決めてやっていきたいというように思います。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

その前に、本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

5時10分から再開します。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時10分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○1番（植木厚吉君）

皆さん、こんばんはですかね。令和2年第1回定例会において、1番植木厚吉が通告の1項目について一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

サトウキビ生産の現状について伺いたいと思います。この件に関しましては、昨日、広田議員も是枝議員も取り上げられておりますので、明瞭簡単にいきたいと思います。よろしくお願いします。

令和元年度産サトウキビの生産見込み量ですが、当初の見込みでは3町合計で16万9,000トンであったのに対し、見込み数量が下方修正され、約1万トン減となる15万9,000トンとなる、我が徳之島町においても5,300トン減の4万8,000トンの生産見込みとなっております。台風被害や干ばつの影響等は少ない年であったため、その他の要因で減収になったものと考えますが、そのほかの原因にどのような要因があったのかを推測されるかを、町当局の見解を伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

2月のサトウキビ生産対策本部定例企画会において、2月19日現在、徳之島町においては5,361トン減の4万8,000トン、3町においては9,739トン減の15万9,000トンの生産見込み量の下方修正がなされ、生産量が減少の見込みとなったところであります。

年内状況につきましては、年内総量イノシシ被害補助の減量を優先受け入れするとともに、夏植えを中心に搬入されました。年内総量の分については、予想以上にイノシシ被害による収量被害と品質低下が大きかったと報告を受けております。

しかし、生産対策本部では、大きな要因は別にあるのではないかと推測しております。特にことは台風被害による影響も少なく、品質、生産量ともに期待できるものだと考えておりましたが、品質は例年並み、生産量においても見込み量を大幅に下方修正することになってしまいました。関係機関の情報からすると、サトウキビの軽重が現在軽いではないかなど、徒長ぎみであるなどの話が、生育期などの話があり、生育期に曇天が続き、日照時間が例年より短かったなどの話も出ております。現状で要因を分析するのは非常に困難でありまして、詳しくは製糖終了後、分析することになっているとの見通しであります。

以上です。

#### ○1番（植木厚吉君）

私も農家さんからのヒアリングでの感覚なんですけど、やはりイノシシによる食害がかなりの被害があったのではないかと、圃場によってはもう全滅に近いような被害もあったと聞いております。これは12月議会のほうでも取り上げさせていただきましたけども、今回2年度の予算書を見せていただいても、かなりふんだんな踏み込んだ対策をされておるなと思ったところでもあります。次年度、2年度はどのような対策を打たれるつもりなのか、計画があれば教えてください。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

先ほども説明しているように、防除計画の見直しの時期になりましたので、まず計画の見直しをやるということと、令和2年度においては防護柵等を購入し、またそれを貸し出すというふうな方向を考えております。また新規狩猟者等の免許に関しましても登録料等にも助成を行い、今後、狩猟者をふやしていくというふうな考えでおります。

新たなものとしては、箱わな、囲いわな、そこら辺、今から検討なんですけれども、センサー付きのイノシシのほうで、どうしても小さなウリボウと呼ばれる幼獣が先に入ってくると、親のほうは後から入ってくるという話もよく出ておりますので、安心して、そのときに入ってくると、どうしても幼獣しかとれない状況があるという話も聞いておりますので、それにセンサーをつけて、成獣のほうのとれるような形のものも導入を、視察等をまいった上で検討していく。

今回、予算を組みましたのは、サトウキビのほうと、園芸のほうと、まずは鳥獣被害のほう、ともに保護する防護する側と自分で防除する側のほうから両方で予算を今回組んである次第であります。前の答弁でも言いましたけれども、なおかつ、これは町単独でそういうふうな形と、

補助事業、鳥獣被害のほうは防除のほうを、鳥獣被害のほうは事業を利用しますけれども、園芸とサトウキビに関しましては、今後も町村会から国県へ要望して、事業化、メニュー化を要望していきたいと考えております。とりあえず町単独で、サトウキビ、園芸のほうで、今回、計上した次第であります。

### ○1番（植木厚吉君）

減収の要因は、さまざまな要因が重なって起こったものだと考えます。イノシシ被害のその共済の保障とか共済の仕組みによって、なかなかイノシシ被害ではおりづらいとか、そういった意味で、本当にイノシシの被害に対してはなかなか手薄いところがあるので、また単年度では難しいところだと思いますので、年次的に拡大方向で、少しでも減っていくように対策をしていっていただきたいと思います。

このような要因が重なりまして、今、サトウキビ生産農家のほうは、専属でされている方は本当に生産意欲が非常に低下をしておりますして、条件の悪い圃場なんかはもう耕作をやめてしまおうとか、ほかにつくれる作物もないし荒れさせてしまうとか、そういう事象も大分ふえているとも聞きます。そういう条件の悪い圃場とかが一旦荒地になったりすると、またもとの畑地に戻すには相当な肥料や労力がかかるものかと思われまます。また今、徳之島の現状では、このような土地利用型の農作物は、現在、サトウキビ以外では考えられないのかなという観点もありますし、耕作放棄地がふえれば、土地の保全という観点からも、農地のそういう土地の保全という意識が低下して、農地を手放したりとか諦めたりとかという事象にもつながりかねないのかなという懸念もあります。

また、徳之島も、自然遺産を目指しながら観光地化を進めていく上で、今現在、北海道や長崎県対馬市、沖縄宮古島などでは、外国人による土地の買収とかが大規模に進んでいるという話も聞いたりします。これが農地に直結するとは言いませんけども、そのようなやはり荒地とかふえたりしますと、そういう意味での懸念材料になるのではないかと思うところでもあります。日本国有の国土の保全のためにも、そういう荒れた農地や畑はつくるべきではないという思いもあるところでもあります。

続きまして、その単収減の要因の一つに、管理作業の不足、徹底が不足であるという話もよく聞くところでもありますけども、今現在、ほとんどの収穫作業がハーベスタによる機械化の作業になっております。ですが、その機械化による作業によって、また圃場の土が踏み固められて、小型の耕運機等では中耕等の作業がなかなか困難であったり難しかったりする場合もあつたりします。

肥料の散布につきましても、背負い式の散布機、やられたことがある人はわかると思いますが、さんすけというやつを担いでするんですけど、それを20キロの肥料を担いで、おおよそ1反の畑であれば、肥料をまくのにおおよそ1キロを20キロ担いで歩く計算になるんですけど

も、これが本当に高齢者にとっては大変な重労働で、農作業の中で一番何が大変かと聞くと、やはりコエハウイが一番きついと、若い青年に頼んだりとかアルバイトに頼んだりしてさせているというのもよく聞きます。

さまざまな機械、トラクターや耕運機、噴霧器やそれぞれの機械を導入や更新をしたくても、なかなか金銭的に高額なものでもありますし、おいそれと、そうそう簡単に導入や買い換え等ができない状況であります。サトウキビのような薄利な生産物の中からそのような購入費を捻出するのは、本当に大変なことであろうかと思えます。

そのような観点からも、施政方針の中にもありました、農作業の受委託組織の設立ということがありましたけども、これは農家にとっては非常にありがたい組織ではないかなと思うところでもあります。具体的にはどのように進めていかれるのかをお聞きしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

まず、サトウキビ生産においては、近年、生産農家の高齢化、労力不足とともに、植えつけ管理、収穫作業において、約30年余りの間、急速に機械化が進んできたと思います。そのものとしては、1戸当たり平均生産面積規模が、30年前まで約1ヘクタールだったものが現在は1.3。ということは、1戸当たりの面積がふえて農家戸数は減っている。大規模化になったんですけど、生産、栽培農家は減っているという現状があります。

小規模農家においては、労力不足であるとともに機械の導入が図れず、管理作業は行き届かないことで生産量が減少してしまっている現状があります。そういったことも含め、今後の予定ですが、令和2年度さとうきび生産対策本部において、営農集団や機械所有の担い手農家等を作業委託先とした作業受委託調整センターを本部に設置する計画であります。現在、センターの規約を策定中で、6月に設立、7月運用開始を計画しています。これにより、サトウキビの適期管理作業は円滑化し、生産量の安定につながればと思っているところであります。

以上です。

#### ○1番（植木厚吉君）

このような受委託組織が確立し、機能し、運用できるということは、本当に農家さんにとっては大変ありがたいことだと思いますし、単収向上に直結するものではないかなと思うところでもあります。

その運営団体の中でも、先ほどありましたけど、そういう営農団体とか、また徳之島の場合は、そのサトウキビに関連しまして、さとうきび輸送組合とかありますけども、そういった関連する事業者にも、後々ですが、そういう組織の一部を担ってもらうような計画等も、計画のうちとして可能なかどうかをお伺いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

営農集団のほうは、この受委託調整センターのほうから恐らく委託されることに、連絡をとりながらやっていくことになると思います。

輸送組合等については、先日、企画会があった中でも、輸送組合のほうから話が出てきたのが、もう二、三十年前のトラックがまだいまだにやっけていて部品も調達できないと、これから先はキビも運べなくなるぞと、何とか市町村の考えながら、ちょっといろんな意味で方法を見つけてくれないかなという相談を受けておりました。何年か前に1度相談されたそういった話もありましたが、そのときは全くなかなか対象事業とか導入の入れかえとか方策が見つからず、このまま進んでいるということでもあります。

しかしながら、サトウキビ運搬車は1年に使う期間が限られており、また、恐らくある意味での特殊車両として車検を受けていると思います。ですから、そこら辺を鑑みながら、今後、少しでもいいから、そういった事業等を見つける方法で、また今まで農業サイドではそういうふうな話は恐らく検討されていたのかなというふうにも懸念もされるんですけども、やはり何かこういった問題があれば、今後キビをつくっても、運搬する車が、トラック等がないとなれば、それこそキビをつくる人がいなくなるというふうな話になってきますので、主幹作物であるキビを、これはぜひ続けていく意味でも、いろんな意味で検討していかなきゃいけないかなと思っておりますし、ましてやサトウキビを、ある意味、サトウキビ主幹作物であるんですが、園芸サイドからしたら、またある程度、輪作体系の収量を上げる意味でのクリーン作物としての位置づけも以前からは取り上げ、園芸サイドのほうでは考えておられるので、恐らく地元、花徳出身の植木議員のほうではたびたび見られたと思うんですけども、10年、20年前には、サトイモの団地が真ん中に集まったり、散らばったり、これは恐らく輪作体系の流れで、都会でいうとブロックローテーションみたいな感じでやっていた気がありますので、やはり収量を上げるためには、農家がそこまで独自で考えながら単収を上げていくというふうな方法を持っていく意味にも、サトウキビを残していく意味で、いろんな要望をしていきたいと考えております。

以上です。

## ○1番（植木厚吉君）

輸送組合の件もなんですけども、サトウキビを運ばれる方々も、要は年末から3月、4月までしか短期的に、表現は悪いかもしれませんが、季節的な労働しかない、従事者もそのときのみ従事をして、ほかの期間はほかの仕事につくという、今までは成り立っていたような業界ですけども、本当に運転手も皆さんともども高齢化していますし、車両ともども高齢化していますし、価格は据え置きですけども、車両価格もろもろの経費は2倍、3倍になってきていますので、なかなか更新もできないと、そのような業界等々、やはりこういった事業を連携することによって、年間雇用が生まれたりとか、1年中従事して雇用の安定につながっていく

ものではないかなと思うところでもあります。そのような観点でも、ぜひ検討の一つとしてお願いしたいところでもあります。

この単収向上ということが、もう一つの側面がありまして、国に対しましてサトウキビの価格交渉を行うときに、やはり単収が低いと、単収をもっと上げて、もっといわゆる自分たちでもう少し努力をなささいというような捉え方もされているということも聞きます。やはりそういうことを十分に行った上で、価格交渉も行い、サトウキビが若い世代にも魅力的な作物であるような、そういうような位置づけになれるように、本当に今の現状では、キビ以外ではなかなかこの広大な農地を担保する作物は今のところありませんので、そういった意味でも、国土の保全という意味でも重要な作物だとは思いますが。この辺、何か町長、見解をいただければ。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、植木議員のおっしゃるとおりでありまして、サトウキビにかわるこの大規模な農地を保全していくためには、今、代替作物が見つからない状況ではあるんですが、今後、補助事業については、交付金単価の増額等を要望していきたいというふうに思っておりますが、その際の理論づけであったり、農地保全からのその補助事業のあり方というものをやはり構築していかなければいけないと、ハードルは高いですが、サトウキビの交付金についての増額の要望をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

そのキビに関してなんですけど、令和2年度には新たな対策として、町長と相談して、種苗対策、以前のサトウキビ生産に戻って、やはり自家苗の優良苗の確保を自分でしていただくというふうな対策を、今回、令和2年度の予算で新たに組んでありますので、御審議の上で、詳細についてはまたそちらのほうで説明していきたいと思っておりますので、新たな予算として組み上げてやっていきたいと思っております。

#### ○1番（植木厚吉君）

これは本当にざっとした単純計算でありますけども、今の耕地面積から計算しますと、ざっと1万トンふえれば7億円近い増収、現金収入がふえると、2万トンふえれば14億円と、本当に経済に直結するものだと考えます。この価格交渉については、今、天城町と伊仙町のほうで賃上げ交渉の署名運動など始まっていますので、徳之島町のほうもそういった運動を活用しながら、国のほうにもしっかりと議会としても取り組んでいけたらなと思うところでもあります。

次に、このサトウキビばかりではございませんけども、農作物の収益向上に関しては、現在進めております畑かん設備は必要不可欠ではありますが、加入率がいまだに低い状況であります。このままの状態で推移をすれば、事業完了予定の令和5年度までには当初の目標の加入率に達しない可能性もあるのではないかと懸念されます。

今後、安定的な運用を目指していくには、国営畑かんの受益面積、受益農家数を確保しなけ

ればならないと考えますけども、そのような観点から、今後もし当初の3,400ヘクタール余りの受益面積の確保が見込めなくなった場合、国営以外の水利組合等との併合等も必要になってくるのではないかと考えます。この件に関しては、耕地課長の見解を伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

徳之島ダムを水源といたします畑地かんがい面積は、既存のかんがい施設地区を除いた徳之島3町合わせて3,451ヘクタールの農地を対象に計画されています。

基本的には、既存のかんがい施設の地区、また新たに畑総を開始した地区などの取り込みは難しいかと思えます。基本的に、その3,451ヘクタールを対象とした補助事業で国が行っている国営事業のため、すぐの併合とかは難しいと思えますが、年月がたちまして計画の見直し等、先ほど植木議員からもありましたが、加入率がその100%には到達しないことも考えられますので、そういうことを鑑みて、既存の水利組合の併合とか、また新たに畑総事業で開発した農地等の取り組みについて見直す機会がありましたら、町としても国県のほうに要望を出して取り込むような方向で進言をしていきたいと考えております。

また、今、話に出ました既存のかんがい地区なんですが、神嶺地区、花徳地区、母間地区等々、整備してからかなり年月がたちますので、末端施設がやっぱりかなり老朽化をしております。その改修事業を町としても行いたいのですが、これも畑総事業での改修となりますので、受益者の施工同意等がまた必要になってきます。神嶺地区等々は長年たったせいなんですが、現在、その水を利用している方がどの方なのかとわからない状況にもなっているところではあるんです。その事業を行うためには、どうしても施工同意が必要になりますので、これからまた各水管理組合の方々とも協力しながら、その末端施設の改修に向けて進んでいこうと思っておりますので、協力をお願いしたいと思います。

それと畑かんの同意率向上につきましては、既存の畑かん施設推進協議会があるんですが、営農推進本部、各関係団体ともども協力をお願いしまして推進していこうと考えておりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

○1番（植木厚吉君）

これは以前の質問でも一度取り上げたんですけども、現在のその3,451ヘクタールに対しての、令和元年度、現在の進捗率といいますか、賦課面積等がもし今情報があれば、去年度での情報でも構いませんし、その面積と、最終的に本当は100%を目指したいところでありまして、おおよそ見解で構いませんので、おおよそどのぐらいは最低はないとという運営可能な割合等がわかれば見せてください。

○耕地課長（福 旭君）

各議会ごとに、一応徳之島町の同意率をまとめてあるんですが、2月末現在で34.7%同意を

いただいているところでもあります。これは徳之島町に関してです。

それと、どれぐらいの方が賛同すると運営できるかという話なのですが、基本は100%であります。ですが、最低でも80%程度の加入がないと、徳之島用水単独での運営というのは厳しいのかなと考えております。

現在も、今、説明したとおり三十何%同意いただいている状況なので、徳之島3町から土地改良区に対して運営補助金という形でお金を拠出して運営をしていただいておりますので、農家の方々が賛同して同意していただくと、そのただいま運営補助金を出している金も出さなくて、徳之島用水土地改良区だけで運営ができる形となりますので、私たちも畑かん同意について推進してまいります。皆様にもまた、知人の方がいらっしゃいましたら、畑かんへの同意の推進をお願いしたいと思っております。

以上です。

### ○1番（植木厚吉君）

現在おおよそ35%程度の加入率ということであるそうですけども、令和5年度まで本当にもう急ピッチといわれるぐらいの速度でないと、なかなか難しいのではないかなと思うところがあります。

我々議会としましても、特に富田議員を中心としまして、畑かんの推進ということで一生懸命取り組まさせていただいているところでもありますけども、これが本日の質問の本丸でありますけども、畑かんを推進するに当たって、今現在、きのう是枝議員も取り上げられていたけども、徳之島用水の事業が畑かんの根幹、中心となる施設でありますけども、話の流れで細かい内容を把握されていない方も多いためと思われまますので、多少、推移等を話させていただきたいと思っております。

現在、徳之島ダムには、ダムの放流水を利用した小水力発電所が設備をされており、その水力発電によって売電行為を行い、ダムの維持管理、また修繕等の費用として充てられているところでもあります。

昨年4月にその発電設備がトラブルを起こし、稼働後1年半足らずで故障してしまい、その修繕費として5,000万円を超える修理費をメーカーのほうから提示をされている状況であります。保証期間というものが1年しかないため、保証での修理はできないということと、またその当該の機械に掲示をしてあるメンテナンスの要項がされていないということも理由に、メーカーとしての過失は一切なく、修繕費の負担をこちらのほうに、今、打診をされているところでもありますけども、その中で、昨日1月30日に3町合同での説明会があり、またその中で不明な点もございましたので、2月10日に改めて徳之島町議会のほうでも説明会を開いていただきました。しかしながら、その説明会の中でも、こちらの見解ですけども、メーカー側の一方的な説明を押しつけるような格好になっており、こちら側からもいろんな質疑、疑義等を上げま

したけども、いまだ明確な返答をいただいている状況ではありません。

この水利事業の運営経費は、町の負担ももちろんですけども、先ほど話しました農家の賦課金というのが一番の根幹となっております。このようなサトウキビの件を先ほど話しましたのも、本当に農家さんというのは薄利の中で、こういう水代金とかも払っている中で、こういう数千万円規模の赤字を出しているのはいかなものかと思うところで、こういう取り上げを今しているんですけども、我々行政側も、そういうのにかかわる生産農家さんのほうも十分に納得した上で、このような件は解決に導くべきことだろうと思います。また情報を十分に精査した上で、今後の対応もしなければならぬと思うところであります。

この一連の経緯の中で、まずメーカーが、メーカーの過失がないというふうに至った経緯には、担当職員の方が過失を認め訓告を受けたという話を、我々も聞いておりますけども、この行政の中で訓告というのはどういった処分になるのか、またきちんとヒアリング等もせずにそういう処分等がされるものなのか、見解を伺いたいと思います。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

訓告といいますのは、分限、懲戒処分の一つでございまして、下のほうから、口頭による注意、それから文書による注意、そして訓告というふうになりますので、その上になりますと、懲戒の要するに減給であったり、そして停職であったりしますので、軽いですけど、かなり重いほうではあるというような段階になります。

以上です。

#### ○1番（植木厚吉君）

実際に私もその訓告というものをまだ受けたことがありませんので、どういったものかはわかりませんが、これは、減給やら実際的な処分という前に、想像の域ではありますけども、精神的な大変重いものではないかなと想像せざるを得ません。

その訓告を受けるに関して、先ほどからも説明にありますけども、ふだんのメンテナンスの中で、メンテナンスを怠ったという見解からの訓告を受け、町側に瑕疵があるとの流れでありますけども、取り扱いを、説明をきちんと受けたという説明で聞いております。その中で、理事会のほうでもこういう一連のトラブルの報告等があったと思いますけども、理事会の中におられる町長、どのような説明を受けたのか、その際に、内容がわかれば教えてください。

#### ○町長（高岡秀規君）

まずポンプの修理が必要になったということと、今議員がおっしゃるように、グリースのメンテナンスが通常どおり行われていなかったがために修理が発生をし、主軸の修理等も含めて、一番多く見積もって4,700万円ぐらいの修理費がかかるということの説明を受けましたので、それによって、原因がグリースのメンテナンスが全て原因であったと、その原因についての

メーカー側の説明は、担当のほうからあったという話で説明を受けました。

○1番（植木厚吉君）

実はこの経緯の中で、私も全然この話は存じ上げていなかったんですけども、町長とのふとした会話の中から、徳之島用水のダムが機械がトラブルがあったようだと、うちも機械を扱う仕事もしておりますので、何か少しおかしいと思うんだけどという、官的なものですけども、少し調べてみてはくれないかということで、私も最初はそのような職員のいわゆる手抜きがあつてのものなのかなという頭で、ちょっと現場のほうに訪ねていきまして、いろいろ話を聞かせていただきました。

ところが、現場を見て、いろんな話を聞いていくうちに、どうも当初の見解と現場の担当者が話すこととの矛盾点といいますか、つじつまが合わないところがたくさん出てきましたので、いろんな話をヒアリングして事態を調べていたところなんですけども、その流れで、これはあくまでも私個人の見解ですけども、十分に説明を受けたという流れがどうも腑に落ちないというところがあります。

ここでちょっと、課長さんの中でも唯一眼鏡をされていない茂岡課長、よろしいですか、質問ですけども。この印刷物、見えますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

見えません。（笑声）

○1番（植木厚吉君）

視力は、いいほうですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

一応、今のところ0.7はあると思います。

○1番（植木厚吉君）

これがおおよそ原寸大なんですけども、メーカーが提示をしたその機械に張りつけてある取り扱い説明書ということです。ヒアリングしたところ、メーカーが行った取り扱いの説明というのは、このようなファイルが4冊ほどと、こういう説明板が機械についています、それを見てくださいというのが説明であつたらしいです。

課長、ちなみにこの本とこれだけで理解できますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

一応、見せてもらわないとわからないんですけど、理解は難しいと思います。

○1番（植木厚吉君）

このようなところをメーカーさんは、説明をしました、あそこについているから見てください、ファイルもそこに置いてありますから見てください、これが果たして説明と言えるのかどうなのか、私の見解としては、そのような説明は全くもって説明ではないと、あくまでも個人

的な見解ではありますけども、とられて仕方ないところであります。

そのような観点から、やはり先ほど話しましたその職員の訓告というものが妥当であったのかということも非常に懸念を持っているところであります。

まず、改めてそういう実際にどういうことがあったのか、きちんとヒアリングをした上で、ゼロベースで、一旦外せるものなら訓告というものを解除していただいて、きちんとそういうヒアリングを行った上で責任の所在をはっきりさせるべきではないかと思うところでありますけども、その辺の見解はどうですか。

#### ○町長（高岡秀規君）

実は私も当初そういうふうを考えて、疑義を少し感じたところでありまして、当然、訓告というのは口頭での文書等での叱咤ですから、実質的には損害はないにしても、議員がおっしゃるように精神的な負担を、生真面目な人は自分が怠ったがおかげで4,000万円もの修理費がかかってしまったというその精神的なストレスを考えますと、今、働き方改革の中で精神的なストレスというのは重要課題でもありますから、上司としてしっかりと原因追及をして、本当にそのメンテナンスを怠っただけが原因でこのような事態が生じたのかということをしかりと理事会でも説明をしてほしかったということと、これからは調査をして、本当に今の処分の仕方が、そしてまた理事会での懲戒のあり方が正しかったのかどうかを精査するために、調査ということが必要であるというふうに感じていたところであります。

#### ○1番（植木厚吉君）

これはその修理の過失の折りどころを決めるのに重要なところであります。たかだかこのような程度のその説明文によって、ここには実際グリースの入れ方とかそういう時間的なものは書いてあるんですけども、正直これは少し拡大してありますので、もう少し小さいです。自分も少し老眼が入ってきましたので、現場に行っても少し見づらいなと思うぐらい小さい板でした。

果たして本当、このような板がそこに張ってあるから、説明書をわたしましたから、これが説明であるかどうかというのは、私は非常に疑問に思っております。多分一般的な感覚でも、それが説明であったと断言するには非常に曖昧なものではないかなと感じるところであります。

まず、その流れで、売電収入が絡みますので、一向に早く、一時でも早く修繕して稼働させたいという気持ちは非常によくわかりますけども、それとその高額な修繕費用を丸々うのみにするというのは違う話だと思しますので、そういう流れから、これはすんなりいってはいけないものだろうということで、先日からは枝先輩と2人で何回も事務所に通いまして、ヒアリングしたり、現場を見せていただいたりする中で、いよいよこれはきちんと精査するべきではないかと考えに至ったところであります。

このような案件といたしますか、メーカーの独占的な仕事でメーカーの言いなりにならざるを

得ないという案件は、こういう農水の件に限らずいろんな課でもあるのではないかなと思うところでありまして、役場の職員の方々も、それぞれの専門分野でなかったりすると、なかなかこういった案件は深く突っ込めないところでもあるのかなと思うところではありますけれども、今回の件に関しましては、今のままの状況では通すべきではないと思うところでありまして、これを議会の中でも、できるのであれば検証委員会などを設けて、しっかり精査してメーカーと取り合っていく必要があるのではないかなと思っております。

先ほども上げましたけれども、質疑の中で数点いろんな疑義やら質疑も上げております。いまだ返事も来ておりません。これは、はっきり言って、議会の軽視、行政の軽視ではないかなと本当に憤慨しているところでありまして。このようなことがまかり通ってはいけないと非常に強く思うところでありまして。そのようなことから、早急に解決を目指すべきではありますけれども、早急に事実を検証していくべきだと思いますので、皆様方の協力を得ながら究明に当たって取り組んでいきたいと思っております。

本日の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月9日、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでございました。

散 会 午後 5時50分

# 令和2年第1回徳之島町議会定例会

第3日

令和2年3月9日



令和2年第1回徳之島町議会定例会会議録  
令和2年3月9日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

- 日程第 1 議案第 4号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第 5号 徳之島町出産祝金支給条例の制定について ……（町長提出）
- 日程第 3 議案第 6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第 7号 徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償条例の廃止について ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第 8号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第 9号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第10号 徳之島町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第11号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第12号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第13号 総合整備計画の一部変更について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第14号 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第15号 徳之島町町道の認定について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第16号 徳之島町町道の延長の変更について ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第17号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）について ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第18号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）
- 日程第16 議案第19号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）

- 日程第17 議案第20号 令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第18 議案第21号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）
- 日程第19 議案第22号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第20 議案第23号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第21 議案第24号 令和2年度一般会計歳入歳出予算について ……（町長提出）
- 日程第22 議案第25号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第23 議案第26号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第24 議案第27号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第25 議案第28号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第26 議案第29号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第27 議案第30号 令和2年度水道事業会計歳入歳出予算について ……………（町長提出）
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について ……………（町長提出）
- 日程第29 議員派遣の件
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主 幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

まず初めに、町長のほうから修正についての説明があります。よろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

令和2年第1回の臨時議会においての訂正でございます。

提案理由の訂正、令和2年第1回臨時会に提出いたしました議案第2号工事請負契約の締結についての提案理由の説明において、指名業者名を誤って「理水化学株式会社、株式会社モーターテック、水道機工株式会社、前澤工業株式会社、株式会社九電工奄美営業所、メタウォーター株式会社、株式会社営繕社」の7社と申し上げました。正しくは「株式会社明興テクノス、株式会社南電工、株式会社南九州電設、株式会社親和電機、株式会社九電工奄美営業所、親栄電設株式会社、株式会社営繕社」7社であります。訂正しておわび申し上げます。

△ 日程第1 議案第4号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第4号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第4号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町長・副町長及び教育長の給料月額を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第5号 徳之島町出産祝金支給条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第5号、徳之島町出産祝金支給条例の制定についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第5号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町出産祝金条例の制定について議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町における少子化対策と定住促進対策の一つとして、新たに出産祝金条例を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

町内のお父さん、お母さん方が大変喜ばれると思いますが、幾つか確認させていただきます。

2条の出産の日の1年前から住所を有している者で、引き続き6カ月以上定住することが見込まれる者に支給するとありますが、これらと例えれば、ことしの4月から異動で、学校の先生方等、転勤でこちらに来られる場合に、妊娠6カ月であるとかいうようなときに来た場合には、対象に含まれない状況も出てくると思うんですが、そういう状況だと理解していいのか。伊仙町、天城町と比べて、これについてはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

それから、第4条の、町長に申請しなければならないとありますが、あらかじめ、こういうものがあるということの案内等もされるようになっているのか。

2つお尋ねいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

ことしの4月に転入された方は対象にならないと、来年4月以降じゃないと対象にならないということです。他の2町と比べると、天城町と比べると、この条件というか、このところは徳之島町のほうが短くなっているような状況です。

あとこの出産祝金等は、町民の方に知らしめるためには、広報等を活用して知らしめたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質問ありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

天城町に比べると、1年というのは短いと、向こうのほうがもうちょっと長いということかと思いますが、それでいいのか。あと伊仙町と比べたらどうか、わからないでしょうか。

そして、3条の1子から5子までの、この金額についても、伊仙、天城と比べて、わかっていたら教えてください。

○介護福祉課長（豊島英司君）

伊仙町はちょっとわからないですけど、天城とすれば長いということと、金額に関しては、伊仙町、天城町よりも多くなっております。多分、第1子が5万だったかと思いますが、徳之島町のほうが額的には高くなっているような状況です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

2条ですよ、出産の日の1年前からということですね。もし転勤でもしてきて徳之島町に入った場合、普通、妊娠月は10カ月と言いますが、こういう人は徳之島町に来てから妊娠した人でも、1年以上たたなければならぬということでしょうか。

それと、6カ月以上定住することが見込まれる。もし6カ月以内に異動した場合は、その金を返してもらえますか、それとも、そのままあげるわけでしょうか。

それと、3条ですよ、大体的見込み、第1子が何名、第2子が何名、3子が何名、その内訳はやってあるのでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

1年前からということで、先ほども言ったんですけど、4月に来られて、その間、妊娠されて来られても対象にはならないということで、一応、これ出産祝金というだけじゃなくて、定住ということも目的にしていますので、徳之島に住んでいただけるという条件をつけた形でこういうことになっております。

あと祝金につきましては、また予算審議のほうでよろしいでしょうか。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、徳之島町出産祝金支給条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第6号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員が関係条例の対象職員になることによる改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第4 議案第7号 徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償 条例の廃止について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第7号、徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第7号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償条例の廃止について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方公務員法の改正に伴い、駐在員が非常勤の職から個人委託者に変更することにより、徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償条例を廃止するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、徳之島町嘱託駐在員報酬及び費用弁償条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第5 議案第8号 徳之島町課設置条例の一部を改正する 条例について

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第8号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第8号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町上水道事業と簡易水道事業の統合による改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第9号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部  
を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第9号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第9号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員へ移行される職種の削除と新たに特別職非常勤職員として任用する職種の追加及び報酬額変更によるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第10号 徳之島町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第10号、徳之島町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第10号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、支給基準日を3月1日と9月1日から9月1日に改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

3月1日というのがなくなるわけですが、これによって対象者の人数と、どういうふうな変化があるのか、お尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

人数に関しましては、特段変更はないものかと思えます。いろいろ国、県との敬老の表彰とか、そういうのも9月に行われているということで、それに合わせて支給したほうがよろしいのかと。あと御家族のほうでも、年2回はやっぱりちょっといろいろ段取り等大変だということで、1回にしてもらえないかというお話もありました。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○11番（広田 勉君）

ずっと以前から、この2回に分けるやつを1回にしてほしいと、ずっと要望してきておるんですけど、その要望どおりになったと、1回支給ということで受け取ってよろしいですね。

それともう一つは、9月1日を一応基準として支給するということですけども、基準としては構いませんけれども、支給日というのは大体どれぐらいを見ているのか。例えば、1月内とか、1週間内とか。例えば、100歳の誕生がありますよね。100歳の誕生日を迎えたら1週間以

内にお祝い金を持っていくとか、1月以内に持っていくとか、そういった支給日もちょっと教えていただきたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

支給日というか、9月に老人週間という、今まで敬老の日を中心に、100歳到達の国から賞状とお祝いの品とか、県からのそういうものをやっておりますので、敬老の日を前後して例年行っておりますので、一応その敬老の日、敬老週間、その前後で支給したいと思っております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、徳之島町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第11号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第11号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第11号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議会の議決を

求める件であります。

内容は、民法改正に伴い、文言の修正や限度額の設定等を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第12号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第12号、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第12号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、トレーニング室の空調設備の整備に伴い、中高生及び一般の利用料をそれぞれ100円増額するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第10 議案第13号 総合整備計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第13号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第13号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、辺地総合整備計画の中で、計画書の本文、各事業の事業量の変更及び1件の事業追加に伴い、事業費を変更するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、可決されました。

△ 日程第11 議案第14号 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第14号、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第14号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、過疎地域自立促進市町村計画の中で、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、2件の事業追加、各事業の事業費並びに事業年度の変更に伴い、計画書本文の文言を変更するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

変更の分で、ため池等整備事業となっておりますが、徳和瀬地区、これはどこの池でしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

創価学会の施設があると思うんですが、その裏の徳和瀬のため池となります。これの整備事業なんですけど、近年、大雨で都会においてため池が崩落すると、いろいろな災害が起こっておりますので、国のほうで重点ため池を決めて、今回、ハザードマップの作成ということでこの事業を採用しております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

今の徳和瀬のため池の関係は、以前から整備を要望していたと思うんですが、この内容として、今おっしゃった中身をどういうふうな形で整備されるのか、少し詳しく説明していただけないでしょうか。

それと、9ページの小児科医師の確保の事業が32年度に1年延びていると思いますが、これは1年延ばすことによって、地元の保護者の皆さん、子供さんにちょっと待っている状況があると思うので、どうなるのかなと思うんですが、この辺の影響はないでしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

徳和瀬ため池の整備計画なんですが、今のところ整備計画は考えていないところであります。国の事業で今回、流域の被害を想定するためのハザードマップの作成という補助事業がありましたので、県のほうから御指導いただいて、申請しているところです。これは国の事業となりまして、100%国が行う事業となります。

以上です。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

小児科医の件ですけれども、これについては、影響はないんですけれども、まだ3町のほうでどうするかという具体的な案が決まっていないので、3町でもう少し具体的に詰めてから執行する予定ではあります。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、可決されました。

△ 日程第12 議案第15号 徳之島町町道の認定について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第15号、徳之島町町道の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第15号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、町道の認定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町道路線見直しにより、新たに町道を認定するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、徳之島町町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、可決されました。

△ 日程第13 議案第16号 徳之島町町道の延長の変更について

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第16号、徳之島町町道の延長の変更について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第16号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、町道の延長の変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、道路改良に伴い、町道の延長を変更するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、徳之島町町道の延長の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、可決されました。

△ 日程第14 議案第17号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）について

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第17号、令和元年度一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第17号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度一般会計補正予算（第5号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,223万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,428万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町債 1 億3,380万円、県支出金 1 億979万9,000円、寄附金7,010万9,000円、国庫支出金6,364万7,000円、地方消費税交付金3,031万4,000円などの増額、繰入金7,070万5,000円、地方特例交付金650万円の減額などであります。

歳出の主な内容は、教育費 2 億6,180万2,000円、総務費 1 億317万2,000円、農林水産業費 8,540万円、民生費1,455万1,000円などの増額、土木費 1 億1,445万5,000円、衛生費1,105万2,000円、災害復旧費48万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましても、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

#### ○9番（幸 千恵子君）

あらかじめ出してあると思いますが、まず歳入の4ページ、一番下の墓地永代使用料の金額、内訳等についてお尋ねします。

次、5ページ、款13項2目4節2社会資本整備交付金の減額、内訳をお尋ねします。

6ページ、款14項2目4産地パワーアップ事業補助金の内訳、お尋ねいたします。

7ページ、款16項1ふるさと思いやり基金・寄附金の内訳をお尋ねいたします。

9ページ、款20の目10、1億6,650万円増の内訳、お尋ねします。

次、歳出11ページ、目7の積立金合計額はどうか、お尋ねします。

12ページ、目24節8、減額になっていますが、内訳をお尋ねします。

13ページ、目30、庁舎建設の関係ですが、節12目の測量手数料の30万、内訳をお尋ねします。

17ページ、款3項1節28の減額になっていますが、この内訳、お尋ねします。

18ページ、目4節20、この内訳をお尋ねします。

それから、19ページ、節23、内訳をお尋ねします。

20ページ、目5節19、ネコ対策の関係、減額になっていますが、内訳をお尋ねします。

21ページ、目11節7と節8の内訳、お尋ねします。

それから、22ページ、目5節19、内訳、お尋ねします。

23ページ、目9の節19、目12の節19、目16の節19、目21の節1、それぞれ内訳をお尋ねします。

24ページ、目23美農里館関係ですが、節7、節12の内訳をお尋ねします。

25ページ、目27節13の内訳と地籍調査の進捗状況もお尋ねいたします。

26ページ、目5節14、内訳、目7節14、15、内訳。

27ページ、目2の節13、15、内訳、そして19の内訳、お尋ねします。

28ページ、目4節11、ヘリポートの今年度の活用状況とか、あとはヘリポート全体の中で、

へりポート以外の利用状況等をお尋ねします。

29ページ、目13の節15、内訳、お尋ねします。

30ページ、目26節13、それと目1の節7、内訳。

32ページ、款10項4目1節7の内訳をお尋ねします。

1回目、以上お願いいたします。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

歳入のページ4ページでございます。使用料のうち使用料の衛生使用料、こちらは2区画の墓地の永代使用料でございます。70区画ございますが、68区画が埋まっています、2区画が埋まったことによって全区画が利用されるという状況でございます。

以上です。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

5ページ、13、2の4、2社会資本整備交付金の減額の件です。これは公営住宅の補助金なんですけど、今年度当初予算にて花徳2団地新築工事、木造平屋建て3棟6戸、外構等を総国費対象額1億3,674万6,000円、社会資本整備交付金6,122万円を要望しておりましたが、今年度の内示が6,100万に対して3,268万6,000円と要望率が53.39%、約半額でした。それに伴い、花徳団地新築工事3棟6戸を1棟2戸に変更し、今回、交付金が2,344万1,000円と最終決定し、尾母2団地、決定しました。また、尾母2団地については、鉄筋コンクリート2階建て1棟2戸、外構工事等を総国費対象5,055万2,000円、社会資本整備交付金2,527万6,000円を要望しておりましたが、今年度の内示額は2,281万6,000円、要望率として90.27%、ほぼ満額配当であったため、事業の変更はなく実施しております。

以上のことから、当初予算社会資本整備交付金、要望額8,649万6,000円から花徳第二団地新築工事2,344万1,000円、尾母2団地新築工事2,286万1,000円を差し引き、4,023万9,000円の減額を計上いたしました。要するに、規模が減少して補助金も少なくなって、その分をお返ししますということです。

続きまして、25ページ、目27、13地籍調査の件です。この事業につきましても、当初要望額より今年度要望額が少なくなったということでございます。当初要望額は4,076万2,000円であったが、今年度につきましては3,525万円、86%、24%の減額であったと。それに対して、委託料に関しましては、また削減で設計いたしまして、それに入札残を足した額が、この減額の398万3,000円となったということでございます。現在の進捗状況につきましては、18.8%となっております。約19%でございます。

以上です。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

歳入6ページ、産地パワーアップ事業補助金につきましては、内容のほうは園芸の機械リース、キャベツ乗用型収穫機と管理機が1台で、事業費のほうが1,361万2,150円、補助金のほうが545万4,000円となっております。また、灯油のほうがサトウキビの関係で、南西糖業の事業になるんですけれども、事業費が1億3,189万に対し、補助金が7,194万というふうになっております。

歳出は後でよろしいですか。

#### ○企画課長（政田正武君）

ページ7ページ、款16項1ふるさと思いやり基金の7,000万の件でございます。7,000万につきましては、今年度の末までの目標額として計上してございます。内訳としましては、特産品の開発、高齢者・障害者の健康増進、環境保全、伝統文化保存・継承、教育・文化・スポーツ、観光、定住促進、その他町長が認めたものの7項目の中に、寄附者様が選んで寄附していただきますので、内訳としましては、3月の実績でしか出てきません。

以上です。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

歳入の9ページの款20の目10の3の教育債費ですけど、これは一応補助事業に伴う補正予算債で、ここに書いてあります公立学校等空調設備整備事業債が1億2,330万円と公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債が4,320万となります。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

11ページ、目の7の庁舎整備基金の積立金でございますが、今年度末で残高が5億179万4,000円となります。

それから、13ページ、庁舎整備事業費の目30の12役務費手数料、庁舎敷地測量手数料でございますが、これは現在、庁舎、この敷地内の正確な測量図がないということで、これに対する測量に伴うものの手数料でございます。

#### ○企画課長（政田正武君）

ページ12ページ、款2項1ふるさと納税、報償費の減額分でございます。この減額分に関しましては、報償物品は送料を含めた返礼品にかかるものです。当初、寄附額の55%で計上いたしておりましたけれども、実質44%から45%ですので、その分の不用額を減額してございます。

以上です。

#### ○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

17ページ、一番最後の行ですね、国保出産・育児金繰出金について、当初20人を予定しておりましたが、実績として今の10人で、残り6名分として4名減した分です。

以上です。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

18ページ、民生費、20扶助費なんですけど、障害者の関係で、障害介護普及事業費ということで500万円、あと障害者日常生活用具の事業ということで40万円、あと重度障害者旅費助成ということで20万円と、障害児支援給付費ということで500万円、障害者の移動支援事業で160万円、あと障害者補装具給付費ということで180万円となっております。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

次のページの20ページでございます。衛生費の保健衛生費、5の環境衛生費の19、3町ネコ対策協議会の負担金でございます。こちらは、当初2名での捕獲作業を予定していましたが、1名で行っておりまして、減額でございます。あと、それに伴う共済費と社会保険料、雇用保険料、労災保険料等で350万減額してございます。

以上でございます。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

済みません、19ページ、3の2の1の23、償還金関係ですが、これが子ども・子育て支援交付金ということで、学童とか延長保育の関係の国庫の還付金が142万9,000円、あと子ども・子育て支援体制整備推進事業費、これは支援員研修ということで、これの国庫の返還金が8万6,000円、あと子供のための教育・保育給付費国庫返還金、これが保育所の委託費ということで481万1,000円で、同じく県の償還金、これも保育所委託費で202万5,000円となっております。

#### ○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

ページ21ページ、目11妊娠・出産包括支援事業費、賃金等8の報償費ですが、これについては、事業実施予定でしたが、事業が実施されず落したものであります。

以上です。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

歳出、ページ22ページ、目5の19、畜産基盤再編総合整備事業、これにつきましては、本年度予定していたものが次年度へ繰り越し事業というふうな形で延期になったため、減額になっております。既に事業の飼料畑造成に関しましては、合計で2.5ヘクタールの飼料畑造成を行っております。

ページ23ページ、目9の19、環境保全型農業推進費につきましては、農家申請数の減少による事業費の減であります。堆肥の申し込み数が少なかったということでもあります。

目12の19、農業次世代人材投資事業補助金、当初計画見込みであったものに対し、2名申請

農家該当者がいなかったことと、継続従業者の1名が結婚等により受給停止・中止を余儀なくされたということで、減額となっております。

目16の19、産地パワーアップ事業、これは先ほどの歳入のほうでも御説明いたしましたけども、当初計画していた圧搾発電施設の事業が、施設内の現在の工場の運営の状況で困難になったため、初期計画している令和3年、4年を前倒しですることに伴う補正予算、また園芸等の事業と最終的な上げ下げで事業費の増額となっております。

6、1、21、ページ23ページの営農研修センター管理運営費につきましては、営農研修センター施設長が、施設の開始自体が8月になったことと、また施設長の体調不良等も伴って、各項目、減額修正になり、また作業員の賃金につきましては、研修生のインフルエンザ等によって作業ができなかったということで、出欠・出勤が少なくなって減額修正となっております。

以上です。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳出24ページ、6の1の23の7賃金ですが、最初14名で募集をかけておりましたけども、12名からスタートし、今現在11名になっておりますので、そのため減額をしております。

12役務費ですが、通信運搬費、この減額の理由として、ふるさと納税のほうは増加をしているんですが、発送がこちらの予想より少なかったということで、通信費が落してあります。

手数料、これもお中元用ゼリー試作手数料ということで、今回、外注を行うということで、ゼリーの、その試作品の手数料、約、種類から言わせれば、種類1万本ほどやりますので、うちのほうではちょっと難しいということで外注に、そのための試作料です。

棒状標準温度計校正手数料に関しましては、温度計がたまにずれが生じるのがありますので、標準に検査を、温度に合わせるための検査です。

食品規格検査手数料がありますけども、これはジェラートの乳脂肪分等の定期的な、定期的というか、検査を行って、表示のしっかりしたのを打ち出すということで、現在の確認をするということで、検査に出すためのものです。

26ページ、7の1の5の14重機借り上げですが、これは井之川公民館のトイレのほうを撤去いたしましたして、今度、井之川の拠点施設整備を行うということで、その費用で上げております。

7の1の7の14重機借り上げ充用、これは工事請負費から重機の借り上げの組み替えを行っております。これは現在のなごみの岬公園の下のほうにありますけども、シャワー室を、これがちょっと今、使用できない状態ですので、そちらのほうを壊すということで、組み替えを行っております。

以上です。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

先ほどのページ23ページ、農業次世代投資事業費に関してなんですけども、当初見込みの「2名」の該当者がいなかったと言いましたがこれは「3名」いなかったということですので、訂正をお願いいたします。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

歳出の29ページですけど、目13の学校空調機整備事業費の工事費なんですけど、これは町内の幼・小・中学校の普通教室へのクーラー設置を行うものであります。

続きまして、次のページ30ページの目26の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費の委託料なんですけど、これは小中学校に高速大容量の通信ネットワークの整備、校内LANを整備して、電子キャビネットの整備を行うものであります。

続きまして、30ページの目1の学校管理費の7賃金なんですけど、これは欠員が生じたため、求人等で募集をかけたんですが、募集は集まらず、減額となっています。

続きまして、32ページの目1の幼稚園費の7賃金なんですけど、これも最初、産休代替教師が当初見つからず、再任用職員が臨時職員と一緒に兼務して出勤してもらったりしたんですけれど、あと扶養の範囲内で勤務する職員になったため、日数が減って減額となっています。

以上です。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

27ページ、目2、13、15の内訳及び19の内訳です。先ほど公営住宅でお話ししましたけど、予算は補助金が少なくなったおかげで規模を縮小したということで、入札が終わった時点で、当初予算2億2,648万5,000円から花徳第二団地新築工事3,718万円、電気設備工事556万700円、機械設備工事525万8,000円、外構工事614万9,000円、大当住宅トイレ水洗化工事764万5,000円、尾母団地2団地新築工事5,850万300円を差し引き、1,669万5,000円の減額となっております。

続きまして、空き家セーフティネット住宅改修工事の減額になった理由なんですけど、これは今年度から新規事業として社会資本整備交付金、住宅確保要配慮者専用住宅改修事業として実施しております。1戸世帯のセーフティ住宅における補助金の限度額が200万円となっておりますが、今回1件でしたが、対象額が100万円でしたので、100万円の減額となっております。

以上です。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

28ページの目4、救急用ヘリコプター場外離着陸管理料、管理費でございますけども、実績でございます。平成30年度につきましては、まずドクターヘリ、奄美から36回、沖縄の浦添から3回、その他自衛隊ヘリ、これは夜間でございますけども、5回、都合44回。今年度でございますけども、ドクターヘリ、奄美から28回、沖縄の浦添のほうから3回、夜間自衛隊ヘリが

11回になっております。なお、これ以外といたしまして、ことし2回、昨年が1回、自衛隊の緊急ヘリポートの訓練のために飛来しております。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○9番（幸 千恵子君）

では、2回目の質問に行きたいと思います。

歳入の5ページ、社会資本整備交付金の減額の件ですが、花徳の予定の3棟6戸のうち、減ったということで、残りの2棟4戸については今後どうなるのか、お尋ねします。

歳出18ページですね、ちょっと確認してありませんが、障害者福祉費の関係で今回1,500万近く増額になっていますが、新年度にはこの増える分の状況を追加して予算化されているのか、その必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

19ページ、国庫返還金関係ですけど、これはなぜそうなるのかという理由のところをお尋ねしたいんですが、なぜ返還になるのかというところですね。

20ページのネコ対策の関係ですが、最近、地域のほうでノラネコのほうがふえているというふうにあります。ですが、作業員が1人になったということで、もう一人募集してふやしていく予定があるのか。そうでなければ、この対策ができないんじゃないかなと思いますので、それは予定があるのか。

あと歳入のほうに、奄美群島振興交付金として280万ほどが増額になっていますが、県の補助金だと思いますが、これとの関係ではどうなんでしょうか。

21ページの訪問型妊娠・出産の関係ですね、実施されなかったということですが、どういう事情で実施されなかったのか。実施したんだけど、量が減ったのか、どうなのか、その理由をお尋ねいたします。

次、23ページ、目12の補助金の減額ですね。3名該当者がいなかったということで、結婚によりというのもあったと思うんですが、その該当者がいなかったということの意味がよくわからないんですが、募集して応募がなかったのか、また、この1人減になったのは、結婚によりというのは、女性なのか、ちょっと事情をお尋ねしたいと思います。

24ページ、みのり館のところですが、14名募集したんだけど、現在11名だということですが、また募集をしていく予定はあるのか。その3名足りないというのか、必要な人数が確保で

きない事情等、報酬面だとか、何かあるのか、どう判断しているのか、お尋ねしたいと思いません。

それから、みのり館については、採算上はどうか、少し収支の関係と、どういうふうに見ているのか、みのり館の中の作業の関係ですね、平仮名のみのり館のほうの収支状況というのは、どうなんでしょうか。

25ページの地籍調査の関係ですけど、徳之島はたしか進捗率のほうで低いほうだったと思うんですが、18.8%ということで、去年減額になっていますので、ますます進まないと思うんですが、これについて、今後どういう予定で、延ばしていけるようなことが考えられているのか、お尋ねします。

28ページの一番上ですね、空き家セーフティネットの関係ですけど、これは空き家をリフォームして住めるような形にして貸し出すということかと思うんですが、空き家もこの対策を必要だと思うんですけど、今現在、住んでいるところの補助、住宅リフォーム助成制度等だと、町内の町民、多くの方が利用できる状況ですので、このところも利用がしやすいものにしていける状況があるのか、どういう予定になっているのか、伺います。

それから、ちょっと下のヘリポートの関係ですね。件数は伺いましたけれども、ヘリポート以外、例えば、漁協等の利用になった状況が何件あるのか、お尋ねします。

それから、29ページの一番下ですね、空調関係ですが、幼・小・中、普通教室ということで、町内の普通教室全体、これで全部埋まるのか、できるのかということをお尋ねします。

30ページ、この上のネットワークの関係も同じですね。小学校、中学校全体、これで全部できるのか。

それと、その下の教育費のところですが、募集したただけけれども、欠員状況ということですが、これについて、現場のところでは混乱はないのか、今後、募集して増えていく状況が見込めるのかどうか、お尋ねします。

それから、32ページの一番下の幼稚園教諭のところも、兼務してもらっていたりとか、日数も足りないための減額なんですけど、幼稚園教諭自体の人数、今後ちゃんと埋めていける状況がつかれるのか、お尋ねいたします。

2回目を終わります。

## ○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

花徳団地についてなんですけど、全体計画として4棟8戸を計画しております。一昨年度に1棟2戸を新築しまして、今年度、1棟2戸を終わる予定でございます。来年度は、当初予算で最後の2棟4戸を申請していますが、毎年、私の予想なんですけど、住宅交付金は半分しかもらえません。恐らく1棟になる予定です。

しかしながら、長寿明化計画で計画しておりますので、私の予想だと、来年は1棟、再来年1棟で完成を予定しております。

以上です。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

20ページのネコ対策協議会の負担金の減についてです。ノラネコを平成28年度からTNR事業を行って、年々減少傾向にあらうかなと思われます。今年度この1名で活動しておりますが、令和2年度では、今年度と同額程度に対策協議会のほうに予算要求をしています。2名での確保要員という形で予定はしております。

あと、済みません、歳入の6ページの14の目3衛生費県補助金ですが、280万2,000円、こちらは当初予算の計上遺漏、漏れでございます。

以上でございます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

済みません、戻っていただきまして18ページ、3の1の4の20扶助費なんですけど、これ令和2年度の当初はということなんですけど、事業量がやっぱり毎年変わってくるような状況で確定はできませんので、一応当初予算は前年度並みの予算を計上してある状況です。

あと19ページ、3の2の23返還金なんですけど、これは前年度ということなんですけど、平成30年度の事業費なんですけど、この30年度の当該年度におけるこのお金は、一応概算払いということになっておりまして、実績を報告した後に返還または追加交付とかということで、国でなってきますので、このような状況になっております。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

21ページ、11目11妊娠・出産包括支援事業ですが、これについては、事業を適切に行うと認める助産師及び事業者に委託するものとなっております。今年度、助産師及び事業者が見つからなかったということで、来年度実施する予定でおります。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

ページ23、目12の、先ほどの農業次世代投資型事業補助金についてなんですけど、継続受給者の1名が認定農業者と結婚し、夫婦で同一経営となったため、新規就農者ではなくなったため、給付を停止したということになります。

また、新規採択予定者3名につきましては、要件を満たすことができなく、申請を断念したということになります。

以上です。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳出24ページ、6の1の23、7、賃金の件なんですけど、毎回、最初の当初からずっと募集をかけるんですが、なかなかみのり館の場合は、事務屋と違いまして、中に入った場合、休憩時間が午前中に1回、昼は食事等で、午後から1回と。加工品に入りますと、ちょっと時間的にずっと休憩する時間がなかったりして、体力的なものがありまして、また女性のほうがちょっと多いもんですから、募集をかけるんですが、なかなか見つからないという状態であります。これからも募集のほうは、新年度もまたかけていっている状態であります。

それと、収支の関係なんですけど、こちらの手元には平成30年度までしかちょっと収支がないんですけども、そうすると、例えば、ふるさと納税の絡みがありまして、みのり館の商品、ジェラートもそうなんですけど、ジェラートも前年度と比べたら3倍以上、そうすると、ジュースのほうも2倍、そして、例えば、カレーの場合は4倍以上の売り上げになっています。済みません、まだ31年度はちょっとしっかりしたデータが出ていませんで、またそのときはお持ちしたいと思います。

以上です。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

地籍調査の件なんですけど、地籍調査、今、補助金によって進められております。その補助金も今、減額している状態で、進捗率がなかなか進まない状況でございます。地籍調査につきましては、平成3年度より事業を進めておりますが、現在18.8%ということで、年間平均しますと0.65%の進捗率です。だから、1%も行っていないということで、現状そういった状況です。これを進めるにしても、補助金等がもっと来れば進むと思いますが、この状況では、現在のところ、0.65で進むしかないのかなちゅう状態です。

以上です。（「またセーフティネットです」と呼ぶ者あり）

お答えします。

セーフティネット、住宅なんですけど、これは今年度より始めた事業でございます。議会でも取り上げられているように、空き家の住宅をどうにかしようかと思って、うちの担当が手を上げてとってきた事業でございますが、実際のところ、私の見解なんですけど、現状をあければ使いにくい補助金でございました。今あいている住宅を改良するというところで、どんな住宅でもオーケーかという、そうでない、いざふたをあけてみると、確認申請はとっているのか、耐力度はあるのか、そういったものから入りますので、なかなかそれに合う住宅がないちゅうことで、私どもの一般的な考えだと、普通の古い家を内外装をやりかえて、はい、住ませましょうみたいな考え方だったんですけど、やっぱりもとが住宅制作室の管轄がありますので、そこ

のそこはやっぱり厳しいということで、その補助対象内にしか補助金を出さないということで、結構難しい事業でしたが、やっぱりそれを取り入れることによって、1戸でも改善されればいいということで、私どもは取り組んで、今後も取り組んでいこうと思っております。

以上でございます。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ヘリポート以外の利用状況でございますが、まずドクターヘリ、31年度でございます。亀津漁港です、27件、山中中学校1件、東奄美中学校1件、自衛隊に関しましては、空港が1件となっております。

以上です。

#### ○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

29ページのクーラーの件ですけど、一応これは普通教室に全部、今年度はする計画であります。

続きまして、次のネットワークの校内LANの整備も、全学校にする予定であります。

次の1の7の小学校費の賃金なんですけど、こちらは現場のほうにちょっと、先生方に迷惑はかけたんですけど、なかなか集まらず、ことしから頑張って、本当に欠員を出さないように頑張っていきたいと思っております。

また、次の幼稚園のほうも、実際4名のところを3名で先生方に頑張っていてやっていたから、来年からはもう本当に4名を確保できるように募集をちゃんとしてやっていきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○9番（幸 千恵子君）

最終となりますが、8ページの繰越明許費のところがいつもより件数が多いような感じなんですけど、これについて少し説明をお願いできないでしょうか。

そして、歳出の20ページですね、ネコ対策の関係ですが、私たち、ちょっと猫とか犬の保護活動をやっていまして、みんな集まって話をすると、どうしても猫が今、地域のほうで増えていると、ノラネコも、そして1件につき15匹ぐらいいたりとか、結構ふえている実態があるんですね。それで、作業員1名では絶対足りないと思っておりますので、増員が必要だと思っておりますし、待遇等の問題とかできちんと対応していただいて、もう1名確保する必要があるんじゃないかなと思います。

そして、動物病院のことに直結しますので、確認なんですけど、たしか今、徳之島動物病院だけが対象になっているかと思えます、手術する関係、ノラネコの。これをほかの動物病院のほうにも広げていただいて、補助対象にして、できる時間、回数、件数等を増やしていただかないと、相談してもなかなか猫のほうが多いですから、対応が間に合わないという実態があるんですね。ここのところは、今、動物病院のほうがどういう体制でやっているのか。聞くところによると、夜だけみたいな形もありますので、そこをどういうふう把握されているのか、そこを確認させてください。

それから、21ページの助産師の関係ですが、委託先が見つからなかったということで、でも、来年度はまた実施するという予定のようですが、どういう形で今回、見つけられる予定があるのか、きちんとできる状況をどう予測しているのか、お尋ねします。

そして、24ページの、女性が多くて体力的な問題もあり、人数がなかなかそろえられないという形ですが、特別な報酬を少し上げるであるとか、特別な対策をしていただかないと、多分充足できないのかなと思ったりするんですけど、その検討もできるかどうか、お尋ねします。

そして、28ページのセーフティネットの空き家関係ですが、前回、是枝議員も言うておりましたが、青年の声もやっぱりありまして、現在住んでいらっしゃる家のリフォームを、女性が住みたくするような家ということで、そういうことを考えたリフォームを考えているんですけども、お金の問題でちゅうちょしているところもあると思えますので、もっと使い勝手があって、町内の業者に仕事が回って、町内の方が利用できて、本当にみんなが喜ばれる、普通の住宅リフォーム助成制度の創設を早急に私は要望したいと思います。

29ページの一番下ですね、全普通教室につけられるということで、大変喜んでおりますが、この間も若いお母さんから言われました、天城町、伊仙町は全部ついているのに、何でここだけつかないのと言われたとこだったので、大変喜んでくれると思います。これは意見ですね。

あとは、32ページの幼稚園教諭の関係ですが、募集してもいらっしゃらないということについては、頑張るということなんですけど、ここも特別な対策をとらないことには人数は集まらないと思うんですけども、例えば、こういう資格を取るための学校であるとか、そういうとこにやっぱり直接出向いて訴えるだとか、そういう特別な対策は必要じゃないかと思えますけれども、どういう対策をお考えでしょうか。

3回目、終わります。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

繰越明許費のことをございますけど、通常、繰り越しには3つございます。明許繰り越し、それから継続の逡次繰り越し、それから事故等によります事故繰り越し、この3つがございますけども、明許繰り越しの主な理由につきましては、例えば、補正予算等が2月、3月で通っ

た場合に、その年度内にどうしても予算を消化できないという場合には、契約等を結んだ後で年度繰り越しをしているところがございます。例えば、私のところの総務費につきましては、例えば、庁舎建設基本設計でございますけれども、年度をまたがってする場合等につきましては、全体の額を決めまして、その次の年度に繰り越しというようなことが設定されているところでございます。

以上です。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

8 ページ、繰越明許費、農林水産業費、農業費、産地基盤パワーアップ事業であります。この件につきましては、次年度実施予定の事業を補正事業として国が前倒し事業として実施が決まったため、補正予算として組んで、繰り越し事業の対象というふうな形でやっております。

事業によっては、製糖期ということがありまして、どうしても新年度で取り組まなきゃいけない、またがってってしまうものも、いろいろありますので、その調整の段階でこういうふうな明許繰り越しというふうな形になりました。

以上です。

#### ○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

8 ページの商工費、2 件あります。井之川集落観光拠点整備事業に関しましては、なかなか設計が上がっていくのが遅くなりましたので、これが繰り越しになった次第であります。

なごみの岬公園休息施設整備のほうは、今年度、令和2年度まで奄振の残金があるということで使わせていただくということで、これが繰り越しになっております。

以上です。

#### ○建設課長（亀澤 貢君）

建設課におきましては、道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費、公共土木災害復旧費となっております。

まず、社会資本整備道路事業につきましては、先ほど総務課長からもありましたが、まず、事業の流れについて説明いたします。

初めに、測量設計委託を発注し、その成果品を基本に設計を作成し、次に県への設計審査を受けた後に工事を発注する流れとなっております。この中で特に時間を要するのが測量設計であります。現地を調査し、地質や現在の排水の状況、交通状況などを把握し、現場に最適な工法で設計を行うのですが、この工法選択に一番時間がかかります。

今後もこの測量設計に不測の日数を要しており、工事の発注ができずに繰り越しが発生しております。

続きまして、県急傾斜地事業におきましてですが、これは1,500万円のうち、当初予算要望

額が1,500万のうち、600万が交付され、600万の工事が終わりましたが、11月に追加要望があり、補正で900万が決定しました。

しかしながら、時期が12月であったものですから、3月に入札し、もう期間が短くなり、年度内着工が困難かつ井之川中学校の授業やイベントを考慮し、夏休み期間にやったほうがいいんじゃないかということで、繰り越しになっております。

総合運動公園の件なんですけど、総合運動公園に関しましては、現在、スコアボードの設置工事、建築工事と電気設備があります。それについては、今、前金払いの40%を支払っているところなんですけど、電気設備工事において特別発注となりますので、納期がちょっとおくらせているということで、これを繰り越しになっております。また、改修の建設工事におきましては、今年度、完了予定でございます。

続きまして、尾母団地なんですけど、尾母団地の件につきましては、花徳団地同様、進めておったところなんですけど、地盤改良が必要ということで、設計に時間を要しまして、繰り越しで次の年に完了させたいと考えております。

最後に、災害工事におきましては、昨年の8月2日から3日の豪雨、台風24号災害で2件の災害がございました。井之川地区と花徳地区です。井之川地区は軽微なものでしたが、花徳地区に限っては、1,200万、大規模な工事でした。井之川地区におきましては、今年度で終了いたしますが、花徳地区におきましては、規模がでかいということで、これも工期を延長して繰り越しを担当しました。

建設課といたしましては、以上でございます。

#### ○住民生活課長（新田良二君）

ネコ対策についてでございますが、ネコ対策、TNR、捕獲する、そして捕獲してきたネコを施術する、そしてリターン、放すという事業でございます。ちょっと私の個人的な考えなんですけど、やはり捕獲して施術していますので、繁殖抑制にはつながって、減少していると思われまして。この捕獲員の増員についてなんですけど、平成30年度にネコ対策協議会で申し合わせをしまして、平成32年度までは6人体制、3町2名で6人体制で行きましょうということで申し合わせがなされているそうです。令和2年度、2名体制で予算要求を行っているところでございます。

ネコの施術のほうも、3町のネコ対策協議会のほうで検討しているところでございます。そして、先ほど、夜しか対応をしていないのかとの問いなんですけど、確認をいたします。

以上です。

#### ○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

助産師及び事業者については見つかっておりまして、来年度からできるんじゃないかという

ことで予算を新たに組んで、新年度予算でやりたいと思います。よろしく申し上げます。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳出24ページ、先ほどの賃金の件なんですけど、この4月から会計年度職員となりましたので、こちらのほうは、そういうほかの方との賃金アップできるかどうかは、財務のほうと協議を重ねないとちょっと難しいところがありますので、その点、また財務のほうと検討させていただきたいとは考えております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園の賃金についてですけど、本当、議員のおっしゃるとおりで、どうすれば来てくれるのか、いろんなやり方で募集を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

今、建設課長のほうから調査とか、いろいろ時間がかかるという話でしたけど、事業というのは、単年度でやるわけじゃ、その年度で、その年に決めてやるわけじゃないですから、もっと時間をかけて、来年やる事業はことし調査して、年度繰り越しがしないような状態に持ってってもらいたいと思います。これは要望です。

10の教育費、学校施設空調整備事業、これも要望なんですけど、県のほうは、空調関係は給排水の工事ということで、電気じゃなくて、給排水で出しているみたいなんですよね。これは確認して、空調関係はどういう工種になるかというのを確認して、入札をしてもらいたいと思います。

歳入の4ページ、12、1の1企画使用料、コワーキングスペース使用料33万6,000円減になった理由ですね。

8ページ、19、1の1延滞金140万、増えた理由ですね。

歳出10ページ、2、1、1の9旅費85万、年度末、その旅費の内訳です。

14の住宅借り上げ料36万2,000円、増えた理由。

11ページ、財産管理費、雁焼地区復元測量手数料20万6,000円、これは役場の職員ではできないのか、お伺いします。

16企画費、19の負担金、徳之島高校バス通学者支援補助金250万減になった理由、これは恐らく単年度、まだ1年生の分だと思えますから、その大体の人数を。

2、1、21の地域おこし協力隊、減になった理由。

13ページ、30役務費30万、庁舎建設手数料、これも役場職員ではできないのか。

18ページ、3、1、5の地域福祉センター管理費、電柱補強板取り付け、これはどのような事業の内容か。

20ページ、4、1、4の保健対策事業費委託料、肺がん検診委託料89万4,000円、減になった理由と、もっと啓発をすべきじゃないかと思うんですね。

23ページ、16の産地パワーアップ事業費、先ほどの説明でキャベツの収穫機とかどうのと言っていましたけど、キャベツの作付面積をお伺いします。

23ページ、機構集積協力事業費、19の負担金、100万円減になった理由ですね。

26ページ、8、2の3社会資本整備事業費、ことし補償した件数と土地の購入の件数ですね。

29ページ、5の教育再生事業、減になった理由。講師が集まらなかったのか、場所が減ったのか。

31ページ、3の学校施設整備費、備品購入費75万1,000円、これと32ページの10の3の3の備品購入6万1,000円、黒板が違うのか。

33ページ、幼稚園整備費、亀津幼稚園トイレ改修、恐らく洋式だと思いますけど、ほかの幼稚園の状況、洋式に変えてあるか。

以上です。

#### ○企画課長（政田正武君）

歳入の4ページ、款12項1、コワーキングスペースの使用料でございますけども、当初見込みより利用者が少ないということで減額しております。現在、各課が行う事業については、使用料を徴収していないんですけれども、今後は町が行う事業についても、使用料を徴収するなど対策してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○収納対策課長（太 稔君）

8ページ、19、1の1延滞金ですけども、当初予算では50万円を計上しておりました。しかし、2月末現在で190万の歳入がありまして、不足額140万円を増額して計上してあります。

以上です。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

10ページの款2、1、1の9の旅費でございますが、これにつきましては、まず、着任旅費ですね、今年度中に鹿児島へ2人、東京へ1人の分の着任旅費でございます。そして帰任旅費、これは奄美市から1人帰任いたしますので、この金額合計が60万9,903円となっております。

それから、その下の住宅借り上げ料でございますけども、これにつきましては、出向職員の

住宅借り上げ料でございますけども、25万円の2人分、50万円を計上しております。

そのほか、借り上げ敷金がマイナス、戻ってくる分がございますので、その差額を計上しているところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（政田正武君）

11ページ、款2項1目16企画費の負担金でございます。徳之島高校のバス通学者支援事業補助金ですけれども、当初27名に対して算出して予算を計上しておりましたが、実際、利用している生徒は2名で、助成額として9万9,000円でございますので、250万を減額してございます。

12ページ、款2項1目21の地域おこし協力隊の報酬でございます。これは社会教育課が行う予定でした事業でございます。屋内運動場トレーニング施設の指導者として予算を計上していましたが、地域おこし協力隊はそぐわないとのことで、未公募で今回減額になっております。

以上です。

#### ○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、11ページのドライブレコーダーにつきましては、現在、67台中、47台つけております。それから、用地復元でございますけども、これは後のほうで出てきますが、町の職員もということですけども、次のほうにやはり専念していただくと。また、かなり手が要るということで、委託にしました。

それから、積立金は、先ほど申し上げましたので、省かせていただきます。

以上です。

#### ○介護福祉課長（豊島英司君）

18ページ、地域福祉センターの電柱の修繕についてなんですけど、これは福祉センター内の電柱にひび割れが見つかりまして、これは補強が必要ということで、補強板を取りつけるという工事です。

#### ○健康増進課長（安田 敦君）

保健センターの事業で肺がん検診についてですが、当初は肺がん検診の撮影方法がデジタル化になることで、委託料の金額が上がるため、当初予算の金額で予算を確保していましたが、委託料が前年度と一緒になりまして、また人数も当初1,008人を予定、実績として828人で人数も減り、デジタル化の委託料も減ったおかげで減額となりました。

それと、広報については、再受診とか、いろいろ、また郵送したりしているんですが、これからはまた検診率が上がるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

23ページ、6、1、16の19産地パワーアップ事業、この補正に関しましては、南西糖業のほうの関係でありますけれども、先ほど産地パワーアップに2つあるということで説明いたしましたので。キャベツの収穫機等につきましては、現況1.4ヘクタール、目標の受益面積は2.5ヘクタールを目標としております。

以上です。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

歳出23ページ、ただいまのところの下から2段目です。目20負担金交付金なんですが、経営転換協力金補助金、これは離農された方等に農地を中間管理契約されますと補助金が出ますので、30万計上しておりましたが、該当者がおらず、減額となりました。

その下の地域集積協力金事業補助金、これは地域集積協力金70万円の予算を計上していましたが、本年度、30ヘクタールの集積面積の中、一定地区での集積がまとまらず、70万の減額となりました。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

26ページ、下のほうなんですけど、8、2、3社会資本整備交付金の17、22なんですが、これは19号線に伴う土地購入費と建物補償費でございます。土地購入費に当たりましては3件、建物補償費に当たりましても3件です。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

ページの29ページの11、5の8学校教育再生事業費の報償費が減った理由としては、塾長が減ったのが理由とあります。

続きまして、31ページの12、3の18の亀津小学校の黒板等、これは小学校の黒板は、先生と生徒がちょっと身長差があるため、スライド式になっていて、ちょっと高くなっています。また、中学校の次のページの32ページの13、3の18の山中学校の黒板なんですけど、これは備品のほうに少し予算がありましたんで、不足部分を計上してちょっと安くなっております。

次の33ページの幼稚園費の14、3の11の需用費のトイレの件なんですけど、一応各幼稚園に洋式トイレは1つはついてますんで、今回ちょっと亀津幼稚園のほうに手すり、スロープのトイレをつくらなくちゃいけないということで、そのため洋式トイレの改修費を上げてあります。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

あと5分ほどで終わると思いますけど、これはもう要望として聞いてもらいたいと思います。収納対策課の140万の延滞金、恐らく滞納分の延滞金ですので、なるべく滞納分がなくなるように、また延滞金がもっと上がるように一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

歳出の11ページ、4の財産管理費、ドライブレコーダー、公用車は全車つけるような手だてをお願いいたします。

13ページの庁舎建設検討委員会の調査測量、恐らく今度、地籍調査も入るわけですから、この真四角の測量はそんなにかかると思えないんですよ。なるべく役場職員でできるような、地籍調査に建設課でも頼んで、技術屋がいるわけですから。

26ページの観光地整備事業費の重機借り上げ料、トイレは補助事業でやっているか、また、今度つくる施設にトイレがあるか。補助事業でやっていたその手続を踏んでももらいたいと思います。

31ページ、3の学校施設整備費、いろいろ修繕費が出ていますけど、亀徳小学校の玄関の上の窓枠の格子が外れていますので、その分も手当てをよろしくお願いします。

以上です。これはもう要望でよろしいです。

○議長（池山富良君）

答弁はよろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

はい。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和元年度一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第18号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正  
予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第18号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第18号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ705万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,525万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金200万円、使用料及び手数料25万円の増額、町債930万円の減額であります。

歳出の内容は、総務費56万5,000円の増額、施設整備費761万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

歳入の1、1、1の水道料、2の過年度分、過年度分の全体の金額は幾らでしょうか。

○水道課長（清瀬博之君）

過年度分の滞納額でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）簡易水道でいきますと、平成26年度、321件、109万8,723円、平成27年度、件数325件、125万2,330円、平成28年度、318件、115万3,118円、平成29年度、385件、155万2,739円、平成30年度、421件、181万7,317円となっています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この間、給水停止をしたのは何件でしょうか、お伺いします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

平成26、27年度以降の給水停止は行われていないように聞いております。28年度が3件、29年度が2件、令和元年度が1件、これは簡易水道の給水停止です。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

これは要望として聞いてもらいたいんですけど、負担の公平化を図るため、件数の割には給水停止が少ないですね。なるべく個人個人の事情を考えながら、負担の公平化を図るために、今後も給水停止をやってもらいたいと思います。

以上、要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第19号 令和元年度国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第16、議案第19号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第19号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,108万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,286万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金841万8,000円、国庫支出金22万円の増額、国民健康保険税1,386万9,000円、県支出金585万6,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、諸支出金179万3,000円の増額、保険給付費1,288万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第20号 令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第17、議案第20号、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第20号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,510万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金7万円の減額であります。

歳出の内容は、事業費7万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第21号 令和元年度介護保険事業特別会計補正  
予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第18、議案第21号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第21号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,353万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,199万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金12万4,000円の増額、支払基金交付金2,033万1,000円、県支出金308万2,000円、国庫支出金24万4,000円の減額であります。

歳出の内容は、地域支援事業費273万2,000円の増額、保険給付費2,620万円、総務費6万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

歳出5ページですが、真ん中の保険給付費、介護サービス等の諸費ですが、居宅介護サービス給付費が4,000万の減額、地域密着型介護サービス給付費が300万の減額、施設介護サービス給付費が1,100万の増額という状況ですが、介護保険の利用者さんの状況、居宅の関係、施設の関係、少し利用状況が変化しているのかなと思ったりするんですが、今の居宅の状況、この減額、増額の状況について、少し状況を教えてほしいと思います。

それから、6ページのほうの通所サービス事業費のところです。負担金が200万ふえていますが、ここの状況も教えてください。

○介護福祉課長（豊島英司君）

居宅の関係については、この2、3月の見込額の算定について減額になっております。ほかのサービス給付についても、同じような形で減額としておりますが、詳しくは、後ほどまた資料を提供させていただければと思っております。

通所サービスについても、後ほどまたお知らせしたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第19 議案第22号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第19、議案第22号、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第22号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億166万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金1,307万1,000円の増額、町債1,440万円の減額であります。

歳出の内容は、総務費129万9,000円、事業費3万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましても、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

歳入の3ページ、4、2、1の公共下水道事業基金繰入金、基金の残高は幾らでしょうか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

1,703万2,953円となっております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

一番後ろですが、歳出4ページ、事業費の工事請負費1,685万増額になっていますが、この工事の現在の状況と、この増額の状況を教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

13委託料15工事請負費19負担金は、補助金になります。最後の測量設計業務委託、補助金の残高を工事費に組み替えたという予算でございます。現在のところ、社会資本整備交付金において、管路、今、亀津の東区のほうを重点的に行っているところでございます。地方創生におきましては、前処理施設の現在工事を行っているところであります。前処理施設につきましては、繰り越し事業となっておりますので、来年度2月、3月をめどに今、頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

歳出の4ページ、2、1、1の15ですね、1,685万、工事費の増額になってはいますが、これは今から執行する分でしょうか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、工事におきまして、1工区の床掘り工事がありましたけど、それについて設計変更がありましたので、そちらのほうで増額して行っていきたいと考えております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第23号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第20、議案第23号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第23号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億793万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料423万6,000円、諸収入4万7,000円の増額、繰入金10万9,000円の減額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金423万6,000円の増額、総務費8万円、保健事業費2万4,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第21 議案第24号 令和2年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第22 議案第25号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第23 議案第26号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第24 議案第27号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第25 議案第28号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第26 議案第29号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第27 議案第30号 令和2年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（池山富良君）

日程第21、議案第24号、令和2年度一般会計歳入歳出予算についてから日程第27、議案第30号令和2年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

令和2年度の予算書を提出するに当たり、予算編成に当たっての主な方針と予算の概要を説明申し上げ、議会の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たっては、財源不足を解消するとともに歳入に見合った歳出とし、継続可能な財政構造の確立を目指す必要があります。そのため歳入面では、国や県の情報を収集し共有化を図るとともに、全職員が新たに活用できる補助制度等の活用を検討することや、自主財源の確保につながる施策に取り組む必要があります。

歳出面では、全ての経費を見直し、これまで以上に義務的経費の抑制に努め、物件費、補助費、繰出金の抑制・削減に取り組むほか、公共施設の長寿命化計画等の策定による年次的改修計画など、維持補修経費への特定財源の確保に努め、本町が実施している各種施策を実りあるものとするため、限られた財源の中でより質の高い行政サービスを図ることなどを主な方針といたしました。

令和2年度の一般会計の当初予算は95億2,930万円で、前年度当初予算に対し30%、金額にして22億175万円の増額の予算であります。

予算編成では主要な施策を実施するに当たり、財政調整基金、ふるさと思いやり基金等の繰り入れを行いました。また公債費につきましては、利子償還金が減額となるなど若干の改善が図られておりますが、今年度着工予定であります新庁舎建設事業債の借り入れにより、今後は増加することが予想されます。経常収支比率につきましても、昨年度より若干改善が図られているものの、依然として硬直化が進んでおりますので、引き続き税收等一般財源の確保や経常的経費の削減を図り、財政の健全化に努めてまいります。

主な歳入の概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

町税は、191万円の減額、主に市町村たばこ税の減額であります。

分担金及び負担金は、2,880万9,000円の減額、主に保育所入所負担金の減額であります。

国庫支出金は、1億3,314万2,000円の増額、主に道路整備と住宅建設に係る社会資本整備総合交付金の増額などです。

県支出金は、4,210万8,000円の減額、主に産地パワーアップ事業補助金の減額であります。

財産収入は、531万円の増額、主に美農里館生産物売り払い収入、営農研修センター農産物売り払い収入の増額です。

繰入金は、5億81万1,000円の増額、主に庁舎整備基金繰入金、ふるさと思いやり基金繰入金の増額です。

次に、歳出概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

議会費は、54万8,000円の増額、主に旅費の増額です。

総務費は、16億8,790万5,000円の増額、主に新庁舎建設事業による増額です。

民生費は、2,711万6,000円の増額、主に少子化対策事業として実施する出産祝金の増額など

であります。

衛生費は、1億7,652万7,000円の増額、主に水道事業特別会計繰出金の増額や徳之島愛ランド広域連合への負担金の増額などであります。

農林水産業費は、1,560万3,000円の減額、主に産地パワーアップ事業の減額などあります。

商工費は、704万9,000円の増額、主に農林水産物輸送コスト支援事業による増額であります。

土木費は、2億1,749万9,000円の増額、主に社会資本整備道路事業、公営住宅建設事業による増額であります。

消防費は、3,361万5,000円の増額、主に徳之島地区消防組合救助工作車導入事業、防災行政デジタル無線整備事業による増額であります。

教育費は、7,364万7,000円の増額、主に文化会館改修事業、ICT・IoT活用教育推進事業による増額であります。

公債費は、661万4,000円の減額、町債利子償還金の減額であります。

続きまして、特別会計の当初予算規模は、それぞれ次のようになっております。

国民健康保険事業特別会計13億9,710万4,000円、前年度対比7.1%の減額。

農業集落排水事業特別会計1,190万円、前年度対比19.1%の減額。

介護保険事業特別会計11億7,001万7,000円、前年度対比0.4%の増額。

公共下水道事業特別会計5億5,623万5,000円、前年度比20.5%の減額。

後期高齢者医療特別会計1億1,637万4,000円、前年度比11.5%の増額。

水道事業会計のうち収益的支出は、3億8,741万円、前年度対比96.6%の増額。資本的支出は、2億6,498万8,000円、前年度比138.0%の増額であります。

以上、令和2年度の当初予算案の概要を申し上げます。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（池山富良君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから7件について、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本予算案7件については、議長を除く15名の委員で構成する令和2年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、本予算案7件については、議長を除く15名の委員で構成する令和2年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に、総務文教厚生常任委員会委員長の行沢弘栄議員、副委員長に、経済建設常任委員会委員長の徳田進議員が決定しました。

△ 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（池山富良君）

日程第28、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第1号の提案理由の御説明を申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀徳3314番地の11、池本光子氏を推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から説明がありました件について。

お諮りします。

本件は、適任であると答申することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任であると答申することに決定しました。

△ 日程第29 議員派遣の件

○議長（池山富良君）

第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月13日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

散 会 午後 2時00分

# 令和2年第1回徳之島町議会定例会

第4日

令和2年3月13日



令和2年第1回徳之島町議会定例会会議録  
令和2年3月13日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第24号 令和2年度一般会計歳入歳出予算について  
……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算  
について ……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第26号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算  
について ……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 4 議案第27号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算につ  
いて ……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 5 議案第28号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に  
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 6 議案第29号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に  
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 7 議案第30号 令和2年度水道事業会計歳入歳出予算について  
……………（予算審査特別委員長報告）
- 日程第 8 議案第31号 副町長の選任について ……………（町長提出）
- 日程第 9 陳情第 2号 東天城中学校「新校舎」建設促進についての陳情書  
……………（総務文教厚生常任委員長）
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査の申し出について ……………（経済建設常任委員長）
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について  
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第24号 令和2年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第2 議案第25号 令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第3 議案第26号 令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第4 議案第27号 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第5 議案第28号 令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第6 議案第29号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第7 議案第30号 令和2年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第24号、令和2年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第7、議案第30号、令和2年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上7件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（行沢弘栄君）

おはようございます。

令和2年度一般会計歳入歳出予算並びに6特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会での審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月10日に委員会を招集し、10日、11日に一般会計の審査並びに特別会計の審査を行いました。町長はじめ、副町長、総務課長並びに各担当課長、財政担当及び各課担当職員の出席を求め、説明資料に基づいて審査をいたしました。

審査の経過については、審査終了後議長へ報告しており、内容については御承知のことですから省略いたします。

結果について、これから報告いたします。

議案第25号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第26号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第27号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第28号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第29号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算、議案第30号、令和2年度水道事業会計歳入歳出予算、以上、6件については、全会一致で認定すべきものと決定。

議案第24号、令和2年度一般会計歳入歳出予算の認定については、採決の結果、起立多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号、令和2年度一般会計歳入歳出予算について、討論を行います。

#### ○9番（幸 千恵子君）

24号議案に対する討論ですよね。

令和2年度の一般会計の中で海拔3メートル、海岸から50メートルの現在地に新庁舎を設置することに反対であるため、庁舎建設関連の予算に反対いたします。

2011年3月11日の東日本大震災発生から9年が経ちました。3月1日現在、亡くなられた方は12都道府県で1万5,899人、行方不明の方は6県で2,529人、震災関連で亡くなられた方を合わせると犠牲者は2万2,200人を超えます。仮設住宅や復興公営住宅などでの孤独死なども後を絶ちません。9年よりもっと前に何か対策をすべきだったと後悔したり、想像力が及ばなかったことを悔やんだ方も多かったと思います。

宮城県東松島市の佐藤善文さん、85歳は、1960年のチリ地震の後、災害時の避難方法を真剣に考えるようになり、津波から人命を守るにはまず高い場所に家がなければいけないと考え、避難所をつくることを思いつきました。避難所をつくるための自由な体と時間がほしいと考え、65歳のとき経営していたタクシー会社の経営を息子さんに託しました。そして、自宅から100メートルほど離れた小高い30メートルほどの岩山を購入し、避難所の整備を始めました。人の手は全く借りずにやぶを刈り、柱などの資材を担ぎ上げ、頂上には海の見える展望台や小屋、東屋をつくり、水やプロパンガス、コンロ、石油ストーブ、食材も備えました。案内板、災害避難所を建て、岩を削り、四方の斜面から登れるように階段をつくりました。桜や梅を植え、山野草や小鳥の声を聞き楽しむことができるようにもしました。

佐藤さんが黙々と作業をしていると周辺の住民から大津波なんて来ないよ、そんなのつくっ

てどうなるのと冷ややかな反応がありましたが、そんなこと全く気にしませんでした。1999年から10年かけて整備した避難所、佐藤さんの山は2011年に大地震が発生し、大津波が襲来したとき避難所としての本領を発揮しました。近所の人々は着の身着のまま佐藤さんの避難所に避難してきました。そして、70人余りの命を守ったのです。

2014年には佐藤さんをモデルにした絵本、「おさとうやま」が出版され、防災の重要性を伝える本として英語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語に翻訳されました。何とすばらしい想像力でしょうか。自分の危機意識を信じ、想像力をしっかり働かせ、最悪の状況を想定して準備をするという危機管理の取り組みを実践したのです。それもたった一人です。

それに比べ、大変残念なことです。自治体のトップにこそ求められるこの想像力を徳之島町のトップと庁舎建設検討委員会のメンバーを初め多くの関係者が想像力を持ち合わせていないと言わざるを得ません。町民にとって大変不幸です。

先日の副町長の発言、庁舎完成後30年以内に災害によって庁舎が被災した場合、責任は誰もとることはない、被害を受けたとしても責任はとれない、予期せぬ災害も多く発生している、交通事故も同じ、不可抗力であり誰も責任をとることはないし、必要はないと答えたことからわかるように、想像力を持たないだけでなく責任もとらない無責任さでその場逃れの庁舎建設準備対応を今日まで繰り返してきたのです。そして、副町長が高台に庁舎を建てて災害が起これなかったらどうするんだと反問権を行使してまで言われたこと、これは今も町民に語り継がれています。トップの方針だからと異論を表明しないのでは議会とは言えません。ましてや付度などあってはなりません。住民の生命と財産を守るという崇高な自治体としての任務を果たすことになる重要案件です。住民の意見を十分聞いて議会で真剣に議論を尽くすべきです。それは今後の歴史の中で検証されるでしょう。住民アンケートで場所を変えたほうが良いという230人余りの声とアンケートに答えるチャンスさえなかった多くの町民の声をいとも簡単にスルーするような町政執行をしてはなりません。

一般会計当初予算95億円は昨年に比べ30%増し、22億175万円もの増額です。増額分22億円のほとんどが庁舎建設にかかわるものですが、想定外でもなく、想定される災害を想定せずに被災すればほとんどが無駄になります。

これまで言い続けてきましたが、新庁舎建設には賛成ですが、私は100%の想像力を働かせて考えた場合、現在地に庁舎を設置することには反対です。

以上。

#### ○議長（池山富良君）

ただいまは原案に反対者の発言でございました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

#### ○4番（富田良一君）

私は新庁舎建て替えの件について賛成したいと思います。

その前にちょっと紹介したい記事がありますので時間をください。

2011年の東日本大震災をきっかけに避難のあり方を見直す動きが進んでおります。3月11日の南日本新聞に鹿児島大学の岩船昌起教授の記事が載っていました。少しご紹介したいと思います。

岩船教授は防災をテーマに県内外で年間二、三十回の講演をしております。岩船教授は津波イコール高台避難と考えがちだが、垂直避難が有効な場合もあると指摘をしております。現状に応じて避難行動を変え、これまでの常識を疑ってみる柔軟性の大切さを呼びかけております。

これ、南日本新聞に書かれておりますが、ちょっとご紹介します。

岩船教授によると、これまで何度も津波を経験している岩手県、教授も岩手県出身です、その場合、三陸沖の海溝型地震で発生した津波は到達まで少なくとも20分ほどかかるという、一方、鹿児島では状況が異なると、太平洋側は海溝型地震、東シナ海側は活断層型地震、鹿児島湾は桜島海底噴火と津波を引き起こす環境が地域によってさまざまだ、県のシミュレーションによると鹿児島湾沿岸や海溝に近い、ここが肝心です、喜界島や徳之島は到達時間が10分以内、こうしたケースではマンションやビルの上階、一軒家なら2階といった垂直避難のほうが実効的といえる。到達時間が早い地域では高台避難ばかり考えると逃げる準備をして自宅を出たタイミングで津波に襲われかねないと岩船教授は言っております。これが夜間だったらもっと危ないんです。

見直すべき常識はほかにもあるといろいろ書かれております。もう1つ紹介したいと思います。

これは今反対した幸さんの尊敬する山村武彦先生の著書にもありますが、1つ紹介します。

「遠くより高く、震源が近ければ短時間で津波が襲ってくる危険性がある。原則は指定避難場所に避難するべきだが、避難場所が遠い場合は間に合わない場合がある。また、大地震で電柱や建物倒壊、土砂崩れなどで避難路が確保できない状況に陥ることもある。そこで、事前に遠くの避難所に避難できないことを想定し、近くの頑丈なビル4階以上に避難させてもらえる場所を確保すべきである」、こういうのも書かれておるんです、幸さん。

それで、討論に入ります。

徳之島においては何度も津波を経験している岩手県と違い、台風の襲来地であります。今、我々は危険と隣り合わせで生活しております。いつ何が起きてもおかしくないわけです。事故、災害等、想像を膨らませると切りがなく、生活ができなくなります。もう家から一歩も出れなくなるんです、そういうことを考えると。今すぐできることからすべきであると私は考えております。

台風災害、毎年起きている中、亀津地区においては川の氾濫で救助を求める方々の対策も必

要です。また、庁舎は耐震性がなく震度6強の地震で崩壊する危険性がある。津波、台風災害で逃げおくれた方々を救助する観点からも現在地に早急な新庁舎建て替えが必要であると考えております。ですので、私は新庁舎建て替えの件については賛成いたしたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

#### ○6番（勇元勝雄君）

本年度予算において新庁舎建設に、徳之島地区消防組合整備事業2,491万4,000円の予算に対して私は反対でございます。

その理由は、町長、そして我々議員は町民の生命、財産を守るのが第一で、現在、7メートル50の津波が想定されています。

現地建て替えでは津波から町民を守ることはできません。これはある程度、亀津の町民を想定していますが、ほかの集落は避難塔とかそういうのはできていませんので、庁舎建設に対して反対ですので、そして津波が来た場合、防災拠点としての機能は果たせないと私は思います。橋げたが流れる、そういうことも想定されます。そうした場合、丹向川、大瀬川、橋げたが流された場合、役場は孤立します。海拔3メートル、海岸から50メートルの津波に対して危険な場所に庁舎をつくって避難場所として機能を持たせるようなことは私は常識では考えられないと思っています。ここが避難所だということで役場をつくった場合、この亀津の町民が役場に逃げてくる可能性も多いと思います。

我々議員は、東北の被災地を視察に行きました。私は震災を受けて、古い役場が被災して高台に移転しているから高台に移転をするための視察だと思っていまして、現在の結果は違っています。普通、視察というのは津波対策に対する先進地の視察を行ったわけですから、いかにして役場が被災を受けないような場所を選定するために行くことが私は視察だと思っていまして。実際、役場を見てきれいで立派だと思います。役場だけの視察だったら隣の和泊町、去年かおとし、庁舎が完成しています。和泊町でもよかったんじゃないかというふうに私は思っています。

現地建て替えをして、もし津波が来た場合、想定外を想定していなければいけません。新庁舎に多くの町民が避難してきて被災した場合、町長と我々議員も責任があると思います。現に被災地でいろいろ裁判が起きて、大川小とかいろいろ裁判沙汰になっています。その裁判はただお金、補償費の問題ですけど、人の命はお金にはかえられません。一番の問題はこの16億のお金が、起債の許可が出るか出ないかそれが一番問題だと私は思います。恐らく起債の趣旨からいって許可が出ないのが私は普通だと思うんです。津波想定区域内にあって移転する場合、最悪、場所がなければ現地建て替え、それに対策をしてやるような起債の条件だと私は思

っています。建て替えする場所があります。移転をする場所があります。何のための、誰のための建て替えか。現在の町の考えは起債の条件がいいからその起債の借りられる間に工事を発注しなければならない、町民の生命、財産を守るよりも条件のいい起債を借りて、ただ役場庁舎をつくれればいい、そういう安易な考えだと私は思います。こういう安易な考えで町民の生命、財産を守ることはできないと思っていますので、私はこの予算に対しては反対いたします。

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

○1番（植木厚吉君）

庁舎関連の予算について賛成の討論をさせていただきたいと思います。

まず初めに、先日、3月11日は東日本大震災の慰霊の日でありました。震災で亡くなられた方々に対して、心から哀悼の意を表したいと思います。

我が国日本は地震、津波、台風、土砂災害など災害が多発する国であります。そのような状況の中、本町においても、いつ起きてもおかしくない大災害を想定し、庁舎の早期の建て替えを計画しているところであります。

東日本大震災の教訓から地震イコール津波というイメージが強くありますが、大災害には地域性があると思っております。私自身も被災をしましたが、被災の経験をしました阪神・淡路大震災の発生当時は津波という認識はなく、建物や高速道路の倒壊、道路の寸断、火災などが発生しました。実際に数年にわたって復興の作業の従事もいたしました。そのような悲惨な状況の中、住民の生活の支えになっていたのは町の中心にある市役所などの公的施設の存在でありました。炊き出しを行ったり、仮設の設備が用意され、被災者の生活再建の重要な拠点になっておりました。

今後、徳之島においてどのような災害が起きるかは想像はつきません。災害は瞬時に起き、また過ぎ去っていきます。しかし、復興作業には長い年月がかかります。役場庁舎はその災害発生時の一時的な避難場所の役目もちろんありますけども、重要な役目は災害後の復旧・復興の拠点であることだと私は考えます。

現在、東北においては高台に住宅の移設事業を進めた結果、その町に住民が戻って来ないというような事態に陥っていると聞きます。あってはならないことですが、もしこの島でそのような大災害が起きてしまった場合、役場の庁舎はこの町の中心に存在するからこそ、その機能を十分に発揮し、またこの亀津の町とともに同じ場所に共存してこそ新しいまちづくりの拠点になると確信しております。現地においての一日でも早い徳之島町のシンボルとなる強い庁舎の建設を願うところであります。

以上、賛成の討論です。

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号、令和2年度一般会計歳入歳出予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、令和2年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号、令和2年度水道事業会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、令和2年度水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第31号 副町長の選任について

○議長（池山富良君） 日程第8、議案第31号、副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第31号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、副町長の選任について、議会の同意を求める件であります。

内容は、来る4月21日をもって任期満了となる副町長に、幸野善治氏を再任するものであります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」「あり」と呼ぶ者あり]

○9番（幸 千恵子君）

この副町長選任案について、私は反対です。

2億5,000万円の土地問題の当時総務課長でありました。その当時から信頼できるという状況にないということはこの間ずっと見てまいりました。そういうことで、副町長にはふさわしくないと考え、反対いたします。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番（是枝孝太郎君）

徳之島町議会議席番号10番の是枝が徳之島町副町長の選任について賛成討論をさせていただきます。

幸野善治氏は、徳之島町役場に昭和49年入局、平成23年退職まで37年間勤務され、日本国憲法第1条から第3条までを基本的理念として地方公務員法第1条から第65条を遵守し、全体の奉仕者としてサービスの根本基準、職務に専念する義務等を心から守り抜くを信念とし、地方公務員として研究、修養に努められ、教育委員会を初め総務課長職として11の課を務められ上げました。伝統文化、そして徳之島の歴史の変遷に精通され、地域住民から尊敬され、そして次世代を育てつつ未来を見据えた人物として副町長職に値する人間である。よって、この人事全てに賛成です。

○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号、副町長の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立お願いします。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数です。したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

△ 日程第9 陳情第2号 東天城中学校「新校舎」建設促進について  
の陳情書

○議長（池山富良君）

日程第9、陳情第2号、東天城中学校「新校舎」建設促進についての陳情書を議題とします。  
本件について委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

ただいま議題となりました、陳情第2号、東天城中学校「新校舎」建設促進についての陳情書について、総務文教厚生常任委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月9日の本会議散会后、委員会室において、委員会を開催いたしました。

本陳情の趣旨は、現在使用中の東天城中学校の校舎は、昭和33年に旧東天城村と旧亀津町が合併し、徳之島町の誕生と同時に建設され、その後62年以上の年月が経過しています。そのため、老朽化が激しく、塩害、シロアリ等の被害に加え、コンクリートの劣化により、校舎の至る所で、壁面、天井の亀裂や剥落及び雨漏り等が見られ大変危険な状況にあります。また、プールも建設から50年が経過しており使用できない状況が続いています。

生徒の通学上の安全や、地域・保護者の活用の状況から、新校舎建設は現在の東天城中学校の場所にお願ひし、早期に東天城中学校新校舎を建設していただきたいとの陳情の趣旨でございます。

このような陳情を当委員会としては、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号、東天城中学校「新校舎」建設促進についての陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第10 委員会の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第10、委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回徳之島町議会定例会を閉会します。  
お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 宮之原順子

徳之島町議会議員 是枝孝太郎

